

平成31年2月定例会

長 崎 県 議 会 会 議 録

長 崎 県 議 会

平成31年2月定例会

平成31年2月定例会日程表（結果）

月 日	曜	内 容 等	備 考
2.20	水	本会議 （議案上程） （開会、会期決定、議長報告、予算決算委員長報告、 質疑・討論、採決、議案一括上程（第1号議案乃至 第74号議案）、知事議案説明、委員会付託〔第72号 議案乃至第74号議案〕、散会 予算決算委員会（分科会）・常任委員会〔総務、文教厚生、環境 生活、農水経済〕	質問通告締切
21	木	予算決算委員会（分科会長報告、採決） 議会運営委員会 本会議 （開議、委員長報告、採決、散会） 予算決算委員会（概要説明）	
22	金	（議案調査）	質問通告内容事前調整期限
23	土		
24	日		
25	月	（議案調査）	請願受付締切
26	火	本会議 （開議、一般質問、散会）	予算総括質疑通告締切
27	水	本会議 （開議、一般質問、散会） 議会運営委員会	陳情受付締切
28	木	本会議 （開議、賀詞奉呈の件、一般質問、議案・請願委員会） （付託、散会）	会派・議員提出決議案等締切
3. 1	金	（議案調査）	
2	土		
3	日		
4	月	予算決算委員会（総括質疑）	
5	火	常任委員会・予算決算委員会（分科会） 〔総務、文教厚生、環境生活、農水経済〕	
6	水	常任委員会・予算決算委員会（分科会） 〔総務、文教厚生、環境生活、農水経済〕	
7	木	常任委員会・予算決算委員会（分科会） 〔総務、環境生活、農水経済〕 常任委員会〔文教厚生〕	
8	金	常任委員会・予算決算委員会（分科会） 〔総務〕	
9	土		

月 日	曜	内 容 等	備 考
1 0	日		
1 1	月	常任委員会〔総務〕	
1 2	火		
1 3	水	予算決算委員会（分科会長報告、採決） 議会運営委員会	
1 4	木	（議案整理）	
1 5	金	本会議 （議案採決） （開議、委員長審査結果報告、質疑・討論、採決、意見書上程、質疑・討論、採決、議会閉会中委員会付託事件の採決、知事あいさつ、議長あいさつ、閉会）	

（会期 24日間）

目 次

第1日目（2月20日）本会議（議案上程）

一、議事日程	1
一、出席議員	2
一、欠席議員	2
一、説明のため出席した者	2
一、開 会	3
一、新任の幹部職員紹介	3
一、会期の決定	3
一、会議録署名議員指名	3
一、議長報告	3
一、各特別委員会委員長の報告（付議事件の調査に関する経過報告）	3
一、離島・半島地域振興特別委員長報告	3
一、観光振興等対策特別委員長報告	5
一、総合交通対策特別委員長報告	7
一、九州新幹線西九州ルート整備特別委員長報告	8
一、各特別委員会委員長から、知事あて、意見書提出方の動議・提出	10
一、上記・離島・半島地域振興特別委員会より、「離島・半島地域の振興対策について」・ 動議提出	10
一、上記・動議・可決	10
一、上記・観光振興等対策特別委員会より、「長崎県の観光振興の促進について」・ 動議提出	10
一、上記・動議・可決	11
一、上記・総合交通対策特別委員会より、「総合交通対策について」・動議提出	
一、上記・動議・可決	11
一、上記・九州新幹線西九州ルート整備特別委員会より、「長崎県の観光振興施策の 強化について」・動議提出	11
一、上記について、質疑・討論	11
一、堀江ひとみ議員、上記について、反対討論	11
一、中村和弥議員、上記について、賛成討論	12
一、上記・動議・可決	13
一、議案一括上程（第1号議案乃至第74号議案）	13
一、上記・知事議案説明	13
一、上記・上程議案のうち、第72号議案乃至第74号議案・予算決算委員会に付託	25
一、散 会	25

予算決算委員会（分科会）〔総務、文教厚生、環境生活、農水経済〕

第2日目（2月21日）予算決算委員会（分科会長報告、採決）

議会運営委員会

本会議

一、議事日程	27
一、出席議員	28
一、説明のため出席した者	28
一、開 議	

△委員長報告

一、予算決算委員長報告	29
一、第72号議案・原案可決	30
一、各議案・原案可決	30
一、散 会	30

予算決算委員会（概要説明）

第3日目（2月22日）（議案調査）

第4日目（2月23日）

第5日目（2月24日）

第6日目（2月25日）（議案調査）

第7日目（2月26日）本会議

一、議事日程	31
一、出席議員	32
一、説明のため出席した者	32
一、開 議	33

△県政一般に対する質問

一、中村和弥議員質問	33
・平成31年度当初予算について（予算編成と財政健全化について）	33
（当初予算編成への知事の決意について）	33
（財政健全化対策と見直しについて）	34
知事答弁	34
総務部長答弁	35
中村和弥議員質問	35
知事答弁	36
中村和弥議員質問	36
総務部長答弁	36
中村和弥議員質問	37
知事答弁	37
中村和弥議員質問	37
・九州新幹線西九州ルート整備促進について（フル規格への見直しについて）	37
（佐賀県との協議について）	38

知事答弁	38
中村和弥議員質問	38
・今後の取組みについて	38
知事答弁	38
中村和弥議員質問	39
・子どもたちを取り巻く諸問題について（児童虐待問題について）	39
（県の取組みと対策について）	39
こども政策局長答弁	39
中村和弥議員質問	40
・関係条例の改正について	40
こども政策局長答弁	40
中村和弥議員質問	41
教育委員会教育長答弁	41
中村和弥議員質問	41
・道路整備について（県央地区幹線道路整備について）	42
（長田バイパス延伸について）	42
（久山港線の整備について）	42
（国道207号多良見地区の道路整備について）	42
（諫早飯盛線拡幅工事について）	42
・有明海沿岸道路について	42
（早期計画化について）	42
土木部長答弁	42
中村和弥議員質問	43
・スポーツ振興対策について（施設整備について）	43
（本明川下流ボートコース整備と干陸地の利活用について）	43
企画振興部長答弁	44
中村和弥議員質問	44
平田副知事答弁	45
中村和弥議員質問	45
農林部長答弁	46
中村和弥議員質問	46
・農業振興対策について（農業基盤整備について）	46
（農地基盤整備工事の執行について）	46
農林部長答弁	47
中村和弥議員発言	47
一、休憩	48
一、再開	48
一、下条ふみまさ議員質問	48
・人口減少対策について（社会減に対する具体的対応策）	49
（県内人口の社会減対策、自然減対策に関する知事の決意について）	49

(若年層の県内流出を防ぎ、県内企業等への就職に向け、どのような施策を行っているのか)	49
(市町の特徴的な移住施策の取組について)	49
・自然減に対する具体的対応策	49
(社会減、自然減対策について、具体的な策は)	49
・改正入管難民法の施行に伴う外国人労働者雇用対策について	49
(入管難民法改正を踏まえ、県として、どのように対応していくのか)	49
・健康長寿日本一の本県づくりについて(本年度はその環境づくりと 思われたがどうか)	50
(本年度は健康長寿日本一に向けた、本年度のこれまでの取組状況について)	50
・新年度の健康寿命延伸に向けた取り組みについて	50
(来年度はどのような施策を推進していこうとしているのか)	50
・歯・口腔の健康づくり条例制定後の結果について	50
(歯・口腔の健康づくり推進条例に基づくこれまでの取組で、 子どものむし歯はようになったのか)	50
・県民所得向上施策の成果について(これまでの3ヶ年計画の成果)	50
(3ヶ年計画の分野別の達成額について)	50
(現5ヶ年計画の初年度〔H28〕の見通しについて)	50
・本県農水産物の海外輸出促進について	50
(農水物の生産額の推移について)	50
・農水産物の海外輸出額の推移と取り組みについて	50
(農水産物の生産額の推移、海外輸出と今後の取組について)	51
・九州新幹線西九州ルート of 全線フル規格化へ向けた取組	51
(西九州ルート of フル規格による整備に向けた関係者への働きかけの 最近の動向や見解は)	51
知事答弁	51
産業労働部政策監答弁	52
企画振興部長答弁	53
こども政策局長答弁	54
福祉保健部長答弁	55
農林部長答弁	56
水産部長答弁	57
下条ふみまさ議員質問	57
・移住対策への市町の取組について	57
企画振興部長答弁	58
下条ふみまさ議員質問	58
・外国人材を派遣する農家に対し、派遣会社はどのような考え方により、 農家負担額を提示しようとしているのか	58
農林部長答弁	59
下条ふみまさ議員質問	59

・健康づくりについて	59
福祉保健部長答弁	60
下条ふみまさ議員質問	61
・県民所得向上の成果について	61
・新幹線の全線フル規格化について	61
知事答弁	62
下条ふみまさ議員発言	62
一、休 憩	63
一、再 開	63
一、宮内雪夫議員質問	63
・石木ダム反対運動と憲法第12条について	63
(石木ダム建設事業について、今後どのように問題を解決していくのか、 姿勢を打ち出すべき)	63
・新幹線開業と「特急みどり」の存続問題について	65
(肥前山口～武雄温泉間が部分複線化になったのはなぜか。また、フル規格により、 新鳥栖～武雄温泉間は並行在来線となり、佐世保～博多間の特急がなくなるのでは ないか)	66
・人口減少の中で癌罹患率全国一をどうするかについて	66
(本県のがん罹患率が日本一なのは、ATLが多いことと関係があるのか。 その対策に取り組んでいるのか)	66
(がん罹患率日本一に対し、今後どのような医療政策、健康政策を考えているのか)	66
・統合型リゾート施設、カジノについて	66
知事答弁	67
福祉保健部長答弁	68
宮内雪夫議員質問	69
・統合型リゾート施設、カジノについて	69
(I Rの目玉であるカジノ目当てで来る方が真の交流人口と言えるのか。大阪の 投資規模と本県の投資規模は大きく違うので、国からすれば大阪の方が魅力的 なのは明らかであり、本県の予算は無駄使いになるのではないのか)	69
(カジノ事業が犯罪の温床になる心配があるから、自治体の I R 誘致希望が 少ないのではないか)	69
警察本部長答弁	70
知事答弁	70
一、休 憩	71
一、再 開	71
一、吉村庄二議員質問	71
・中村知事の県政への政治姿勢について(県民主役の位置づけと マイノリティー〔少数派〕の意見を尊重する姿勢について)	71
(「少数派の意見であるからとって、これを無視するという立場にはない」との 回答を得ているが、この点について、改めて確認させていただく)	71

知事答弁	71
吉村庄二議員質問	72
・知事としての権力志向行政の排除と社会的弱者への対応について	72
知事答弁	72
吉村庄二議員質問	72
知事答弁	73
吉村庄二議員質問	73
・長崎県の平和行政について（核兵器廃絶問題についての世界の動きに対する 長崎県としての対応について）	73
（これから、どのように対応していくのか）	74
文化観光国際部政策監答弁	74
吉村庄二議員質問	74
知事答弁	75
吉村庄二議員質問	75
・被爆体験者問題について	75
福祉保健部長答弁	76
吉村庄二議員質問	76
知事答弁	76
吉村庄二議員質問	76
知事答弁	77
吉村庄二議員質問	77
・県政重要課題のうち人口減少対策について	77
（県人口減少問題への対策と考え方について）	78
企画振興部長答弁	78
吉村庄二議員質問	79
・少子・高齢社会の中での福祉施策について	79
（高齢弱者等の在宅介護と施設介護の考え方について）	79
福祉保健部長答弁	80
吉村庄二議員質問	80
知事答弁	80
吉村庄二議員質問	80
・それぞれの分野における人材確保について、特に、介護職員・看護師・保育士の 確保は、喫緊の課題、その対策について	81
（看護職員の確保について）	81
福祉保健部長答弁	81
吉村庄二議員質問	82
・いわゆる働き方改革のうち長時間労働の解消について（全国でもワースト10以内の 長崎県内一般労働者の長時間労働の解消について）	82
産業労働部政策監答弁	82
吉村庄二議員質問	82

・ 県教職員の長時間労働の解消について	82
教育委員会教育長答弁	83
吉村庄二議員質問	83
・ これからの長崎県のありようについての知事の考えは（先の2期8年を経過し、 県政担当責任者として3期目9年が過ぎる中で、中村知事自身の評価とこれらの 課題について）	84
知事答弁	84
吉村庄二議員質問	84
・ どういう長崎県を考えていくのか	84
知事答弁	85
吉村庄二議員発言	85
一、散 会	86

第8日目（2月27日）議会運営委員会

本会議

一、議事日程	87
一、出席議員	88
一、欠席議員	88
一、説明のため出席した者	88
一、開 議	89

△県政一般に対する質問

一、浅田眞澄美議員質問	89
・ 長崎県を持続可能な、誰一人取り残さない都市にするために （SDGs〔持続可能な地域づくり〕に関するその後のあり方）	89
知事答弁	90
浅田眞澄美議員質問	90
・ SDGsの推進について、横軸の連携、横断的な取組みが必要ではないか	90
企画振興部長答弁	91
浅田眞澄美議員質問	91
・ ACP（人生会議）についてのその後のあり方	91
福祉保健部長答弁	92
浅田眞澄美議員質問	92
福祉保健部長答弁	93
浅田眞澄美議員質問	93
・ 教育の情報化に向けた取り組みについて	93
教育委員会教育長答弁	94
浅田眞澄美議員質問	94
教育委員会教育長答弁	95
浅田眞澄美議員質問	95

• 長崎港付近の活用策について	95
土木部長答弁	95
浅田眞澄美議員質問	96
土木部長答弁	96
浅田眞澄美議員質問	97
知事答弁	97
浅田眞澄美議員質問	97
• 県庁舎跡地について	97
(第3別館について)	97
企画振興部長答弁	98
浅田眞澄美議員質問	98
• 県庁舎跡地の整備について	98
知事答弁	99
浅田眞澄美議員質問	99
• 県庁舎跡地の活用について	99
企画振興部長答弁	99
浅田眞澄美議員質問	100
知事答弁	100
浅田眞澄美議員質問	101
企画振興部長答弁	101
浅田眞澄美議員質問	101
知事答弁	102
浅田眞澄美議員質問	102
知事答弁	103
浅田眞澄美議員質問	103
知事答弁	104
浅田眞澄美議員質問	104
知事答弁	105
浅田眞澄美議員発言	105
一、休 憩	105
一、再 開	105
一、高橋勝幸議員質問	105
• 人口減少対策について(人口減少対策重点プロジェクトについて)	105
(4つのテーマの概要について)	106
産業労働部政策監答弁	106
企画振興部長答弁	106
こども政策局長答弁	107
高橋勝幸議員質問	107
• Uターン促進の取組強化について	107
教育委員会教育長答弁	108

高橋勝幸議員質問	108
・長崎七五三（Uターン促進の取組強化について）	109
企画振興部長答弁	109
高橋勝幸議員質問	110
・産業人材育成奨学金返還アシスト事業について	110
企画振興部長答弁	111
高橋勝幸議員質問	111
・伊万里湾の赤潮発生・抑制調査について	111
（H30、H29のデータ解析）	111
（抑制方法）	111
水産部長答弁	111
高橋勝幸議員質問	111
水産部長答弁	112
高橋勝幸議員質問	112
・雇用型農業の推進（外国人材活用）について	112
（長崎エヌについて）	112
（他産業への対応はどうか）	112
農林部長答弁	112
高橋勝幸議員質問	113
農林部長答弁	113
高橋勝幸議員質問	113
農林部長答弁	113
高橋勝幸議員質問	114
・株式会社エヌについての送り出し機関との関係について	114
農林部長答弁	114
高橋勝幸議員質問	114
・長崎空港対策について（空港運用時間の延長について）	115
企画振興部長答弁	115
高橋勝幸議員発言	115
一、休 憩	116
一、再 開	116
一、野本三雄議員質問	116
・県庁舎跡地活用への提案について（オペラハウス計画構想について）	116
（長崎はマダムバタフライの舞台になった地であり、オペラとの関係が深い。オペラを 活用し、世界に対して長崎を発信するためにオペラハウスを建設してはどうか）	116
・食文化への対応、千客万来施設の提案について	117
（長崎の食を提供する施設や長崎のまつりを行う常設広場、イベント広場、商業施設 〔アウトレットモール〕、ホテルなどで構成する「ながさき千客万来 和・華・蘭 ミュージアム」を整備してはどうか）	117
・不動産投資信託への取り組みについて	117

(跡地の整備及び運営において、民間の不動産投資信託を活用してはどうか) ……………	117
• 土木行政について(長崎南北幹線道路の計画について) ……………	117
(早期事業化のため、浦上川に橋脚を立てて高架橋をつくり、途中で国道206号に 接続させるルートを検討すべきではないか) ……………	117
• (仮)茂木バイパス(早坂～茂木北浦)計画への取り組みについて ……………	117
(〔仮称〕茂木バイパス建設に向けた、地域住民の機運の高まりを県として どう受け止めているのか) ……………	118
• 水産行政について(藻場造成について) ……………	118
(長崎県の藻場の現状と藻場回復の取り組みについて) ……………	118
• 新工法による「海の森づくり」への長崎発沿岸砂場での藻場造成への 取り組みについて ……………	118
知事答弁 ……………	118
企画振興部長答弁 ……………	119
土木部長答弁 ……………	119
水産部長答弁 ……………	120
野本三雄議員質問 ……………	120
• 県庁舎跡地の活用について ……………	120
• 不動産投資信託への取り組みについて ……………	121
• 南北幹線道路計画について ……………	122
• 新工法による「海の森づくり」への長崎発沿岸砂場での藻場造成への 取り組みについて ……………	123
一、議長発言 ……………	124
水産部長答弁 ……………	124
野本三雄議員発言 ……………	124
一、議長発言 ……………	124
野本三雄議員発言 ……………	125
一、休 憩 ……………	125
一、再 開 ……………	125
一、山本啓介議員質問 ……………	125
• 長崎県のランドデザインについて ……………	125
(さまざまなプロジェクトが進む中、こういった動きに対して、どういった認識を 持っているのか) ……………	125
知事答弁 ……………	126
山本啓介議員質問 ……………	126
• 本県のランドデザインは何か ……………	127
知事答弁 ……………	127
山本啓介議員質問 ……………	128
知事答弁 ……………	129
山本啓介議員質問 ……………	129
• 長崎スタジアムプロジェクトについて ……………	129

企画振興部長答弁	130
山本啓介議員質問	130
• 長崎スタジアムプロジェクト推進会議について	130
平田副知事答弁	130
山本啓介議員質問	130
平田副知事答弁	130
山本啓介議員質問	131
• 財政健全化の取り組みについて（それぞれの産業について）	131
（伸びゆく農業について）	132
農林部長答弁	132
山本啓介議員質問	133
• 壱岐市で取り組まれている堆肥センター事業について	133
農林部長答弁	133
山本啓介議員質問	133
• 伸ばしたい漁業について	133
水産部長答弁	134
山本啓介議員質問	134
• 浜の活力再生プランについて（参加状況、所得の向上、向上の実績）	134
水産部長答弁	134
山本啓介議員質問	134
水産部長答弁	134
山本啓介議員質問	134
• 漁業者の所得向上のため、今後どう対応するのか	134
水産部長答弁	134
山本啓介議員質問	135
• これからの新産業について	135
（来年度における関連予算の確保状況について）	135
産業労働部長答弁	135
山本啓介議員質問	135
• ソフトウェア開発について	135
産業労働部長答弁	136
山本啓介議員質問	136
• 犯罪被害者等支援条例制定について	136
（11月定例会以降、条例制定に関して、どのような動きがあるのか）	136
県民生活部長答弁	136
山本啓介議員質問	136
県民生活部長答弁	136
山本啓介議員質問	137
• 市町に対して、県がリーダーシップを発揮し、支援の充実を図っていくべきではないか	137

県民生活部長答弁	137
山本啓介議員発言	137
一、散 会	137
第9日目（2月28日）本会議	
一、議事日程	139
一、出席議員	140
一、説明のため出席した者	140
一、開 議	141
一、天皇陛下御即位30年に伴う賀詞奉呈の件、議事日程に追加・決定	141
一、上記、賀詞奉呈・決定	141
一、上記、議長・賀詞・朗読	141
△県政一般に対する質問	
一、吉村 洋議員質問	141
・小規模事業者への支援について	142
（小規模事業者の経営状況は、厳しさを増しているが、地域社会を支える役割も増してきている。サポート役としての商工会への支援はどのように考えているか）	142
産業労働部長答弁	142
吉村 洋議員質問	142
産業労働部長答弁	142
吉村 洋議員質問	143
・地域産業活性化計画推進事業が予定されているが、小規模事業者になじむ内容となっているのか	143
産業労働部長答弁	143
吉村 洋議員質問	143
産業労働部長答弁	143
吉村 洋議員質問	144
・商工会の経営指導員、支援員の配置について	144
産業労働部長答弁	144
吉村 洋議員質問	145
・農業振興策について	145
（ワイヤーメッシュ柵の現況について）	145
農林部長答弁	145
吉村 洋議員質問	146
・中山間直接支払事業等の利活用について	146
農林部長答弁	146
吉村 洋議員質問	147
・国補助金に対する県の上乗せ補助の考え方について	147
農林部長答弁	147

吉村 洋議員質問	147
・イノシシの捕獲報奨金制度について	147
知事答弁	148
吉村 洋議員質問	148
・文化財の保存と観光資源としての活用について	149
(今般の文化財保護法の一部改正を踏まえて、教育委員会としては文化財の保存と活用について、どのように取り組んでいく考えか)	149
教育委員会教育長答弁	149
吉村 洋議員質問	149
・文化財の観光資源としての活用という観点から、観光振興対策として文化観光国際部が関係すると思うが、どのように考えるか	149
文化観光国際部長答弁	150
吉村 洋議員質問	150
文化観光国際部長答弁	150
吉村 洋議員質問	150
・宿泊税についての考えは	150
文化観光国際部長答弁	150
吉村 洋議員質問	151
・J R 佐世保線の輸送改善について	151
(深度化調査のその後について)	151
企画振興部長答弁	151
吉村 洋議員質問	151
・輸送改善に向けた事業進捗について、県の考え方は	151
知事答弁	151
吉村 洋議員質問	152
企画振興部長答弁	152
吉村 洋議員質問	152
企画振興部長答弁	153
吉村 洋議員質問	153
・離島航路の安定化に向けた取組みについて	153
(〔株〕五島産業汽船の運休の原因と運休に対する県の検証について)	153
企画振興部長答弁	153
吉村 洋議員質問	154
企画振興部長答弁	154
吉村 洋議員質問	154
・(株)五島産業汽船が運休した生活航路(有川～佐世保、鯛ノ浦～長崎航路)の回復状況について	154
企画振興部長答弁	155
吉村 洋議員質問	155
監査事務局長答弁	155

吉村 洋議員発言	155
・離島航路の確保・維持に向けた取組みについて	155
一、休 憩	156
一、再 開	156
一、渡辺敏勝議員質問	156
・知事の基本姿勢について（アジアの玄関口としての県の取組み）	156
（県の海外事務所開設について〔香港、シンガポール、ベトナムなど〕）	156
知事答弁	157
渡辺敏勝議員質問	157
・長崎港2バース化と母港化（改修、修理）	157
知事答弁	157
渡辺敏勝議員質問	158
知事答弁	158
渡辺敏勝議員質問	158
・企業振興対策について（日本版DMOと県版DMOの進捗）	158
（日本版DMOの進捗状況）	158
（県版DMOの進捗状況）	159
文化観光国際部長答弁	159
渡辺敏勝議員質問	159
・県版DMOの進捗状況について	159
文化観光国際部長答弁	159
渡辺敏勝議員質問	160
・日欧EPA締結に伴う県産品の売り込み	160
（EU諸国に何を売り込もうとしているのか）	160
文化観光国際部政策監答弁	160
渡辺敏勝議員質問	160
・ヨーロッパ方面へ、五島手延うどんと島原手延そうめんの売り込みについての 見通しは	160
産業労働部長答弁	160
渡辺敏勝議員質問	160
・地理的表示保護制度に伴うGI商品の承認	160
（「対州そば」以外の商品は）	161
農林部長答弁	161
渡辺敏勝議員質問	161
・関西方面での販売強化	161
（長崎県出身者が多くいる関西での強化）	161
文化観光国際部長答弁	161
渡辺敏勝議員質問	162
・地球温暖化への対応について（パリ協定2020年始動に伴う県の取組み）	162
（県としての具体的方針は）	162

環境部長答弁	162
渡辺敏勝議員質問	162
・教室、職員室へのエアコン設置	163
(県立高校への設置状況)	163
教育委員会教育長答弁	163
渡辺敏勝議員質問	163
教育委員会教育長答弁	163
渡辺敏勝議員質問	163
教育委員会教育長答弁	163
渡辺敏勝議員質問	163
教育委員会教育長答弁	164
渡辺敏勝議員質問	164
教育委員会教育長答弁	164
渡辺敏勝議員質問	165
教育委員会教育長答弁	165
渡辺敏勝議員質問	165
知事答弁	165
渡辺敏勝議員質問	165
・海面上昇に伴う対策	165
(護岸工事のかさ上げ)	165
土木部長答弁	165
渡辺敏勝議員質問	166
・防災対策	166
(土砂災害警戒区域や河川浸水想定区域の指定状況)	166
土木部長答弁	166
渡辺敏勝議員質問	166
・県庁舎跡地対策について(第3別館の取り扱い)	166
(大正期の建物を保存するのか)	167
企画振興部長答弁	167
渡辺敏勝議員質問	167
・県警本部跡地	167
企画振興部長答弁	167
渡辺敏勝議員質問	168
・法律改正に伴う長崎県への影響について(漁業法)	168
水産部長答弁	168
渡辺敏勝議員質問	168
・入国管理法改正に伴う外国人労働者対策	168
産業労働部政策監答弁	168
渡辺敏勝議員質問	169
文化観光国際部政策監答弁	169

渡辺敏勝議員質問	169
・ 種子法廃止に伴う県条例の制定について	169
農林部長答弁	169
渡辺敏勝議員質問	169
・ 投票率向上対策について	169
(県議会議員一般選挙)	169
(参議院議員通常選挙)	170
選挙管理委員会委員長答弁	170
渡辺敏勝議員発言	170
一、休 憩	170
一、再 開	170
一、 とうまなみ議員質問	170
・ 障がい児の支援について(医療的ケア児の在宅支援について)	171
(医療的ケア児とその家族を支えるコーディネーターにどのような役割を 求めていくのか)	171
(医療的ケア児を取り巻く課題を検討するための「協議の場」の設置状況と、 そこでどのような内容を協議していくのか)	171
・ 医療的ケア児に対応する訪問看護師の育成について	171
(医療的ケア児に対応できる訪問看護ステーションの現状と県の取り組みについて)	172
・ 保育の支援について	172
(医療的ケア児保育支援モデル事業を活用し、長崎県の医療的ケア児の保育を 今後どのようにしていくのか)	172
・ 難聴児の支援について	172
(人工内耳装用難聴児に対する多職種間による早期介入方法等実態調査の調査概要と 調査結果の活用について)	173
・ 災害時要配慮者への支援について(障がい者への支援について)	173
(県内の福祉避難所の指定状況はどうなっているのか。福祉避難所を増やす取り組みを どのように行っているのか)	173
(福祉避難所や一般避難所において、障がい者に配慮した適切な支援がなされる ための取組をどのように行っているのか。また、防災マニュアルの作成に対する 県の取組は)	173
(人工呼吸器を装着した医療的ケア児の避難支援について、 どのように取り組んでいくのか)	173
・ 赤ちゃん防災プロジェクトについて	173
(液体ミルクの備蓄や特殊栄養食品ステーションの設置、母子を引き受ける 福祉避難所の拡大について、県として今後どのように取り組んでいくのか)	174
・ 働きやすい職場づくりについて(Nぴかの現状及び課題解決のための 取り組みについて)	174
(Nぴか制度の現状及び課題解決のためにどのように取り組んでいくのか)	174
・ 女性の仕事と家庭の両立について	174

(企業の働きやすい職場環境づくりについて、トップダウンで取り組む必要がある。県の取組み状況などについて)	175
・養殖業の振興について(日本一の養殖トラフグの消費拡大の取組みについて)	175
(漁業所得の安定と産業の維持継続のため、消費者の方々に「長崎県のトラフグ」をもっと知っていただき、県内や県外で消費を拡大させることが重要だが、養殖トラフグのPRや消費拡大について、県としてどう取り組まれているのか)	175
・観光について(観光業の人材育成について)	175
(観光客に第一線に対応される人材の確保や育成に対して、どのような対策を講じようとしているのか)	176
・長崎県歯と口腔の健康づくり推進条例について	176
(歯・口腔の健康づくり推進条例について、見直しを行うべきだと考えるがどうか)	176
知事答弁	177
福祉保健部長答弁	177
こども政策局長答弁	180
水産部長答弁	181
文化観光国際部長答弁	181
ごうまなみ議員質問	181
・医療的ケア児の在宅支援は、訪問診療を行う体制が重要と思うが、今後どのように取り組んでいくのか	182
福祉保健部長答弁	182
ごうまなみ議員質問	182
福祉保健部長答弁	182
ごうまなみ議員質問	182
・液体ミルクの備蓄は、災害がない時は子育て支援策の一環として液体ミルクの普及啓発と組み合わせて、自治体が備蓄する仕組みをつくってもらいたいが、見解はいかがか	183
福祉保健部長答弁	183
ごうまなみ議員質問	184
福祉保健部長答弁	184
ごうまなみ議員質問	184
・障がい者の災害時の支援の件について	184
知事答弁	184
ごうまなみ議員質問	185
・長崎県歯・口腔の健康推進条例について	185
・エンパワープロジェクトのマークについて	185
知事答弁	186
ごうまなみ議員発言	186
一、休 憩	186
一、再 開	186
一、久野 哲議員質問	186

・石木ダム建設促進について	186
（一定の方向性について）	186
知事答弁	187
久野 哲議員質問	187
・ダム本体工事予算	188
土木部長答弁	188
久野 哲議員質問	188
・総事業費の消化率と進捗状況	188
土木部長答弁	188
久野 哲議員質問	188
・異常気象の顕在化に伴うダムの必要性	188
土木部長答弁	189
久野 哲議員質問	189
・統合型リゾート施設（IR）誘致について	189
（本県の新たな誘致作戦について）	189
企画振興部長答弁	189
久野 哲議員質問	189
・ハウステンボスにどのような地域活性化に向けた新たな誘致作戦を進めていこうと しているのか	190
企画振興部長答弁	190
久野 哲議員質問	190
企画振興部長答弁	190
久野 哲議員質問	191
・ギャンブル依存症対策について	191
企画振興部長答弁	191
久野 哲議員質問	191
・九州新幹線西九州ルートとJR佐世保線の輸送改善について	192
（将来に禍根を残さないフル規格方式で）	192
知事答弁	192
久野 哲議員質問	192
・JR佐世保線の輸送改善「白いかもめ」乗入れについて	193
知事答弁	193
久野 哲議員質問	193
企画振興部長答弁	194
久野 哲議員質問	194
企画振興部長答弁	194
久野 哲議員質問	194
企画振興部長答弁	194
久野 哲議員質問	195
・未来ある子ども達の健全育成について	195

(佐世保事件後の教育環境の現状について)	195
教育委員会教育長答弁	195
久野 哲議員質問	196
教育委員会教育長答弁	196
久野 哲議員質問	196
• 「ココロねっこ運動」の定着率について	196
こども政策局長答弁	196
久野 哲議員質問	196
• 教職員の喫煙について	197
教育委員会教育長答弁	197
久野 哲議員質問	197
教育委員会教育長答弁	197
久野 哲議員質問	197
教育委員会教育長答弁	197
久野 哲議員質問	198
• 県民所得向上対策について	198
(基幹産業〔4部局〕の県民所得増加に向けた対策について)	198
産業労働部長答弁	198
農林部長答弁	198
水産部長答弁	199
文化観光国際部長答弁	199
久野 哲議員質問	199
• 造船に対する支援について	199
産業労働部長答弁	200
久野 哲議員発言	200
一、議案(第1号議案乃至第71号議案)・委員会付託	200
一、第1号請願「国に対し『2019年10月からの消費税率10%への引き上げ中止を求める 意見書』の提出を求める請願書」外1件・総務委員会及び文教厚生委員会に付託	201
一、散 会	201
第10日目(3月 1日)	
第11日目(3月 2日)	
第12日目(3月 3日)	
第13日目(3月 4日) 予算決算委員会(総括質疑)	
第14日目(3月 5日) 常任委員会・予算決算委員会(分科会) (総務、文教厚生、環境生活、農水経済)	
第15日目(3月 6日) 常任委員会・予算決算委員会(分科会) (総務、文教厚生、環境生活、農水経済)	
第16日目(3月 7日) 常任委員会・予算決算委員会(分科会) (総務、文教厚生、環境生活、農水経済) 常任委員会(文教厚生)	

第17日目（3月 8日）常任委員会・予算決算委員会（分科会）（総務）	
第18日目（3月 9日）	
第19日目（3月10日）	
第20日目（3月11日）常任委員会（総務）	
第21日目（3月12日）	
第22日目（3月13日）予算決算委員会（分科会長報告、採決）	
議会運営委員会	
第23日目（3月14日）（議事整理）	
第24日目（3月15日）本会議（議案採決）	
一、議事日程	203
一、出席議員	204
一、説明のため出席した者	204
一、開 議	205
一、新任の幹部職員紹介	205

△委員長報告

一、総務委員長報告	205
一、第19号議案・原案可決	207
一、第21号議案・原案可決	207
一、第1号請願・不採択	207
一、その他の議案・原案可決	208
一、文教厚生委員長報告	208
一、第22号議案・原案可決	208
一、第27号議案・原案可決	208
一、第30号議案・原案可決	210
一、第31号議案・原案可決	210
一、各議案・原案可決、第2号請願・採択	210
一、環境生活委員長報告	210
一、第17号議案・原案可決	212
一、第35号議案・原案可決	212
一、第36号議案・原案可決	212
一、第37号議案・原案可決	212
一、第38号議案・原案可決	212
一、第39号議案・原案可決	212
一、第40号議案・原案可決	213
一、各議案・原案可決	213
一、農水経済委員長報告	213
一、第41号議案・原案可決	215
一、第42号議案・原案可決	215

一、第43号議案・原案可決	215
一、第44号議案・原案可決	215
一、第45号議案・原案可決	215
一、第46号議案・原案可決	215
一、第47号議案・原案可決	215
一、各議案・原案可決	215
一、予算決算委員長報告	215
一、第1号議案「平成31年度長崎県一般会計予算」について、質疑・討論	217
一、堀江ひとみ議員・上記・第1号議案について、反対討論	217
一、山本由夫議員・上記・第1号議案について、賛成討論	218
一、上記・第1号議案・原案可決	219
一、第12号議案・原案可決	219
一、第14号議案・原案可決	219
一、第15号議案・原案可決	219
一、第16号議案・原案可決	220
一、第57号議案・原案可決	220
一、各議案・原案可決	220
一、各委員会から、政府・国会あて、意見書提出の動議・提出	220
一、上記・各動議・可決	220
一、知事あいさつ	220
一、議長あいさつ	221
一、閉会	222

第 1 目 目

議 事 日 程

第 1 日 目

-
- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 会 期 決 定
- 4 会議録署名議員指名
- 5 議 長 報 告
- 6 各特別委員長報告
- 7 意見書上程、質疑・討論、採決
- 8 第1号議案乃至第74号議案一括上程
- 9 知事議案説明
- 10 第72号議案乃至第74号議案委員会付託
- 11 散 会

平成31年2月20日（水曜日）

出席議員（44名）

1番 宮本法広君
 2番 麻生隆君
 4番 坂本浩君
 5番 高橋勝幸君
 6番 里脇清隆君
 7番 近藤智昭君
 8番 宅島寿一君
 9番 松本洋介君
 10番 ごうまなみ君
 11番 大場博文君
 12番 山口経正君
 13番 山本由夫君
 14番 吉村洋君
 欠番
 16番 堀江ひとみ君
 17番 川崎祥司君
 18番 深堀浩君
 19番 山田朋子君
 20番 久野哲君
 21番 山本啓介君
 22番 前田哲也君
 23番 外間雅広君
 24番 下条ふみまさ君
 25番 大久保潔重君
 26番 中島浩介君
 27番 西川克己君
 28番 浅田眞澄美君
 29番 中村和弥君
 30番 高比良元君
 31番 山田博司君
 32番 渡辺敏勝君
 33番 吉村庄二君
 34番 瀬川光之君

35番 坂本智徳君
 36番 橋村松太郎君
 37番 徳永達也君
 38番 中島廣義君
 39番 中山功君
 40番 野本三雄君
 41番 小林克敏君
 42番 田中愛国君
 43番 三好徳明君
 44番 八江利春君
 45番 宮内雪夫君
 46番 溝口芙美雄君

欠席議員（1名）

3番 吉村正寿君

説明のため出席した者

知事 中村法道君
 副知事 上田裕司君
 副知事 平田研君
 統轄監 濱田厚史君
 総務部長 古川敬三君
 県民生活部長 木村伸次郎君
 環境部長 宮崎浩善君
 福祉保健部長 沢水清明君
 企画振興部長 柿本敏晶君
 文化観光国際部長 中崎謙司君
 土木部長 岩見洋一君
 農林部長 中村功君
 水産部長 坂本清一君
 産業労働部長 平田修三君
 危機管理監 豊永孝文君
 福祉保健部 園田俊輔君
 こども政策局長
 会計管理者 野嶋克哉君

交通局長 太田彰幸君
企画振興部政策監 廣田義美君
文化観光国際部政策監 田代秀則君
産業労働部政策監 下田芳之君
教育委員会 池松誠二君
教育長 永淵勝幸君
選挙管理委員会委員長 濱本磨毅徳君
代表監査委員 本田哲士君
人事委員会委員 川口博樹君
公安委員会委員 國枝治男君
警察本部長 辻亮二君
監査事務局長 寺田勝嘉君
人事委員会事務局長
(労働委員会事務局長併任)
教育次長 本田道明君
財政課長 古謝玄太君
秘書課長 伊達良弘君
警察本部総務課長 杉町孝君
選挙管理委員会書記長 井手美都子君

議会事務局職員出席者

局長 木下忠君
総務課長 高見浩君
議事課長 篠原みゆき君
政務調査課長 太田勝也君
議事課長補佐 増田武志君
議事課係長 梶谷利君
議事課主任主事 天雨千代子君

— 午前10時 0分 開会 —

○議長(溝口芙美雄君) 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成31年2月定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

この際、知事より、新任の教育委員会委員及

び公安委員会委員の紹介をいたしたい旨、申し出がっておりますので、これを受けることにいたします—知事。

○知事(中村法道君) さきの平成30年11月定例県議会以降におきまして、ご同意をいただき、任命いたしました特別職をご紹介します。

教育委員会委員 黒田隆雄君でございます。

(拍手) 公安委員会委員 川口博樹君でございます。(拍手)

どうぞ、よろしく願います。

○議長(溝口芙美雄君) 次に、会期の決定をいたします。

本定例会の会期は、本日より3月15日までの24日間とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(溝口芙美雄君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は、24日間と決定されました。

次に、会議録署名議員の指名をいたします。

本定例会の会議録署名議員につきましては、小林克敏議員及び瀬川光之議員を指名いたします。

次に、知事より、知事専決事項報告書が、先に配付いたしましたとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、現在設置いたしております「離島・半島地域振興特別委員会」、「観光振興等対策特別委員会」、「総合交通対策特別委員会」、「九州新幹線西九州ルート整備特別委員会」の付議事件の調査に関する経過等について、順次、報告を求めることにいたします。

まず、離島・半島地域振興特別委員長に報告を求めます。

宅島委員長—8番。

○離島・半島地域振興特別委員長(宅島寿一君)

(拍手)〔登壇〕 おはようございます。

離島・半島地域振興特別委員会の審査結果について、ご報告申し上げます。

本委員会の付議事件は、「離島・半島地域振興対策」及び「有人国境離島法対策」であります。

昨年3月以降、これまでに、委員会を7回実施いたしました。また、県内及び県外現地調査をそれぞれ1回実施いたしました。その中で、有人国境離島法の雇用機会拡充事業採択事業者の皆様などから貴重なご意見を頂戴し、その後の委員会審査に反映させております。

それでは、各付議事件に対しての調査結果及び主な論議事項について、ご報告申し上げます。

はじめに、「離島・半島地域振興対策」についてであります。

離島・半島地域は、豊かな自然と独自の歴史・文化を有し、食料の安定的な供給、国土や自然環境の保全など国民の利益を増進する重要な役割を担っています。

加えて、近年の田園回帰志向の高まりや働き方改革の流れの中、豊かな自然環境や文化資源を有する離島・半島地域は、都市住民に対して魅力的な余暇生活や移住・定住の場を提供できる地域であります。

まず、離島・半島地域においては、第一次産業が重要な役割を果たしてきたことは言うまでもなく、今後も維持・発展させていくためには、各地域の特産品のブランド化や、それぞれの特性を活かした産地づくりに努めることとの意見がありました。

企業誘致や移住、若者定着については、それぞれの情報を庁内担当部局間で共有するとともに、より大きな相乗効果を生み出すよう、関係施策を連携して推進することとの意見がありました。

また、企業誘致に際しては、都市部の企業のサテライトオフィス等の誘致を推進することとの意見がありました。

医療・介護分野では、人材確保が難しい状況であるからこそ、IT化が重要であることを認識し、各事業者への導入支援等を進めること、また、看護師確保対策として、看護情報誌を県内高校等にも配布するなど、看護師を志す学生が増えるような取組にも努めることとの意見がありました。

本県の代表的な温泉地である雲仙・小浜は、熊本地震以降、他県の温泉地と比べ宿泊客の回復が遅れている状況にあるため、観光県「長崎」であることを認識したうえで、観光関係者と連携して宿泊客回復に全力を尽くすこととの意見がありました。

離島航路においては、今年度、観光客の延泊費用を補償する欠航補償制度が導入され、旅行者の安心感に寄与しているところであるが、これを一過性とすることなく、来年度以降も継続して実施されるよう予算確保及びPR等に最大限努めることとの意見がありました。

また、株式会社五島産業汽船の航路休廃止問題についても、離島住民の生活に大きな影響を与える点を考慮し、本委員会としても、県から必要な報告を求め、対応等について審査を行ったところであります。

次に、「有人国境離島法対策」についてであります。

特定有人国境離地域においては、平成29年4月の「有人国境離島法」の施行を受け、雇用機会の拡充、航路・航空路の運賃低廉化、滞在型観光の促進等に取り組んだ結果、雇用の創出や交流人口の拡大に結びつくなど、人口の社会減抑制が図られているところですが、これを一過

性とすることなく、継続し、定着させていくことが必要であります。

雇用機会拡充事業については、平成30年度に採択された事業の雇用計画人数は310人であるが、12月1日現在の新規高校卒業予定者の採用人数は1人とどまっている。そこで、若者の島外流出の抑制に効果的な新規高校卒業者の雇用にもつなげるよう必要な対策を講じること。また、島外、特に県外からの事業者をさらに引き込むため、情報収集や掘り起こし、各市町との情報共有等に努めることとの意見がありました。

地域商社のストック機能を持つ本土の物流拠点整備については、各地域商社や専門業者の意見を取り入れ、スピード感を持って、機能的な仕組みづくりに努めることとの意見がありました。

各地域商社の体制については、人材の育成及び民間人材の活用が重要であるため、県においても積極的に支援すること。また、地域商社の販路拡大についても、各地域商社にまたがる横断的な分野を中心に、県も主体性を持って取り組むこととの意見がありました。

本県観光の大きな特徴の一つである修学旅行が「しま旅滞在促進事業」の対象となったところであるが、修学旅行客の増加につながるよう関係市町と連携して施策を立案し、制度拡充に向けて国へ要望を行うこととの意見がありました。

航路・航空路の運賃低廉化に関しては、市町等の意見も取り入れながら、準住民の適用範囲の拡大等について国へ要望を行うこととの意見がありました。

このほか、活発な論議がございましたが、その詳細については、この際省略させていただきます。

ます。

なお、これまでご報告した事項について、本委員会から、別途、「離島・半島地域の振興対策について」の意見書提出方の動議を提出しておりますので、議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、本委員会のご報告といたします。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（溝口芙美雄君） 次に、観光振興等対策特別委員長に報告を求めます。

山田朋子委員長—19番。

○観光振興等対策特別委員長（山田朋子君）（拍手）【登壇】 おはようございます。

観光振興等対策特別委員会の活動経過について、ご報告申し上げます。

本委員会の付議事件は、「観光振興対策」、「国際戦略（東南アジア）」、「IR対策」及び「長崎空港対策」でございます。

昨年3月以降、本日までの間に、委員会7回、県内現地調査及び県外現地調査をそれぞれ1回実施いたしました。

それでは、各付議事件に対しての調査結果及び主な論議事項について、ご報告申し上げます。

世界の国際観光客数は、近年増加し続け、2030年には18億人になると予測されています。我が国の観光立国に向けた取組も成果があらわれつつあり、2018年には訪日客数が3,000万人を超え、過去最高を記録しました。

一方で、訪日客の多くは大都市圏及び特定有名観光地等に集中しています。

今後、観光の特定地域への偏りを是正すべく地域分散型を推進し、併せて交流人口の拡大を図り、全国各地に訪日客増加の効果を波及させていくことが、地方創生の観点からも重要であります。

本県においては、豊富な観光資源を十分に活用しつつ、ラグビーワールドカップ2019や女子ハンドボール世界選手権大会、東京2020オリンピック・パラリンピックをはじめとする大規模イベントの開催を好機として捉え、ゴールデンルートからの積極的な誘客を図り、基幹産業である観光業の成長につなげることが、今後の課題であります。

「観光振興対策」について、ご報告いたします。

2015年「明治日本の産業革命遺産」の世界文化遺産登録に続き、2018年7月に「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」が世界文化遺産に登録されました。これをきっかけに多くの観光客が本県を訪れています。多くの方々に本県の歴史や文化、食の魅力を体験していただき、リピーターの創出につながる事業を実施することが本県にとって重要であります。

併せて、魅力ある観光地にふさわしい利便性の向上への取組と、高齢者や障害者等を含め、より多くの方が世界文化遺産を訪れることが可能となるようにバリアフリー対策に取り組んでいただきたいとの意見がありました。

次に、「国際戦略（東南アジア）」について、ご報告いたします。

本県が、効果的なインバウンド・アウトバウンドを促進するためには、各国の消費者の嗜好や市場の特性を踏まえた戦略が重要であります。

特に、経済成長が著しいアジア諸国への戦略については、その経済成長の効果を本県が取り込むために、個人旅行客等の誘致拡大、県産品の輸出促進、県内企業の海外展開などを推進するための体制整備の強化に取り組んでいただきたいとの意見がありました。

次に、「IR対策」について、ご報告いたし

ます。

統合型リゾート（IR）は、観光及び地域経済の振興に大きく寄与し、雇用の創出も見込まれます。そのため、県内はもとより九州地区の本県誘致への機運をより一層高めるとともに、本県は全力で誘致へ取り組む必要があるとの意見がありました。

また、カジノ施設が与える地域住民に対するギャンブル等依存症への不安感を払拭するために綿密な計画性を持って取り組んでもらいたいとの意見がありました。

「長崎空港対策」については、観光振興にとって長崎空港の担う役割は大きく、国内線はもとより、国際線も新規路線の拡充を図り、交流人口を増やすことが望まれています。そのためには、利用者と航空事業者、両者の利便性や効率性を高める必要があります。そのため、国内航空路線における他の24時間空港との相互運航による空港運用時間の延長が必要との意見がありました。

また、昨年5月の県内現地調査では、佐世保市役所と熊本県庁を訪問し、インバウンド、IR、空港コンセッションについて調査を実施しました。

特に、空港コンセッションを調査した結果、長崎空港の運営方針を、今後協議していくうえで重要なことは、利便性と収益の向上と併せて、これまでと同様に離島航空路を維持することであり、離島航空路の維持は、新しい運営方針においても、欠くことのできない項目であるため、方針決定に至るまでは十分な検討が必要であることを伺うことができました。

8月の県外現地調査では、マカオと香港を訪問しました。

IRの先進地であるマカオでは、行政及び事

業者から「IRの取組について」調査を実施し、IRがもたらす経済波及効果・雇用創出効果や観光振興への寄与などプラスの効果と、ギャンブル等依存症などについては、行政と連携した取組を強化しているとの現状を伺うことができました。

この他、種々活発な論議がございましたが、その詳細については、この際省略させていただきます。

なお、これまでご報告した事項について、本委員会から、別途、「長崎県の観光振興の促進について」の意見書提出方の動議を提出しておりますので、議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、観光振興等対策特別委員会のご報告といたします。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（溝口芙美雄君） 次に、総合交通対策特別委員長に報告を求めます。

浅田委員長—28番。

○総合交通対策特別委員長（浅田眞澄美君）（拍手）〔登壇〕 おはようございます。

総合交通対策特別委員会の審査結果について、ご報告申し上げます。

本委員会の付議事件は、「離島地域航路・航空路対策」、「地域・2次交通対策」及び「医療・福祉・高齢者等交通弱者対策」であります。

昨年3月以降、委員会を7回、県内及び県外現地調査をそれぞれ1回実施いたしました。

地域公共交通は、まちづくりや観光、健康、福祉など様々な分野に効果を及ぼすものであり、地域の存続・活性化のためには移動手段の確保が必要不可欠であります。

委員会では、人口減少により交通路線の維持が困難になる中で、県内の現状を把握し、地域

の皆様の大切な「足」をどのようにして確保していくかを重要な課題として審査してまいりました。

そのため、交通関係事業者や福祉関係団体の代表者を参考人として委員会に招致し、交通施策に関する現状と課題について意見交換を行ったほか、現地調査においても各地域の民間事業者や自治体の方々と積極的に意見交換を行い、審査に反映してまいりました。

それでは、各付議事件に対しての調査結果及び主な論議事項について、ご報告申し上げます。

はじめに「離島地域航路・航空路対策」について、ご報告申し上げます。

本件につきましては、離島航路・航空路の維持拡充対策について審査を行いました。

離島航路対策については、昨年10月、株式会社五島産業汽船の突然の全航路運休を受け、臨時に委員会を開催し、現状の把握と今後の対策について審査を行いました。

その中で、離島航路の維持・確保のため、国・市町・事業者と連携を密にして安定的な運航を図り、利便性の向上に努めるとともに、安定的な運航を図るための手法として、共同運航についても研究・検討を行うことという意見がありました。

また、離島航空路対策では、県外調査において、鹿児島県霧島市の日本エアコミューター株式会社を訪問し、地域航空会社間の連携等について理解を深めたほか、委員会においてオリエンタルエアブリッジ株式会社の代表者を参考人として招致し、離島航空路の安定的な運航等について意見交換を行い、持続可能な地域航空のあり方について論議いたしました。

この件については、国や関係航空会社で構成される「地域航空の担い手のあり方に係る実務

者協議会」の検討結果などを踏まえ、オリエンタルエアブリッジ株式会社と十分な連携のもと、機材の更新等を推進するように求めました。

次に、「地域・2次交通対策」についてであります。

本件につきましては、コミュニティ交通の取組をはじめ、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界文化遺産登録等による国内外からの観光客の増加や九州新幹線西九州ルートの開業を控えた、主要な空港・港・駅から各地域への2次交通の整備・改善等について審査いたしました。

また、九州旅客鉄道株式会社長崎支社の代表者を参考人として招致し、「ダイヤ改正に伴う減便の影響等について」、島原鉄道株式会社の代表者を参考人として招致し、「島原鉄道の交通対策について」、それぞれ意見交換を行い、審査に反映してまいりました。

委員会では、「九州新幹線西九州ルート of 整備」に関連し、新幹線駅から魅力ある資源を有する県内各地への2次交通を整備・改善し、新幹線の開業効果を高めることという意見がありました。

また、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界文化遺産登録による国内外の観光客の増加に対応するため、長崎県内と天草間の交通アクセスについて、国・市町・事業者と連携した対応に努めるよう求めました。

次に、「医療・福祉・高齢者等交通弱者対策」についてであります。

本件につきましては、公共交通機関がない地域や高齢者等交通弱者の方々の「足」をどのようにして確保していくかについて審査を行いました。

現地調査において、デマンドタクシーの取組

状況等について調査を行うとともに、委員会にNPO法人ながさきハンディキャプトサポートセンターの代表者を参考人として招致し、県内の公共交通のバリアフリーの状況について意見交換を行い、改善すべき点などについて県と問題意識の共有に努めました。

また、高齢者や障害者等交通弱者の方々が安心して生活できるよう、市町や事業者等と連携して、バリアフリーの現状把握に努め、交通環境の整備を図ることという意見や、運転免許自主返納高齢者等について、各地域の特性・実情に応じ、公共交通利用等の支援策が講じられるよう努めることという意見がありました。

このほか、種々活発な論議がございましたが、その詳細については、この際省略させていただきます。

なお、これまでご報告した事項について、本委員会から、別途、「総合交通対策について」の意見書提出方の動議を提出しておりますので、議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、総合交通対策特別委員会のご報告いたします。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（溝口芙美雄君） 次に、九州新幹線西九州ルート整備特別委員長に報告を求めます。

八江委員長—44番。

○九州新幹線西九州ルート整備特別委員長（八江利春君）（拍手）〔登壇〕 皆さん、おはようございます。

それでは九州新幹線西九州ルート整備特別委員会の活動経過について、ご報告申し上げます。

本委員会の付議事件は、「九州新幹線西九州ルート整備対策」でございます。

昨年7月の委員会設置以降、本日までの間に、

委員会5回、要望活動7回及び県内現地調査を1回実施いたしました。

九州新幹線西九州ルートは、西九州地域の産業振興や交流人口の拡大等につながる重要な交通基盤であり、関西圏・中国圏との連携による社会経済の発展に寄与するものであります。

また、沿線地域では、官民が一体となって新幹線の効果を最大限に発揮できるよう、ソフト・ハード両面から新幹線を活用した魅力あるまちづくりに懸命に取り組んでいます。

九州新幹線西九州ルートは、平成24年6月に武雄温泉～長崎間が認可され、現在、工事が進んでいるところですが、その認可の前提であるフリーゲージトレインが、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム「九州新幹線（西九州ルート）検討委員会」（与党PT検討委員会）において、高速化の進む山陽新幹線への乗り入れは困難であることから、西九州ルートへの導入は断念せざるを得ないとされました。

西九州ルートの整備のあり方については、平成30年3月に国土交通省が示した各整備方式の比較検討結果では、時間短縮効果、投資効果及び収支改善効果のいずれにおいても、フル規格による整備が、最も高い効果が示され、本県としてもフル規格により整備することこそ西九州地域の発展に最も寄与することを改めて確認したところです。

本委員会は、国をはじめJR九州、鉄道・運輸機構九州新幹線建設局、佐賀県、佐賀県内の沿線自治体等に対し、実際に訪問し、要望活動や協力依頼活動を行うことに重点を置き、審査を進めてまいりました。

要望活動では、首相官邸、自民党本部、国土交通省、財務省、国会議員会館などを訪問し、菅官房長官をはじめ、自民党三役、与党PT座

長及び検討委員会委員、地元選出国會議員等に、国の責任において、フル規格による整備方針を早期に決定すること、並びに地方負担の軽減に向けて抜本的な対策を講じていただくことなどを要望いたしました。

また、JR九州、鉄道・運輸機構九州新幹線建設局を訪問し、整備方針の早期決定に向けた取組について、特段のご理解とご協力を要望いたしました。

さらに、佐賀県をはじめ佐賀県内の沿線自治体等を訪問し、整備のあり方について、共に議論を進めていただくよう要望をいたしました。

9月の現地調査では、諫早鉄道建築建設所・軌道建設所、諫早駅・大村車両基地を訪問し、整備の取り組み状況について調査を行いました。

現地へ直接赴くことで、直接関わりを持って整備等を行っている関係者の皆様方と、進捗状況や課題等に関して意見交換を行うことができ、本委員会における取り組みに反映させることができた実感しております。

それでは、これまで重ねてまいりました主な議論の内容について、ご報告申し上げます。

「西九州ルートの整備のあり方」について、フリーゲージトレインの断念のために、新幹線整備が遅れていることは全て国の責任であり、フル規格にかかる財源の問題については、しかるべき対応をしていただくことを国に訴えていかなければならない。この問題の解決は、国が中心となり、長崎県及び佐賀県も一緒になって解決するという強い姿勢で臨んでいただきたいとの意見がありました。

次に、整備新幹線建設に伴う地方公共団体の建設費負担について、国土交通省の試算で、新鳥栖～武雄温泉間約51キロメートルの収支改善効果は年に88億円とされている。JRからの貸

付料の充当により、佐賀県の実質負担がどうなるのか国に試算してもらうようきちんと働きかけをしていただきたいとの意見がありました。

次に、「建設中の武雄温泉～長崎間の建設費の増額」について、約1,200億円増加する見込みとされており、貸付料など差し引かれる金額が不確定で、実質負担額は定まらないが、相当の負担が想定されるので、しっかりと、長崎県の事情に応じた支払い方式を考えてもらうよう国に力強い要望を行ってほしいとの意見がありました。

次に、「平成32年度の国の概算要求」について、一度結んだ六者合意をフル規格として改めて結んでいくことを決めないと概算要求の議論にのらない。

平成32年度予算の概算要求に盛り込んでもらうには、もう1年もない段階であり、早急に、与党PT検討委員会に結論を出してもらう必要がある。議会と一緒に、行動を起こしていくことを明確にして取り組んでいただきたいとの意見がありました。

次に、「佐賀県に対する対応」について、長崎県と佐賀県がしっかりとタッグを組まないと前に進まないという中で、佐賀県に対する対応を、もう少し目に見える形でやるべきである。

佐賀県の意向を、早く長崎県と同じ方向に立ってもらうための努力を最大限にやるべきとの意見がありました。

次に、「県民に対する対応」について、時間短縮効果の情報など、県民が知らないことが多い。

また、地元負担について、今示されている負担額よりもっと圧縮される事実を伝えていくことは、世論を新幹線建設促進に向かわせていくうえで非常に大事である。

県民のこれまでの期待と熱意を絶対に落とさないようにするために取り組みをしてほしいとの意見がありました。

このほか、種々活発な論議がございましたが、その詳細については、この際省略させていただきます。

なお、これまでご報告した事項について、本委員会から、別途、「九州新幹線西九州ルート整備促進について」の意見書提出方の動議を提出しておりますので、議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、九州新幹線西九州ルート整備特別委員会のご報告といたします。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（溝口芙美雄君） 以上で、各特別委員長報告は終わりました。

次に、お手元に配付いたしております動議件名一覧表のとおり、各特別委員会から、知事あて意見書提出の動議が提出されております。

まず、「離島・半島地域振興特別委員会」から提出されております「離島・半島地域の振興対策について」、これを議題といたします。

お諮りいたします。

本動議は、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口芙美雄君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本動議は、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口芙美雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本動議は、可決されました。

次に、「観光振興等対策特別委員会」から提

出されております「長崎県の観光振興の促進について」、これを議題といたします。

お諮りいたします。

本動議は、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口芙美雄君） ご異議なしと認めます。よって、直ちに採決いたします。

本動議は、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（溝口芙美雄君） 起立多数。

よって、本動議は、可決されました。

次に、「総合交通対策特別委員会」から提出されております「総合交通対策について」、これを議題といたします。

お諮りいたします。

本動議は、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口芙美雄君） ご異議なしと認めます。よって、直ちに採決いたします。

本動議は、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（溝口芙美雄君） 起立多数。

よって、本動議は、可決されました。

次に、「九州新幹線西九州ルート整備特別委員会」から提出されております「九州新幹線西九州ルートの整備促進について」、これを議題といたします。

これより、質疑・討論に入ります。

堀江議員—16番。

○16番（堀江ひとみ君）〔登壇〕 日本共産党の堀江ひとみです。

ただいま議題となりました意見書「九州新幹線西九州ルートの整備促進について」は、以下の理由で反対いたします。

2022年度開業予定の長崎新幹線は、武雄温泉で必ず乗り換えなければならない、長崎から武雄温泉間は、フル規格のため料金が上がります。「特急かもめ」で乗り換えることなく博多まで行けたものを、必ず乗り換えなくてはならず、料金も上がる長崎だけ新幹線、県民にとっていいことはありません。その長崎だけ新幹線を、全線フル規格で整備してほしいと求めているのが、今回の意見書です。

新幹線整備促進意見書は、この4年間、毎年、決議されてきました。

フリーゲージトレインの導入が前提だった長崎新幹線は、国が20年間、約490億円をつぎ込みながら、実用化のめどが立たず、結果、フリーゲージトレイン導入が断念となりました。

私は、これまでも安全が第一であるべき鉄道で、フリーゲージトレインの完成の見通しもないまま、その導入を前提に進めていることは、安全の点でも、税金を大切に使う点からも大問題と指摘してきました。

長崎新幹線事業は、フリーゲージトレインも、フル規格も、実用化、実現の見通しがなくまま事業を進めている。ここが問題なのです。

昨年秋、日本共産党長崎市議団が行った市民アンケートに1,200名の回答が寄せられました。長崎新幹線については、「フル規格での整備を目指すべき25%」に対して、「一度は立ち止まって計画は見直すべき45%」が大きく上回りました。

—昨年長崎新聞社と佐賀新聞社が行った両県民アンケートの結果にあらわされているように、新幹線工事や駅周辺のまちづくりが進む中

でも、新幹線計画に「反対」、「慎重論」は少ないのです。長崎県の厳しい財政状況でも、新幹線事業が見直されないことに、疑問と批判の声も少ないのです。

この際、長崎新幹線計画は凍結すべきです。一旦、立ち止まって、県民の声をよく聞くこと。長崎本線の整備、新幹線に頼らない交通網の整備、県内どこに住んでも確保される地域公共交通体系の充実などを進めるべきです。

以上、長崎新幹線整備促進に反対する討論といたします。

○議長(溝口芙美雄君) 中村議員一29番。

○29番(中村和弥君)〔登壇〕 自由民主党・県民会議、中村和弥です。

会派を代表いたしまして、九州新幹線西九州ルートへの整備促進について、賛成の立場で意見を申し述べ、議員各位のご賛同を得たいと存じます。

九州新幹線西九州ルートは、間違いなく、長崎県の未来を大きく変える原動力であります。全国の新幹線ネットワークに組み込まれることなど、そういうことから観光・ビジネスなどの人の流れが拡大をし、本県のみならず、西九州地域の発展に大きな効果をもたらすことが期待をされております。

この西九州ルートにつきましては、現在、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム「九州新幹線（西九州ルート）検討委員会」におきまして、新鳥栖～武雄温泉間の整備のあり方が議論をされております。

昨年3月に、国土交通省から整備方式の比較検討結果が示され、さらに同年7月の中間取りまとめにおきまして、西九州ルートへの導入が予定をされていたフリーゲージトレインは、山陽新幹線への乗り入れが困難であるということ

から、西九州ルートへの導入は断念せざるを得ないとされたところでございます。

国において開発が進められておりましたフリーゲージトレインの導入ができず、2022年度の開業は対面乗換方式という暫定的な形となり、今後の整備のあり方が定まらないような事態に至ったのは、まことに残念でございます。

また、開業を迎える沿線自治体では、新幹線を活かした新しいまちづくりが着々と進められておりますが、現状のように、今後の整備の見通しが立たないままでは、民間の経済活動、投資意欲の減退など、地域のまちづくりに多大な影響が懸念をされるところでございます。

また、申し上げるまでもなく、西九州ルートの本来の姿は、新大阪まで直行運行することによってございまして、新幹線は、国家プロジェクトでもありますことから、国につながる高速鉄道ネットワークとして整備すべきものだと考えます。このため、対面乗換方式が恒久化することは決してあってはなりません。

フリーゲージトレインの開発を進めてきた国におきましては、この西九州ルートの特殊事情を重く受け止め、今後の整備のあり方について、早急に議論を進めていただく必要があります。

今後、未整備区間であります新鳥栖～武雄温泉間につきましては、フル規格、またはミニ新幹線による議論が行われますが、昨年3月に国が示した比較検討結果におきましては、フル規格は、時間短縮効果、投資効果、収支改善効果のいずれにおいても高い整備効果を示しております。

したがって、西九州地域の将来を見据えまるとともに、長崎県の経済浮揚、そして県民の宝であります子どもたちに未来を託すためにも、フル規格による整備を必ずや実現する必要がある

と思っています。

県議会としましては、政府・与党に対し、県民や自治体の声をしっかりと届けなければなりません。このためにも、今回、提出をされている意見書は、間違いなく重要な役割を果たすものでありまして、賛意を表明するものでございます。

以上、賛成意見を申し述べ、議員各位のご賛同を賜りますようお願いをいたしまして、賛成の討論とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（溝口芙美雄君） 質疑・討論をとどめて、採決いたします。

本動議は、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（溝口芙美雄君） 起立多数。

よって、本動議は、可決されました。

次に、知事より、第1号議案乃至第74号議案の送付がありましたので、これを一括上程いたします。

ただいま上程いたしました議案について、知事の説明を求めます—知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕 本日、ここに、平成31年2月定例県議会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご健勝にてご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

開会に当たり、県政運営についての所信を申し述べますとともに、平成31年度当初予算案について、その概要をご説明申し上げます。

我が国の景気は、「緩やかに回復している」とされる中、本県の景気も、「緩やかな回復を続けている」とされ、平成30年12月の有効求人倍率は1.25倍と、雇用環境はさらに改善しております。

このような中、来年度は、「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の最終年を迎えます。

これまで、私は、人口減少や県民所得の低迷、地域活力の低下という本県が抱える構造的な課題に向き合い、県の総合計画に基づき、「人・産業・地域」に着目した各種施策を推進してきたところではありますが、折しも、平成27年度からは、「まち・ひと・しごと創生」という国の方針と重なり合うこととなり、本県においても総合戦略を策定のうえ、総合計画との両輪により、福祉・医療・子育て支援の充実、産業の活性化と雇用の場の拡大、地域の創意工夫を活かした地域づくりなどに全力を注いでまいりました。

その結果、雇用創出数や県外からの移住者数は目標を上回って推移するとともに、合計特殊出生率は全国4位となり、農業産出額は8年連続で増加するなど、具体的な成果も見え始めておりますが、依然として転出超過に歯止めがかからず、学生の県内就職率も前年を下回るなど、人口減少をはじめとする構造的課題の解決までには至っていないところであります。

このような現状を真摯に受け止め、総合戦略の仕上げの年となる平成31年度は、これまで以上に具体的な成果が求められていることを念頭に、事業の効率性や有効性、市町・民間との連携などの面から改めて各事業を検証し、一層の選択と集中を図りながら、「人に生きがいを」、「産業に活力を」、「暮らしに潤いを」与えられるような施策を分野横断的に展開してまいります。

とりわけ、先般の県政世論調査において、最も満足度の低い結果となった「人口減少対策」を本県の最重要課題と位置づけ、社会減と自然減の両面から対策を講じてまいります。

具体的には、社会減の抑制に向けた「雇用の場の確保と若者の県内定着対策」や「移住促進対策」、自然減対策としての「結婚・出産・子育て支援」、人口減少社会においても地域活力を維持していくための「集落維持・活性化対策」について、市町や関係機関等と一体となって重点的に推進することとしております。

併せて、県民所得の向上、離島地域の振興などに総力を結集して取り組み、県民の皆様にも具体的な成果をお示しできるよう全力を傾注してまいります。

－人口減少対策の推進－

（雇用の場の確保と若者の県内定着対策の強化）

本県の転出超過の状況を分析しますと、特に18歳から25歳までの若者世代の転出超過が大半を占め、昨年度における高校生や、大学等の学生の県内就職率はいずれも低下しております。

このような状況を踏まえ、1人でも多くの若者が県内に留まり、地域や産業の担い手となっていただけるよう、市町や企業、関係団体等の皆様と危機感を共有し、一層の連携を図りながら、働く場の確保や県内就職促進対策に全力を注いでいく必要があります。

そのため、若者に就職先として選ばれるような良質な雇用の創出を図るため、ロボット・IoTをはじめとする成長産業分野の企業の誘致等を推進してまいります。

併せて、来年度は、国の新たな政策パッケージや地方創生推進交付金を活用し、地域の雇用創出につながる創業や事業承継、事業拡大等にチャレンジする事業者を支援することにより、人口流出に歯止めをかけてまいります。

また、県内企業の皆様方にも、職場環境の改善や情報発信に積極的に取り組んでいただきたと考えており、企業の魅力度向上を図るため、

企業内の人材育成、入社後の昇進や昇格の道筋を示したキャリアパスの導入、自社の強み等の効果的PRなど、採用力強化に向けた企業の主体的な取組を支援するとともに、誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度（Nぴか）のさらなる取得拡大に努めてまいります。

若者の県内就職促進については、従来の合同企業説明会などの手法に加え、私をはじめ県幹部職員などが大学・高校へ出向き、ふるさとの魅力や本県で働くことの意義などを直接伝えるとともに、県外に進学する学生等にツイッターなどのSNSを活用し、ふるさと情報や県内企業情報等を発信することで、地元に対する意識をつなぎとめてまいります。

また、大学や企業を訪問して情報収集や就職支援を実施しているキャリアコーディネーターを増員し、新たに福岡都市圏や首都圏担当を配置し、県外へ進学した学生の県内就職促進に向けた活動を強化してまいります。

さらに、高校に配置しているキャリアサポートスタッフ等と本庁との連携をより密接にすることで相互の情報共有を図り、生徒や保護者に対し、就職スケジュール等に応じた適切な就職相談を実施するとともに、生徒や保護者、進路指導担当者向けの企業見学会を開催し、県内企業への理解促進、県内企業で働くことに対する意識の醸成を図ってまいります。

このほか、県内の中学生が、地元企業の協力のもと仮想会社を設立し、市場調査や仕入れ計画の作成等について考える職業体験学習を推進することにより、地元企業の良さやふるさとへの理解を深め、本県の将来を担おうとする意識や実践力を育むなど、ふるさと教育の一層の充実に努めてまいります。

（移住促進対策の強化）

人口の社会減に歯止めをかけるため、若者等の県外流出を抑制する施策の推進に加え、県外から人を呼び込む、UIターン施策についても一層の強化を図ってまいりたいと考えております。

そのため、国の新たな支援制度を活用し、都市部からの移住を支援するとともに、県外からの移住者等による創業や事業承継を増やすため、国の事業引継ぎ支援センターの後継者人材バンクを活用し、関係機関と連携しながら、廃業予定事業者と創業希望者との広域的なマッチングの機会を創出してまいります。

さらに、長崎と首都圏を結ぶ路線を運航するLCC（格安航空会社）と「移住促進」をテーマに連携を図り、本県の魅力や移住情報を発信してまいります。

移住相談への対応については、引き続き、市町と協働で運営する「ながさき移住サポートセンター」を中心に、移住の検討段階から定住まで、ワンストップ体制によるきめ細かなサポートを実施してまいります。

また、移住希望者に対する情報発信を充実させ、本県出身者が多く在住する大都市圏において、SNS等を活用し、移住後の多様な働き方や暮らし方をわかりやすく提案するなど、ふるさとの人や暮らしの魅力を積極的に発信してまいります。

さらに、移住相談で多く寄せられる住まいの確保について、サポートセンターに住宅支援員を新たに配置し、不動産業者と連携して、UIターン者のニーズに沿った賃貸物件を紹介するとともに、賃貸住宅の少ない離島・半島地域において、市町が認定した民間団体が、空き家の掘り起こしや改修、マッチングまでを行う新たな仕組みを構築してまいります。

このほか、特に離島・半島地域における基幹産業である農業や漁業への就業を促進するため、農業においては、新規就農相談センターを通じた技術習得研修、受入団体等登録制度を活用した農地やハウスの確保等の支援を実施するとともに、漁業においては、漁家子弟の就業にかかる支援制度の拡充など、就業相談から技術習得、就業後の定着促進まで、段階に応じた切れ目のない支援策を講じてまいります。

（結婚・出産・子育て支援の強化）

人口の自然減を抑制するためには、少子化の最大の要因となっている未婚化、晩婚化に歯止めをかけ、県民の皆様が希望どおりに結婚、妊娠・出産し、安心して子育てができる社会を実現していく必要があります。

そのため、来年度は、県全体で結婚を希望する独身の方々や子育て家庭を応援する機運の醸成を図ることとしており、新たに、行政、企業・団体、県民が一体となったキャンペーンを展開し、企業・団体による従業員への婚活イベント等の積極的な周知、結婚や子育てを応援するボランティア活動への参加促進、マスメディアと連携した効果的な情報発信等に取り組んでまいります。

また、結婚支援の充実に向け、お見合いデータマッチングシステムや婚活サポーターによる縁結び活動を推進するとともに、企業や団体に属する独身グループ同士の交流を促進する新たなシステムを構築し、官民が一体となって企業間交流を促進してまいります。

子育て支援については、待機児童の解消や、来年度からの幼児教育無償化等による保育需要の増加に対応するため、潜在保育士や子育て支援員など、保育人材の確保対策を強化することとし、人材バンク登録の促進やマッチングシス

テムの導入など、保育士・保育所支援センターの機能拡充を図ってまいります。

このほか、子育て世帯の住環境の改善に向け、多子世帯等のリフォーム工事や中古住宅の取得を支援するとともに、男性の家事・育児等への参画や、仕事と家庭の両立を促進するため、動画や自己診断ツール等を用いた意識啓発に努めてまいります。

（集落維持・活性化対策の強化）

人口減少の進行により、離島や半島地域を中心に、地域活力の低下が課題となる中、将来を見据え、地域の実情に応じ、多様な主体が協働して地域社会を維持していく仕組みを構築していくことが必要不可欠であります。

そのため、地域住民主体による集落対策活動の推進に向けた機運醸成を図るとともに、集落の維持・活性化に向けて、地域運営組織の立ち上げや小さな拠点づくりを進める市町に対し、部局横断による支援を実施してまいります。

具体的には、本庁関係課と各振興局が連携し、各市町における集落対策の取組状況等の情報を共有しながら、地域運営組織の立ち上げ時における協力、助言等を実施するとともに、地域からの要請に応じ、NPOやボランティア団体、農産物直売所など多様な主体の地域活動への参画を促し、地域課題の解決につなげてまいります。

このほか、高齢者対策として、移送や買物など生活支援体制の充実に向け、地域における助け合いの仕組みづくりを支援するとともに、ICTやIoTを活用した見守りシステムの活用等により、行政、住民、関係団体、民間事業者等が連携した多重の見守り体制の早期構築を図ってまいります。

それでは、その他の人口減少対策に係る施策

をはじめ、平成31年度当初予算に関する主な施策について、3つの基本姿勢に沿って、ご説明いたします。

一人に生きがいを一

人口減少、少子・高齢化が進行する中、地域や産業を支える人材の育成を図りながら、高齢者や障害者の方々をはじめ、誰もが健康で生きがいを持って活躍できる地域社会づくりを推進していく必要があります。

（誰もが主体性を持って生き生きと活躍できる社会づくり）

人生100年時代を迎えようとする中、健康長寿日本一の県づくりに向け、今年度から、多くの関係団体の連携による県民運動として各種事業を展開しております。来年度は、食事や運動等の生活習慣の改善、健康診断の受診など、県民一人ひとりが主体的に健康づくりを楽しく始め、継続できるように、表彰制度の創設による優良事例の幅広い普及や、携帯端末等を活用した運動等による疾病リスク低減効果の見える化を推進するとともに、地域ごとの生活習慣等にかかる詳細な分析を進め、施策のさらなる充実・強化を図ってまいります。

また、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの早期構築に向け、各市町や地域包括支援センター職員を対象とした研修や意見交換会等を開催し、モデル地区や先進地域の取組事例を共有するとともに、地域課題の解決に取り組もうとする高齢者団体等に対し、アドバイザーの派遣等による支援を実施してまいります。

このほか、てんかん患者に適切な医療や支援を実施するための診療等に係る連携体制の整備や、若年性認知症の方などが集える場の創設など、配慮が必要な方々が安心して暮らせるため

の施策の充実に力を注いでまいります。

（地域や産業を支える人材づくり）

若年層を中心に人口減少が続き、地域活力の低下が課題となる中、本県の将来を担う子どもたちの育成をはじめ、産業や地域の活性化を担う人材の確保・育成を推進していく必要があります。

学校教育については、測定テストを活用して児童生徒の読解力における課題をきめ細かに分析するとともに、その解決に向け、教科の枠を超えた「読解力育成プラン」を新たに策定し、児童生徒の学力向上につなげてまいります。また、2020年度からの小学校における英語教育の早期化・教科化を見据え、教員の指導力向上に向けた研修を実施するほか、コンテストの開催など英語を活用する場の充実に図り、児童生徒の英語力向上を推進してまいります。

大村市に設置する、大村市立図書館との合築による「ミライo n 図書館」が、去る1月31日に竣工し、現在、資料や執務室の移転作業等に着手しております。

開館日は、本年10月5日を予定しており、開館後は、主に広範な資料の収集・保存や市町立図書館の支援を担う県立図書館と、主に資料貸出など住民への直接サービスを担う市立図書館を一つの図書館として県市共同で運営し、質の高い充実したサービスを提供してまいります。

併せて、子どもの読書活動の推進に向け、ミライo n 図書館において読書関係の大会を開催するほか、子どもの発達段階に応じた読書習慣の定着や図書ボランティア等の資質向上を図ってまいります。

一方、産業人材の確保については、生産年齢人口が減少し、国内人材の不足が顕著になる中、外国人材の積極的な活用を推進していく必要が

あります。

そのため、出入国管理及び難民認定法の改正に伴う国の「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を踏まえ、外国人への行政・生活全般の情報提供や相談等に多言語で対応するワンストップの総合相談窓口を整備するなど、市町や関係団体との連携により、円滑な受け入れや、安心して生活・就労できる環境整備を推進してまいります。

また、当該窓口の設置と併せ、現在受け入れが増加しているベトナムやフィリピンの行政機関と連携した、外国人材の安定した送り出しや、日本での安全・安心な受け入れに向けた仕組みづくりを進めてまいります。

介護人材の確保については、こうした仕組みを活用しながら、留学希望者と県内の養成施設等とのマッチングを推進するとともに、介護施設等が行う技能実習生等への研修や留学生への奨学金支給に対する支援を実施してまいります。

農業分野においては、去る2月4日、県出資団体、JAグループ、人材派遣会社の共同出資により、農業サービス事業体「株式会社 エヌ」が設立されたところであり、当事業体を核として、外国人材等を農業経営体に派遣し、安定的な労力を確保することにより、規模拡大等による農業所得の向上を図ってまいります。

一産業に活力を

AIやIoT、ビッグデータ、ロボットなどのイノベーションにより、世界中で革新的なビジネスやサービスが次々と生み出される中、本県においても、こうした時代の潮流を踏まえながら、力強い産業の育成や企業誘致の推進、地場企業の事業拡大等に力を注ぎ、県民所得向上対策のさらなる推進を図っていく必要があります。

生産者や事業者の所得向上を目指し、商工業やサービス業分野における「地域産業活性化計画」、農林業における「産地計画」、水産業における「地域別施策展開計画」を基軸とし、関係団体、市町等との連携により、付加価値向上や販路拡大に努めてまいります。

（商工業等の活性化）

造船業に次ぐ新たな基幹産業の創出を目指し、今般、海洋エネルギー関連産業、ロボット・IoT関連産業、航空機関連産業の3分野において、今後10年間の道標となるロードマップ（工程表）を策定したところであります。

今後、このロードマップに基づき、各分野のクラスター協議会を中心に、専門人材の育成やサプライチェーンの構築等を推進し、県内企業の売上増加や雇用拡大につなげてまいります。

海洋エネルギー関連産業については、これまで、県内企業が参画した実証事業が行われてまいりましたが、引き続き、大学やクラスター形成推進協議会と連携しながら、県内海域への実証プロジェクトの誘致、専門人材育成や研究開発等を推進し、県内企業の参入促進、企業群の創出による拠点形成を進めてまいります。

ロボット・IoT関連産業については、様々な産業分野への普及を図るため、AIやIoT等の先端技術の活用等に関する専門人材の育成、先端技術を提供する企業と活用する企業とのマッチングを進め、新製品や新サービスの創出、事業拡大を図ってまいります。

また、航空機関連産業においては、昨年8月、航空機産業クラスター協議会を設立したところであり、企業や大学等と連携しながら、サプライチェーンの充実・強化に努めるとともに、クラスター会員企業の技術力の向上をはじめ、ビジネスマッチングや販路開拓等を支援してまい

ります。

食料品製造業の振興については、農産物など県産材を用いた高付加価値商品の試作からテスト販売まで、マーケットを見据えた支援を行う「食品加工センター」の整備を推進するとともに、商工団体や地元金融機関等と連携したテストマーケティングの実施に加え、商品開発、販路開拓等を支援し、付加価値向上につなげてまいります。

また、サービス産業の活性化を図るため、従業員数等のシェアが大きく、今後の成長も期待される、ヘルスケア産業や観光関連産業をターゲットとして、具体的な推進計画の策定から実践までの一貫した支援を行ってまいります。

このほか、新しいビジネスモデルにより成長を目指すスタートアップ企業の交流拠点を、本年3月、出島交流会館に開設する予定としております。今後、当拠点へのスタートアップ企業の県内外からの集積を図り、大学、金融機関、創業意欲のある学生や社会人等との交流を通じ、革新的サービスの創出につなげてまいります。

小規模事業者の振興については、引き続き、商工会や商工会議所の経営指導員の資質向上に努め、地域産業活性化計画の推進を図ってまいります。また、今般、国において、本県の施策の方向性と理念を同じくする、地域別の計画に基づく取組を支援する補助スキームが創設されることとなり、当該制度を有効活用し、事業者グループによる外貨獲得に向けた事業を支援してまいります。

一方、企業誘致については、去る12月27日、東京都に本社を置く株式会社シーエーシーが、長崎市への立地を決定されました。同社は、企業から人事関連業務を受託する企業であり、今年7月から事業を開始し、5年間で100名を雇用

する予定とされております。

また、1月10日、昨年11月に長崎市への立地が決定しておりました株式会社ペイロールと事業拠点の開設に関する立地協定を締結いたしました。同社は、企業から給与計算業務を受託する企業であり、今年7月からクレインハーバー長崎ビルで事業を開始する予定となっております。

さらに、1月21日には、富士フィルム株式会社が、県や長崎大学との協業による橋梁等の社会インフラの点検・診断業務の効率化を目指し、次世代AI技術の開発拠点「^{ブレインズ}Brain九州」を長崎市に開設することを決定され、昨日、立地協定を締結いたしました。当拠点には、グループ会社の富士フィルムソフトウェア株式会社が、来年4月に事業所を開設することも併せて決定しており、当初5年間でIT人材を20名程度雇用し、将来的には50名規模での事業実施を予定されております。

加えて、本日、京セラコミュニケーションシステム株式会社が、長崎市への立地を決定されました。同社は、京セラ株式会社のグループ会社で、京セラ株式会社が製造するIoT関連部品に関するソフトウェア開発等を行っており、今年11月にクレインハーバー長崎ビルに事業所を開設し、当初5年間で50名の雇用を予定されております。

今後とも、地元自治体等と連携しながら、企業誘致の推進に努めてまいります。

（観光産業の活性化）

近年における本県観光の動向については、クルーズ乗船客の増加などにより、日帰り客を含む観光客延べ数が概ね増加傾向にある一方で、宿泊者数や観光消費額が伸び悩むなどの課題も見受けられるところであります。

このような状況を踏まえ、来年度は、観光産業のさらなる活性化に向け、地域資源を活かした付加価値の向上、人材の育成などに市町や関係団体と一体となって取り組んでまいります。

具体的には、宿泊事業者と関連事業者との連携による、県産食材の積極的活用や体験プログラムの充実など、施設等の魅力向上や高付加価値化を目指す取組を支援し、地域における観光まちづくりを推進してまいります。また、将来にわたって活躍できる観光人材の確保・育成を図るため、県内高校生を対象に、観光をテーマとした講座や宿泊施設でのインターンシップを実施するほか、ホテルマンなど観光のプロから観光客にお勧めしたい飲食店を選定してもらい、その情報を発信することにより、本県を訪れる観光客の食の満足度向上やリピーター獲得につなげてまいります。

インバウンド対策については、海外からの誘客に積極的に取り組む地域の観光資源を、地元市町と共に磨き上げ、海外市場に向けた戦略的な情報発信を実施し誘客拡大につなげてまいります。また、今般、世界的に食の魅力を発信しているミシュランガイドについて、福岡、佐賀、長崎版が発刊されることとなり、当ガイドの高いブランド力を活用し、関係自治体とも連携しながら、本県の豊かな食の魅力を国内外に向けて積極的にPRしてまいります。

このほか、観光客に選ばれる魅力ある施設となるため、宿泊施設の品質認証制度を導入して高いレベルのおもてなしを目指す宿泊事業者に対し、認証取得費用の一部を支援するとともに、取得した施設の情報を広く周知してまいります。

世界遺産については、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」への来訪者が、登録後の7月から1月期において前年の約1.6倍となる

など好調に推移しております。

引き続き、地域の方々の生活と観光の調和に留意しながら、一層の受入体制の充実を図るため、世界遺産の価値を伝えるガイドのスキルアップ研修や、優れたガイド人材のノウハウを受け継いでいくための教材制作に取り組むなど、さらなる交流人口の拡大を目指してまいります。

また、資産の適切な保護や周辺環境の保全のため、所有者への支援や調査研究を継続するとともに、構成資産の保護に携わる団体への活動支援、県内大学と連携したフィールドワークの実施、小中高生や地元住民に向けた学びの機会の提供等を通して、次世代への継承や地域の活性化を図ってまいります。

（スポーツや文化等による交流人口の拡大）

来年度は、9月から11月までラグビーワールドカップが開催される年でもあり、中国や韓国をはじめとするアジア・国際戦略の推進により、さらなる交流人口の拡大を図っていく必要があります。

ラグビーワールドカップ2019大会において、公認チームキャンプ地として、スコットランド代表チームを長崎市に、トンガ代表チームを島原市に迎えるに当たり、各自治体で必要となる設備等の整備に万全を期してまいります。

文化交流については、これまでの孫文・梅屋庄吉とともに、隠元禅師の功績や黄檗文化に着目し、古代から現在まで続く長崎と中国の交流の歴史について、シンポジウムの開催等により情報発信を強化し、交流を促進してまいります。

また、本年は、本県と釜山広域市友好交流関係樹立5周年の節目の年となることから、朝鮮通信使の歴史的意義や対馬の果たした役割、双方の観光資源等を紹介・PRするセミナーやパネル展を開催するなど、友好交流の絆を深めて

まいります。

このほか、貿易商談会への出展等を通じた中国との経済交流を促進するとともに、ベトナムについては、御朱印船を活用した情報発信や文化交流フェスティバルへの参加等により、本県の認知度向上や交流拡大を図ってまいります。

（農林水産業の活性化）

高齢化や後継者の不足、生産資材価格の高止まりによる収益性の低下、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定や日本・欧州連合経済連携協定（E U ・ E P A）の発効など、環境が大きく変化する中、元気で豊かな農林水産業を実現していくためには、産地計画、地域別施策展開計画を基軸としながら、生産性向上や経営力強化に向けた施策をこれまで以上に推進していく必要があります。

そのため、農林業においては、園芸産出額1,000億円の達成を目指し、環境制御技術の導入等による収量・品質の向上、ドローンやICT技術の開発・実証をはじめとするスマート農業による低コスト化・省力化等を推進してまいります。また、花きの香港や米国などへの輸出拡大、全国茶品評会や日本茶アワードにおいて2年連続日本一に輝いた「長崎玉緑茶」の首都圏等への販路開拓、海外への輸出に向けた可能性調査を実施することとしております。

このほか、畜産産出額600億円の達成に向け、畜産クラスター計画に基づく牛舎や豚舎等の整備、優良家畜の導入、新たに創設する長崎和牛生産者登録制度を活用した長崎和牛の生産拡大やブランド化を推進するとともに、担い手の規模拡大や生産性向上に向けた農業生産基盤の整備、新規就業者の確保・育成に力を注いでまいります。

一方、水産業については、水産政策の改革に

伴う国の支援事業を積極的に活用しながら、養殖業の成長産業化に向け、大規模漁場創出のための漁場再編、利用度の低い遊休漁場等への新規参入、販路拡大や施設整備等による産地強化を推進し、産出額の増加による所得向上を図ってまいります。

また、水産物の輸出拡大に向け、米国やEU等における新規販路の開拓、輸出にかかる衛生管理体制の充実に努めるとともに、本県水産物の販売力の強化を図るため、バイヤーの声や商談会出展時の意見など、消費者ニーズを的確に捉えた売れる商品づくりや、商品の安定供給に向けた漁業者と加工業者の連携体制の構築を支援してまいります。

—暮らしに潤いを—

県民の皆様が、住み慣れたふるさとにいつまでも住み続けていただけるよう、離島地域の活性化に引き続き力を注ぐとともに、快適で安全・安心な暮らしづくりの実現に向けた生活基盤の整備や地域づくりを推進していく必要があります。

（国境離島地域の振興）

平成29年4月の有人国境離島法の施行を受け、新たに創設された国の交付金を活用し、雇用機会の拡充をはじめ、航路・航空路の運賃低廉化や輸送コストの支援、滞在型観光の促進などに積極的に取り組んでまいりました。

こうした中、国境離島地域の人口は、法施行までは毎年約1,000人の社会減が続いておりましたが、平成30年は615人の実績となり、前年を上回る抑制が図られております。

また、法施行後、国境離島地域においては、都市部の事業者を含む新たな事業展開による良質な雇用の場の創出、若年層を中心とした意欲ある移住者の増加等による地域経済の活性化な

ど、今後の持続的発展に向けた好循環の兆しもあらわれてきているところであります。

このような状況を踏まえ、平成31年度においては、引き続き、国の施策を最大限活用し、関係市町と連携を図りながら、良質な雇用の場の創出、移住施策と連携した人材確保策の推進など、離島地域の維持・振興に全力を注ぐとともに、滞在型観光の促進に向け、島外からのアクセス情報や島内公共交通機関の経路検索機能を充実させるなど、しまを訪れる観光客の利便性向上に努め、交流人口の拡大につなげてまいります。

また、地域商社の売上げ拡大や、しまの生産者の所得向上を図るため、高度な専門人材を活用した付加価値の高い商品の開発、しまの優れた地域資源の新たな市場確立に向けたブランド化や販路開拓に積極的に取り組んでまいります。

（交流と賑いのある暮らしづくりの推進）

交流人口の拡大や産業振興を支える基盤となる新幹線や道路等の社会資本の計画的な整備を推進していく必要があります。

九州新幹線西九州ルートについては、諫早駅の新築工事が開始されるなど、2022年度の開業に向け、着実に整備が進められております。こうした中、開業効果を最大限に高めるため、来年度は、現在策定を進めている「新幹線開業に向けたアクションプラン」に基づき、気運醸成に向けた積極的な情報発信、二次交通の実証運行計画策定等に取り組んでまいります。

また、JR長崎本線の連続立体交差事業については、現在、高架構造物の建設工事がピークを迎えており、新しい長崎駅舎の建築工事も始まったところであります。来年度末に予定している高架線路への切り替えと新駅舎の開業に向け、新幹線整備事業や長崎市が実施する土地区

面整理事業との調整を図りながら、計画的な事業推進に努めてまいります。

幹線道路の整備については、九州横断自動車道の長崎多良見インターから長崎芒塚インター間の4車線化について、来月29日に新しい下り線の完成供用が予定されております。この4車線化により、本路線の安全性・走行性が向上するとともに、災害時における代替機能が強化されるなど、地域の発展に大きく貢献するものと期待しております。

また、西九州自動車道については、昨年12月に伊万里松浦道路の松浦インターまでが開通したことから、今後は、松浦佐々道路への予算のシフトが予想されるため、一層の事業進捗が図られるよう、用地取得の推進等に努めてまいります。

（安全・安心な暮らしづくりの推進）

近年頻発する自然災害、交通事故、犯罪など生活上の様々なリスクを取り除き、県民の皆様が長崎で暮らしてよかったと実感できる「安全・安心日本一の県づくり」の実現に向け、市町や地域の方々と一体となり、防災や交通安全、健康や食生活等にかかる横断的な対策を講じていく必要があります。

具体的には、ソフト面の対策の充実を図るため、自主防災組織の育成強化や学校における消費者教育の推進、高齢運転者の交通事故防止に向けた先進安全技術の普及啓発等に取り組むほか、持ち運び可能なオービス（速度違反自動取締装置）の導入による効果的な交通取締の実施等により、交通事故の発生防止に努めてまいります。

併せて、健康長寿日本一に向けた健康づくりや地域包括ケアシステムの早期構築により、健康や生活面の不安を取り除くとともに、食品の

安全・安心の確保に向け、学校関係者や大学生等への講習会を開催するほか、食中毒の発生防止対策の効果的な周知啓発を実施してまいります。

一方、防災・減災にかかるハード面の対策については、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を踏まえ、土木、農林関係をはじめとする防災インフラの重点的な整備を推進することとしており、当該対策に併せて新設された有利な地方債を活用した緊急自然災害防止対策事業を含め、事業の計画的かつ集中的な実施に力を注いでまいります。

石木ダムについては、川棚川の抜本的な治水対策と佐世保市の慢性的な水源不足解消のために必要不可欠な事業であり、現在、付替県道工事について新たな工区に着手するなど、切れ目なく工事を進め、事業の進捗を図っております。

また、水源地域対策特別措置法に基づく「水源地域の指定」についても、今年度中に国から指定を受ける予定となっており、県民の皆様方の安全・安心の確保はもとより、県北地域の発展のためにも、ダムの早期完成を目指し、今後とも佐世保市及び川棚町と一体となって事業の推進に努めてまいります。

それでは、次に、これまでの3つの基本姿勢に沿った事業以外の主な施策や懸案事項などについて、ご報告を申し上げます。

（特定複合観光施設（IR）区域整備の推進）

IR区域の整備については、IRを構成する中核施設の要件などに関する政令が4月下旬を目途に公布されるほか、IR区域整備の意義や目標、区域認定基準等を定める基本方針が本年夏頃にも国から示される見込みであります。これらの動向を注視しながら、IR事業者の公募・選定に係る実施方針案の策定をはじめ、区

域整備計画認定申請に向けた準備を着実に進めてまいります。

また、九州一体となった取組に向け、関係者の皆様からご意見をいただくことを目的に、去る1月30日、長崎県・佐世保市IR推進協議会の主催により、九州経済団体等のトップによる「九州IR懇話会」を開催し、IRを活かした九州経済の活性化・広域連携のあり方等について意見交換を行うとともに、さらなる連携強化について協力をお願いしたところであります。

一方、ギャンブル依存症への対応については、国のギャンブル等依存症対策基本法に基づき、本県における推進計画の策定に向けた検討作業を進めるとともに、今年度策定予定の依存症相談対応の手引きを基に、保健所や市町職員等への研修の充実を図るなど、ギャンブルをはじめとする依存症対策に係る取組を強化してまいります。

今後とも、県議会や県民の皆様のご意見を伺いながら、佐世保市はもとより、九州各県や経済界との連携を強化し、本県へのIR導入実現を目指してまいります。

（九州新幹線西九州ルート of 整備促進）

九州新幹線西九州ルート（武雄温泉～長崎間）の整備事業費の増加への対応については、去る12月18日の与党整備新幹線建設推進プロジェクトチームにおいて、国から、財源確保策として、貸付料の前倒し活用を含む全体の財源見通しが示されたところであります。

今回の財源確保策により、2022年度までの確実な開業に向けた整備の促進に加え、地方負担の軽減について一定の措置が講じられたものと考えております。

また、新鳥栖・武雄温泉間の整備のあり方については、同プロジェクトチーム「九州新幹線

（西九州ルート）検討委員会」において、地域活性化や地方創生を実現し、活力ある国土づくりを進めるという大局的な視点に立って、フル規格、またはミニ新幹線による整備を検討するとされております。

県としては、投資効果や収支改善効果、時間短縮効果が大きいフル規格による整備の実現を求めているところであり、課題である地方負担の軽減や並行在来線の問題を含めて国において早期に議論を進め、整備の方向性を示していただく必要があると考えております。

こうした中、去る1月9日に、佐賀県に赴き、山口知事と西九州ルートの整備のあり方について意見交換を行ってまいりました。この際にも、現在の事態に至ったのは、フリーゲージトレインの開発が進まなかったことが原因であり、責任ある立場として国においてしっかりと協議を進め、具体的な整備の方向性を明らかにしてほしいということについて、共通の認識に立ったところであります。さらに、西九州ルートの整備のあり方について、今後も意見交換を続けていくことについて了解を得たところであり、引き続き佐賀県との連携を図ってまいりたいと考えております。

今後とも、政府・与党の動きを注視し、本県選出国會議員や県議会の皆様、関係自治体等と連携を図りながら、西九州ルートのフル規格による整備の実現に向け、新幹線整備を国家プロジェクトとして進める国に対し強く働きかけるなど、全力で取り組んでまいります。

（国際定期航空路線の就航）

長崎空港において3路線目となる国際定期航空路線として、香港エクスプレス社による長崎・香港線が、去る1月19日から新たに就航しました。当日は、空港において歓迎行事や出発

セレモニーを開催するとともに、本県選出国会議員や県議会の皆様をはじめ多くの関係者のご出席のもと、就航記念祝賀会を長崎市で開催し、利用促進に向けた機運醸成を図ったところであります。

また、長崎空港発の初便を利用して、県議会を代表して徳永副議長にご同行いただき、平田副知事を団長とする訪問団を香港へ派遣いたしました。現地においては、香港エクスプレス社や関係機関を訪問するとともに、関係者の方々と今後の交流拡大や県産品の輸出促進等について意見交換を行ってまいりました。

今回の就航を契機として、香港等からの誘客拡大はもとより、経済や文化など幅広い分野での交流を推進してまいります。

一方、長崎・ソウル線については、同路線を運航するエアソウル社において、保有する機材の一部について法定整備を行う必要があるため、機材繰りの都合上、本年3月31日から6月30日までの約3カ月間、運休されることとなりました。

県としては、7月以降の運航再開に向け、引き続き、同社との協議を実施してまいります。

（県庁舎の跡地活用）

県庁舎の跡地活用については、この地の重層的な歴史やまちなかに立地する地理的特性を念頭に、歴史をうかがい知ることができる石垣は保存・顕在化したうえで、「広場」、「交流・おもてなしの空間」、「質の高い文化芸術ホール」の3つの主要機能を石垣上に効果的に配置し、その相乗効果を発揮させるという「県庁舎跡地整備方針の策定に向けた基本的な考え方」をさきの11月定例会にお示しし、ご議論をいただいたところであり、今回、さらに検討を進め、「県庁舎跡地整備方針案」として取りまとめたところであります。

県としては、この整備方針案について、今議会においてご議論いただき、また、経済団体や周辺地域の皆様などのご意見も踏まえたうえで整備の方針を決定し、県庁舎跡地が、県民や市民をはじめ国内外の観光客が集い憩える、これまで長崎のまちになかった新たな賑いを創出する場となるよう、今後の基本構想の策定に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

（スポーツの振興）

昨年12月25日から大阪市で開催された「第32回全国都道府県対抗中学校バレーボール大会」において、男子選抜チームが準優勝を果たしました。

また、1月1日に群馬県前橋市で開催された「第63回全日本実業団対抗男子駅伝競走大会」では、三菱日立パワーシステムズマラソン部が第2位となるなど、各競技における本県勢の活躍は、県民に大きな夢と感動を与えてくれました。

選手並びに関係者の皆様のご健闘を心からたたえるとともに、今後とも、本県スポーツの振興と競技力の向上に力を注いでまいります。

いよいよ2月24日、J2リーグが開幕し、V・ファーレン長崎は、ホームに横浜FCを迎え、2019年シーズンのスタートを切ります。

去る2月16日には、県庁エントランスにおいて「2019V・ファーレン長崎決起集会」が開催され、多くのサポーターの皆さんにお集まりいただき、1年でのJ1復帰に向け、チーム、サポーター、県民が一丸となって邁進していく機運の醸成が図られたところであります。

V・ファーレン長崎の活躍は、昨年のJ1初参戦で経験したとおり、県民に夢や感動を与えるとともに、長崎県の知名度向上やイメージアップにつながり、県外から多数の観戦者が来

県されるなど、地域の活性化にも大きく寄与するものであります。

今後とも、県民を挙げて力強く後押しし、活躍を期待してまいりたいと存じます。

次に、議案関係について、ご説明いたします。

まず、平成31年度予算については、「長崎県総合計画チャレンジ2020」や先の11月定例会での長崎県重点戦略案に対する議論、政策評価の結果等を踏まえて編成いたしております。

一般会計の予算額は、6,977億830万5,000円、特別会計の予算額は、2,266億1,684万3,000円、企業会計の収益的支出及び資本的支出の総額は、105億3,553万4,000円となっております。

次に、平成30年度補正予算であります。今回の補正予算は、国の補正予算への対応と国庫支出金の決定等に伴う事業費の増減、その他年度内に執行を要する緊急な事業費等について計上いたしました。

一般会計73億7,253万円の減額、特別会計2億6,388万5,000円の増額、企業会計3億479万4,000円の減額補正をしております。

この結果、平成30年度の一般会計の累計予算額は、6,973億9,580万7,000円となっております。

次に、予算以外の議案のうち、主なものについて、ご説明いたします。

第18号議案「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」は、昨年10月に行われた県人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告」並びに国家公務員の超過勤務命令の上限設定の状況を踏まえ、所要の改正をしようとするものであります。

第20号議案「警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例」は、地域警察及び生活安全警察の機能強化を図ることを目的に、平成31

年4月1日付の組織改正を行うため、所要の改正をしようとするものであります。

第24号議案「長崎県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例」は、医療法及び介護保険法の一部改正に伴い、看護職員修学資金の返還免除対象施設に介護医療院を追加するため、所要の改正をしようとするものであります。

第38号議案「長崎県営港湾ターミナルビル条例等の一部を改正する条例」は、消費税法の一部改正に伴い、本年10月1日から消費税率が引き上げられることから、所要の改正をしようとするものであります。

なお、消費税率の引き上げに伴い、「武道館条例」ほか、15件の改正を予定しております。

その他の案件については、説明を省略させていただきますので、ご了承を賜りたいと存じます。

以上をもちまして、本日提出いたしました議案の説明を終わります。

なにとぞ、慎重にご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（溝口芙美雄君） ただいま上程いたしました議案のうち、第72号議案乃至第74号議案につきましては、お手元の議案付託表のとおり、予算決算委員会に付託いたします。

本日の会議は、これにて終了いたします。

明日は、11時30分より本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

— 午前11時40分 散会 —

第 2 目 目

議 事 日 程

第 2 日 目

1 開 議

2 委員長審査結果報告、質疑・討論、採決

3 散 会

平成31年2月21日（木曜日）

出席議員（45名）

- 1番 宮本法広君
- 2番 麻生隆君
- 3番 吉村正寿君
- 4番 坂本浩君
- 5番 高橋勝幸君
- 6番 里脇清隆君
- 7番 近藤智昭君
- 8番 宅島寿一君
- 9番 松本洋介君
- 10番 ごうまなみ君
- 11番 大場博文君
- 12番 山口経正君
- 13番 山本由夫君
- 14番 吉村洋君
- 欠番
- 16番 堀江ひとみ君
- 17番 川崎祥司君
- 18番 深堀浩君
- 19番 山田朋子君
- 20番 久野哲君
- 21番 山本啓介君
- 22番 前田哲也君
- 23番 外間雅広君
- 24番 下条ふみまさ君
- 25番 大久保潔重君
- 26番 中島浩介君
- 27番 西川克己君
- 28番 浅田眞澄美君
- 29番 中村和弥君
- 30番 高比良元君
- 31番 山田博司君
- 32番 渡辺敏勝君
- 33番 吉村庄二君

- 34番 瀬川光之君
- 35番 坂本智徳君
- 36番 橋村松太郎君
- 37番 徳永達也君
- 38番 中島廣義君
- 39番 中山功君
- 40番 野本三雄君
- 41番 小林克敏君
- 42番 田中愛国君
- 43番 三好徳明君
- 44番 八江利春君
- 45番 宮内雪夫君
- 46番 溝口芙美雄君

説明のため出席した者

- 知事 中村法道君
- 副知事 上田裕司君
- 副知事 平田研君
- 統轄監 濱田厚史君
- 総務部長 古川敬三君
- 県民生活部長 木村伸次郎君
- 環境部長 宮崎浩善君
- 福祉保健部長 沢水清明君
- 企画振興部長 柿本敏晶君
- 文化観光国際部長 中崎謙司君
- 土木部長 岩見洋一君
- 農林部長 中村功君
- 水産部長 坂本清一君
- 産業労働部長 平田修三君
- 危機管理監 豊永孝文君
- 福祉保健部 園田俊輔君
- こども政策局長 野嶋克哉君
- 会計管理者 太田彰幸君
- 交通局長 廣田義美君
- 企画振興部政策監

文化観光国際部政策監 田代秀則君
産業労働部政策監 下田芳之君
教育委員会 池松誠二君
教育長 堀江憲二君
選挙管理委員会委員 濱本磨毅穂君
代表監査委員 本田哲士君
人事委員会委員 中部憲一郎君
公安委員会委員長 國枝治男君
警察本部長 辻亮二君
監査事務局長 寺田勝嘉君
人事委員会事務局長
(労働委員会事務局長併任)
教育次長 本田道明君
財政課長 古謝玄太君
秘書課長 伊達良弘君
警察本部総務課長 杉町孝君
選挙管理委員会書記長 井手美都子君

議会事務局職員出席者

局長 木下忠君
総務課長 高見浩君
議事課長 篠原みゆき君
政務調査課長 太田勝也君
議事課長補佐 増田武志君
議事課係長 梶谷利君
議事課主任主事 天雨千代子君

— 午前11時30分 開議 —

○議長(溝口英英雄君) 皆さん、おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

これより、さきに予算決算委員会に付託して審査をお願いいたしておりました議案について、審議することにいたします。

予算決算委員長の報告を求めます。

高比良委員長—30番。

○30番(高比良 元君)〔登壇〕 予算決算委員会の審査の結果並びに経過の概要について、ご報告をいたします。

本委員会に付託されました案件は、第72号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」ほか2件であります。

慎重に審査いたしました結果、第72号議案につきましては、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

また、そのほかの議案につきましては、いずれも異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定をされました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、文教厚生分科会では、施設整備費に関し、特別支援学校における施設等の改修工事について、平成31年度当初予算ではなく、今回の経済対策補正予算に計上することの必要性は何かとの質問に対し、今回の補正予算計上により補正予算債を活用することで、7,650万円程度、県の負担を軽減することができる。さらに工事の早期着工が可能となる効果があるとの答弁がありました。

次に、環境生活分科会では、経済対策補正予算に関し、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」等に伴うものとあるが、3カ年の緊急対策の趣旨は何か、また、緊急対策について、どのように検討されているかとの質問に対し、下水道事業については、下水処理場の耐震化及び緊急輸送道路に埋設されている主要な幹線の耐震化を大きな目的としている。土木部関係の事業については、防災安全交付金と社会資本整備総合交付金があるが、緊急点検の結果を踏まえ、幹線道路の法面对策費など緊急度の高いものを優先して予算を計上している。緊急

対策という機会をうまく活用し、防災・減災対策を計画的に実施していきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、農水経済分科会では、水産経営構造改善事業費について、五島市富江地区に整備が予定されている製氷・貯氷機械設備について、その事業効果をどのように見込んでいるのか、また、漁業者の負担はどう変わるのかとの質問に対し、本施設の設置により、近隣4地区の製氷施設が集約され、年間約1,000万円の維持管理費が削減される。また、氷の1トン当たりの購入価格について、新施設では8,000円で従来と同額であるが、新施設では全ての需要が賄えることとなる。これまで足りない分については、漁業者が1万円をほかから購入していた。この差額の2,000円が漁業者の負担減となるとの答弁がありました。

これに対し、漁業収益の向上を図るため、なお一層、水産施策を推進してほしいとの意見がありました。

以上のほか、予算全般に関し熱心な論議が交わされましたが、その詳細については、この際省略をさせていただきます。

以上で、予算決算委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますようお願いをいたします。

○議長(溝口芙美雄君) お諮りいたします。

各議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(溝口芙美雄君) ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

まず、第72号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(溝口芙美雄君) 起立多数。

よって、第72号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、その他の議案について、一括して採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(溝口芙美雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決されました。

本日の会議は、これにて終了いたします。

明日から2月25日までは、議案調査等のため本会議は休会、2月26日は、定刻より本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

— 午前11時35分 散会 —

第 7 目 目

議 事 日 程

第 7 日 目

1 開 議

2 県政一般に対する質問

3 散 会

平成31年2月26日（火曜日）

出席議員（45名）

1番 宮本法広君
 2番 麻生隆君
 3番 吉村正寿君
 4番 坂本浩君
 5番 高橋勝幸君
 6番 里脇清隆君
 7番 近藤智昭君
 8番 宅島寿一君
 9番 松本洋介君
 10番 ごうまなみ君
 11番 大場博文君
 12番 山口経正君
 13番 山本由夫君
 14番 吉村洋君
 欠番
 16番 堀江ひとみ君
 17番 川崎祥司君
 18番 深堀浩君
 19番 山田朋子君
 20番 久野哲君
 21番 山本啓介君
 22番 前田哲也君
 23番 外間雅広君
 24番 下条ふみまさ君
 25番 大久保潔重君
 26番 中島浩介君
 27番 西川克己君
 28番 浅田眞澄美君
 29番 中村和弥君
 30番 高比良元君
 31番 山田博司君
 32番 渡辺敏勝君
 33番 吉村庄二君

34番 瀬川光之君
 35番 坂本智徳君
 36番 橋村松太郎君
 37番 徳永達也君
 38番 中島廣義君
 39番 中山功君
 40番 野本三雄君
 41番 小林克敏君
 42番 田中愛国君
 43番 三好徳明君
 44番 八江利春君
 45番 宮内雪夫君
 46番 溝口芙美雄君

 説明のため出席した者

知事 中村法道君
 副知事 上田裕司君
 副知事 平田研君
 統轄監 濱田厚史君
 総務部長 古川敬三君
 県民生活部長 木村伸次郎君
 環境部長 宮崎浩善君
 福祉保健部長 沢水清明君
 企画振興部長 柿本敏晶君
 文化観光国際部長 中崎謙司君
 土木部長 岩見洋一君
 農林部長 中村功君
 水産部長 坂本清一君
 産業労働部長 平田修三君
 危機管理監 豊永孝文君
 福祉保健部 園田俊輔君
 こども政策局長 野嶋克哉君
 会計管理者 太田彰幸君
 交通局長 廣田義美君
 企画振興部政策監

文化観光国際部政策監 田代秀則君
 産業労働部政策監 下田芳之君
 教育委員会 池松誠二君
 教育長 永淵勝幸君
 選挙管理委員会委員長 濱本磨毅穂君
 代表監査委員 水上正博君
 人事委員会委員長 片岡瑠美子君
 公安委員会委員 國枝治男君
 警察本部長 辻亮二君
 監査事務局長 寺田勝嘉君
 人事委員会事務局長
 (労働委員会事務局長併任)
 教育次長 本田道明君
 財政課長 古謝玄太君
 秘書課長 伊達良弘君
 警察本部総務課長 杉町孝君
 選挙管理委員会書記長 井手美都子君

 議会事務局職員出席者
 局長 木下忠君
 総務課長 高見浩君
 議事課長 篠原みゆき君
 政務調査課長 太田勝也君
 議事課長補佐 増田武志君
 議事課係長 梶谷利君
 議事課主任主事 天雨千代子君

 ー 午前10時 0分 開議 ー

○議長(溝口芙美雄君) 皆さん、おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

これより、一般質問を行います。

中村議員—29番。

○29番(中村和弥君) (拍手)〔登壇〕 皆さん、おはようございます。

自由民主党・県民会議、諫早市選出の中村和

弥でございます。

4年が過ぎるのは本当に早いものでございまして、今回の質問が今期最後の質問となります。残された時間はわずかではございますけれども、最後まで中村県政をしっかりと支えていきたいと思っております。

本日は、お忙しい中にもかかわらず、日ごろからご支援、ご指導いただいております皆様、遠方から傍聴に駆けつけていただいております。心より感謝を申し上げます。ありがとうございます。

今回の一般質問が最後の質問にならないように、残された期間を全力で戦い抜くことをお約束して、通告に従い、分割質問方式で質問させていただきます。

1、平成31年度当初予算について。

(1) 予算編成と財政健全化について。

①当初予算編成への知事の決意について。

今回の2月定例議会で計上されました当初予算は、一般会計で、総額が約6,977億円の予算を編成され、先日の記者会見の中で、中村知事は、「次の世代につなぐ地域活力の再生に向けた予算」と名づけられました。

これまでも、知事におかれましては、人口減少対策や一人当たり県民所得の向上を図るためにさまざまな施策を展開してこられ、その結果、本県への移住者数や企業誘致等による雇用計画数など、具体的な実績があらわせる分野もありますが、本県が直面しております最大の課題でございます人口減少そのものに歯止めをかけるまでには至っておらず、施策のさらなる強化を図る必要があると考えておりました。

そのような中、人口減少対策につきましては、昨年4月に新たに配置をされました統轄監を中心に、社会減、自然減の両面からきめ細かく対

応されていると感じております。

また、それ以外にも、県内産業の人材不足に対応するための外国人の活用促進や、県民の暮らしの安全・安心の確保のための公共事業費、県単独の自然災害防止対策事業費の積み増しなど、必要な部分には目配りが行き届いており、私は一定の評価をしております。

そこで、最初の質問としまして、知事はどのような思い、決意を持って当初予算を編成されたのか、お尋ねをいたします。

②財政健全化対策と見直しについて。

財政問題について取り上げます。

改めて申し上げるまでもなく、本県の財政状況は非常に厳しい状況にあると認識をしております。財政調整のための3基金については、毎年度取り崩しを余儀なくされ、その残高は、ピーク時の半分以下にまで減少しており、平成31年度当初予算においても156億円を取り崩して編成され、当初予算段階では、残高が17億円という、まさに綱渡りの状態にあると考えております。

その一方で、別の見方をしますと、平成30年度当初予算編成時では、基金取り崩し額は180億円、同じ時点での基金残高は14億円となっておりましたので、それと平成31年度当初予算を比較しますと、数字の面からは、財政状況は若干改善をしております。この間、財源確保のために相当の努力をなされたのではないかと推察をいたすわけでございます。

そこで、厳しい財政状況の中、財政健全化のためにどのような工夫や見直しを行ったのか、お伺いをいたします。

壇上からの質問はこれにてとどめ、残りは対面演壇席からさせていただきます。

○議長(溝口芙美雄君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 中村議員のご質問にお答えをいたします。

どのような思い、決意を持って当初予算を編成したのかのお尋ねでございます。

平成31年度当初予算編成に当たりましては、「長崎県総合計画チャレンジ2020」の4年目、「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の最終年でありますことから、これまで以上に具体的な成果が求められているとの認識のもと、より一層の事業の選択と集中を図ったうえで、「人に生きがいを」、「産業に活力を」、「暮らしに潤いを」与えられるような施策を分野横断的に構築したところであります。

とりわけ本県の構造的な課題である「人口減少対策」を最重要課題と位置づけ、社会減の抑制に向けた「雇用の場の確保と若者の県内定着対策」や「移住促進対策」、そして、自然減対策としての「結婚・出産・子育て支援」の強化、人口減少社会においても地域活力を維持していくための「集落維持・活性化対策」の4つの重点プロジェクトを取りまとめたところであります。

まず、「雇用の場の確保と若者の県内定着対策」では、地域の雇用創出につながる創業や事業承継・事業拡大に対する支援制度を新たに創設するとともに、これまで対策が不足しておりました県外へ進学した学生に対し、福岡と首都圏担当のキャリアコーディネーターを配置して、直接働きかけを行うほか、SNSを活用してふるさと情報を届ける仕組みをつくるなど、県内就職促進を強化することとしております。

「移住促進対策」では、国の新たな支援制度を活用した首都圏からの移住支援に加え、都市部において住宅支援員を配置し、不動産業者と連携した賃貸物件のマッチングを行うとともに、

賃貸物件の少ない離島・半島地域では、空き家を改修・提供する民間団体を支援するなど、住まいの確保対策を強化いたします。

「結婚・出産・子育て支援」の強化では、企業や団体に属する独身グループ同士の交流を促進するシステムを構築し、官民が一体となって企業間交流を推進するほか、企業の「応援団宣言」など、行政・企業・団体及び県民が一体となった取り組みを展開してまいりたいと考えております。

「集落維持・活性化対策」では、地域住民主体による集落対策活動の推進に向けた機運醸成を図るとともに、集落の維持・活性化に向けて、地域運営組織の立ち上げに対する支援等を実施してまいります。

このほか、県民所得の向上や離島地域の振興、健康長寿日本一への取り組みなどに力を注ぐとともに、安全・安心な外国人材の受け入れ・活用や県民の生命・財産を守る自然災害防止対策などにもしっかりと対応することとしたところであります。

これらの施策について、市町や民間企業、関係団体、県民の皆様方と意思を一つにして、総力を結集して取り組み、具体的な成果につなげられるよう、職員一丸となって全力を傾注してまいりたいと考えております。

以後のお尋ねにつきましては、自席の方からお答えをさせていただきます。

○議長(溝口芙美雄君) 総務部長。

○総務部長(古川敬三君) 厳しい財政状況の中、財政健全化のためにどのような工夫や見直しを行ったのかのお尋ねでございます。

本県は、県税などの自主財源に乏しく、歳入の多くを地方交付税等に依存している脆弱な財政構造となっている中、近年は、社会保障費な

どの義務的経費の伸びに対しまして、県税や地方交付税等の伸びが追いついておらず、財源調整のための3基金は、平成29年度末で239億円と、ピーク時の半分以上となっておるところでございます。

そのような中、平成31年度当初予算編成に当たりますには、「長崎県行財政改革推進プラン」におけます収支改善額の計画額以上の上積みに加えまして、一層の選択と集中を踏まえた予算査定強化、あるいは「財政構造改革のための総点検」による人員体制や補助金等の見直しの着実な実施等によりまして、財源不足額の圧縮を図っております。

さらに、移住促進や外国人総合相談窓口設置などにかかります新たな国の支援制度を積極的に取り込むとともに、地方創生推進交付金や有利な財源措置のある県債などを十分に活用することで、財源の確保にも努め、予算編成を行っております。

その結果、当初予算編成のための基金取り崩しは156億円、編成後残高は17億円と、平成30年度よりわずかながら改善したところでございますが、依然として厳しい、非常に厳しい財政状況であると認識をしているところでございます。

○議長(溝口芙美雄君) 中村議員—29番。

○29番(中村和弥君) 知事、ありがとうございました。

今の回答から、知事の本予算に対する、また、人口減少対策に対する気持ちが伝わってまいります。

しかしながら、私どもには、あくまでも大切なものは、予算をつくることではなく、成果が出るように事業をしっかりと執行することではないかと思うわけでございます。

人口減少に歯止めがかけられるように、県庁職員が一丸となるのはもちろんのことでございます。また、県内市町や民間、県民の皆様とも協力、連携をしながら取り組みを進めていただくように要望しておきたいと思っております。

次に、財政問題についてでございますけれども、財政健全化のために、今回の予算でも相当努力されたのは理解をしましたが、それでも現実問題として、基金の取り崩しは続いておりません。

その一方で、財政健全化に向け、できる努力の範囲はどんどん少なくなっておりまして、今後は、これまで以上に予算編成が厳しくなっていくのではないかと考えております。

したがって、人口減少対策をはじめ、本県の浮揚や県民の安全・安心な暮らしの実現に向け、本当に必要な事業に対しては思いきり財源を振り向けることも極めて重要な視点だと考えております。

そのような中、知事は、平成33年度までには、基金取り崩しに依存しない財政運営を目指すということをこれまでも何度も表明をされておりますけれども、本当にそのようなことが可能なのか、今後、さらに見直しや歳出削減の余地があるのか、お尋ねをいたします。

○議長(溝口芙美雄君) 知事。

○知事(中村法道君) ご指摘のとおり、大変厳しい財政状況が続く中にありましても、本県最大の課題であります人口減少対策、あるいは県民所得の向上や県民の安全・安心の確保など、重要な施策に財源を重点的に振り向けることによって、県勢の浮揚、あるいは地域活性化につなげていくことは大変重要な課題であると認識をいたしております。

また、現在減少傾向にあります公債費も、中

長期的には、再び上昇に転じる見込みであり、基金取り崩しに依存しない持続可能な財政運営を行ってまいりますためには、財政構造そのものを変えていくことが必要になってくるものと考えているところであります。

このため、「行財政改革推進プラン」や「財政構造改革のための総点検」のさらなる推進に加えて、歳入の見込みに応じて既存事業を見直し、優先度の高い施策への選択と集中を促進し、重点施策の推進並びに財政健全性の両立に向けて、全力を注いでいかなければならないと考えているところであります。

○議長(溝口芙美雄君) 中村議員—29番。

○29番(中村和弥君) ありがとうございます。なかなか厳しいと思うんですけども、ぜひとも、今、知事が言われたことを強力に推進をしていただきたいと思います。

ここで、財政健全化に対しまして、中村県政の政策を精査・立案する自民党の政調会長の立場で、一点指摘をしておきたいと思っております。

今後、基金取り崩しに頼らない財政運営を実現するためには、今以上に歳出を削減する必要がありますので、本来、行政の役割ではなく、民間に任せるべきものや、県関係団体に対する運営費補助など、一層の見直しを進める必要があるのではないかと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長(溝口芙美雄君) 総務部長。

○総務部長(古川敬三君) 予算編成におきましては、各事業について、国や市町、民間との役割分担を踏まえましたうえで、真に県が実施すべき事業かどうか検討をいたしますとともに、事業実施後におきましても、事務事業評価の中で、公的関与の必要性について検証を行っているところでございます。

県関係団体に対します運営費補助につきましては、予算編成過程において、県の関与の必要性、支援方法の妥当性、費用対効果等を検証しているところをごさいます。特に、県出資団体につきましては、これまで二度にわたり見直し方針に基づく改革を実施し、団体そのものの見直しや県補助金の縮減を図ってまいったところをごさいます。

今後も引き続き、民間との役割分担や行政としての関与の必要性などに留意をしながら、効率的、効果的な財政運営の実現に努めてまいります。

○議長（溝口芙美雄君） 中村議員—29番。

○29番（中村和弥君） 今の部長の回答で、一定の理解はいたします。ただし、今後は、厳しい本県の財政状況からすれば、現在、未利用地などの県有地は売却などを行っています。県有地の中には、県庁跡地など資産価値の高い物件もごさいますし、単純に売却や県主体での計画推進をするのではなく、民間との賃貸契約を交わし、各条件を緩和し、民間のアイデアと資金を活用することで県の歳出を削減し、恒常的な賃貸収入を得ることを進めるべきだと私は考えます。

また、県有施設についても、民間移譲をさらに進めるべきだと考えますが、知事はどのようにお考えでしょうか。

○議長（溝口芙美雄君） 知事。

○知事（中村法道君） 県有地につきましては、これまでもメガソーラ発電用地、あるいは誘致企業のオフィス用地として貸し付けを行うなど、利活用を図ってきたところではありますが、現状の大変厳しい財政状況を踏まえます時、歳出の削減、収入の確保にさらに努力していかなければならないと考えております。

議員ご指摘のとおり、民間活力を導入して、さらに効率性を高めていくということは大変重要な視点になってくるものと考えているところであります。

そうしたことから、本県では、平成29年度に事業機会の創出や民間投資の喚起を目的といたしまして、「PPP/PFI手法導入優先的検討規程」を策定したところであり、今後、新たな公共施設の整備等に当たっては、この規程ののっとり民間活力の導入の検討を積極的に進めてまいりたいと考えているところであります。

また、県の施設につきましては、「長崎県行財政改革推進プラン」に基づき、平成29年度から「公の施設の総点検」を実施して、各施設の今後のあり方の検討を進めているところであり、市町や民間などへの移譲や施設の廃止などについて、できるものから、随時実施してまいりたいと考えているところであります。

○議長（溝口芙美雄君） 中村議員—29番。

○29番（中村和弥君） 知事の気持ちもわからないわけではございませんが、やっぱり民間の力をもっともっとフルに活用していただきたい、この気持ちは私の気持ちでございます。

今の知事の回答に対しまして、最後に、基金取り崩しに依存しない財政運営に転換をするためには、それ相当の覚悟と信念を持って見直しを進める必要があると思いますので、ぜひ次年度以降の予算編成においても、また、県関係団体、今日は傍聴者の方がたくさんいらっしゃいます。県関係団体と言われてもわからないと思いますので、俗に言う天下り機関です。この機関については、ぜひしっかりと経費の削減に取り組んでいただきたいということをお願いして、この項目を終了したいと思います。

2、九州新幹線西九州ルート整備促進について

て。

(1) フル規格への見通しについて。

①佐賀県との協議について。

九州新幹線西九州ルートについては、現在、与党PT検討委員会で協議をされておりますけれども、現段階では、未整備区間であります新鳥栖—武雄区間については、いまだに整備方式の決定に至っておりません。

昨年3月に国が示した比較検討結果におきましては、フル規格はすべての条件をクリアしており、最高の整備方法であるということがございますので、ぜひ実現をしたいと私どもも思っているところでございます。

しかしながら、整備区間の課題としましては、佐賀県の地元負担にかかる財源問題、また、並行在来線の取り扱いなどがございまして、現状においてはなかなか議論が進まない状況でございます。

こうした中、中村知事は、先月、以前長崎県の総務部長でございました山口佐賀県知事とトップ会談を行われました。その中での協議内容を、今回の議会開始の所信表明で、中身はある程度聞きましたけれども、それ以外の協議内容と、今回のこの協議を次にどのようにつなげていこうと思っているのか、お聞きをいたします。

○議長(溝口芙美雄君) 知事。

○知事(中村法道君) 九州新幹線西九州ルートの整備のあり方につきましては、去る1月9日、佐賀県に参りまして、山口知事と意見交換を行ってまいりました。

その際、佐賀県におかれては、フル規格による西九州ルートの整備に関しては、財源や在来線問題に加えて、どのようなルートになるのか、また、新幹線整備に伴う地域振興のあり方など、

さまざまな問題をあわせて考えなければならぬとの見解を示されたところであります。

しかしながら、佐賀県としては、フル規格かミニ新幹線かを選ぶ状況ではなく、自ら何かを発案するという環境にはないということでありました。

一方、現在の事態に至りましたのは、国が開発を進めてきたフリーゲージトレインの導入が困難となったことが原因であり、責任ある立場として、国においてしっかりと協議を進め、具体的な整備の方向性を示していただく必要があるということについては、意見が一致したところであります。

したがって、まずは国の責任において整備の方向性を示していただきたいという長崎、佐賀両県の考え方を政府・与党に対し、しっかりと伝え、早急に西九州ルートの整備のあり方にかかる議論を前に進めていただかなければならないものと考えているところであります。

○議長(溝口芙美雄君) 中村議員—29番。

○29番(中村和弥君) ②今後の取組について。

私も、佐賀県の政調会長と話をしたことがございますけれども、全く今と同じような意見でございました。

そういうことも含めながら、ぜひ県議会としても、このフル規格化については、実現に向けて頑張らなければならない。そういう中で、今議会で意見書を取りまとめたところでございませぬけれども、この西九州ルートの整備を進めるために、今後どのように進めて、そしてまた、どのように取り組もうとされているのか、お聞きをいたします。

○議長(溝口芙美雄君) 知事。

○知事(中村法道君) 先ほどお答えを申し上げましたとおり、佐賀県の山口知事との意見交換

において、責任ある立場として、まずは国の考え方をしっかり示していただく必要があるという点において、意見一致を見たところでありませぬ。

このため、これまでの間、与党PT検討委員会の山本委員長や、国並びに政府・与党関係者と面会をいたしまして、山口知事との会談の内容をお伝えいたしますとともに、早急に西九州ルートの整備のあり方に関する議論を再開し、国において整備の方向性を示していただくよう求めてきたところでありませぬ。

県といたしましては、財源に関する問題などを含めて、西九州ルートの整備にかかる考え方が国から示され、具体的な課題が明らかになる中で、一つひとつの課題に向きあい、協議、調整を進めていく必要があるものと考えております。

国においては、こうした議論を経て、速やかにフル規格による整備方式を決定していただき、本年夏の概算要求において、環境影響評価調査のための予算を盛り込んでいただきたいと思いますところでありませぬ。

今後は、今議会における意見書の可決等も踏まえて、本県選出国會議員、あるいは県議会の皆様方、さらには、経済界などのご協力もいただき、政府・与党に対して、西九州ルートの整備方式の早期決定について、強く要請をしてみたいと考えているところでありませぬ。

○議長(溝口芙美雄君) 中村議員一29番。

○29番(中村和弥君) 本県の国會議員並びに関係者はもちろんでございますけれども、先ほどから出ております佐賀県知事、以前の古川知事、そしてまた、今回の山口知事、双方とも長崎県の総務部長を経験された方でございます、同士でございます。そういう意味も含めて、ぜ

ひ中村知事におかれましては、現在の山口知事と十分なる話をされて、この進展を見せていただければと思っているところでございます。

それと、私どもの地元は、もちろん新幹線も大事でございますけれども、並行在来線について非常に心配している方がいらっしゃいます。今日の傍聴者の方もほとんどでございます。ぜひ、今後、国に対しても、また、JRに対しても、並行在来線についても同時に進行していただくように、よろしくお願い申し上げます。

3、子どもたちを取り巻く諸問題について。

(1) 児童虐待問題について。

① 県の取り組みと対策について。

近年、児童虐待は、全国的にその発生件数が著しく増加をし、今年1月に千葉県野田市で発生した小学4年生女児の死亡事件や、昨年3月に東京都目黒区で発生をした5歳女児の死亡事件など、大変痛ましい事件が後を絶たず、依然として深刻な社会問題となっております。

このような中、国においては、増加する児童虐待に対応し、子どもの命が失われることがないように、国、自治体、関係機関が一体となって必要な児童虐待防止対策に取り組むとして、昨年7月に、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を発表するとともに、児童福祉法など関係法令の改正も、現在検討されている状況でございます。

本県における児童虐待の発生状況は、全国の傾向と同様、減少することはなく増加傾向にあると理解をしておりますが、いま一度、県内の状況とともに、具体的に取り組むべき課題等について、見解をお尋ねいたします。

○議長(溝口芙美雄君) こども政策局長。

○こども政策局長(園田俊輔君) 県内の児童虐待の状況と具体的に取り組むべき課題等につい

てのお尋ねですが、本県における児童相談所での虐待相談対応件数は、全国と同様、増加傾向にあり、依然として高い水準で推移している中、痛ましい虐待死亡事件が全国で相次いでいることは、本県でも、自らの課題として危機感を持って受け止めていく必要があると考えております。

県としましては、これまでの発生の予防から早期発見及び対応、そして支援までの体系的な取り組みに加え、国が昨年7月に示した、子どもの安全確認ができない場合の対応の徹底や、児童相談所と警察の情報共有の強化などを内容とする「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に取り組んでいるところであります。

そうした中、児童虐待の防止には、地域において、子どもや家庭に対する妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を、総合的かつ継続的に行う必要があることから、「子ども家庭総合支援拠点」の設置など、市町の相談支援体制の強化に向けて、県として、人材育成や関係機関の連携強化などにしっかりと取り組みたいと考えております。

○議長（溝口芙美雄君） 中村議員一29番。

○29番（中村和弥君） ②関係条例の改正について。

虐待への対応を含めて、子どもの支援、子育て支援に関する理念や基本的な考え方を示す「長崎県子育て条例」が、平成15年、平成16年の連続して発生した子どもによる事件の反省に基づき、平成20年に制定をされ、それから10年が経過いたしました。

制定後10年の間には、児童虐待やいじめの増加をはじめ、スマートフォンの普及によるトラブルの増加など、子どもを取り巻く状況は変化をしています。このことを考えた時、この「長

崎県子育て条例」が、果たして今の時代に合ったものになっているのか、また、しっかりと県民に伝わっているのか、いま一度、点検をする必要があるのではないかと考えます。

例えば、現在の児童虐待の状況を見れば、その対応においては、警察と児童相談所がしっかりと連携をしていくこと、また、子どもへの望ましいしつけの仕方など、子育ての知識、経験に乏しい親への理解促進の取り組みや、社会での孤立化などにより子育てに悩みを抱えた虐待のリスクのある親に対する市町や関係機関と連携した支援の充実などが県にしっかりと取り組んでいただくことになると思います。できれば、この内容を条例に明確化し、県民に伝えていくことなどが求められるのではないかと考えますが、見解を求めます。

また、こども政策局は、他部局との共同所管のものも含め、「長崎県子育て条例」以外に8つの条例を所管しておりますが、これらの条例も、子育て条例と同様、社会状況の変化とともに見直す時期にきているのではないかと考えますが、見解を求めます。

○議長（溝口芙美雄君） こども政策局長。

○こども政策局長（園田俊輔君） 「長崎県子育て条例」やこども政策局が所管するその他の条例について、近年の社会状況の変化とともに見直す時期にきているのではないかとのお尋ねですが、「長崎県子育て条例」は、子どもや子育ての支援に関する基本的な考え方を定め、県、市町、保護者など、それぞれの役割を明らかにするとともに、子育て環境の整備や児童虐待の防止をはじめ、県の施策の基本となる事項について規定しております。

また、本条例に基づく具体的な取り組みにつきましては、5年ごとに「長崎県子育て条例行

動計画」として定め、社会情勢などの変化にも対応しながら、全庁的な体制で推進しているところでもあります。

しかしながら、例えば、近年の痛ましい児童虐待の事例では、警察をはじめ関係機関との連携強化などが大きな課題となっている中、児童虐待への対応などを、本条例にどこまで具体的に盛り込む必要があるのか、検討してまいりたいと考えております。

また、こども政策局が所管しているその他の条例につきましては、それぞれの制定目的も異なり、法改正等に伴い見直しを実施してきたものもありますが、議員ご指摘の視点から、見直しの必要性について検討してまいりたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 中村議員—29番。

○29番(中村和弥君) 今、局長から答弁いただきましたけれども、やっぱり虐待問題については、減少しないということは、何か足りないということなんです。そういうところを関係機関と一生懸命話をしながら、ぜひとも一つでも減少するような対策をとっていただきたいと思えます。

また、同様にいじめ問題についても、全く減少する傾向が見えません。逆に、平成29年度においては、過去最高となっています。これは本県も同様でございまして、ぜひとも何とか阻止をしなければ問題と思っています。

そういう中で、いじめ防止の早期発見、そしてまた、対策をとるためには、関係機関と一層協議を推進することだと思っているわけですが、今回、先ほど言いました虐待問題と同様に、このいじめの問題についても、他県、東京都を含む9都道府県がいじめに関する条例をつくっています。我が長崎県にはござ

いません。そういう意味を考えて、ぜひ、いじめに対する条例も本県にも必要ではないかというのを考えますが、教育委員会教育長、いかがでしょうか。

○議長(溝口芙美雄君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) いじめの防止等につきましては、「県いじめ防止基本方針」に基づき、各学校及び市町教育委員会と協力しながら丁寧に対応しております。

現在、国において「いじめ防止対策推進法」の改正に向けた動きがあり、その動向を注視しているところでもあります。

県教育委員会といたしましては、まず、法の趣旨に沿って、「県いじめ防止基本方針」を見直し、議員ご指摘のとおり、関係機関との連携を一層強化するなど、いじめ防止対策の充実を図ることとし、条例制定等については、その後の状況を見て、関係各課との協議をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長(溝口芙美雄君) 中村議員—29番。

○29番(中村和弥君) 先ほど局長からもございましたように、この虐待についてとかいじめについて、ぜひ虐待については、これまでの条例を改正し、一層力強いものにしていただきたい。そしてまた、いじめに対しては、可能であれば、私は、いじめ対策条例を制定していただきたいと考えます。

それと、ほかに、ぜひ皆さんたちに理解していただきたいのは、長崎県には「ココロねっこ運動」という、全国にないようなすばらしい運動がございまして。近年、この運動が予算も削減されて、なかなか思うような活動ができていません。ぜひ、これを活用して、もっと予算を上げて、いじめ、虐待、双方がなくなるように対処をしていただきたいと思っています。これは

強く要望しておきたいと思っています。

4、道路整備について。

(1) 県央地区幹線道路整備について。

①長田バイパス延伸について。

諫早市内の道路整備については、地域高規格道路島原道路の一部であります、一般県道諫早外環状線の諫早インター工区、長野栗面区間の整備が進められておりますが、そのうち諫早インター区間の供用目標が平成31年度とのことでございまして、間近に迫った完成を大いに期待するものでございます。

一方、県央地域の地域振興のためには、島原道路とあわせ、地域間の交流や渋滞緩和、周辺部の人口減少防止対策のためには、幹線道路の早期整備が必要であると考えます。そこで、幾つか質問させていただきます。

まずはじめに、本日傍聴に来ていただいております地元小長井町、高来町の皆さんが、朝夕の渋滞解消に待ち望んでおります長田バイパスの延伸についてでございますが、現在、正久寺から猿崎間において整備が進められていると思いますが、現地を見ますと、全く進捗が感じられない状況でございます。ぜひ現在の整備状況、進捗状況について、お聞きをいたします。

②久山港線の整備について。

国道34号線の久山交差点から久山港までの間において、バイパスの整備が進められておりますが、沿線には、諫早市が新たに整備をした野球場や、近々にサッカー場も整備をされます。その双方を活用した大きな大会が開催された場合には、渋滞が非常に心配されます。よって、早期完成を望むものでございますけれども、整備状況について、お尋ねをいたします。

③国道207号多良見地区の道路整備について。

当地区においては、佐瀬工区として事業が行

われております。おかげさまで、随分と整備が進み、便利で安全な道路となっておりますが、残る区間についても早期完成が望まれているところでございます。

今後の佐瀬区間の見通しと、続く長与までの未改良箇所整備の考え方について、お聞きをいたします。

④諫早飯盛線拡幅工事について。

当路線については、諫早市中心部と飯盛町を結び、現状でも交通量が多く、朝夕通勤時の渋滞が発生しております。また、近隣には中核工業団地や、新たな工業団地である南諫早産業団地の建設が計画されるなど、今後も交通量の増加が考えられます。

このうち、未整備となっている土師野尾ダム入り口交差点から南側の約2キロについては、地元からも整備要望が強く出ております区間でございますから、当区間の今後の見通しをお伺いいたします。

(2) 有明海沿岸道路について。

①早期計画化について。

県央地域の振興のためには、県内のみならず、県外とのつながりを強めることが重要であり、その点において、有明海沿岸道路の整備が必要と考えております。鹿島市から諫早市間の取り組みについては、これまでも幾度となく質問が繰り返されておりますが、私も地元議員として、必ず必要な道路だと考えますし、沿線であります佐賀県太良町、小長井町、高来町においては、地域の発展のためにも非常に重要な道路でございます。

そこで、現在の進捗状況をお尋ねいたします。

○議長(溝口芙美雄君) 土木部長。

○土木部長(岩見洋一君) 道路整備に関するご質問について、5点お答えいたします。

まず、長田バイパス延伸について、現在の整備状況はどうかのお尋ねですが、長田バイパスの延伸である東長田工区につきましては、国道207号の慢性的な混雑解消を目的に、平成27年度に事業着手後、測量・設計等を行い、平成29年度から用地取得に着手しております。

国からの予算内示が厳しい中、現在約1割の用地取得にとどまっておりますが、さらなる予算の確保に努め、用地取得の進捗を図り、早期に工事着手できるように努めてまいります。

次に、久山港線の整備状況はどうかのお尋ねですが、県道久山港線の久山工区につきましては、久山港へのアクセス道路の整備と周辺道路の渋滞緩和を目的に、平成27年度に事業着手後、測量・設計を進め、平成29年度から用地取得に着手しております。

現在、国道34号からJR長崎本線までの区間の大型物件を中心に用地補償交渉を進めており、着実に進捗が図られているところであります。

今後も、引き続き、事業の進捗に努めてまいります。

次に、国道207号多良見地区の佐瀬工区における今後の見通しと、続く未改良箇所の整備についてのお尋ねでございます。

佐瀬工区につきましては、平成24年度に事業化し、現在約6割の工事が完成し、供用しております。

昨年9月にすべての用地取得が完了したことから、全線完成に向けて、引き続き事業進捗を図っているところであります。

続く未改良区間についても、幅員狭小の区間や急カーブが存在していることは認識しており、今後、佐瀬工区の進捗を見ながら、課題解決へ向けた検討に着手してまいります。

次に、諫早飯盛線の未整備区間の今後の見通

しはどうかのお尋ねですが、県道諫早飯盛線につきましては、1日の交通量が約9,000台に及ぶ主要な幹線道路であります。路肩が狭く、見通しが悪い箇所などがあり、交通に支障を来していたことから、これまでも拡幅や線形改良などの整備を行ってまいりました。

議員ご指摘の土師野尾ダム入り口交差点から南側の約2キロメートル区間につきましては、私も現地を確認いたしました。路肩が狭い区間が7割を超えるとともに、通学路であるにもかかわらず、歩道も設置されていないなど、安全性に問題を残していることから、今後どのような対応ができるか、検討してまいります。

最後に、有明海沿岸道路としての鹿島市から諫早市間の取り組みについてのお尋ねですが、県央地域の中長期的な振興のためには、有明海沿岸道路は重要であると考えており、これまでも地元期成会が開催する勉強会に、国や佐賀県と参加するとともに、当該道路の計画の明確化を国へ要望してまいりました。

このような中、現在、長崎県の新たな広域道路交通計画について、来年度の策定をめぐり国とともに作業を進めており、当該道路が本計画にしっかり位置づけられるよう、佐賀県とも十分協議しながら取り組んでまいります。

○議長（溝口芙美雄君） 中村議員—29番。

○29番（中村和弥君） 今、部長から答弁をいただきました。長田バイパス、久山港線、国道207号線、飯盛線については、地域の方たちが強く、厚く早期完成を要望しています。財政状況は厳しいと思いますけれども、一刻も早い完成を望みたいと思うわけでございます。

5、スポーツ振興対策について。

(1) 施設整備について。

①本明川下流ボートコース整備と干陸地の利

活用について。

諫早湾干拓事業によりまして、新たに誕生しました本明川下流のボートコースとしての活用につきましては、既に6月定例会でも質問をし、その際には、「今後の活用の方向性について、地元諫早市や県教育庁、県ボート協会と精査をしていく必要がある」という答弁がございました。

そういう状況から、その後、このコースには県内外の社会人チーム、また大学生・高校生チームが活用しております。また、2月7日から17日までは、日本代表のチームが強化合宿をしていただき、高い評価を受けたところでございます。そういうことから、ぜひ、このコースは近々に整備をする必要があるということで、私は考えております。

今後、この会場がボート競技の練習の場として、さらなる活用や大会の開催により、多くの選手や関係者が来場するように推進をしていただきたいと思いますと考えております。

そのためには、地元諫早市との協議はもちろんでございますけれども、公認コースの認定も含めて環境整備が必要だと考えておりますが、進捗状況並びに今後の対応方針について、お伺いをいたします。

○議長（溝口芙美雄君） 企画振興部長。

○企画振興部長（柿本敏晶君） 本明川流域のボート競技への活用につきましては、6月定例県議会での議員のご指摘を踏まえ、競技力向上や合宿誘致への利活用の観点から、関係団体及び県庁内関係各課と協議を重ね、昨年12月に県ボート協会及び諫早市と協議を行いますとともに、今月にも、改めて県と市による協議を行いました。

その協議の結果として、県、市ともに本明川

のボート練習場としての価値や地域振興等の効果について、共通の認識を深めますとともに、今後の活用促進のための方策や、そのために必要となる施設等の環境整備について、引き続き検討していく方向で一致をいたしました。

議員ご指摘の公認コースの認定に関しましては、申請に必要な測量調査の実施に加えまして、大会の内容に応じた施設や設備等の整備が必要となりますことから、具体的にどのような大会の誘致が可能かということ踏まえながら、必要となる整備の主体や実施方法について具体的に検討する必要があり、今後とも、県、市及び関係団体で協議を重ねてまいりたいと考えております。

また、このたびの日本代表チームの合宿でも、練習環境として非常に高い評価を得ることができましたことから、合宿誘致についても、県ボート協会、スポーツコミッションなど関係者と一体となって取り組みを強化してまいりたいと考えております。

○議長（溝口芙美雄君） 中村議員—29番。

○29番（中村和弥君） しっかり取り組んでいただきたいと思います。

関係機関におかれましては、大会誘致を非常に望んでおられるというのは私もわかるんですけども、大会誘致を考えるよりも、まず、認定コースをとること、これが必ず、私は先だと思ふ。だから、ぜひ各関係機関と協議をしながら、この認定コースの取得について、早期に推進をしていただきたいと思いますと思っております。

先日、私は、日本代表の合宿を見に行きました。長崎のチョープロの所属でございます、県ボート協会の北野強化部長と話をすることができましたので、そのときにも、「間違いなく、このコースは日本一になれる要素を持っている

んだ。ぜひ早急にやっていただきたい。そうすれば、長崎県のチームはもっともっと強くなれます」と、そういうことも言われました。そしてまた、このコースに至っては、4,000メートルの直線ができるということで、他県にないようなコース、どうしてかといいますと、カーブがないんです。カーブがないから、全力で2,000メートル～3,000メートル、ボートを真っ直ぐ漕ぐことができます。よそのコースでは、少しカーブがかかった時には、必ず減速しなければならない。また、衝突の危険性もあるということで、このコースは稀に見るコースだということで絶賛をいただきました。

そういう関係から、ぜひとも、今の現状よりもっともっと進んで公認コース、そしてまた、大会誘致に取り組んでいただきたいと思うわけでございますけれども、東大のボート部でございました平田副知事、いかがでしょうか。

○議長(溝口芙美雄君) 平田副知事。

○副知事(平田 研君) 公認コースには3種類の区分がございまして、新たにコース認定を受けるためには、具体的な大会の誘致を想定して、その検討の中でコース認定を含めて整備計画をつくっていくというプロセスが通常と承知しております。

したがって、今後の進め方としましては、企画振興部長の答弁とも重なりますけれども、具体的な大会の誘致を踏まえ、そのために必要となる整備の主体や実施方法について、県、市及び関係団体で協議をしながら検討していくことが必要と考えております。

こうした検討の一方、本明川のボートコースとしての価値を高めていくためには、今回の日本代表チームの合宿のような合宿の誘致の実績を積み上げていくことも重要と考えております。

幸い参加された皆様からも、本明川での練習環境に対して非常に高い評価をいただいております。今後のさらなる活用が図られるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 中村議員—29番。

○29番(中村和弥君) 平田副知事、ありがとうございました。今回のこのボートコースの整備については、当初から平田副知事に非常に力をいただきました。やっぱり経験者がものを語るではございませんけれども、経験者の方たちから、ボートについての必要性、そしてまた、このコースの整備が一番大事だということを強く言っていただく、これが一番力強いことです。

ぜひこれからも、平田副知事、率先して、この事業に力添えをいただければと思っています。

また、農林部長もボートの経験があるそうでございますので、一緒になってよろしく願い申し上げたいと思います。

このボートコースの近隣には、広大な干陸地があるのは皆さんもご存じだと思います。この干陸地については、現在、まだ訴訟問題が続いておりますので、なかなか利活用について進展はできません。

しかしながら、進展は今のうちにはできませんけれども、最終的には、訴訟が終了すれば、この干陸地というのは、長崎県、そしてまた、地元にとっては非常に有利な部分になります。ただ、この有利な部分を今からどうしていくのか。これは事前から計画を持って行って、最終的にはこういう場にしたいということを県の方から率先して動くべきだと私は思うんですけれども、そういう中で、今後、どういうふうな計画を持って、しっかり取り組んでいこうと思われるのか、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長(溝口芙美雄君) 農林部長。

○農林部長(中村 功君) 諫早湾干拓事業で新たに創出された干陸地等は、地域活性化のための非常に貴重な地域資源でございます。

そのため、農業面では、現在、干陸地での主要作物の栽培や、収益作物である「幻の高来そば」などの栽培、スポーツ面では、本明川でのボートやカヌーの体験教室などに取り組んでおります。

また、環境面では、動植物の自然観察会や環境学習など、地域交流面では、干陸地での「コスモスまつり」、干拓地での「諫干まつり」などにも取り組んできております。

県としましては、さらに釣り大会の実施や干陸地内のランニングコースとしての造成・活用など、国、地元市、地域住民との連携・調整を図り、なお一層の地域活性化につなげてまいりたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 中村議員—29番。

○29番(中村和弥君) 確かに、今の時点では、進捗するような中身が出てこないと思うんですけども、私も地元ですけども、やっぱり地元の方たちは、この干陸地をいかに活用して地元を元気にしようか、そしてまた、この諫早市をどういう場所にしようかというのは、たくさんアイデアを考えているところです。ぜひそういう意見も取り入れていただいて、この干陸地を有効に活用していただきたいと思います。

今、トンネルの廃土なんかを活用して、トリアスロンとか、そういうコースもやりたいなと考えているわけですが、そういうことも、今から県の方も少しずつ力添えをいただいて、できる範囲内で取り組んでいただきたい。

現在は、干陸地に構築物ができないわけです。先ほど言いましたボートの問題なんですけれど

も、ボートでは、どうしても艇庫が、今の部分では手狭なんです。そういう規制もかかっているものですから、今後、ボートも含めて、この干陸地をどのように活用していくか、そしてまた、国に対して、どのように活用できるのかというのを、私は県の方から強く国に対して申し入れをしていただきたいと思うんです。

やっぱりこれは必ずつくらなければならないというものがあれば、現在では構築物はだめですよと規制がかかっていますけれども、これはどうしても地元に必要なんだということを国に対して強く言っていただき、今回のこのボートに関しては、今からいろんな附帯設備をつくらなければならないと思います。ぜひそこを緩和していただく、そしてまた、許可をしていただく、そういうことも含めながら、農林部の方で、ぜひとも強く国に要望していただき、実現をしていただければなと思っているところでございます。

平田副知事、ぜひよろしくお願ひいたします。

6、農業振興対策について。

(1) 農業基盤整備について。

①農地基盤整備工事の執行について。

現在、県では、「新ながさき農林業・農山村活性化計画」に基づき、畑地対策を中心としまして、農地の基盤整備が進められております。既に整備された地域では、担い手への農地集積が進み、農業経営の強化が図られ、販売額の増加による、もうかる農業の取り組みによって後継者が育成され、これに伴い子どもが増え、児童数が増加するなど、地域への波及効果も見られているところでございます。これも土地改良事業の効果によるものと考えております。

一方、現在、事業実施地区の農業者は、工事期間中、作付を休止しなければなりません、

施工業者は、ばれいしょをはじめ露地野菜など農家の時期・休作に間に合わせるために苦労されていると聞いております。

そこで、農地基盤整備工事の執行に当たり、県として、農業者や施工業者に対して負担がかからないよう、どのような対策を講じているのか、お尋ねをいたします。

○議長（溝口芙美雄君） 農林部長。

○農林部長（中村 功君） 農地基盤整備工事の執行に当たり、県として農業者や施工業者に対して負担がかからないよう、どのような対策を講じているかというお尋ねでございます。

農地基盤整備工事の執行においては、施工業者の負担軽減に向け、建設業協会との意見交換会を通じ、発注規模や発注時期の調整などの対策を行ってきたところでございます。

しかしながら、農家が農業所得確保のため、休作期間の短縮を要望するのに対し、施工業者からは、作業員や作業機械の平準化、また、降雨を考慮して工期に余裕を持ちたいという相反する意向があり、これらの調整が必要であると考えております。

このため、工事の執行に当たっては、今後とも早期発注に努めるとともに、土地改良区と協議し、農家のご理解を得ながら、工事の進捗にあわせた作付面積の調整や品目、作型の見直しなどにより、農家所得と工事期間確保の両立を図ることで、農家にとっても影響が大きい不調不落の防止につなげてまいりたいと考えております。

○議長（溝口芙美雄君） 中村議員—29番。

○29番（中村和弥君） 担当課としても、できるだけの配慮をやっているというのは、私も理解できますし、業者の方たちにお話を聞いても、十分そういう力はかりているということはお聞

きをしております。

ただ、しかし、やっぱり農家の方たちは、工事期間中、作付をどうしても休止をしなければならぬ、これは現状ですよ。ということは、その間の収入が保証されないわけですね。ということは、それ以前に十分なる農作業ができて、ある程度の余剰金といいますか、それを確保できていればいいんですけれども、それが無い状態の方たちがほとんどなんです。新しい圃場整備ができて、新しい農場ができてはじめて、今から売上が上がっていく環境なんですね。

だから、そういうところも踏まえながら、ぜひ農家の方たちのことをもっと真剣に考えていただきたい。そうしなければ、逆に、農家の方たちから責められるのは業者なんです。あなたたちじゃないんです。業者なんです。だから、業者の方たちも、1日も早く仕上げたい。しかしながら、先ほど言われたように、やっぱり労働力不足とかいろんな意味で、なかなか実現していないわけですから、ぜひそういうところも検討しながら、できるだけ早期発注をしていただきたい。

ただ、しかし、今、早期発注をしたとして、必ず人材がいるか、どうなのかということも出てくると思うわけですね。だから、今回、いろんな分野に対して外国人労働者も雇用しようとしているわけですが、それが土木業者にはないんですよ、まだ。だから、そういうところも、ぜひ担当課としては、土木業者に対する外国人雇用、そういうところも含めながら、ぜひ検討をしていただければなと思っています。

それと、もう一点なんですけれども、これは要望にかえたいと思うんですけれども、基盤整備の工事におきましては、現地で発生する石材を有効活用し、石積みを施工されておりますけ

れども、専門の石工が減少し、石工の確保に苦労をしているとの話や、一部の石材を土地改良区が調達をせざるを得ない状況にあるとの話も聞いております。

石材確保のための他工事間調整や業界における石工の確保・育成など、発注者からの支援、協力も必要であると考えておりまして、この点が、非常に心配しておりますけれども、これは要望にかえたいと思うんですけれども、可能な限り石積みでやるというのは、農家の方たちの率直な考えです。耐震性、いろんな自然環境、そういうところを含めれば、やっぱりこの石積みの方がベターだということなんです。

ぜひこの石積みが、これまでと同様に、農家の方たちが望んでいるような施工方法でできるように材料を確保していただくようお願いを申し上げたいと思います。

時間がちょっとありますので、戻らせていただきますけれども、先ほど言いました児童虐待といじめの件なんですけれど、これについては、私も、恐らく皆さん方も十分承知だと思うんですけれども、何をやっても減少するのはなかなか難しいと思うんです。今日は県警の本部長もいらっしゃいますけれども、可能な限り、県警としても、このいじめと虐待防止については、全力で関係機関と取り組んでいただければと思いますので、ぜひよろしくごお願い申し上げたいと思います。

それと、今回、いじめ、そしてまた、虐待については、一番責任があるのは保護者です。しかし、その保護者はゆとり教育を受けた方たちが、今ほとんどです。そのゆとり教育の中で、どのように子育てをすればいいのか、そしてまた、子どものしつけをどうすればいいのかというのを非常に悩んでおられるし、また、どのよ

うにしたらいいのかというのを理解されている方が非常に少ないと思います。

そういう中で、先輩たちの知恵をかりて、その先輩たちの知恵を現在の保護者の方たち、お父さん、お母さんたちにやっぱり教えるべきだと思うんです。それをやるのは、やっぱり教育機関、そしてまた、子どもの機関、これが双方協力しなければならないと思うんです。

ぜひとも、あの悲惨な事件、皆さんたちも思うと思うんです。自分の産んだ子どもをどうして自分がいじめることができるのか。そしてまた、自分が産んだ子どもから、逆に今は親がいじめられるような時代でもあります。そういうものをぜひこの日本国中からなくしたいと思っています。どうかよろしくごお願いいたします。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（溝口芙美雄君） これより、しばらく休憩いたします。

会議は、11時15分から再開いたします。

— 午前11時 1分 休憩 —

— 午前11時15分 再開 —

○議長（溝口芙美雄君） 会議を再開いたします。引き続き、一般質問を行います。

下条議員—24番。

○24番（下条ふみまさ君）（拍手）〔登壇〕 自由民主党、長崎市選出の下条ふみまさでございます。

質問通告に従いまして、順次、知事並びに関係部局長に質問をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

まず、知事は、本定例会の初日、人口減少対策の推進など、17から18項目を述べられ、長崎県民の生活と福祉の一層の向上にしっかりと取り組み、成果を上げていきたいとの所信で、

並々ならぬ重要施策の決意をあらわされました。

私は、知事所信を聞く中で一般質問を考えて、与えていただいた時間内で、大きくは6点について、質問をしたいと思います。

知事並びに関係部局長の答弁を求めるものであります。

1、人口減少対策について。

知事、所管部長の取り組まれる姿勢は、別々の形で答弁を求めるものであります。

中村知事の思い切った発想のもとに、平成25年よりスタートした県民所得の向上に次いで、県民の最重点施策と位置づけをされました人口減少対策についてであります。

平成27年（2015年）、本県内の人口は約137万7,000人です。我が国の総人口は、同じく平成27年は約1億2,700万人、30年後の平成で言えば平成57年（2045年）には、県内人口は約98万人、我が国の総人口はおおよそ1億600万人。このままでは、2060年には国内の人口が1億人を切り、8,000万人台へと減少するのではないかという推計値が、国立人口問題研究所等より発表をされました。

国、地方ともに、この認識のもとで、対策をしっかりと、そして真剣に取り組んでいかないといけないよということのご忠告をいただいたものと受け止めているところであります。

(1) 社会減に対する具体的対応策。

高卒から大卒までの若年層の県外への流出を防ぎ、県内企業等への就職をより高く導く施策についてであります。お示しを願いたいと思います。

2点目に、社会減対策の一つであります。県内移住対策について、お尋ねをいたします。

積極的に取り組まれている、そして成果が生じている市町は、どのような施策を打たれ、移

住受け入れが進められているのか、県内受け入れ実績の高い市町の取組について、また、県と連携をされていると思いますが、施策についてお示しを願いたいと思います。

(2) 自然減に対する具体的対応策。

自然減対策についての中で、出生率の向上について、お尋ねをいたします。

本県は、今、合計特殊出生率が1.64から1.7へと、そして全国第4位へと向上をいたしてまいりました。行政の努力は結果としてあらわれるところでもありますから、大変評価をするものでありますけれども、2.0以上を目指さなければならぬことも事実であります。

まず、人口減少対策に取り組まれる知事の決意を改めて求めます。

社会減、自然減対策について、具体的な施策は、各所管部長に答弁を求めるものであります。

2、改正入管難民法の施行に伴う外国人労働者雇用対策について。

在留資格特定技能1号は、通算5カ年、同じく第2号は、期間の更新や家族の帯同が可能となる改正入管難民法が施行され、以前から、労働力不足が生産性まで大きく影響していた本県農業分野でありましたが、これは以前から、農業特区申請をして進めていたところでもありますけれども、当法施行に基づいて、農業分野での外国人派遣会社が、つい先般、設立をされたことを2月20日の新聞報道にて知り得たところであります。

全国で初めてとのことではありますが、県内でも人手不足を訴えられている職種は、農業分野以外にも大変多いものと思われ。企業と長崎県は、職種、職場で、そのようなものをマッチングをしながら当法を活用すべきと思いますが、その県の体制づくりなり、あるいは取扱い

業務、その積極性について、お尋ねをしたいと思います。

3、健康長寿日本一の本県づくりについて。

(1) 本年度はその環境づくりと思われたかどうか。

元気で長生きをあらゆる健康寿命の年齢は、長年、全国中位から下位に近いところに位置する本県でありましたが、知事は、2年ほど前でしょうか、「健康長寿日本一」を掲げられ、専門者会議等で、その具体的推進策と、県内の県民の環境づくりに努めてこられました。この1年余りの間、どのような取組をされたのかをお示しいただきたいと思えます。

(2) 新年度の健康寿命延伸に向けた取り組みについて。

本年も、当初予算で1,400万円を計上され、いよいよ平成31年度は、県民とともに、具体的に取組まれていこうとされていると思えます。県民への周知と協力、実行に移すための施策をどう推進されようとするのか、お尋ねいたします。

(3) 歯・口腔の健康づくり条例制定後の結果について。

全身の健康と歯・口腔の健康とは、大きな因果関係があるとお聞きいたしております。

平成22年に議員立法した「歯・口腔健康づくり推進条例」の制定から、およそ10年が経過をいたしました。フッ化物洗口について、保護者や学校教職員、歯科医師のそれぞれの立場で理解と協力が進んでいるところですが、児童生徒のむし歯罹患率の低下、いわゆるむし歯の本数の減少など、どう数値にあらわれているのかをお尋ねいたします。

4、県民所得向上施策の成果について。

(1) これまでの3ヶ年計画の成果。

(2) 現5ヶ年計画の初年度（H28）の見通しについて。

このアドバルーンは、中村知事が、県民の生活向上と若人定着を高めることを大きく目的に掲げられ、向上値を示すという勇気ある本県の主要施策でありました。

製造業、農業、水産業、サービス業の4分野に限定をされ、まず、平成25年から平成27年までの3カ年で、およそ900億円の所得アップを目標とされ、各部局が動いてまいりました。

2期目の現在、平成28年より平成32年までの現総合計画の最終年に当たる時に、この3カ年でおよそ1,000億円アップを目標として、現在進行中であります3カ年計画の分野別の達成額、そして、次の5カ年計画の初年度となる平成28年度の見通しについてはいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

5、本県農水産物の海外輸出促進について。

(1) 農水産物の生産額の推移。

(2) 農水産物の海外輸出額の推移と取り組みについて。

本県は、元来、海、陸ともに、穏やかな気候と自然環境に恵まれて、水産県、そして農業県長崎として歩んでまいりました。

しかし、技術の高度化とともに、以西底びきや沿岸漁業は乱獲をされ、工業、製造業が大きく成長する中で、零細農業も後継者に恵まれず、衰退へと進んだ長い期間がございました。

戦後の高度経済成長を終え、安定期以降は、リアス式海岸を有する本県は、県北・離島を中心に、育てる漁業、養殖業が盛んとなり、近年の農業は、土地改良も進み、農地の集約化、機械化、そしてまた、クラスター事業の推進で後継者も育成をされ、今や労働力不足状態であります。

これらは、改正入管難民法の施行を積極的に活用して、生産額を高め、安心・安全な日本食を大いに売り物として、本県の農水産物を海外へ輸出を広めていく時代を迎えたと思います。

農水産物の生産額の推移、そして農水産物の海外輸出と今後の取組について、農林部長並びに水産部長にお尋ねをいたします。

6、九州新幹線西九州ルート of 全線フル規格化へ向けた取組。

九州新幹線西九州ルート of 全線フル規格化による整備に向けた中村知事の所見及び関係者への働きかけについて、最近の動向をお尋ねいたします。

知事は、今議会の所信の中で、去る1月9日に佐賀県へ赴き、山口知事と西九州ルートの整備のあり方について意見交換を行ってこられたことを述べておられます。

「現在の事態に至ったのは、フリーゲージトレインの開発が進まなかったことが原因であり、責任ある国の立場において、しっかりと協議を進め、具体的な整備の方向性を明らかにしてほしいということについて、共通の認識に立ったところであります。さらに、西九州ルートの整備のあり方について、今後も意見交換を続けていくことについて了解を得たところであり、引き続き、佐賀県との連携を図ってまいりたいと考えております」というふうに、知事は述べておられます。

最も思いを一つとしていかなければならない佐賀県への働きかけについては、大変敬意をあらわしたいと思います。

私はフル規格化、あるいはミニ化を、九州新幹線西九州ルート検討委員会や与党P Tの判断や決定を待つのではなく、時間短縮効果、投資効果、関西圏への直接乗り入れの利点、あるい

はまた、逆にミニ新幹線の工事や開業後のマイナス点を明確に訴えていく、西九州ルートにはフル規格以外はないと、その趣旨を、J R九州と一体となって、国土交通省など関係機関や関係国会議員に強くお訴えをしていただき、心を動かしてもらい、与党P Tの判断へと、その後に結びつけていかなければならないと思っております。

知事の見解と最近の動向、できれば働きかけ、要望先等の感触を教えてくださいたいと思います。

以上、本壇からの質問にかえさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(溝口芙美雄君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 下条議員のご質問にお答えをいたします。

まず、人口減少対策に取り組むに当たっての決意のほどはどうかとお尋ねでございます。

本県は、全国に先んじて人口減少が進んでおりますことから、これまでも国の地方創生の動きに先行して、さまざまな対策を講じてまいりました。

そうした結果、雇用の場の創出や移住、合計特殊出生率など、一部の施策においては成果が見られつつありますものの、若年層を中心とした転出超過に依然として改善の兆しが見られないなど、いまだ人口減少に歯止めをかけるには至っておらず、このままの状況が続くと、地域の経済や産業活動の縮小を招くとともに、集落機能が維持できなくなるなど、深刻な事態に直面するのではないかと、強い危機感を抱いております。

そのため、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の最終年度となる平成31年度の予算編成に

当たっては、人口減少対策を最重要課題と位置づけ、非常に厳しい財政状況ではありますが、国の交付金などを有効に活用することによって、雇用創出につながる創業や事業承継、事業拡大等に取り組む事業者を新たに支援するとともに、引き続き、好調な移住施策をさらに推進してまいりますほか、新たな婚活支援システムの構築等、出生率向上に向けた結婚支援の充実を図るなど、社会減と自然減の両面から対策を講じてまいりたいと考えております。

このほか、人口減少が一定進行する中、地域住民主体による集落の維持、活性化に向けた活動を支援するなど、必要な施策を可能な限り計上したところであります。

今後、何としても人口減少に歯止めをかけるとの強い思いのもと、これらの施策を市町や民間、関係団体と十分連携しながら、着実に推進し、具体的な成果をお示ししてまいりたいと考えているところであります。

次に、九州新幹線西九州ルートへの整備に向けた関係者への働きかけ等についてのお尋ねでございます。

九州新幹線西九州ルートへの整備につきましては、昨年3月、国から整備方式ごとの比較検討結果が示されて以来、議員ご指摘のとおり、検討結果をもとにしながら、効果の高いフル規格による整備の必要性を強く訴え、理解を求めてきたところであります。

また、対面乗り換え方式を長期化させないためにも、新鳥栖～武雄温泉間の整備方式を早急に決定する必要があると考えております。

そのため、私といたしましても、去る1月、佐賀県の山口知事と意見を交わし、長崎、佐賀両県の考えとして、責任ある国の立場において、しっかりと協議を進め、具体的な整備の方向性

を示してもらう必要があるとのことで意見が一致したところであります。

その後、今月には、与党PT検討委員会の山本委員長と面会し、こうした両県の考え方などをお伝えし、西九州ルートの整備の方向性にかかる議論を早急に進め、整備方針を示していただくよう訴えてまいりました。

山本委員長としては、議論を前に進めていきたいという意向はお持ちでありますものの、現時点では、いまだ検討委員会が開催されていない状況にあります。

県といたしましては、佐賀県知事との会談を踏まえ、本県選出国会議員の皆様とご相談しながら、政府・与党に対する要請を行っていく必要があるものと考えており、県議会や経済界など関係者の皆様方のご協力をいただき、また、JR九州とも連携を図りながら、責任あるお立場としての国の考えを早急に示していただくよう強く求めてまいりたいと考えているところであります。

そのほかのお尋ねにつきましては、関係部局長からお答えをさせていただきます。

○議長（溝口芙美雄君） 産業労働部政策監。

○産業労働部政策監（下田芳之君） 私の方からは、2点お答えいたします。

まず、若年層の県外流出を防ぎ、県内企業等への就職に向け、どのような施策を行っているのかのお尋ねでございますけれども、若者の県内就職促進につきましては、学生、生徒はもちろん、教職員や保護者に対しまして、県内企業の情報や本県の暮らしやすさなどを伝えることが大変重要だと考えております。

そのため、合同企業説明会や交流会など、企業と学生、生徒が接する機会を引き続き充実させるとともに、県幹部職員などが大学と高校へ

出向き、ふるさとの魅力や、本県で働くことの意義などを直接伝えることで、県内就職に対する意識の醸成を図ってまいります。

また、県外進学等に対しまして、ツイッターなどのSNSを活用し、ふるさと情報や県内企業情報等を発信することで、地元に対する意識をつなぎとめるとともに、大学や企業を訪問して、情報収集や就職支援を行うキャリアコーディネーターを新たに福岡県と首都圏に配置し、県外進学者に対する働きかけも強化してまいりたいと考えております。

加えて、県内企業に対しましても、福利厚生や待遇などの勤務条件の改善、キャリアパスの構築など、人材育成のための仕組みの整備、学生、生徒の興味を惹くPR方法の習得等、採用力の向上に主体的に取り組み、選ばれる企業となるように支援してまいります。

今後、関係部局や教育機関、市町、経済団体等と連携して全力で取り組んでまいります。

次に、入管難民法改正を踏まえ、県としてどのように対応していくのかのお尋ねでございます。

昨年12月に改正されました「出入国管理及び難民認定法」によりまして、人手不足が深刻な14分野で、本年の4月に、新たな外国人材受け入れのための在留資格が創設されることになっております。

県内におきましても、製造業や農業など、既に多くの外国人材を受け入れている分野のほか、介護業等におきましても、非常に関心が高く、新しい制度の活用が今後進んでいくものと考えております。

そのため、県といたしましては、県内企業へのアンケートにより状況を把握するとともに、本県と友好交流等の関わりがある国、地域と連

携を密にしながら、優秀な外国人材を安定して確保していく仕組みを構築することとしており、現在、ベトナムのクアンナム省などと協議を行っているところでございます。

また、県庁内の組織体制につきましては、産業労働部が窓口となりまして、各産業分野について、本年1月に設置した関係課によるプロジェクトチームにより、外国人材の就労面及び生活面にわたる受け入れ環境の整備等に対応してまいりたいと考えております。

全国的に受け入れニーズが高まる中、他県に先んじて外国人材に選ばれる地域となりますよう、関係部局一丸となって、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（溝口芙美雄君） 企画振興部長。

○企画振興部長（柿本敏晶君） 私からは、3点お答えをさせていただきます。

人口減少対策のうち、市町の特徴的な移住施策の取組についてのお尋ねでございます。

人口減少対策につきましては、これまでも県政の最重要課題と位置づけまして、移住促進に取り組み、ワンストップ相談窓口の設置や、都市部での移住相談会の開催、各種情報発信に努めてまいりました。

市町の特徴ある移住施策としましては、平戸市や五島市などにおいて、専門相談員を設置し、福岡をはじめ、県などが開催をする県外での相談会へ積極的に参加されるなど、相談体制の充実・強化に取り組まれております。

また、五島市や対馬市などでは、地域おこし協力隊の積極的な活用により空き家の調査、活用や、賃貸住宅の家賃補助など、住宅確保対策に力を入れて取り組まれております。

このほか、松浦市や対馬市などでは、それぞれの福岡事務所を拠点として、福岡在住の出身

者にふるさと情報を継続して発信するなど、特徴ある移住施策に取り組みられています。

県といたしましては、こうした市町の取組を広げていきますとともに、来年度、国の新たな政策を活用した移住支援策の強化や、移住希望者のニーズに沿った住宅確保対策に新たに取り組むこととしており、引き続き、市町や民間事業者とも一体となって、移住促進に向け、全力を尽くしてまいりたいと考えております。

次に、県民所得向上対策のうち、3カ年計画の分野別の達成額についてのお尋ねでございます。

平成25年度から3年間取り組んでまいりました県民所得向上対策の分野別の実績につきましては、製造業では、県の施策の主な対象であります中堅企業の付加価値額が着実に増加をし、施策の効果が直接及ばない大企業も、平成27年度には一定持ち直したところではありますが、平成25年、平成26年度の減少が大きかったことから、最終的には508億円の増加目標に対し、342億円の増加となっております。

水産業では、養殖業の生産額が目標を上回ったものの、海面漁業においては燃油価格の上昇の影響などを受けまして、77億円の増加目標に対し、9億円の増加にとどまっております。

一方、農業では、産地計画の推進などによりまして、農業産出額が順調に推移をし、目標の43億円を大きく上回る123億円の増加となったほか、サービス業でも観光客数やクルーズ客船の入港数の増加を背景として、272億円の増加目標に対し、実績は290億円の増となり、いずれも目標を達成いたしております。

この結果、全体として900億円の増加目標に対する実績は、約85%となります764億円にとどまったところではございますが、商工業や農

林水産業をはじめ、各分野において、地域別の計画に基づき、官民一体となって所得向上を目指す取組が進んできておりますことから、こうした流れを今後にしっかりとつなげてまいりたいと考えております。

次に、現5カ年計画の初年度、平成28年の見通しについてのお尋ねでございます。

県民所得につきましては、国の統計データを利用するなどして推計をいたしますため、現在、計画初年度となります平成28年度分を算定中であります。

現時点で判明している県民所得の基礎となります指標を見ますと、海面漁業生産額の減少や、熊本地震の影響による観光消費額の減少など、マイナス要素が一定見込まれるところではございますけれども、一方で、「経済センサス」及び「工業統計」によりますと、製造業の付加価値額が平成27年の5,900億円から、平成28年は約13%増となります6,652億円へと増加をいたしております。

県民所得においても、引き続き、増加が見込まれるのではないかと考えているところでございます。

○議長（溝口芙美雄君） こども政策局長。

○こども政策局長（園田俊輔君） 私の方からは、1点お答えさせていただきます。

自然減に対する具体的対応策についてのお尋ねですが、平成29年の本県の合計特殊出生率は1.70で、全国4位となっておりますが、これを支えているのは、結婚後の出生力の高さであり、これは市町とともに推進してきた子育て環境の充実によるものと考えております。

しかしながら、県民の希望出生率である2.08とは大きな開きがあるため、これまで以上に県民の皆様が希望どおりに、結婚、妊娠・出産し、

安心して子育てができる環境づくりを推進していく必要があると考えております。

そのため、次年度は、県全体で、結婚を希望する独身の方々や、子育て家庭を応援する機運の醸成を図るため、新たに行政、企業、団体、県民が一体となったキャンペーンを展開し、企業や団体による「結婚・子育て応援宣言」の実施や、結婚・子育てを応援するボランティア活動への参加促進、妊娠・出産に関する知識の啓発などに取り組んでまいります。

また、未婚化、晩婚化に歯止めをかけるための結婚支援については、これまでの個人の出会いを応援する取組に加え、市町や企業、団体等との協働により、独身グループ同士の企業間交流を促進してまいります。

加えて、子育て支援については、待機児童の解消などに対応するため、保育士・保育所支援センターの機能拡充をはじめ、保育人材の確保対策を強化するなど、官民一体となって、県民の希望出生率の実現に向けた取組を推進してまいります。

○議長（溝口芙美雄君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（沢水清明君） 私の方からは、3点お答えをさせていただきます。

まず、健康長寿日本一に向けた本年度のこれまでの取組状況についてのお尋ねでございます。

健康長寿日本一の実現には、県民の皆様自らが、主体的に健康づくりに取り組むことができる環境づくりを進めることが重要でございます。

そのため、本年度は、まず、専門家等によるプロジェクトチームで行った課題分析や、施策展開の検討結果を踏まえ、多くの関係者からなる県民会議を設置し、県民運動の基盤となる枠組みを構築いたしました。

また、企業、団体の応援を得ながら、県民運

動を展開していくため、県民の健康づくりを支援する企業、団体を登録する制度を創設したところであります。

さらに、本県の健康課題に対応して、県民の皆様健康に健診、運動、食事に関する具体的な行動を促すため、「ながさき3MYチャレンジ」をキャッチフレーズとした普及啓発も積極的に展開しております。

このような動きに呼応して、県民健康まつり、あるいは、健康セミナーの開催など、企業等が主体となった取組も拡大しているところでございます。

次に、来年度はどのような施策を推進しているのかとお尋ねでございますが、来年度は、本年度構築した県民会議を中心とした仕組みを最大限活用し、県民の皆様が主体的に健康づくりの取組を進めていただくことが重要になります。

その際、県民の皆様が納得していただきながら、楽しく取組をはじめ、継続できるような工夫が必要であると考えております。

そのため、例えば、自らの食事や運動等の生活習慣の改善による疾病の発症リスク低減効果を携帯端末等で手軽に確認できるようにすることや、あるいは、企業、団体等の優良事例を表彰制度を通じて幅広く普及することなどにより、県民の皆様の実践を促してまいります。

また、施策をより効果的に進めるためには、住民の健康づくりや、地域活動組織の支援の主体である市町との連携が不可欠でありますことから、本年度も施策の検討、実施に当たりまして、県と市町で何度も協議を重ねてまいりました。

今後も、市町と目標や地域ごとの課題等を共有しながら、さらに連携を深め、より大きな県

民運動として展開してまいりたいと考えております。

最後に、歯・口腔の健康づくり推進条例に基づくこれまでの取組で、子どものむし歯はどうかのとお尋ねでございます。

条例に基づく子どものむし歯予防対策としては、広報による家庭への普及啓発や、学校関係者への理解促進を図るとともに、平成25年度から保育所、幼稚園、小学校でフッ化物洗口を実施しており、平成29年度からは、その対象を中学校に拡大したところであります。

子どものむし歯の状況につきましては、永久歯が生えそろう12歳児で、条例制定時点の平成21年度と本年度を比較しますと、一人当たり本数は1.55本が0.95本へ0.6本の減少、有病者率につきましても、55.39%が40.41%へ14.98ポイントの減少となっており、条例に基づいて取り組んできたことの成果があらわれているものと考えております。

歯・口腔の健康は、全身の健康につながることから、若い世代から口腔ケアに取り組むことは、健康長寿日本一の県づくりを推進するうえでも重要な要素であると考えておりますので、今後とも、県歯科医師会等と連携して、フッ化物洗口を推進するとともに、学校における歯磨き指導等を継続しながら、子どものむし歯予防を推進してまいりたいと考えております。

○議長（溝口芙美雄君） 農林部長。

○農林部長（中村 功君） 私から、2点お答えをいたします。

まず、農産物の生産額の推移についてのお尋ねでございます。

本県の農業産出額につきましては、議員ご指摘の土地改良などに加え、集出荷施設整備や労力支援対策によるブロッコリー、レタス、にん

じんなどの露地野菜の作付拡大、みかんの単価向上、肉用牛の増頭や子牛・枝肉価格の向上などにより、平成21年の1,376億円から、平成29年は1,632億円と、全国で唯一、8年連続で増加しております。

一方で、農業従事者の高齢化による担い手不足により、作付面積は減少傾向で、産地の生産基盤の弱体化が懸念されております。

そのため、今後も引き続き、産地計画を基軸として、環境制御技術などのスマート農業による生産性向上、水田への園芸作物導入や肉用牛増頭などの産地拡大、外国人材活用による労力支援などに取り組むことで、さらなる農業産出額の向上を目指してまいります。

次に、農産物の海外輸出額と今後の取組についてのお尋ねでございます。

県では、これまで農業者、農業団体、流通業者等で構成します「長崎県農産物輸出協議会」による初期商談やテスト輸出の支援、海外バイヤーの産地招聘、他部局や九州各県と連携したフェアの開催など、輸出促進対策に取り組んでまいりました。

その結果、現在、香港へ畜産物やいちご、みかん、びわ、ほうれんそう、台湾へ長崎和牛、タイやシンガポールには長崎和牛やいちごを輸出しているところでございます。

輸出額は、平成26年度の約7,500万円から平成29年度には約3億1,000万円となっております。

今後は、平成32年度目標である5億円の達成に向けて、輸出を実践する農業者等の増加を図るとともに、長崎和牛、青果物に加え、国内消費が低迷しておりますお茶や花卉についても、商談会等への積極的な参加、輸出業者やバイヤーとの信頼関係の強化、さらには長崎フェアの開催による認知度向上を図ることで、海外取

扱い店舗の拡大を進め、さらなる輸出額の向上に努めてまいります。

○議長（溝口芙美雄君） 水産部長。

○水産部長（坂本清一君） 水産物につきましては、東シナ海における外国漁船との競合に伴う漁場の縮小や資源の悪化等により産出額は減少し、平成24年には900億円まで低下いたしました。クロマグロ養殖の拡大や真珠需要の持ち直し、水産物輸出の増加等により、平成28年は974億円となっております。

一方、国内需要の低迷や漁業経費の増加が漁家経営を圧迫していることから、収益性の向上や養殖業の生産拡大、水産物輸出等の取組について、対策の強化が必要であると考えております。

そのため、「地域別施策展開計画」を基軸とし、水産業の経営強化と優良経営体の育成に取り組むとともに、養殖業の成長産業化に向け、輸出を視野に入れた漁場創出、新規参入、産地強化の推進と高度衛生管理対策を強化し、産出額の増加と所得向上に取り組んでまいります。

次に、本県水産物の輸出につきましては、マグロ、マダイ、ブリ、アジなど、中国向け鮮魚を中心に、平成25年度の実績は約6億4,000万円に対し、平成29年度は約21億円と順調に増加しております。

今後は、現在の輸出額を平成33年度までに40億円に倍増させる目標を持って、現地バイヤーと連携した販売プロモーション、商談会等の本県水産物のPR活動やHACCP等、輸出国が求める衛生管理体制の充実、市場調査やバイヤー招聘による海外ニーズの把握と、それに応じた商品力の強化を図るとともに、輸出拡大に向けた新規販路などの開拓を推進し、輸出促進を図ってまいります。

○議長（溝口芙美雄君） 下条議員—24番。

○24番（下条ふみまさ君） 6点におきまして、持ち時間、答弁時間いっぱいご活用いただきまして、知事をはじめ、部局長からそれぞれ答弁をいただきました。ありがとうございました。

それでは、私の持ち時間、残り23分ございますので、この中で再質問の形で質問を続けさせていただきますと思います。

まず、最初に質問いたしました人口減対策ですが、一番難しい課題であることは間違いないですね。これは、私の記憶によると、データは手元に置いていませんが、もう昭和35～36年からですか、もう人口がピークを迎えて、徐々に、出生を含めて、そういった段階がスタートしだしたのではないかと思っているんですね。そのくらいに、人口減少対策にはこの手という一つの手はないということは、出生率も含めてあります。しかし、壇上で申し上げましたように、長崎県が、今、合計特殊出生率が1.7まで回復をしたということは、本当に知事をはじめ皆さん方の努力の成果のあらわれだと思います。心から敬意を表し、評価をいたしながら、なお一層、1.7が1.8と、あるいは2.08というものまで近づいていけるように、これは私たちも含めて努力をし、しかも、長崎県は離島・半島が多いところですが、そういった地域は意外と出生率が高いですね。そういったものを大いに参考とされながら、都市部においても2.0に近づいていくような施策を大いにしてほしいと思います。

それから、移住対策について、先ほどお話がありました。本当にすごいですよね。松浦とか、五島関係、壱岐・対馬もそうですね。非常に移住対策がうまくいっているなと思うぐらい、しかも、Uターンのあれを見ますというと、U

Iターンが、長崎県は非常に若年者といいますか、20代から40～50代の若い働き手の方が移住をしてきているというのは非常にありがたいことです。そういったものがデータで出てきているようですので、そういった若い働き手のUIターンを大いに進めてもらいたいと思っております。

それと、また、もう一つ心配なのは、この移住受け入れの問題で、全く興味を示していない市町が幾つもありますね。これはもう名前は申し上げません。1年間の移住実績ゼロというところもありますね。やっぱりこういった市町とも連携を図りながら、何とか移住対策を進めてもらえないかということ、むしろ働きかけていくところも幾つかあるようなデータがありますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（溝口芙美雄君） 企画振興部長。

○企画振興部長（柿本敏晶君） 移住対策への市町の取組でございますけれども、先ほどご説明しましたような各市におきまして、移住に力を入れて効果が上がっている一方で、議員ご指摘のとおり、実績が昨年あたりで見てないというふうな市町もあるというのも事実でございます。

県としましては、まず、そういったところを全体的に推進するために移住サポートセンターでしっかりとした取組を行っておりますけれども、ただ、それだけではなくて、やはり各市町が、それに対して一緒になって独自の取組を行っていくということが成果につながっていくと思っております。

そういう意味では、やはり実績が上がっている地域での取組を、いろいろ、スクラムミーティングの機会とか、そういったところを通じてしっかりと、首長さん含めてお話をしながら、そういった意識を持って対応していただくよう

に働きかけを行っているところでございます。

○議長（溝口芙美雄君） 下条議員—24番。

○24番（下条ふみまさ君） 年間の実績がゼロであったり、4であったり、5であったりする、本当にゼロとか、一桁台のところも数市町あるわけですから、ぜひ働きかけをして、一緒に県全体で取り組みましようよということで、あなたの町の、あなたの市の魅力というものを大いに発揮して頑張ってもらいたいということを力づけながら、また一緒になって頑張ってもらいたいと思います。

第2点目の外国人の雇用政策についてですが、新しい法律が思い切ってできました。これで5カ年、あるいはそれ以上の外国人労働者が日本に、あるいは長崎県に、これから大いに入ってきてやすくなったわけでありまして。労働不足というのは、長崎県でも感じるぐらいですから、もう大都市では大変だろうと思っております。そういう中で、労働力が不足する部分はお互いに助け合おうということの意味を含めて、アジアを中心とした皆さん方からお手伝いをしていただいて、何とかその分をカバーしていただくというすばらしい制度が導入されたわけですから、それを一番最初に、農業が、長崎県の外郭団体が中心として出資をされて、派遣会社ができ上がりました。

この中で、ただ、心配をするのが、外郭団体が、財団が出資をされ、民間まで入って100%でき上がった派遣会社は、外国人と直接雇用契約をして、そして、賃金を決めて、あるいは渡航費用等もその中できちっとあらわして外国人を、第三セクターが、しかし公共性がありますから、そこは派遣会社として雇うことができる。その雇われた者を使用するのは農業者でありますし、農業法人なわけですね。

今度は、派遣会社との待遇面、いわゆる給与面といいますか、そういったものでの働きかけといいますか、約束事というのは、いよいよ新年度はもうどんとスタートしたいということでありますので、どのようなものを予定して、金額等も提示をしようとされていますか。

○議長(溝口芙美雄君) 農林部長。

○農林部長(中村 功君) 議員のご質問については、農家負担額の考え方かと思いますが、この農家負担額の考え方としましては、まず、在留資格「特定技能」の外国人の報酬額といいますものが、本年1月に政府が示した省令案において、日本人が従事する場合の額と同等以上とされておりまして、この基準をまず遵守して定める必要がございます。

これに加えて、社会保険料や、先ほど議員がおっしゃいました外国からの渡航費用、日本語の研修費、それから派遣会社の運営費等、こういったものを合算したのものになるものと見込まれております。

県といたしましては、このような負担額の考え方について、農家の理解が得られるように、派遣会社である「エヌ」に対して、十分な説明を行うよう求めてまいりたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 下条議員—24番。

○24番(下条ふみまさ君) この派遣会社には、JA中央会も入っているわけですから、農業者の気持ちというのはよく理解をされたうえでの、かつて日本で実習生として経験がある人も含めて、大学を卒業された皆さん方も、いよいよ外国から入ってくるんでしょうが、ある程度日本語が理解できる、わかると、そういった人たちがまず第一陣として入ってくるだろうと思うんです。

そこで、日本人と同等の待遇だということを、

国が省令か何かで定められて、皆さん方にお届けされているようでありませぬけれども、しかし、農業者が高い賃金で、待遇で、そういう形で、いろんな福利厚生は派遣会社がされるんですけども、そういった皆さん方のお支払いをされるものは、結果的には、全部農業者が、いわゆる雇用者とは言わないにしても、雇用者としての負担をするわけでありませぬ。

ですから、そういったものがしやすい、のだから手が出るほどほしいけれども、それまでは面倒見きれないというふうな状況が、ミスマッチが起きないように、何とかその点を気をつけながら、皆さん方農林部のこの派遣会社が、長崎県のモデルという形になってくるだろうと思います。他の分野は、水産以外は直接契約ですから、それぞれになるわけですが、いずれにしても、モデル的なスタイルでスタートしていくわけですので、何とかそのところを慎重に、また、よく話し合いをされて進めていただきますようお願いを申し上げまして、次の項目の再質問に移りたいと思います。

健康長寿は、前回も私は一般質問をさせていただいたわけでありませぬが、今、いよいよ新年度がはじまり、これから具体的に県民にどう理解をしてもらいながら取り組んでいくかというふうに、新年度からいよいよ予算も伴って入っていくということになるだろうというふうに答弁を理解をいたしましたけれども、そういう中において、いつ頃だったでしょうか、随分前に、県民にまだ十分に浸透していないんじゃないかというふうなお話がありましたが、当然これからのことでありませぬから、私はそれをあまり気にはしておりませぬでしたけれども、まずは、長崎県が、知事が旗を振って、健康長寿日本づくりを目指しているんだということを知ってい

ただくと、それはいいことだと、私たちのことだと、よし一緒に取り組もうと、そういうことですね。そういったものに進んでいかなければならないんです。

長野県なんかは、私も随分前に研究に行ってみましたが、地道に、長く時間をかけてやってきて成果が生じてきているわけです。減塩運動なんかはそうですね。長野県なんかは寒いところですから、やっぱり漬物文化が根づいていたところを、減塩運動を中心として進めていって成果が出てきたわけです。

私は今、部長答弁の中に、「市町との連携もしっかり図りながら」ということがありました。確かに、その中のあらわれの一つとして、今年、長崎市は、成人式の式典に参加をされた若人の皆さんに「健康寿命の協力、理解」という一枚のパンフレットを配布されました。そこに栄養のバランス、適度な運動、そして健診も含めて、歯の健康ということも書いておられました。それを式典の全参加者にお配りをしました。私は、すぐ市長のところへ飛んで行ってお礼を申し上げました。よく県と連携を取って、こういうことをやっていただけてありがたいと。大変感謝しますが、次の段階として、例えば40歳とか、50歳とか、特定健診のはがきがいけますね。そういったものを含めて、自治会を経由してもいいですよと、長崎市は自治会が全部配布をしますのですね。定期的にそのようなものを、健康寿命前進に向けてともに取り組もうということを、全世帯、あるいはまた、そういった節目の時にやってもらいたいと、そこまでお願いをしてきておりますので、ぜひ連携を取りながら、これはやってもらいたいと思いますし、何よりも、長崎県は、自治会、町内会組織というのが非常に確立をされていると私は思います。

ですから、この健康寿命に向けて、ここを長崎市が使わない手はないんです。

今まで、私たちは、自治会には各専門部会を持っています。その中の一つに体育部というのにはありましたけれども、健康づくり部というのは、基本的になんじやないかと私は思います。あるところもあると思いますが、私も広く自治会はよくわかっていますけれども、率先して「健康づくり部会」というものを立ち上げていただいて、そこで、この健康長寿等について専門家を、あるいはこの連自治会ぐらいで、いいですか、90歳になる、また卓球をされたりしている高齢者の方、元気な方がいらっしゃるんです。そして、自治会の先頭に立っているいろんな活動もされています。こういう方たちを自分の町内に招いて、なぜこんなにあなたはお元気なんでしょうかということで、その日常生活をお聞きするとか、そういうふうな組織を、私も長崎市内でお願いをしている最中でありますので、ぜひそういったものを自治会組織、あるいは長崎市とのより一層の連携を、ありましたら決意をいかがですか。

○議長（溝口芙美雄君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（沢水清明君） この健康づくりというのは、県だけではできない。基礎自治体である市町、あるいは関係団体とともに、県民の皆様実践していただくということを目的に県民会議も立ち上げてやっているところでございまして、また、現場で、第一線で健康づくりに取り組んでおられる市町におきましても、県とスクラム会議ということをして、どんな取組がいいのかということも協議を進めておりますので、こういう機会に議員のご指摘も参考にさせていただいて協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（溝口芙美雄君） 下条議員一24番。

○24番（下条ふみまさ君） この長崎県の健康長寿づくりというのは、知事がぽんと打ち出しをして、「健康寿命日本一の県づくり」を目指そうという旗を掲げられたわけでありますので、これは地道なことでありますし、時間を要するかもしれませんが、ぜひ県民の皆さん、あるいは自治会を組織されている皆さん、そういった本当に日常生活で活動されている、そういう人たちも一緒に取り組んでいただけるような県民会議、プラス、そういった組織を大いに活用しながら、これは私たち自身のことでありますので、やはり健康のままで長生きをしていくというのが最高の人生でありますから、そのところをしっかりとお訴えをしながら、県民とともに、まずは健康長寿の上位県を目指してほしい。1番とか3番とかなったら大変ですよ。しょっちゅうころころ入れかわざるを得ないんですね。ちょっとした0.0台で入れかわるわけですから、10位以内を目指して、何とか常に10位以内に入っているとすばらしい県になるわけですので、そういう気持ちで頑張ってもらいたいということにしておきたいと思います。

4番目の県民所得向上の成果についてであります。本当にこれも、私は、あの当時、知事が数値まで掲げられていくぞということをよくやられたなど。これは全ての県議会議員の方々も、数字まで出してやるかと、すばらしいねというふうな形で、私たちも協力しようよと、そういうふうな形で知事のアドバルーンに感謝と敬意をあらわしてスタートした問題であります。

しかしながら、これも本当に大変だと思いつつながら、過去の3カ年間は900億円の目標に対して760億円台ですか、達成をされた。約80数%ということでありまして、まだまだこれが進ん

でいけないのは、農林とサービス業以外のものがちょっと伸び悩んだということでありましてけれども、ぜひ、そういったところも大いにひっぱっていただけるように、特に、水産は、海面漁業というのはもう限界が基本的にありますので、これからはやはり大きく養殖業を伸ばしながら、これをいかに、胃袋の数が減ってきている日本じゃなくて、発展著しいアジア、アメリカ、ヨーロッパというところを見据えて、すばらしい日本のおいしい魚、おいしい野菜もそうですけれども、おいしい食べ物、安全で安心な食べ物ということを売りものにして、大いに外国に向かって供給を進めて、需要をとっていただきたいと思うところがございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、最後に、新幹線の全線フル規格化について再質問をしたいと思ひています。

今、知事からは、それぞれのお話がございますけれども、私も、実はつい直近、安倍総理に官邸にお伺いしていいよというお知らせをいただいてうったまがりましたけれども、お伺いをして、長崎県の重点項目、およそ時間を15分は少なくとも取りますということでしたので、結果的に15分強の20分弱でしたが、総理官邸にお伺いをしてまいりました。

その中の重点項目を5つぐらいに絞り込んだ中の第1点目に、私も議員さんたちのご推挙のおかげで任期いっぱい、全線フル規格を中心とした新幹線議連の会長職をお受けしているものですから、これを第1点目に掲げながら、「西九州ルートは、全線フル規格で、安倍総理、何とか特段の措置をお願ひをしたい」ということを一対一で申し上げてまいりました。

そういう中において、この与党PTの、特に、山本委員長が進める西九州ルートの検討委員会

のミニかフルかの検討待ちみたいところがちょっと見られないということもないような、あるんじゃないかと思うようなところも危惧されるものですから、私はこの与党PTの皆さん、特に、検討委員会の先生方は、もう全員がミニではだめだと、フルなんだということを、価値観を知事と同一にされるべきと思うんですが、そういった感触はないですか、いかがですか。

○議長(溝口芙美雄君) 知事。

○知事(中村法道君) まだまだ与党検討委員会の皆様方の議論が、さまざまな選択肢の課題の整理がなされて、提示されていない状況でありまして、いまだ把握できないような状況にあります。機会をいただく都度、フル規格での整備の必要性を訴えてきているところではありますが、引き続き、全力を注いでいかなければいけないと考えているところでもあります。

○議長(溝口芙美雄君) 下条議員—24番。

○24番(下条ふみまさ君) この西九州ルート
の全線フル規格というのは、八江特別委員会委員長を中心とした私たち議会議員のほとんどと言った方がいいでしょうね、フル規格でお願いをしたいという気持ちと、また行動も含めて、知事と全く同一の言動を行っている、また、バックアップをしていきたいと思っ
ているということを理解していただいていると思
いますが、お訴えをしながら、何としてでも、与
党PTを中心として、党本部の3役の先生方も含
めて、ミニ新幹線というのは、今では特に、佐
賀県の平地には多数の踏切がございます。そこ
をミニ新幹線と言っても新幹線ですから、新
幹線が走るということは大変な危険度も増し
てきますし、また、一番は工事中のJR離れ
というのが出てくるんじゃないかと、これが心
配ですよ。途中、バスで工事中のところをピ
ストン輸送しなけれ

ばならないんじゃないかと、そうなりますと、
いよいよJR自身も大変厳しい状況になってき
ますので、JR九州と一体となって、フル規格
での、また、このフル規格というのは、災害に
もものすごく強いわけですから、災害に強く、
安全性があり、そして採算性が高い、経済効果
があるという、全ての面で利点があるわけです
ので、この点を強く訴えていただいて、国会議
員の先生方や専門家の皆さん方、国土交通省の
幹部の皆さん、あるいは鉄道・運輸機構の皆
さん方のご理解をいただいて、何としてでも、今
年の夏には一定の方向性が出てくるやに、いよ
いよもうそのくらいでは遅いぐらいになるだろ
うと思いますので、本当に1分1秒を大切にしな
がら、そういう方たちと同じテーブルに着くこ
とができて、「西九州ルートはフル規格だよ」
という同一価値を持てるようにするためにも、
ぜひ知事を先頭として、関係の部局長さんが全
力で頑張ってもらうことを訴えながら、私の質
問は終わりますが、残された時間があと1分ご
ざいますので、ここで一言お礼を申し上げたい
と思います。

私も県議会議員として12年間、皆さん方の末
席をけがすことができました。今でも浅学菲才
だなということは常々感じ、反省をしながらの
議員活動を行ってまいりました。

また、地方議会議員としては、長崎市議会議
員を入れますと32年という期間を務めさせて
いただきましたけれども、この長崎市の人口減少
を止めきれてないと、これには大きな責任を感
じる一人でございます。本当に申しわけなく思
いますが、しかしながら、諦めることなく、私
も政治家としての議員を3月いっぱい引退を
する決意をいたしましたので、一県民として、
下からの支えとして努力をしていき、頑張って

いきたいと思っっているところがございます。

いずれにいたしましても、中村知事をはじめ理事者の皆さん、県警察本部長、また教育委員会教育長をはじめ関係者の皆さんには、長年にわたって大変お世話になりました。心から感謝を申し上げまして、私の最後の一般質問といたします。（発言する者あり）

ありがとうございました。

お世話になりました。（拍手）

○議長（溝口芙美雄君） 午前中の会議は、これにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から再開いたします。

— 午後 零時18分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開—

○議長（溝口芙美雄君） 会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

宮内議員—45番。

○45番（宮内雪夫君）（拍手）〔登壇〕平成最後の統一地方選挙を控えて、私たちは、今、任期最後の議会に臨んでおります。

この議会は、過去4年間の県政の方向づけはどうだったか、実績は、そして県民の評価はどうなのか等々について、質疑をするのは本来でありましょう。

我々は、間もなく有権者の厳しい審判を受ける身でもあります。この場に再び戻れる保証はありません。

今議会、今日からの一般質問における議員各位の真剣で根性が入った質問に対し、中村知事の偽らざる、そして真に熱意ある答弁を期待して、質問に入ります。

今、県政は、実にさまざまな、そして突破困難な課題が山積しております。いわく高齢化、私を含めて、いわく少子化、なかんずく拍車が

かかる人口減少、その結果として、来月には全国でただ本県1県の上場企業ゼロという県勢の衰退等々、これら困難な問題に対し、県民挙げてアイデアを出し、政治と行政が一致点を見出し、すぐにとは言わないまでも、県民が将来に明るさを感じるような県政を実現しなければならないことは論をまちません。

これらのことについては、これからそれぞれの各会派の皆さんが、違う立場からの的を射た質問があるでありましようから、それに期待するとして、私は私なりに、通告をしている点について、絞ってお聞きをいたします。

1、石木ダム反対運動と憲法第12条について。

昨年の夏の暑さは、災害級とも言われておりました。佐世保市も、公立小中学校の全教室にエアコンを30億円近い予算で設置することになっています。県内各自治体も同様でしょう。

つまり、地球環境の大変化が起きつつあるのは、今や世界の共通認識であります。地震災害は除きますが、この2年ないし3年の間に、福岡県朝倉地方の大水害、去年の西日本大水害、巨大台風で滑走路が水浸しになり、連絡橋も壊れた関西空港。そうかと思えば、昨年末から今年のはじめにかけての静岡県の一級河川安倍川の大濁水。まさに、降れば50年に一度クラスの豪雨、降らなければ1カ月も2カ月も降らない。さらに、今年1月、大坂なおみ選手が優勝したテニス全豪オープンのさなか、少し離れたオーストラリアのマーブルバーという都市で49.1度という気温を観測しました。20世紀後半から、地球全体で極端な気候変動が起きているのは疑いようがありません。

私がこの問題を取り上げるのは、石木ダムの件があるからです。新年度予算にある程度の決意が込められていることを評価したうえで、こ

の問題の経緯を少し振り返ってみたいと思います。

大渇水に見舞われた平成6年から7年にかけて、佐世保市は、213日間の給水制限、しかも、かなり長時間、一日の断水時間が約21時間にもなり、「疎開」という言葉さえ市民の間にささやかれた厳しさ。「疎開」とは、戦時中、空襲を逃れ、あるいはその他の自然災害から逃れるために、密集した家屋を田舎の村落に移すことを、戦時中は「疎開」と称して、行政的に国民を指導しておりました。そのことを申します。今や、そういう「疎開」という言葉さえ市民の間にささやかれはじめました。その厳しさ。会社員が仕事を中断して、水をために家に帰る必要があった人も多々ございました。

水タンクを積んで他都市から救援に来る大型ダンプが川谷水源地に水を落としている様子は、広い田んぼにじょうろで水をまくような、まことに悲しい光景でありました。佐世保市内、福石観音前の国道は、この時期、行き交うダンプで交通騒音日本一を記録したそうであります。

ダム建設反対の方々は、「佐世保の水需要は減っている」、「あんな渇水はまず起きない」、「先祖伝来の我が家、土地は売らない」、そして「ダム建設は、自然破壊であり、無駄な公共事業の見本」などと言って阻止行動を続けております。しかし、神ならぬ身の誰があの大渇水が二度と起きないと断言できるでしょうか。

一方、温暖化で太平洋や東シナ海では夏の水蒸気量が大変に増えていることも気象に関する国際機関が認めていて、巨大台風や同じ地域に長時間豪雨が降り続く「線状降水帯」という気象用語もよく聞くようになりました。50年に一度の豪雨で、ダム予定地の石木川、川棚川が氾濫しないと誰が言えるでしょうか。地球環境の

劇的变化は、今や誰も否定できない事実であります。

かつて2009年、政権に就いた民主党は、群馬県の八ッ場ダム建設を中止しましたが、関東1都5県への利水はほかに方法がなく、ついに2015年に工事は再開されました。民主党の勉強不足と言うしかありませんでした。

石木ダムで立ち退くことになる44戸の住民の方々、それを支持する反対派の心情は、自分の土地、ふるさとへの素朴な愛着でしょう。それはよくわかります。しかし、人間は社会的動物であります。誰であろうと周囲や社会との妥協も必要です。

そこで、私は知事にどうしても聞かなければならないことがあります。それは憲法第12条と公共事業との関係、整合性についてであります。

憲法第12条には、こうあります。「この憲法が国民に保障する自由と権利は、国民の不断の努力によって、保持しなければならない。また、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う」となっております。

つまり、「この土地は自分のものだ、絶対売らない」という主張は、ダム建設が公共の福祉にかなうものであれば、自由と権利も一定の制限を受けるということにほかなりません。

民主主義社会は、表現の自由、集会、結社の自由が権利として保障されています。それは最大限守らなければならないとしても、自由と権利に対する一定の制限がこの憲法に決められているというのが普通の解釈であります。

そこで、知事、ダム建設が万が一、にっちもさっちもいなくなるような事態には、この憲法解釈をもとにして訴訟も辞さないご決意はありますか。それとも諦めますか。いずれにし

ろ、石木ダム問題は解決をしなければならないのですから、その決意のほどをお聞かせ願いたいと存じます。

2、新幹線開業と「特急みどり」の存続問題について。

長崎新幹線開業に伴う佐世保・県北地域住民の不信感と不安を知ってもらいたいのであります。

長崎新幹線が着工に至るまでの議論は、もはや尽くされているのであります。1978年の原子力船「むつ」の佐世保への修理入港が端緒であり、その見返りとして長崎ルートが政治決着をし、紆余曲折を経て着工したこと、佐世保経由はむげに葬られたこと、フリーゲージ方式がだめになったこと等々であります。

さて、そこからです。いずれにしろ、長崎新幹線は、3年後の暫定開業へ向けて工事が進んでおります。長崎から武雄温泉まではフル規格、武雄～博多間は在来線特急になる。武雄温泉駅の対面ホームで特急に乗り換えて博多へ行く。

しかし、今月になって妙な話が佐賀県議会で明らかになりました。こういうことです。

以前、フリーゲージ導入での開業となった時、肥前山口～武雄温泉間、これは佐世保線ですが、12.8キロメートルのこの区間を複線化することが本県、佐賀県、JRで合意をされていたはずですが、今年になって、肥前山口～武雄温泉間の全部でなく、その中間にある大町駅～高橋駅の6.9キロメートルだけの複線化に短縮するという事業計画変更が国土交通省に提出されているというのであります。

県にもこの情報が入っていると思いますが、これはどういう意味でしょうか。

JRが採算性、利便性の点から全線フル規格を望んでいるのは周知のとおりです。本県も同

じです。しかし、佐賀県は、1,000億円もの地元負担にはとても応じられないと、強く反対をしている。だから、実現は容易ではないにしても、JRは、フル規格なら並行在来線（鳥栖～武雄温泉間）を経営分離できると考えている。いずれそうなるなら、肥前山口～武雄温泉間の区間全部を複線化するのは無駄な投資と考えてもおかしくはない。それが今回の事業計画変更で隠されたJRと鉄道・運輸機構の本音じゃないのですか、お伺いをいたします。

次に、長崎から博多、あるいは広島や鳥取、島根、その他本州方面から長崎へ来る人たちにとって、新幹線と在来線の乗り継ぎは面倒です。時間短縮効果も小さい。この方式で開業しても、いずれ全線フル規格の要求が出てくるでしょう。

もし、それが実現したとしても15年くらい先の話ではあるでしょうが、鳥栖～武雄温泉間は並行在来線になる。とすると、新幹線と並んで民間運営会社が特急も走らせるなんてことはないでしょう、どうですか。「みどり」だけじゃない、「ハウステンボス号」もそうなりませんか。存続させたい並行在来線は、当該地域の力で維持させるのが国の基本方針であり、JRは、できる限りの協力と支援を行うとされています。

北陸新幹線も、金沢までの開業で「特急サンダーバード」や「特急しらさぎ」が廃止されたでしょう。大阪や京都からの直通特急だったので、利用者の不満がある。九州新幹線でも、特急がなくなった串木野、水俣の住民が、「町がさびれてきた」と言っていると聞きます。

佐世保や県北の人々にとって、博多方面へは「特急もなくなるかもしれない」となれば、各駅停車の電車か、高速バスか、あるいはマイカーしかないということになるのではありませんか。

長崎新幹線がどういう方式に落ち着くかはまだわからないが、暫定開業は3年後です。長崎本線の「特急かもめ」も、多分同じ運命だが、佐世保・県北住民にとって、長崎本線が並行在来線になる以上に、佐世保線から特急電車がなくなることは極めて深刻なことなのであります。

知事、たとえ10年以上先の問題であっても、JRから在来線運営を引き継ぐ民間事業者が経営に苦勞しても、佐世保～博多間の特急存続に全力を傾けていただきたい。でないと、いつまでも南高北低、南高北低と言われ続けましょう。

極東の軍事的緊張がこれまでになく高まっている今日ただいま、この方面は歴史的に、全国民の知るとおり、古くは蒙古襲来をはじめ、前大戦まで国防の要であり、現在もまた佐世保・相浦に水陸機動団、数千の強兵が守る重要防衛拠点に、佐世保に特急電車も入らないということにならないよう、武雄温泉～新鳥栖間フル規格の要望と同じぐらいの熱意を持って不安を払拭していただきたい。この地域の歴史的な重要性を高く、さらに評価をしていただきたいと強く要望しておく次第であります。

3、人口減少の中でがん罹患率全国一をどうするかについて。

さて、最近、ニュースで大きく報道され、県民に不安を与えたと思われたことの一つが健康に関することでもあります。2016年のがんに関する医療統計で、人口10万人当たりのがん患者数は、全国平均が402人なのに対し、本県は455人で、全国一の多さだったという内容であります。

私が心配するのは、昔から血液のがんと言われて恐れられた成人T細胞白血病（ATL）というのが世界でも特徴的に日本の西南部、特に九州沿岸部に多いというのを聞いていたからです。

HTLV-1というウイルスに白血球のT細胞が、がん化して発症する病気で、病気の広がりには全身性だとされています。

ウイルスに感染しても発症する人は少ないとされていますが、本県のがん患者は突出して多いと聞けば、何らかの関係があるのではないかと思います。この点、どうなのでしょう。

何らかの知見がごありか、対策には取り組んでおられるのか、知事にお伺いをいたします。

この10万人当たりのがん患者日本一という残念な結果を返上すべく、今後、どのような医療政策、健康政策を考えておられるのか、お伺いをいたします。

4、統合型リゾート施設、カジノについて。

県を挙げて誘致に取り組んでいる統合型リゾート（IR）について、知事に数点にわたって、お尋ねをいたします。

昨年、本県は、何と6,311人ももの転出超過でした。中でも、長崎市は転出者数が全国一という、これまた不名誉な結果でした。佐世保市も似たような状況であることに変わりはない。

何しろ、本県はこの60年間で179万人から133万人に減ったのですから。Uターン、Iターン、他県からの移住、何でもいから人口を増やし、活力を回復したい、それは政治に携わる人間として当然の思いであります。

かつて、「長崎は交流人口が増えて栄える町だ」と言った知事さんもいたことを思い出します。それは私も理解をいたします。そのうえで、あえてお尋ねをしたい。

人口減に一定の歯止めがかかるかもしれないという気持ちで、県挙げて取り組んでいる統合型リゾート（IR）の目玉がカジノであります。わかりやすく言えば、賭博場です。

しかし、カジノ目当てで来る人が真の交流人口と言えるかどうか。

○議長(溝口芙美雄君) 時間です。

知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 宮内議員のご質問にお答えをいたします。

まず、石木ダムの建設に関して、憲法第12条と公共事業の整合性について、どう考えているのかとのお尋ねでございます。

憲法第12条及び第13条では、「憲法が国民に保障する自由及び権利は、これを濫用してはならないと定めるとともに、国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、最大の尊重を必要とする」とされているところであります。

また、憲法第29条では、「私有財産は、正当な補償のもとに、これを公共のために用いることができる」と定められております。

こうした趣旨を踏まえ、公共の利益の増進と私有財産との調整を図るため、個別の公共事業等については、土地収用法が定められているところであります。

石木ダムにつきましては、昨年7月の長崎地裁の事業認定取消訴訟第一審判決において、本事業で得られる利益は、水道水の確保及び洪水調節といった住民の生命の安全に関わるものであり、その公共の利益は非常に大きく、原告らの主張する失われる利益に優越していると判断されたところであります。

このようなこともあり、現在、県といたしましては、地権者の財産権にも配慮しながら、土地収用法に定める手続を進めているところであり、県民の安全・安心、そして県北地域全体の発展のため、佐世保市及び川棚町と一体となって、一日も早いダムの完成を目指してまいりたいと考えているところであります。

次に、九州新幹線の問題、肥前山口～武雄温泉間が部分複線化になったのはなぜかと、そしてフル規格になると、新鳥栖～武雄温泉間は並行在来線となり、佐世保～博多間の特急がなくなるのではないかとのお尋ねであります。

今日、九州新幹線西九州ルート of 整備が推進されておりますのは、原子力船「むつ」の佐世保港での修理の受け入れ、あるいは新幹線の「佐世保寄りルート」から「短絡ルート」への変更など、県北地域の方々の本県全体の発展を考えたうえでの苦渋の決断とご理解によるものと認識をいたしております。

西九州ルートにおける在来線の複線化につきましては、フリーゲージトレインが走行するものとして肥前山口～武雄温泉間を複線化する計画でありました。

しかしながら、車両のふぐあいにより、量産車の投入が遅れることが明らかとなったことを受け、将来のフリーゲージトレインの導入を前提として、平成28年3月の6者合意において、対面乗換方式による平成34年度の開業時までに大町～高橋間の複線化を行い、その後、順次、全線複線化することなどが盛り込まれたところであります。

鉄道・運輸機構によりますと、今回の工事実施計画の変更は、昨年、フリーゲージトレインの導入が断念されたため、対面乗換方式による開業に必要な工事を盛り込んだと伺っており、今後の対応については、状況の変化を踏まえて、関係者間の議論が行われるものと考えております。

一方、新鳥栖～武雄温泉間の整備に伴う並行在来線の問題につきましては、整備方式が定まっていないことから、JR九州では検討が行われていないということでありまして、

県といたしましては、JR佐世保線については、年間240万人を超える利用があり、通勤・通学など住民生活を支える路線でありますとともに、県北地域と福岡都市圏とを結ぶ重要な幹線路線でありますことから、特急列車を含めて、引き続き、維持・確保されるべき路線であると考えております。

そのため、私自身も、与党PT検討委員会の山本委員長をはじめ、JR九州に対しまして、機会を捉えて、並行在来線に関しては、現行どおり経営の維持を図るよう働きかけているところであります。

今後とも、政府・与党に対し、新幹線の整備に係るこれまでの経緯等を踏まえ、並行在来線として経営分離されないことがないよう、関係者に対して、しっかりと要請してまいりたいと考えております。

次に、がん罹患率日本一に対して、今後、どのような医療政策、健康政策を考えているのかとのお尋ねであります。

先般、全国都道府県のがん罹患数の集計結果において、本県の「がん罹患率」が最も高いということが公表されたところであります。

担当部局が、取りまとめに当たった国立がん研究センターに確認いたしましたところ、今回の結果は初回集計であり、過渡期ということもあって、数値の不安定さが残っているとの回答があったとのことであり、本県の専門家からなる、「がん登録委員会」でもご協議いただきましたが、その評価については、もう少し推移を見守る必要がある旨のご助言をいただいたところであります。

しかしながら、本県は、平成29年の「がん死亡率」についても全国第8位と高いことから、本県における、がん対策は、非常に重要な課題

であると認識をいたしております。

これまで、本県では、全国でもいち早く、議員ご提案による、「がん対策推進条例」を制定し、がん対策に総合的に取り組んでいるところであり、県議会の皆様方にもご協力いただいております。「がん検診街頭キャンペーン」をはじめ、早期発見のための普及啓発活動や、がん診療連携拠点病院を中心とする、がん医療提供体制の充実などに力を注いできたところであります。

今後とも、がんの1次予防としての食生活や飲酒など、生活習慣病の改善やウイルス感染症対策の強化、2次予防としてのがん検診の受診率向上などががん予防対策、また長崎大学病院が「ゲノム診療センター」を設置し、取り組もうとしております、がんゲノム医療などが治療の高度化についても、県内のがん診療連携拠点病院などと連携しながら、より積極的な推進に力を注いでまいりたいと考えているところであります。

そのほかのお尋ねにつきましては、関係部局長からお答えをさせていただきます。

○議長（溝口芙美雄君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（沢水清明君） 本県のがん罹患率が日本一なのは、成人T細胞白血病が多いこととの関係があるのか、そして、その対策に取り組んでいるのかとのお尋ねでございます。

成人T細胞白血病、いわゆるATL、これにつきましては、ウイルス感染でがん化した細胞、ATL細胞が無制限に増殖をすることにより発症する白血病の一種で、その感染経路としては、母子感染が主なものとされております。

本県は、全国的に見てATL患者が多い県とされておりますけれども、今回のがん罹患数の集計結果において、本県における白血病患者数

が全てのがん患者数に占める割合は1.8%であり、全国の1.4%をわずかに上回っているものの、がん患者全体に占める割合や専門家の意見をお聞きしても、本県のがん罹患率が全国1位となっていることとの関係は薄いと考えております。

本県におけるA T L対策といたしましては、母子保健の一環として、昭和62年から現在に至るまで、県内の産婦人科医等によるウイルスの有無を確認するためのスクリーニング検査や妊婦に対する栄養指導等が行われ、母子感染の抑制に成功しております。

この本県の取組に関する研究と臨床から得られたデータがもととなり、平成23年からの全国的な取組へとつながっております。

現在、長崎大学病院を中心に、妊婦の高精度なスクリーニング検査法の確立や母乳以外の感染経路の特定などをテーマにさらに研究が進められているものと聞いております。

県といたしましても、これらの研究を注視し、関係者の協力を得ながら、引き続き、A T L対策を含めた、がん医療の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（溝口芙美雄君） 宮内議員—45番。

○45番（宮内雪夫君） 私の不手際で、若干本文が残っておりますので、これを続投させていただきたいということをお許し願いたい。先ほど、I Rの問題で質問をしたのですが、お許しを得て、もう若干でありますから、続けさせていただきたいと思います。

わかりやすく言えば、カジノといえば賭博場であります。しかし、カジノ目当てで来る人が真の交流人口と言えるかどうか。

それに、I R候補地のハウステンボスは、若い女性客やカップル、あるいは家族連れが主流

のように思いますが、こうした客層にカジノがマイナスの影響を与える心配はないか、私は一抹の不安があります。

ギャンブル依存症が心配されていますが、あれは言うならば、自己責任の範疇でしょう。それ以上に、カジノ事業がさまざまな犯罪の温床になる心配があるから、自治体の誘致希望が少ないのではないかと思うところでもあります。

私の心配は杞憂でしょうか。県警本部長に率直な見解をお伺いしておきたいと思います。

と同時に、誘致に名乗りを挙げている大阪府・大阪市の基本構想案との規模の違いも明らかになりました。あちらは、投資規模が何と9,300億円だそうです。ほぼ1兆円です。人工島の夢州に大阪万博開催の1年前の2024年に完成させるそうです。年間2,500万人程度の利用客、カジノの売上3,800億円を見込んでいるといます。これに比べて、投資額2,000億円、年間集客740万人の本県のI R構想とは、段違いのスケールであります。もともと交通インフラをはじめ、都市機能が本県とは比べものにならないわけですから、このような格差になるのは当然でしょう。国にとって、どちらが魅力的か、あえて言うまでもないでしょう。

こうしたことを考えますと、I R関連の県の新年度予算案に、コンサル料など1億2,000万円が計上されていますが、結局、大阪は、先ほども申し上げましたように、投資金額がほぼ1兆円ですからね。投資金額1兆円と、我が方はコンサル料など1億2,000万円計上されて、結局、これが無駄遣いに終わるのではないか。乗りかかった船ですから、仕方ないかもしれませんが、そこら辺はよくよくお考えになった方がいいのではないかという、これは私見であります。

以上で、私の任期最後の主質問を終わらせて

いただきます。

再質問はしないというつもりでおりましてので、これ以上の質問はしません。したがって、今まで私が質問いたしたことに対して、理事者の皆さん方が答弁されることをお聞きいたしまして、終わりということにしたいと思えます。

○議長(溝口芙美雄君) 警察本部長。

○警察本部長(國枝治男君) 統合型リゾート(I R)の誘致につきましては、それぞれの自治体が総合的に判断して進められているものと認識しております。

また、長崎I Rの誘致につきましては、中村知事の強力なリーダーシップのもと、佐世保市等関係自治体等と連携しながら推進されてこられたものと認識しており、また本議会においても、多様な意見を踏まえつつ、議論を重ねてこられたものと承知しております。

警察は、公共の安全と秩序の維持を責務としており、議員のご懸念を受け止めつつ、統合型リゾート(I R)の誘致に伴う治安上の問題が生じないように、知事部局をはじめとする関係機関等と連携を密に図りながら、的確な対策を講じてまいりたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 知事。

○知事(中村法道君) I R誘致についてのお尋ねでございます。

I Rの誘致を進めるに当たりましては、平成25年に佐世保市と共同で設置いたしました「I R調査検討協議会」のもとに「専門家会議」を設け、経済界や教育、防犯団体など、38の団体の皆様方と意見交換を行い、I R導入によるメリットやデメリット等について慎重にご検討をいただいていたところでもあります。

そのうえで、同会議から、「懸念事項へ万全の対策を講じるとともに、高い経済効果や雇用

創出効果とあわせ、弊害への対策等を十分説明し、県民の合意形成を図ることを前提として、本県全体の振興に資するI R導入を目指すことが適当である」といったご意見をいただいたところであり、平成26年3月、県議会において、I R推進を表明させていただいたところでもあります。

政府は、この日本型I Rを国際競争力の高い滞在型観光を進めるためのM I C E施設、宿泊施設、美術館や博物館などの魅力増進施設、送客施設及びカジノを民間が設置・運営するものであるという定義を行っております。

このカジノ面積は、I R建物延べ床面積の3%に限定されておりまして、残る97%は、家族で楽しめるエンターテインメントの場であり、ビジネスの場でもありますことから、さらなる交流人口の拡大が図られるものと考えているところでもあります。

ラスベガスへの来訪目的調査におきましても、第1位はエンターテインメント目的の52%であり、会議及びビジネス目的が合わせて15%を占め、ギャンブル目的は4%となっているとお聞きしているところでもあります。

また、長崎I R基本構想有識者会議取りまとめによりますと、このI R運営での九州圏域への経済波及効果が約2,600億円、雇用創出効果が約2万2,000人と試算されており、約2,000億円と見込まれる建設投資額については、I R事業者等とのこれまでの対話の中で、これを大幅に上回る投資規模にも言及されておりますことから、このI Rが実現できますと、本県の地域振興のみならず、九州全体の観光振興や地域経済に寄与することで、地方創生、さらには我が国の発展にも貢献できるものと考えているところでもあります。

議員ご提案のとおり、本県の最大の課題である人口減少を食い止めるためには、一つの有効な選択肢ではなかろうかと考えているところがあります。

本県は、あるいは九州を含めて、温泉や自然など、多様な観光資源に恵まれておりますし、古くから海外との交流の窓口として発展してきた歴史、あるいは東アジアと非常に深いゆかりがあるところでもあります。

こうした地域の特色を活かして、地方創生の観点から、確実な区域認定につながるよう予算の執行に努めて、IR制度に精通した専門的知見を有する民間の支援を受けながら、佐世保市とも協力をしながら、このIRの実現に向けて力を注いでまいりたいと考えているところがあります。

○議長(溝口芙美雄君) これより、しばらく休憩いたします。

会議は、14時35分から再開いたします。

— 午後 2時18分 休憩 —

— 午後 2時34分 再開 —

○副議長(徳永達也君) 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

吉村庄二議員—33番。

○33番(吉村庄二君) (拍手)〔登壇〕 改革21、社会民主党、佐世保市北松浦郡選挙区の吉村庄二でございます。

私は、今議会が最終、こういうことにならせていただきまして、今日まで多くの皆さん方にお育ていただきまして、この最終の任期前の議会の一般質問に登壇をさせていただくこと、極めて光栄に存じ、ありがたく、皆さん方に感謝を申し上げたいと思います。

特に、傍聴においでいただきました佐世保の

皆さん方も含めて、本当に大変お世話になってまいりました。

今日は、通告がたくさんでございまして少し早口になりますが、理事者の答弁は簡潔にお願いしたいと、こういうふうに思っております。そういう意味では最終の一般質問ということで、感無量の中に私は質問をさせていただくつもりでございます。

そういう意味では、中村県政を含めて、その前の金子県政の時代から県議会議員をさせていただいておりますし、あるいは佐世保市議会議員時代は、その前の知事にも大変お世話になっております。理事者の皆さん方にも大変お世話になって今日に至っていること、これまた重ねてお礼を申し上げて、通告に従って一般質問を進めたいと思います。

一問一答でお願いするということですから、第1番の質問を申し上げて、後は対面演壇席から質問させていただきたいと思います。

1、中村知事の県政への政治姿勢について。

このことにつきまして、私は何度となく質問をさせていただきました。県政に臨まれる知事の姿勢は非常に重要だと思っております。

(1) 県民主役の位置づけとマイノリティー(少数派)の意見を尊重する姿勢について。

以前、私は一般質問でお尋ねをして、「少数派の意見であるからといって、これを無視するという立場にはない」ということを回答していただいております。この点について改めて確認をさせていただきたいと、こういうふうに思うわけでございます。

後は対面演壇席から質問させていただきます。

○副議長(徳永達也君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 ご質問にお答えする前に、先ほど、吉村庄二議員におかれては、

今回が最後の一般質問であるというお話がございました。

議員におかれましては、長きにわたって県勢の発展のためにご尽力を賜り、心から敬意を表し、感謝を申し上げる次第でございます。

どうか今後とも、ご健康にご留意をいただき、県政に対するご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、ご質問にお答えをいたします。

私は、これまでも繰り返し申し上げてまいりましたように、少数派の方々の意見であるから、これを聞かない、あるいは無視をするということは、決してあってはならないと考えているところであります。

しかしながら、行政の諸課題が山積する中で、責任者として一定の行政判断を求められた際に、全ての方々の意見を尊重することは不可能な場合もあり得ることではなかろうかと考えているところであります。

行政の責任者として、多数派、少数派ということで判断するのではなく、県民の皆様方の幸せのためには、何が最良の選択肢であるのかということを考えて判断していく必要があるものと考えているところであります。

この後のお尋ねにつきましては、自席の方からお答えをさせていただきます。

○副議長(徳永達也君) 吉村庄二議員—33番。

○33番(吉村庄二君) 私の平成29年9月定例会の同趣旨の一般質問において、中村知事は、「人を大切にすることを経営の機軸に置きたいと考えて、これまでもやってきたし、これからもやっていく」と、こういうお話でした。だから、「少数派だから無視して構わないという立場には立っていない」と、こういうことをおっしゃっていただきまして、今のお話で再確

認をさせていただきました。

しかし、知事としての判断ということでもございますから、以下、また触れてお尋ねするかもしれませんが、よろしく申し上げます。

(2) 知事としての権力志向行政の排除と社会的弱者への対応について。

先ほどからお話をさせていただいておりますように、多数派等の意見を背景に、法律上の根拠があるからというような事情の中で、むやみに公権力を行使すべきではないと、こういうふうに私は思うわけです。

そして、そういう問題と関連が深い社会的弱者、少数派にもしっかりと配慮した県政運営が必要だと、こういうふうに考えておりますが、知事の見解を再度お尋ねさせていただきたいと、こういうふうに思います。

○副議長(徳永達也君) 知事。

○知事(中村法道君) 先ほども申し上げましたとおり、一定、政策判断をするような場合にあっては、多数派、少数派、あるいは社会的な弱者であるか否か、そういう観点からではなくて、まさに県民の皆様方にとって、どれが最良の選択肢であるのか、常に一つひとつの行政推進に当たって県民の皆様方のために最良の選択肢を選んでいかなければいけないものと考えているところであります。今後もそうした姿勢で臨んでまいりたいと考えているところであります。

○副議長(徳永達也君) 吉村庄二議員—33番。

○33番(吉村庄二君) 今、お話をいただいたようなことで、「政策判断」という言葉が出てまいっておりますが、私は、この質問を1番、2番と併せていたしましたことの中には、先ほども出てまいりましたが、県営石木ダム建設問題について、やっぱり少数意見、反対地権者の問題等に配慮する、そういうことについても耳を

傾けていくという姿勢は持っておられたわけでは、その後、どういう環境の中で話し合いの機会を持たせていただいた方がいいのか、調整を進めているところであり、できるだけ、そうした機会を持ちたいと考えているところでありま

す。

しかし、最近の事情としては、特に、話し合うという姿勢がいつの間にかなくなって、事実上、話し合いは行われておりませんですね、知事。それは知事としては、長崎県としては、この事業は推進するんだということが中心になっているんですけども、それは知事としてはそうかもしれないけれども、少数派だからといって無視はしないという前提に立つならば、やっぱり話し合いは継続していただかなくちゃいかんし、先ほども話があったように、今の状況というのは、土地収用法に基づいて収用の手続をずっと進めておられて、これで石木ダムの建設についてはやっていくんだという前提に立たれるならば、後、強制収用からずっといきますと、いわゆる知事の公権力になる行政代執行と、こういうふうなことに移っていかざるを得ないという判断にしかならないと思うんですけども、こういう行政代執行を伴うような強権力の発動は、以前の高田県政のことを考えてみて、やっぱりあれは県政の汚点だったと、こういうふうに私は思いますから、行政代執行の強権力発動に至らせないと、こういう覚悟を持っていただかないと、本当の意味で県民主役、あるいは少数派の、あるいは社会的弱者の意見を尊重していく県政運営にはならないのではないかと、こういうふうに思いますが、いかがですか。

○副議長(徳永達也君) 知事。

○知事(中村法道君) 石木ダムの件について、話し合う姿勢がなくなったというお話を頂戴いたしましたけれども、決してそういうことではありませんで、現在も地権者の皆様方から、自分たちの思いを聞いてくれというお話を頂戴し

て、その後、どういう環境の中で話し合いの機会を持たせていただいた方がいいのか、調整を進めているところであり、できるだけ、そうした機会を持ちたいと考えているところでありま

す。

なお、石木ダムにつきましては、土地収用法に基づく手続が進められている段階でありまして、まだまだ予断を持つことなく、今後の推移を見極め、しかるべき段階で適正な判断を行っていかねばならないと考えているところでもあります。

○副議長(徳永達也君) 吉村庄二議員—33番。

○33番(吉村庄二君) 直面している内容の中では、知事は、今の見解をずっと続けておられる。進み具合とか、そういうものを最終的に見極めながら判断していくと、そういうことになるだろうと私も思うわけです。

ただ、つくることが絶対だということでの話し合いといたって、それは相手側は応じられないということをはっきりしていますし、事業認定の取り消し問題は、ああいう形で一応終わりましたけれども、さらに訴訟も続いているわけですから、そういう中で考えられるのは、決断をされるとするならば行政代執行、こういうことに行き着くというふうに思わざるを得ませんから、そういうところについての公権力の行使という問題については、高田県政の轍を踏まれないようにぜひ求めておきたいと思います。

この点については、今の段階では知事の答弁は先ほどのことで終わると思いますから、私から要望として強く申し上げて、次の質問に移っていきたいと思います。

2、長崎県の平和行政について。

最近、私は、県知事として、あるいは県として、平和問題に対する取組が少し弱いんじゃない

いかと、こういうふうに思います。

(1) 核兵器廃絶問題についての世界の動きに対する長崎県としての対応について。

この問題について、世界の動きということを見ますと、特徴的には、国連での核兵器禁止条約は採択されたが、保有国や日本は、この条約に参加していない。もちろん、参加していませんから批准をするという状況にはないんですね、アメリカを含めて。

一方では、アメリカとロシアは核開発の問題について、例えば、アメリカのトランプ大統領が言っておられるような小型化について検討を進めるということに、見直しをさらに行っていくという考え方も示されている。

それから、アメリカとロシアの二国間条約である中距離弾道弾廃絶に係る I N F 条約の破棄通告を行う、こういう状況にも至っているわけです。

私は、長崎県を総括する立場にある県知事の姿勢として、これからどのような対応をしてくれるのか、お尋ねをさせていただきたいと思えます。

○副議長(徳永達也君) 文化観光国際部政策監。

○文化観光国際部政策監(田代秀則君) 核兵器禁止条約につきましては、我が国政府は、アプローチの違いから条約に署名するのではなく、核兵器保有国と非保有国の協力のもとに、現実的、実践的な取組を積み重ねていくという考えを示されていることから、県といたしましては、政府に対しまして、双方の結び役として主導的な役割を果たしていただくよう、求めてきたところでございます。

このような中、先ほど議員からもございましたが、去年の米国、ロシアによる核政策の見直しに続きまして、今月、米国は、中距離核戦力

全廃条約（I N F 条約）の破棄をロシアに通告し、ロシアも条約の義務履行停止を表明したところでございます。

こうした両国の動きは、新たな核兵器の開発や役割の拡大につながり、核兵器使用のリスクが高まることが大変危惧されるところでございます。

米国、ロシアに対しましては、条約破棄の回避に向けた交渉を粘り強く行うよう求めるとともに、政府に対しましても、両国の橋渡しの役割を果たすよう求めてまいりたいと考えております。

県といたしましては、「核兵器のない世界」の実現に向けて、今後とも、長崎市やNGO等と連携いたしまして、原爆の悲惨さと非人道性を国内外に発信していくとともに、政府や関係国などに対する働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 吉村庄二議員—33番。

○33番(吉村庄二君) 知事、今、政策監から答弁がありました。そういう姿勢であるということは、今までも表明された部分がありますから、全般的かどうかは別にしましてね。私は、そういう政策についてお聞きいたしております。

しかし、それでは被爆地の知事という立場では弱いんじゃないかと思うんですね。核保有国のところでは、核政策をもっと強化するために小型化とか違った形で強化しようとしている。しかも、米国、ロシアでは、I N F 条約の破棄通告で、それは受けて立ってやっ払いこうと。これは中距離弾道弾関係の廃絶条約なんですけれどもね。

そういう状況の中で、日本政府はどういう立場に立つべきなのかというのは明らかなんですよ。日本は非核三原則に立ってやっています。

そして、その中に広島、長崎があるわけです。じゃ、長崎県の知事としては、こここのところについてもっと強い調子で政府に迫って、先ほどおっしゃったような立場で橋渡しの役割を政府に果たさせようとするならば、もっと強い意志を持って働きかけをすべきだと、こういうふうに思いますが、いかがですか。

○副議長(徳永達也君) 知事。

○知事(中村法道君) 先ほどもお答えを申し上げたように、核兵器禁止条約等については、国の明確な立場を示しておられるわけでありまして、核保有国、非保有国の結び役として、調整役として、その役割を担っていくという姿勢をお示しになっておられるわけで、まさに、そういうお立場から主導的な役割を担っていただけるように、これまでも要請を行ってきたところでありまして、これからも行っていくつもりであります。

そしてまた、米国、ロシアにおける核政策の見直し、INF条約の破棄等については、これはやはりあってはならないことであると我々も考えているところであり、先ほどもお答えしたとおり、しっかりと抗議を行ってまいりたいと考えているところであります。

○副議長(徳永達也君) 吉村庄二議員—33番。

○33番(吉村庄二君) どうも私の目には、日本国政府自体の米国、ロシアに対しての取組というのは非常に弱く見えています。アメリカとの関係について言うならば、限られたことで恐縮ですが、トランプ大統領に追随をしているとか、マスメディアにもありますし、ほかのことについてもですけれども。

そういう立場で、おっしゃっていることについては、長崎県の知事として、わからんとは言いませんけれども、日本政府がもっと強く当た

るようなことを含めて、そして、今の核政策の中には、米国、ロシアということを中心に、中国もそうでしょうけれども、大国、核保有国と、核を持たない国との関係、そういうことについて身勝手なところを持っているところが大きいと思いますから、そういうことも既成の事実として明確に世界の皆さん方は思っていると思います。世界は、核廃絶の動きでずっといっているというふうに私は理解しているんですが、大国の核保有国の態度に非常に問題があると思っています。

したがって、知事として政府に対しての働きかけを、さらに強く求めておきたいと思います。

(2) 被爆体験者問題について。

最近、被爆体験者措置法、これが福岡高裁の判決が出るという形にもなりました。一定の裁判がずっと続けられているんですね。そして、この中身については、被爆者と被爆体験者が区別、差別をされていると、こういう中身がありますから、12キロ云々とか長崎市域、こういうふうになっているということもありますので、この辺を県としてきちっと取り組んでいくべきではないかと思っています。

実は、県知事は、福岡高裁の判決の後にコメントを出しておられます。要するに、「国や長崎市など関係機関と連携しながら、被爆体験者への支援の充実に努めていく」という県知事のコメントを出しておられます。ずっと以前も同じようなことを言っておられる。ずっと以前に、この議会で、この議論があった時に、やっぱりそういうものを出しておられる。長崎市長も出しておられますが、申し入れに対して積極的な、いわゆる政治的な解決が図られないかと、こういうことも言われていると聞いておりますが、県知事のコメントの中で「関係団体と一緒に

なって支援をしていくんだ」と。このことは具体的にどういうことなんでしょうか、お知らせ願いたいと思います。

○副議長(徳永達也君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 被爆体験者への支援の充実につきましては、高齢化する被爆体験者の方々の負担軽減を図るため、これまでも「精神医療受給者証の更新手続の簡素化」や「対象合併症の拡大」等について国に要望してきており、一定の改善が図られてきたところでございます。

今後とも、被爆体験者支援施策の一層の充実に向けて努力していくということでございまして、被爆者援護法に基づき援護がなされる被爆者等援護制度の中で被爆体験者支援制度がありますので、そういう制度の中で支援に向けて一層充実を図っていくという趣旨でございます。

○副議長(徳永達也君) 吉村庄二議員—33番。

○33番(吉村庄二君) 部長の答弁は非常に抽象的ですね。知事にもお尋ねしますが、被爆者と被爆体験者と差別されているというふうに感じませんか。放射線量の問題かれこれ、科学的な問題もありますが、まず、基本的に被爆体験者と同じような状態にあるということを考えてみると、やっぱり差別されていると、今の取り扱いの中で。

こういう状況について、どういうふうに認識をされているのか。そういう状況の中で国や長崎市と一緒に救済へ向けたという意味だろーと思います。支援をしていくんですよと、こういうふうなコメントになっていると私は理解しますが、そのところについていかがでしょうか。

○副議長(徳永達也君) 知事。

○知事(中村法道君) 被爆者援護対策の充実に

つきましては、さまざまな曲折がありまして、今日のような制度に至っているわけでありまして、もともとは被爆地域として、この拡大是正を一貫して求めてきたところでありましたけれども、それが実現できない。そういう中で被爆地域の拡大是正は、これはもう求めないという前提のもと、政治的な決断として、今のような被爆体験者という制度が設けられたものと理解をいたしているところであります。当時、十分とは言えないまでも、苦渋の決断として、これを受け入れるという方針決定がなされたという経過については、私も理解をいたしているところであります。

したがって、これから私どもが求めてまいりたいと考えておりますのは、個々の被爆者、あるいは被爆体験者に寄り添った形での援護施策の充実を求めてまいりたいと考えているところであります。

○副議長(徳永達也君) 吉村庄二議員—33番。

○33番(吉村庄二君) 知事ですね、経過があつて、今のような状況になっていることについて、「理解している」とおっしゃるのが私はちょっと理解できないんですね。経過の中で、こういう状態になっていること自体は、そういう状態になっているということが事実経過としてあるんでしょうけれども、しかし、体験者は裁判あたりでもきっちり自分たちの主張を言って、そして、今回、申し入れをされたと思います。支援する団体もそうですし、体験者の関係者ですね、知事と市長に要望を出されている。

その中でおっしゃっていることは、被爆者と差別するべきじゃないと、まず根本的に。いろいろ経過があつてなってきたんだけれども、そこが問題ありと。だから、その点に立ち戻って、この対策はしっかり講じていかなければならな

いということをお求められますから、知事、いかがですか、その点だけ、最終的なところだけ。いわゆる差別されていることについて基本的にだめだと、やっぱり同じに取り扱ってもらいたいというのが体験者の意見ですから、その点についていかがですか。

○副議長(徳永達也君) 知事。

○知事(中村法道君) 先ほど申し上げたように、本来であれば、被爆地域が中心地から同心円上に設定されるというのが好ましい姿ではあるかと思いますが、これは長年の経過があって、今のような形になっているわけでありますので、そのことをもって差別だというのは、いかがかと私は理解をいたしております。

○副議長(徳永達也君) 吉村庄二議員—33番。

○33番(吉村庄二君) 答弁の最後のところについて、私は非常に違和感を覚えております。経過はいろいろあって、何といたしますか、流れがいろいろありながら、今のような状況になっているということですが、基本的にそれは差別だと私は思いますよ。

だから、そのところの差別をなくしてもらって、被爆者と同じような取り扱いは最低していただかないといけないというのが体験者の意見ですから、このことは訴訟も含めてずっと続けていただくことになると思うんですけども、そういう意味で、被爆体験者の意見を尊重していただいて知事として動いていただきたい、こういうふうに思いますが、今、知事が見解を示された内容のような中での関係機関との関係を含めて支援を続けていくと、こういうことですから、私としては、問題あり、不満だと、こういうことを申し上げて、次の質問に移らせていただきたいと思います。

3、県政重要課題のうち人口減少対策につい

て。

この問題については、既に議員の皆さんから一般質問でも出ています。それで、私は、今回、統計資料を見て、ある意味、愕然としているんですよ。平成12年、2000年の国勢調査で県の人口は、157万6,523人、ところが、2015年、平成27年の国勢調査では137万7,687人、こういう統計資料の数字になっています。

これでいきますと、15年間で13万9,000人余り、年間に9,300人程度が減っている計算になります。平成12年から平成27年の15年間で、年間9,300人、長崎県の人口が減っている。私が県議会議員にならせていただいたのは平成11年ですけども、ちょうど20年間ぐらい。その段階ではこういうようになっている。

今度は、県の統計課からの資料、あるいは新聞報道等で見た中で、平成29年1月1日の長崎県の人口は、国勢調査をもとにして住民登録で異動した数字だろうと思うんですが、136万5,237人、平成31年1月1日では133万7,662人と、こういう数字になっています。これを引きますと平成29年1月1日から平成31年1月1日の2年間で2万7,575人減少している。平均しますと1万2,800人ぐらいが1年間で減少しています。

人口減少対策としていろいろお考えいただいて、先ほど議論もありました。それから常日頃の議会の議論でも、長崎県の重要課題は人口問題だと、人口減少対策だということの中で、雇用を増やす、あるいは転入人口を増やす、あるいは特殊出生率を上げるためにどうするかとか、あるいは若者の流出を止めるためにどうするかとか、こういうことで一定のことをずっとされています。県外から移住もしてもらっている。そして、企業誘致をして雇用を増やしておられる、あるいは県内への移住についても一定の成

果をおさめてもらっている。

こういう状況ではございますが、今のように驚くべき姿です。2000年から2015年には年間9,000人ぐらいが減っているという状況ですが、この2年間では1万4,000人近くが1年に減っているという計算です。もちろん、住民登録の増減ですから、国勢調査をやってみて、またどういう結果になるかというのは、住民登録も住民基本台帳法かなんかで住んでない時には職権抹消とかもあるんですけれども、とにかく転出、転入、出生、お亡くなりになる、こういうことを全部整理してずっと積み重ねていくと、平成29年1月1日から平成31年1月1日までに2万7,000人減っている。年間1万4,000人近くが減っている、前は9,000人だった。こういう数字になっているんですね。愕然としておりますよ。

だから、それはそれで、一生懸命頑張っておられることは私も評価する部分もありますし、県民全体が、あるいは民間も頑張っておられることについては、当然やっていって、その減り方をどうするかということで考えていかなければいけない。

しかし、長崎県の離島の離島、二次離島あたりを含めて考えてみますと、一時、議論になりましたし、今も議論の根底にあると思いますが、限界集落の問題かれこれ、あんまりいいことではございませんが、そういう問題が大きな問題と言わざるを得ない。

そういう中で、これからの長崎県づくりということについては、6番の質問にも関係しておりますが、減少の方向を抑えることは全力を挙げてやっていくけれども、ずっと人口が減少していくという方向については、日本全国もそうですけれども、長崎県としては、長崎県づくりという意味では人口減少を踏まえた中で、じゃ、

私たちはどうしていくのかということを考えていかれるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（徳永達也君） 企画振興部長。

○企画振興部長（柿本敏晶君） 人口減少の状況についてのお尋ねでございますけれども、ご指摘のとおり、人口減少対策について、さまざま取り組んできた中で、平成27年、平成28年にかけては人口減少が社会減の抑制等も図られたところでございますけれども、ご指摘がありましたような、ここ1～2年については、厳しい状況もございます。

これまでの取組で企業誘致等による雇用計画数や移住者数は、目標を上回って推移しております。また、合計特殊出生率も上昇するというふうな、個々の施策では一定の効果も見られておりますけれども、全体としましては、依然として若年層を中心とした転出超過が大きいということで、人口減少に歯止めがかからない厳しい状況であると認識しております。

ただ一方で、地域別に見ますと、離島地域においては、有人国境離島法による雇用機会拡充事業等に取り組んだ結果、改善の兆しも見えておりました、こういった離島地域の実績等も踏まえて、他の地域においても雇用創出につながる創業や事業承継、事業拡大等をさらに支援していく方向ということでもありますとか、若者の県内就職や県外からのUターン就職、そういったものの充実も図っていかうとしているところでございます。

併せまして、ご指摘がございました、今後、人口減少が進んでいく中での対策といたしまして、今後、一定、人口減少が避けられないということでございますので、そこを想定した施策も重要と考えております。

このため、人口減少が続く中でも、県内経済の活力を維持できるようにということで、女性や高齢者の活躍促進や外国人材の積極的な活用等によりまして、多様な人材の育成・確保を図りますとともに、AIやロボット、それからスマート農業の推進など、そういった取組によりまして、付加価値や生産性の向上にも力を入れているところでございます。

また、人口減少や高齢化が進んでいく中で、地域社会の担い手が不足するというおそれもございまして、地域運営組織の立ち上げでありますとか、地域における助け合いの仕組みづくり、あるいは行政、住民、民間が連携した多重的な見守り体制の確立でありますとか、地域包括ケアシステムの早期構築なども図っていくこととしていただいております。

そういった形で、今後、人口の減少が見込まれる中でも地域社会の維持が図っていけるように、しっかりと取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○副議長(徳永達也君) 吉村庄二議員一33番。

○33番(吉村庄二君) 知事も手を挙げておられましたから伺いたいんですが、時間がございませんから、今の部長の答弁で一応は説明を聞いたことにさせていただきたいと思っております。

やっぱり人口減少ということ考えた場合、長崎県の場合、思わぬスピードで進んでいるという実態を認識されたから、いろんな努力をされていると私は受け止めております。

ただ、それぞれのところで一定の効果があるけれども、根本的になかなかというところが出てくるんですね。反面的なことになるかもしれないけれども、人口減少がずっと進んでいくことは、ある程度やむを得ない。そして、抑制しなければという前提に立ってする時には中

身が問題ですから、若者が出て行かれることについても一生懸命やっておられますから、それはそれとして受け止めながらですね。

そういう傾向にある中で、まちづくり、あるいは集落を中心にして、どういうふうにしてまちを、都市を維持していくのか、長崎県を維持していくのか、そういう観点をぜひ忘れないで頑張っていただきたい、こういうふうに思います。県議会も、あるいは一般の自治体も含めて、そういうところに目を向けて、当然今やっておられると思いますけれども、さらに強めておかないと、あいた、しもうたと、10年、15年たつて、あの時、ああいうことをしておけばよかったと、こういうことにならないように考えていただきたいと思っております。

4、少子・高齢社会の中での福祉施策について。

私は、今まで、特に、高齢の問題で言えば、在宅介護、施設介護で、特に、要介護3以上の待機者の対策をきちっとしていかないと、本当に安心して生活できないじゃないかと言ってきました。地域包括ケアシステムの構築、そういうことも求めたりして、皆さん方もそういうところで、あるいはまた特別養護老人ホームだけではなくて、ほかの施設の活用ということも考えながら、施設の拡充も含めて考えていくということでもあります。

今度、調査統計をもらって、ここ数年、要介護3以上の在宅介護者で、特養の申し込みをしていらっしゃる待機者が1,200~1,300人ぐらい県下でおられるということで、ずっと変わっていないんです。

だから、県としては、市町と一緒にあって、要介護3以上の問題が重要だから、ここらあたり重点を置いて対策を講じていくというふう

にしておりますが、国の方針も以前からすると在宅介護に移ってきたこともございますから、そこら辺についてどういうふうを考えていこうとしておられるのか、お尋ねいたします。

○副議長(徳永達也君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 議員ご指摘の要介護3以上の在宅待機者の約1,300人の解消に向けまして、昨年3月に策定いたしました「第7期長崎県老人福祉計画・長崎県介護保険事業支援計画」におきまして、特別養護老人ホームに加え、居住系サービスである認知症高齢者グループホームや特定施設入居者生活介護事業所である有料老人ホーム等を整備することで、県全体で約1,400人分を確保していくこととしております。

一方で、施設の偏在、あるいは介護人材の不足による空床の発生、あるいは入所が決定しても辞退される待機者の存在など、待機者解消に向けた課題もあります。

そういうことで、現在、要介護3以上の在宅待機者の実情を把握するために、市町と協力して実態調査を行っているところでありまして、今後、市町ごとに待機者を解消するための方策を検討してまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 吉村庄二議員—33番。

○33番(吉村庄二君) 知事にお尋ねしたいんですが、ずっと同じような答弁が続いているんですが、私は何年も前からこの問題を言ってますけれど。しかも、私は、要介護3以上の在宅というのは、皆さん方が出してきた、あるいは厚生労働省の方針として要介護3以上について特養の入所の原則的な資格といいますか、そういうことにしていくんだという方針になった中で、2,200～2,300人がずっとあるから重要視しますと、あなた方も当然と考えているんです。

ただ、それが解決しないで何年もずっときているという状況です。

だから、例えば、Aさんという方がずっと待機しているという状況が続いて、3年も4年もずっとお待ちになっているという状態です。特殊なことを考えれば、そういうこともかなり出てきております。

ある地域に、そういう施設がある。そうしたら、集落の皆さん方の中で入っていらっしゃる人がいる、動けなくなっておられる。病気になったら病院に行かれるんですが、そういう形で病院に行かれるような状態になって、最期を迎えられるようにならないと自分の番は回ってこない、こんな話がずっと出てきているんですよ。

だから、「努力していきます」は、よろしいんですけども、知事はずっと言っているんですが、これは一体どうしていきますか。

○副議長(徳永達也君) 知事。

○知事(中村法道君) 今お答えをいたしましたように、これまで待機者の解消に向けて市町と調整を図りながら計画を推進してきたところでありますが、現実在宅待機者が解消されていないということは、重く受け止める必要があるものと考えております。より実効性のある施策の推進に力を注いでいかなければならないと考えているところであります。

○副議長(徳永達也君) 吉村庄二議員—33番。

○33番(吉村庄二君) 知事、知事の見解をこれについてお聞きしたことはなかったんですが、知事はそれだけ重く受け止めておられるということですから、ぜひ関係部門、関係市町、公的な施設が少なくなっていますから、それぞれの民間業者を含めて、県と一緒に解決をしていく。

やっぱりお年寄りになって、そういう状態になった人たちが、家族を含めて安心して生活できる。こういうふうになったら、こういうところのお助けがあるんだと。今も在宅でもお助けが、当然のことですが、ホームヘルパーの派遣、訪問介護の派遣、あるいは家事、そういったことまで含めた援護の体制はありますけれども、安心してお年寄りを介護できる状況にもっていただくことが大事だと思います。

(2) それぞれの分野における人材確保について、特に、介護職員、看護師・保育士の確保は、喫緊の課題、その対策について。

そういうことで部長から要介護3以上の処遇の問題についての話もありましたが、特に、介護福祉士、看護師、保育士、医療部門も一部でございしますが、あるいは福祉部門、こういうところについての人材確保という問題について、お尋ねいたしたいと思います。

この問題については、いろいろ資料をもらっておりまして、有効求人倍率を見ればわかります。例えば、介護職については、平成28年9月からの1年間でしたか、1.83という数字になっています。つまり求人数は多いけれども、求職者が賄いきれていないという状況です。あるいは看護については、正確には看護師だけということではないでしょうけれども、1.43倍、求人が684人で求職者が445人であったと、ここでも不足しています。それから、保育士についても2.12倍です。平成29年では2,193人の求人がある、求職者が1,037人と。だから、需要供給がなっとらんわけですね、足りてない。

そういう状況の中で、看護職員について言えば、離島医療圏の病院について言えば、看護師については、常時、50名から70名ぐらいが空席

になっている。それを嘱託等で補っているんですけども、正規の皆さん方は夜勤をできるけれども、嘱託の皆さん方は夜勤ができない今の仕組みです。特に、国立だとか、そういうことから展開した独立行政法人の病院について言えば、人事院の規則で月に8日以内、最低2人で、ニッパチ制と言うんですけども、こういうことが人員不足でやれないから超えてやっている、9日とか10日とかやらないと、正規職員ですわけですから。特に、3交替制あたりのところでは人事院の規則のニッパチ制を守れということについては、本人の健康も、それから入院しておられる患者さんのことも含めて、そういう体制がつけられています、これをやれない状況になっているんですね。

ここらあたりの対策をどういうふうにしているのか。時間がございませんから、端的にお答えしたいと思います。

○副議長(徳永達也君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 看護職員の確保につきましては、当然、看護学校養成所における県内就業対策への支援とか、あるいは新人看護職員研修の開催など、県内の就業と定着を図る観点から各施策に取り組んでおります。

また、少子化による看護学生が減少傾向にある現状を踏まえまして、本年度から新たに定年退職後の潜在看護師についても、再就業の支援のための仕組みづくりを開始したところでございます。

離島におきましても、先ほど議員の方からありましたけれども、病院企業団におきましても、「アイランドナースネットワーク事業」でありますとか、「NPO法人ジャパンハート」との連携によりまして、看護師の確保に努めることに加えまして、修学資金等も含めた手厚い対策

を行っているところをございまして、離島を含め、看護職員は、年々増加傾向にはありますけれども、充足の観点から、引き続き、「養成」、あるいは「就職促進」、「離職防止」、「資質向上」の4つの観点から関係機関と連携、協力しながら、その確保に向けてしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 吉村庄二議員—33番。

○33番(吉村庄二君) 今までもそれぞれ努力をされて、例えば、看護師さんでいうと潜在看護師さん、保育士さんもそういう言い方がありますね。それから、介護については、国も考えて処遇の問題が関係しているんじゃないかと、きついという問題を含めて、そういう対応についてもそれぞれ努力されていますが、ぜひそういうところについて、さらに継続して頑張りたいと思います。

国立病院に準じているようなところで、2人体制で月8日以内のニッパチ制が守られていないという状況の中で本当の医療というのが完遂できますか、こういうふうな言い方になってくるわけですね。ぜひ努力をお願いしたいと思います。

これは、もちろん県だけでできる問題ではございませんが、しかし、県立に関わる病院も持っておられますから、積極的に努力をしていただきたいと思います。

5、いわゆる働き方改革のうち長時間労働の解消について。

(1) 全国でもワースト10以内の長崎県内一般労働者の長時間労働の解消について。

統計でもお知らせいただいたところもありますが、ずっと報道等もされております。民間の働く時間が1,800時間を超えるという状況の中で、長崎県はワースト8位という状況なんです

ね。どこに原因があるかということになると長くなりますけれども、長時間労働の解消について、どういうふうにございおられるか、お尋ねいたします。

○副議長(徳永達也君) 産業労働部政策監。

○産業労働部政策監(下田芳之君) 本県の労働時間が長い要因といたしましては、週休2日制以上の企業の割合が全国に比べ低いこと、一人当たりの年次有給休暇の取得日数が全国に比べて少ないことなどによるものと考えております。

そのため、県といたしましては、生産性の向上や業務の効率化など、労働時間の縮減につながる国の支援制度を労働局と連携して周知するとともに、ワーク・ライフ・バランスや採用力向上などを目的とした各種セミナーの実施、職場環境づくりアドバイザーの派遣等により、労働時間の縮減を含めた働きやすい職場づくりの取組を促進してまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 吉村庄二議員—33番。

○33番(吉村庄二君) この長時間労働の解消という問題は、県だけ、産業労働部だけの問題ではございませんでしょうから、全体の問題として、民間の皆さん方も含めて、それから国の労働局の労働政策、こういったところもありますから。

最近では、そういう問題が非常に大きくなって職種別にございしますが、やっぱり長時間労働、過労死、この基準が1カ月の残業時間が80時間、こういう問題もあります。

連合の中央本部あたりがしていることは、3月6日を36協定にちなんで記念日とする、そして時間外労働を減らしていく、こういう運動を全国的に展開されておりますから、ぜひそのことは認識をお願いしたいと思います。

(2) 県教職員の長時間労働の解消について。

これについては文部科学省の全国的な調査、あるいは長崎県自体についての県教委の調査、あるいは関係組合、職員団体の調査、こういうものが出ておりますが、いずれにしても、今、大きな問題になっているのは、教職の皆さん方の現場における長時間労働が、極めて問題ありという形になっている。

しかも、給特法という関係からいきますと、本当に、もうどうしてもという時に時間外の命令がされるような形になるけれども、通常はそういう状態がとられていないと、こういう状況ですよ。

そういう状況の中で、特に、教職員の長時間労働の解消について、教育委員会教育長はどういうふうにお考えでしょうか。

○副議長(徳永達也君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 今、議員ご指摘のとおり、教職員の長時間労働の問題については、社会問題化しているというふうに認識をしております。

そこで、県教育委員会の取組でございますが、まず、小中学校におきましては、平成29年度から県及び市町の教育委員会、県校長会等による「超勤改善等対策会議」を行い、定時退校日の設定や学校閉庁日の設定等、さまざまな働き方改革を推進しているところであります。

また、本年度は、教員の業務を縮減し、児童生徒と向き合う時間を確保するため、統合型校務支援システム（長崎県推奨版）を構築し、モデル地域である3市町の小中学校114校に導入しました。

県立学校におきましては、働きやすい職場環境づくりを目指す「『プラス1』推進運動」に加え、校長会等と連携して働き方改革を進めているところですが、本年度は文部科学省の「学

校業務改善アドバイザー派遣事業」を活用した業務の見直しや、出退勤システムの開発に取り組み、教職員の負担軽減や意識改革に努めているところです。

さらに、長時間労働の原因の一つとなっている部活動については、平成30年10月に「長崎県運動部活動のあり方に関するガイドライン」を策定し、休養日の設定や参加する大会等の精選など、教職員の負担軽減につながる内容を盛り込んでおります。

今後は、文部科学省が本年1月に策定した「勤務時間の上限に関するガイドライン」を踏まえつつ、2023年度までに「月80時間超過勤務教職員ゼロ」を目標に掲げております「第3期長崎県教育振興基本計画」の着実な推進を図ってまいりますこととしております。

○副議長(徳永達也君) 吉村庄二議員—33番。

○33番(吉村庄二君) 時間が十分ございませんから、議論を深めることについては、ここで質問を終わりたいと思いますが、県教委の調査でも、残業が80時間を超える教職員は中学校で16.7%となっています。これはあなた方の資料で見えています。

ところが、実際問題としては、それを超えているんじゃないかと、こういうふうに職員団体の、組合関係の調査では出ております。これは全数調査ではございませんから、そういうところは十分な資料となるかわかりませんが、非常に問題ありと思っております。基本的に文部科学省はその上限を決めようということになってきましたけれども、給特法との関係で、給特法の中身全体を変えていかないと、きちっとした対策にならないんじゃないかと私は思うんですが、その点については答弁を求める時間がございませんから、意見として申し上げてお

きたいと思います。

6、これからの長崎県のありようについての知事の考えは。

（1）先の2期8年を経過し、県政担当責任者として3期目9年が過ぎるなかで、中村知事自身の評価とこれらの課題について。

知事、私は最初に申し上げましたように、これが最後の質問となるわけです。

そういう中で、知事との関係が比較的長かったのですが、知事は、2期8年を経過して、3期目、9年が過ぎようとしておられます。

こういう中で、知事自身、長崎県全体に対する取組について、どういう評価をされていますか。前にもお聞きしたことがありますけれども、今の段階で率直にお聞きしたいと思います。

○副議長（徳永達也君） 知事。

○知事（中村法道君） 私が知事に就任させていただき、9年が経過しようとしております。就任した当初から全国的には非常に厳しい経済の低迷が続く、国の財政状況も予断を許さない状況の中で予算が圧縮され、さまざまなプロジェクトの推進がしにくい時期になってまいりました。

そういった中、先ほど来、ご議論いただいておりますように、本県においては、全国に先駆けて人口減少、とりわけ自然増減が減少に転ずるといった時期と重なってきているところでありまして、こうした人口減少が地域経済のさらなる疲弊につながるのではないかと非常に危機感を持って取り組んできているところであります。

これまでもご議論いただいたように、人口減少対策を県政の最重要課題と位置づけておりますが、まだまだ具体的な成果に結びつくまでに

至っていないと、このことはやっぱり厳しく自己評価しなければいけないと考えているところであります。

いずれにいたしましても、大きな変革の時代を迎えつつあるわけでありますので、地域の皆様方が安心して住み慣れた地域に暮らし続けていただくことができるよう、心から全力を注いでいかなければならないと考えているところであります。

○副議長（徳永達也君） 吉村庄二議員—33番。

○33番（吉村庄二君） 自らの評価について、あんまり元気がなかったんですが、以前お聞きした時は、「60%から70%の成果を得ているんじゃないか」、「評価しているんですよ」というお話もありましたが、それはその時点でのお話として聞かせていただいております。非常にご苦勞が多いと思いますが、頑張っていたかたいと思います。

私も県議会議員になって20年が経過しました。今日、お見えの皆さん方や先輩の皆さん方、そして、多くの先の方からの議員の皆さん方、また、理事者の先輩の皆さん方を含めて、知事は金子知事の折からでございました。私は、そういう意味では皆さん方の非常な支援の中で今日を迎えさせていただいたことに、心から感謝を申し上げなければならないと思っております。

（2） どういう長崎県を考えていくのか。

そういう中で、知事、考え方とか、いろんな意見を持った人がおられますけれど、長崎県づくりをどうやっていくかということについて言えば、長崎県で育ってよかったと、長崎県に生まれてよかったと、今からも住み続けるよ、住んでよかったと、こういうふうになんとか思える長崎県をつくっていただくことが、我々もそうですけれども、そこが目的ではないかと、県の

政治に少しなりとも関与する者として思います。この点について知事の基本的な見解をお聞きしたいと思います。

そして、知事がおっしゃっていることの中で大事にさせていただきたいのは、私は前にも話しましたが、「人を大事にするという前提を基本に置いてずっとやってきたんですよ」という話がありました。これは非常に大事だと私は思うんですよ、人に大事にするということ。いろんな意見があって違いがあろうとも、話をつなげていって、そして、お互いに胸襟を開いてやっていく過程の中で理解し合っていく、そういう中で、「長崎県はよかところばい」と、こういうふう状況になるような長崎県づくりに励んでもらいたいと思いますが、最後にひとつ。

（発言する者あり）

○副議長（徳永達也君） 知事。

○知事（中村法道君） 私も、これまで機会をいただく際には、県民の皆様方が、長崎県に生まれてよかったと、長崎県で暮らしてよかったと思っただけのような、そういう県の実現を目指そうと。そのために「人に生きがいを」、「産業に活力を」、「暮らしに潤い」を実感していただけるような長崎県の実現を目指していきたいと、こう申し上げてきたところでもあります。

その際、やはり原点にありますのは、今、議員もお触れいただいたように、全ての基盤になりますのは、人であると、こう私は思っているところでありまして、そういった人を大切にする県政というのは、いささかも変わりなく、これからの私の思いの基盤に据えておきたいと考えているところでもあります。

いずれにいたしましても、さまざまな課題に直面する中で、県民の皆様方が、夢と希望を感じていただくことができるように、これからさ

らに県政の活性化を目指していかなければいけないと考えているところであります。

○副議長（徳永達也君） 吉村庄二議員—33番。

○33番（吉村庄二君） 今日、いろいろとご答弁いただいた中で、特に、福祉保健部や、そのほかにもお願いいたしたいと思うのは、今年になって、長崎県は高齢者になっても安心して生活できると、先ほど在宅介護について特別養護老人ホームの待機者の話をしましたが、こういうことですね。それから、病院あたりに行った時に、あるいは子育てをする時に、さっき保育士の問題も言いました、看護師の問題も、医療なんか当然ですけども、そういう話をさせていただきましたが、そういうところを含めて、離島で非常に不便なところもあるけれども、しかし、それぞれ離島医療圏の病院の中で何とか頑張っ、それは非常に難しい病気の時にはどうだと、こういうのはありますけれども、場合によってですけども、しかし、周辺地区におっても、あるいは離島におっても、自分たちの命というのは守られるよと、あるいはお年寄りになっても安心して介護というものの中で、自分たちも努力するけれども、行政の手を借りて、政治の手を借りて、安心して生活できるんだよと、こういう長崎県をつくっていただきたいと、私はこういうように思ってやってまいりました。十分ではないという忸怩たる思いは私自身にもございますけれども、今日、傍聴いただいた皆さん方を含めて、これまでお支えいただいたこと、そして、理事者の皆さん方にもお礼を申し上げて、最後の質問とさせていただきます。

本当にありがとうございました。（発言する者あり・拍手）

○副議長（徳永達也君） 本日の会議は、これに

で終了いたします。

明日は、定刻より本会議を開き、一般質問を
続行いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

— 午後 3時36分 散会 —

第 8 目 目

議 事 日 程

第 8 日 目

1 開 議

2 県政一般に対する質問

3 散 会

平成31年2月27日（水曜日）

出席議員（44名）

1番 宮本法広君
 2番 麻生隆君
 4番 坂本浩君
 5番 高橋勝幸君
 6番 里脇清隆君
 7番 近藤智昭君
 8番 宅島寿一君
 9番 松本洋介君
 10番 ごうまなみ君
 11番 大場博文君
 12番 山口経正君
 13番 山本由夫君
 14番 吉村洋君
 欠番
 16番 堀江ひとみ君
 17番 川崎祥司君
 18番 深堀浩君
 19番 山田朋子君
 20番 久野哲君
 21番 山本啓介君
 22番 前田哲也君
 23番 外間雅広君
 24番 下条ふみまさ君
 25番 大久保潔重君
 26番 中島浩介君
 27番 西川克己君
 28番 浅田眞澄美君
 29番 中村和弥君
 30番 高比良元君
 31番 山田博司君
 32番 渡辺敏勝君
 33番 吉村庄二君
 34番 瀬川光之君

35番 坂本智徳君
 36番 橋村松太郎君
 37番 徳永達也君
 38番 中島廣義君
 39番 中山功君
 40番 野本三雄君
 41番 小林克敏君
 42番 田中愛国君
 43番 三好徳明君
 44番 八江利春君
 45番 宮内雪夫君
 46番 溝口芙美雄君

欠席議員（1名）

3番 吉村正寿君

説明のため出席した者

知事 中村法道君
 副知事 上田裕司君
 副知事 平田研君
 統轄監 濱田厚史君
 総務部長 古川敬三君
 県民生活部長 木村伸次郎君
 環境部長 宮崎浩善君
 福祉保健部長 沢水清明君
 企画振興部長 柿本敏晶君
 文化観光国際部長 中崎謙司君
 土木部長 岩見洋一君
 農林部長 中村功君
 水産部長 坂本清一君
 産業労働部長 平田修三君
 危機管理監 豊永孝文君
 福祉保健部 園田俊輔君
 こども政策局長
 会計管理者 野嶋克哉君

交通局長 太田彰幸君
企画振興部政策監 廣田義美君
文化観光国際部政策監 田代秀則君
産業労働部政策監 下田芳之君
教育委員会 池松誠二君
教育長 葺本昭晴君
選挙管理委員会委員 濱本磨毅穂君
代表監査委員 平松喜一朗君
人事委員会委員 中部憲一郎君
公安委員会委員長 國枝治男君
警察本部長 辻亮二君
監査事務局長 寺田勝嘉君
人事委員会事務局長
(労働委員会事務局長兼任)
教育次長 本田道明君
財政課長 古謝玄太君
秘書課長 伊達良弘君
警察本部総務課長 杉町孝君
選挙管理委員会書記長 井手美都子君

議会事務局職員出席者

局長 木下忠君
総務課長 高見浩君
議事課長 篠原みゆき君
政務調査課長 太田勝也君
議事課長補佐 増田武志君
議事課係長 梶谷利君
議事課主任主事 天雨千代子君

— 午前10時 0分 開議 —

○議長(溝口芙美雄君) 皆さん、おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

これより、昨日に引き続き、一般質問を行います。

浅田議員—28番。

○28番(浅田眞澄美君) (拍手)〔登壇〕 自由民主党・県民会議、浅田眞澄美でございます。

今期最後の質問であり、そして6回目の質問となりますことを、多くの関係者の皆様方に御礼申し上げまして、質問へと移らせていただきます。

1、長崎県を持続可能な、誰一人取り残さない都市にするために。

(1) SDGs (持続可能な地域づくり) に関するその後のあり方。

私は、今、非常にこだわっていることがあります。それが、このSDGs (サステイナブル・デベロップメント・ゴールズ)、このマークをご覧になったことは皆さんありますでしょうか。(パネル掲示) バッチもつけておりますけれども、これは、2015年に世界で採択をされた経済、社会、環境に対する世界の目標であります。

いかに、この今の世界をしっかりとした形で未来の世代へ引き継いでいくのか、2030年までに、しっかりとそういったことを考えていこうではないかという目標であります。今、世界中で、そして国内の中でも、地方創生に向けては、これが非常に大事だということで、しっかりとみんなで守ることが掲げられております。

私は、1年半前にこの質問をまず議会でしました。その時には、消極的なというか、「今、長崎県では総合計画がある。それに基づいてしっかりと政策をやっている」ということでした。そのことは私も存じ上げております。

このサステイナブル・デベロップメント・ゴールズ、17項目が掲げられておりますが、これは確かに総合計画の中に入っているかもしれない。しかしながら、世界の中での目標であり、日本の中でも地方創生を、このことをしっかりと

とみんなで作っていいのではないかという流れの中において、もっともっと企業や子どもたちにもつないでいく必要があるのではないかということをお訴えをさせていただいております。

その際の答弁の時に、「いま一度研究をしていきたい」というようなお話もありました。

その質問から一年半たった今現在、知事がどのようにお考えになって、そして、これから先、長崎にどう取り組んでいただくのかを、まず質問させていただきます。

これからの質問は、対面演壇席よりの質問とさせていただきます。

○議長(溝口芙美雄君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 浅田議員のご質問にお答えをいたします。

SDGsは、「持続可能で誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、環境、教育、経済、まちづくりなどの幅広い分野で17の目標を掲げ、統合的に取り組むものであり、県の施策を進めていくうえで重要な観点であると考えております。

これまでも申し上げておりますように、SDGsの理念は、県の施策と方向性が重なっているところであり、その施策の実施がSDGsの推進につながると認識をいたしております。

また、SDGsへの意識をさらに高めるため、庁内はもとより市町に対しても、個別分野における計画の策定や改定を行う際には、その理念を念頭に置くよう周知をしているところであり、県では、今年度改定を行っております「第3期長崎県教育振興基本計画」や「第2次長崎県環境教育等行動計画」等に反映させているところでもあります。

さらに次年度からは、県政運営の指針となります「県総合計画」や地方創生を進める基本と

なる「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に着手することといたしておりますが、それぞれにおいてSDGsの理念を反映させてまいりたいと考えているところであります。

以後のお尋ねにつきましては、自席からお答えをさせていただきます。

○議長(溝口芙美雄君) 浅田議員—28番。

○28番(浅田眞澄美君) 今、知事から答弁いただきました。その中で、個別分野においては、この理念をしっかりと入れていくというようにお話がありました。

このSDGsというものは、たくさんのさまざまな分野に分かれております。しかし、それを横の連携を取ることによって、一つの事業というものは、例えば経済においても経済だけではない、経済を守るためには何が必要なのか、いろんな項目があります。その項目を横串に連携をさせることによって、あらゆるステークホルダーを用いることによって、連携を取らせるかによって、これをもっともっと形にしていこうではないかというのが世界の取り組み方であり、ます。

今、知事がおっしゃったように、確かに個別、個別ではやっているかもしれない。だからこそ、私が今回この質問をする時に、さまざまな部署に聞かせていただいた時に、例えば環境部ではどうなっていますか、文化観光国際部ではどうなっていますかと、一つひとつ分かれております。

こういったものをしっかりと取りまとめることが重要なのではないかと、幾つかの案件が一つになって、それを横軸でしっかりやっていくことの方が広がりを見せるのではないかと考えています。

そして、県の総合計画と言われても、多くの

方々にはわからないかもしれない。しかし、世界においても、国内においても、先ほどお見せしましたSDGsのアイコンを見れば、何を求めているのかというのがわかる。これが非常に重要なのではないかと考えております。

こういった意味において、この連携の必要性などを考えております中で、私は、庁内でぜひともプロジェクトチームなるものをつくっていただきたい。

今、多くの自治体や企業、そして青年会議所、さまざまところで取り組まれております。長崎県が、そういったところから取りこぼされないように、この理念であります誰一人取り残さない、そういったものをつくるために、いま一度お考えいただけないかを改めてお伺いいたします。

○議長（溝口芙美雄君） 企画振興部長。

○企画振興部長（柿本敏晶君） SDGsの推進について、横軸の連携、横断的な取組が必要だというふうなご指摘でございますけれども、先ほど知事からも答弁いたしましたように、SDGsの理念は、県の施策と方向は重なっておりますので、それぞれの取組を推進していく中でも、SDGsの推進を広げていこうということで取り組んでおります。

それに加えて、個別の実施計画、個別計画だけではなくて、来年度から策定をします総合計画の中でもSDGsをしっかりと位置づけて、そして、それを策定していく作業の過程で、民間、県民の皆さんといろんな対話を行っていくことがございますので、そういった中でもしっかりと取組をしていきたいと思っております。

また、庁内におきましては、総合計画の策定とか庁内の企画調整会議といったものがござい

ますので、そういった中でSDGsの取組についてもしっかりと意識を共有しながら取り組んでいきたいと考えております。

○議長（溝口芙美雄君） 浅田議員—28番。

○28番（浅田眞澄美君） これは持続可能な地域づくりをする。SDGsという言葉は難しいかもしれないけれども、同じ共通言語をもって世界中で取り組んでいく、ある意味、新しいものさしの一つだと思います。そういった意味で、多くの方たちがこれを取り入れているのではないかと思います。

長崎もぜひ改めて考えていただきたいですし、長崎の中でも、今、私はバッチをつけておりますけれども、こういったバッチをつけて、それぞれの企業が、自分たちはその理念に基づいて企業を推進している、そういったものを行っているんだということを示されている企業が増えてきております。そういったところも着目しながら、しっかり取り組んでいるところは、よく長崎県はやりますけれども、企業の推進のあり方の表彰をすとか、学生のアイデア募集をすとか、さまざまな分野においてしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

多分、この質問に関しましては、同じ総合計画でというお言葉が返ってくるかと思っておりますので、続いての質問に移らせていただきます。

(2) ACP（人生会議）についてのその後のあり方。

これも、昨年3月に一般質問でさせていただいておりました、アドバンス・ケア・プランニング、人生の最終段階において、将来の意思決定能力が、もしもなくなった場合において、患者や医療機関、その家族がどうしていくのか、そういったことを話し合うプロセスでございます。

私は、これは非常に重要なことではないか、これから多くの人たちが高齢化した社会になっていく中で、こういった考え方、ある一つの考え方を啓発していくのは必要ではないかということ質問させていただきました。

その際に、やっと医療計画に入ったばかりであると、長崎大学や県の医師会にご協力をいただき、やっていきたいという答弁でした。

昨年度、他職種の方へ、そして相談員の研修会、また県民向けのセミナーなどが開催されたことは私も存じ上げておりますし、私もほぼ、そういったところにも参加をさせていただきました。

その中で、医療従事者の方にとって、これをやることの難しさだったり、他職種の連携の必要性を改めて感じる中において、もっともっとこういったセミナーを、昨年度にとどめることなく、しっかりと継続していくこと、そして、長崎市内だけではなくて県内各地で、こういったセミナーを広げていただきたいと思っておりますが、今後のご予定をお聞かせください。

○議長(溝口芙美雄君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) ただいま議員からお話がありましたけれども、本県では、高齢者が幾つになっても住み慣れた地域で暮らし続けられるように、在宅療養や看とり体制の整備を推進しておりまして、そういう意味で、人生の最終段階における具体的な医療、ケアについては、本人、家族、医療・ケアチームが事前に話し合うプロセスであるACPは重要であると認識をしております。

先ほど議員からもご紹介がありましたけれども、本年度は、長崎大学病院と県医師会等の協力を得まして、本人や家族への適切な相談・対応のために、医師をはじめとする専門職を対象

とした、人生の最終段階における医療、ケアの提供体制に関する研修会の開催や、県民への周知のための公開講座等を実施しております。

平成31年度以降についても、ACPに関する医療従事者向け指導者養成研修や、地域包括ケアに関わる多職種に対する研修を、長崎大学及び県医師会と連携をさせていただきまして、離島地域を含めた県内各地域で計画的に実施していきたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 浅田議員—28番。

○28番(浅田眞澄美君) 要は、一言で言うと、今後は離島にも広げていくということだったかと思うんですけども、それは非常にありがたいことだと思います。

このアドバンス・ケア・プランニング、通称が「人生会議」ということになっております。さまざまな家族で、自分たちの人生をどのように過ごしていくのか、最終期だけではなく、そういったことは非常に重要なことではないかなと感じております。

今回、厚生労働省から、こういったものの事業の委託をされた神戸大学の意識調査の中でも、事前の指示書の作成など、そういったものが非常に重要なのではないかというような賛成の意見などが述べられておりました。

部長もおっしゃったように、これは、患者や家族や医療機関が、ともに考えていくプロセスが非常に重要なのではないかと思います。この人生会議をやることによって、ACPの概念を知ることによって、自分自身の、患者さんだったり、家族だったりの自己コントロール感是非常に高まるのではないかなというふうに私は感じましたし、そういった皆さんの不安というものも軽減できるのではないかと思います。

これはもちろん、ほかにもさまざまな方法は

あるでしょうし、患者さんにとっては、こういったことをやるのが不適格な方もいたり、時期であるとか、さまざまな課題などが残っているということは私も承知はしております。

しかしながら、こういったことをやっていくという状況の中において、もっとも県民に、こういったことがあるんだということを知らしめていただくことが、まず必要なのではないか、そのように思っております。

県民全体に、自分がこれから先、年老いて暮らしたいところはどこか、そして万が一、自分で意思表示ができなくなった場合に誰にそういったことをゆだねるのか、そういった代理人の設定などが必要なのではないかと考えています。

大村市なども、人生ノートなどを今、配布をしていると聞いております。

私は、この家族会議というものは、ぜひやるべきだと思っております。セミナーはやっているというお話でしたが、県民に広げていくための啓発、そういったところでの活動、運動は、今年度どのように取り組む予定なのか、そしてどういうふうな意義を感じておられるのかをお伺いできますでしょうか。

○議長（溝口芙美雄君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（沢水清明君） 人生の最終段階における医療・ケアにおいては、当然本人の意思は変化をいたしますし、意思を伝えられない状態になる可能性もございますので、本人が、家族などの信頼できる人と話し合いを繰り返すことが重要であるとは考えております。

ただ、一方で、議員からもお話がありましたように、やっぱりさまざまな課題というものもございます。周知することも一番大事なことだと言われておりまして、ただ、一方で、押しつ

けになってもいけないという課題もございます。元気な時から、人生の最終段階における医療・ケアについて考えておく必要はあろうかと思っております。

このために、平成31年度以降につきましても、ACPに関する医療従事者向けの研修を受講した医師等の協力を得ながら、誰もが参加可能な講座等が開催できるように、今後は市町や地域包括支援センターの協力も得ながら取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（溝口芙美雄君） 浅田議員—28番。

○28番（浅田眞澄美君） 進めていらっしゃることはわかりましたけれども、もう一歩進んで、県民の方に広がるような形をぜひともとっていただければと思います。

(3) 教育の情報化に向けた取り組みについて。

最先端技術を活用することによって、全ての児童、生徒、子どもたちに質の高い教育を実現することが、昨今うたわれているかと思えます。

長崎県は、統合型校務の支援システムで先生方の働き方環境を整え、それを子どもたちに目を向ける時間に使うといったこととか、離島を抱えておりますので、離島の遠隔教育システムの導入実証研究などについては最先端であると文部科学省でも言われている。こういったことは非常に重要なことではないかというふうに考えております。

しかしながら、どんどん、どんどんスピードは進み、いろんなことが進んでいっている中で、ソサエティ5.0という時代の中、もっともそういった人材を育てていく必要があるかと感じております。

今、多くの地域の中においても、文部科学省なども、経済産業省もともに掲げております。

教育の中にエデュケーションをいかに用いるのか、エドテックという言葉、これもまた世界の中で問われている言葉です。

長崎では、こういったさまざまな手法に対して、どのように取り組んでいくのか、まずはお聞かせいただければと思います。

○議長(溝口芙美雄君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 議員ご指摘のとおり、先進的な情報技術の導入は、本県教育の充実に不可欠な要件の一つというふうに考えておりました。議員からご指摘もございましたけれども、そういった意味で、文部科学省の事業等も積極的に取り組んで活用を図っております。

ご発言がございました遠隔協働学習システムでも、全国で採択された7県のうちの1つでございますし、統合型校務支援システムでも、同じく4県の中の1つということで、積極的に活用を図っているところです。

特に、離島・半島を多く有する本県においては、ICTを活用した遠隔授業の実践は、全国的にも高い評価を受けておりますし、また、小学校のプログラミング教育の実施に向けては、文部科学省、総務省、経済産業省が官民で協働する「未来の学びコンソーシアム」事業への参画を全市町に働きかけており、各学校が民間の講師派遣や教材提供により先進的な情報が受けられる環境を整えているところでございます。

加えて高等学校では、次年度から新規に取り組む「サイエンス・テクノロジー人材育成事業」において、県内の大学やIT企業と連携し、プログラミング講座やコンテストを実施することで情報処理・活用能力を高めるとともに、プログラミング技術を創造的に活用した課題解決能力を育成していくこととしております。

今後も、本県教育の充実にとって有効な事業については積極的に取り組んで、人材育成を図っていききたいというふうに考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 浅田議員—28番。

○28番(浅田眞澄美君) 教育委員会教育長にご答弁いただきまして、非常に前向きだということか、今現在、かなり長崎県は一生懸命に頑張っている、それは非常に私も理解をしております。

特に、離島とか半島とか過疎地域をたくさん抱える長崎県においては、いろんなものを、学びのツールを使うことによって、そして先生たちのご負担を減らすことによって、多くの時間や場所、そういったある意味マイナスに思われることが一つひとつ解決され、そして、それがさらに進んでいくことにつながるのではないかなと思っています。

いろんな国の事業も採択をなさって頑張っているということだったんですが、今回新規予算の中で、「新時代の学びにおける先端技術導入実証研究事業」というのがありました。これは、市町村の中で、県の中でいろんなことにチャレンジができるという事業であると。

それを見た時に、長崎県は今ありがたいなと思うことが、昨年、卓越大学院に長崎大学が採択をされて、国内だけではなくて海外の大学とか、そういったものを遠隔で結ぶようなシステムができていたり、県立大学においても、情報システムやセキュリティ学科があったりと、長崎で最先端の学問に触れるチャンスが多々あるかと思っています。こういうふうな発信が、これからの若い世代にわくわく感を与えたり、長崎にいたいとか、長崎の大学に行きたいと思わせる一つの要因だと思うんです。

今回のこの新規事業、ぜひとも私は、さらに積極的にこういうことも活用していただいて、

若者を集められるような要因の一つに、人口減少に歯止めを効かせるような一つになるのではないかと思ったので、こういう事業にも手を挙げていただきたいと思ったのですが、その点に関して一点だけ、お願いします。

○議長(溝口芙美雄君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 文部科学省の「新時代の学びにおける先端技術導入実証研究事業」のお話だと思うんですけども、この件につきましては、いわゆる国の今後の動向、社会の動向として、ソサエティ5.0に向けた人材育成の一つの方策として実証研究事業を文部科学省が行うということでありまして、あくまでも教師支援のツールということ、それから、指導力の分析、共有、研修の活用など教師の資質・能力の向上を図るための実証研究事業ということでありまして、まだ個別の詳細なことがわかっておりませんので、本県で活用できるような事業であれば、市町村教委等とも協議をして、採択に向けて進めていきたいというふうに考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 浅田議員一28番。

○28番(浅田眞澄美君) まだ国の動向がわからないということでしたけれども、これは先生だけではなくて、学校現場や企業などと共同で包括的に活用できる技術の導入の実証実験とも聞いております。これから先かもしれませんが、研究いただきまして、子どもたちの未来のために、ぜひ積極的に取り組んでいただければと思います。要望にかえさせていただきます。

(4) 長崎港付近の活用策について。

私は、港周辺は、長崎にとって非常にすばらしい財産だと思っております。今までも、クルーズ船からの動線やマリーナの拡幅、そしてドラゴンプロムナード、こういった地域のこと

についての質問をしてきました。

そんな中で昨年、国土交通省が、「みなとオアシス」に長崎港を登録された。これも、これから先のさらなる活性化につながるものとして期待をしております。

その中で一つ、長崎港の中で、もっと活用していただいているのではないかと場所が三角広場であります。これは一等地ではありますが、年間100日ほど活用はしているけれども、実は使用料などは年間でわずか16万円ほどと聞いております。これは、一つには減免措置などが多く活用されているということですが、この場所を民間企業も活用したいというような声なども聞いております。

ここも県有財産でありますから、100日以上使っても16万円というよりも、しっかりと行政でも稼ぐ方法というか、県有財産をもっと有効活用すべきではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長(溝口芙美雄君) 土木部長。

○土木部長(岩見洋一君) 三角広場は、水辺の森公園及び出島ワープと一体となった港湾関連用地で、長崎駅周辺から松が枝国際ターミナルまでの長崎港ベイサイドエリアの中においても、イベント等を通じた交流促進、賑わい創出の場として活用できる貴重な場所であります。

この広場では、「帆船まつり」をはじめ、数々のイベント会場など、利用許可を行ったものだけでも、議員が言われましたとおり年間100日を超える利用実績があり、また、日ごろからスケッチ大会や散策など、県民憩いの場としての利用が定着しており、現在のところ、建物の建築等は困難と考えております。

さらに、この広場は、平成31年度から、水辺の森公園等と一体となった指定管理施設とし、

「みなとオアシスNAGASAKI」の活動とも連携するなど、民間活力の導入により利活用をさらに図っていくことを目指しております。

○議長（溝口芙美雄君） 浅田議員一28番。

○28番（浅田眞澄美君） 多くのイベントがある。私は別に、このイベントを排除しろとか、イベントをなくしましょうと言っているわけではなくて、もっともっと利活用の仕方はあると思います。あそこの場所全部で建物をつくるのではなくて、建物の建て方だったり、民間企業が求めているさまざまなものを、もっとしっかり活用する必要性はあるのではないかなと思います。

指定管理者に確かに昨年なっています。2者ほどなっているかと思いますが、指定管理者になったからといって、その期間中ずっと県が所有しているわけですから、県がほかのものを提案できないということはないのではないかな。

そういう意味においては、県はもっともっと、そういった県有地の転用とか運用とかの研究価値といったものも考えていただければと思っています。

港というのは、長崎は、ここを中心に情報や交流や、さまざまなことを発信してきた場所でもあり、長崎の顔だと思います。

長崎県においては、「ファシリティマネジメント導入基本方針」というものを平成22年に策定しておりますよね。こういったこともわかっているんですが、せっかくマネジメント導入基本方針はできているにもかかわらず、そういったものをもう少し活用する必要性があるのではないかな。税金を生める価値というもの考えるべきではないかというふうに、ある一方では考えるところであります。

しっかりと価値を生み出すことによって、こ

の地域がもっともっとイノベーションを起こせる、そういったことにもつながっていくのではないかというふうに感じております。ファシリティマネジメント導入基本方針が、方針だけで終わっているのではないかという気がしております。

さまざまところで聞いても、これがどのように活用されているのか、わからない。経済活動を起こすには、もっともっといろんな連携が必要かと考える中において、「ファシリティマネジメント導入基本方針」をつくるだけではなくて、推進という形での指針というものを具体化すべきではないかというふうに考えているんですが、そういったところの方向性、これから先というものは、どのようにお考えでしょうか。

○議長（溝口芙美雄君） 土木部長。

○土木部長（岩見洋一君） 民間活力の導入といえますか、そういったことについてはいろいろと考えていく必要があると思いますが、民間企業が入ってくる場所としてのゾーニングといえますか、それはよく考える必要があると思います。

現在、例えばレストランとか物販などにつきましては、出島ワープ及びその付近にスペースがありますので、そういったところにそういった建物を建てることは検討すべきものと考えておりますし、県としての基本的な考え方としましては、建物を建てられる場所と広場として活用する場所とはゾーニングしたうえで、それぞれが連携を図っていくべきものと考えております。

この広場につきましては、さまざまご意見があるとは思いますが、家族連れでボール遊びをされたり、そういった利用もあります。この

ところに建物を建てるのが、県民、市民にとっての憩いの場として、よいことかどうかについては、よく考えていく必要があると思っていますところでは。

○議長（溝口芙美雄君） 浅田議員—28番。

○28番（浅田眞澄美君） 水辺の森公園の方では、ボール遊びをしたり、家族が遊んでいる姿をよく見ます。私が言っているのは、三角広場の方なんです。あそこの広場の中では、なかなかそういうことは見受けられないのではないかと。走っていらっしゃる、マラソンをしていらっしゃる方とかはいらっしゃいます。

それはさておいて、昨日の答弁の中でも、県有地の収入確保の努力というものはしていかなければならないと、同僚議員の質問の中で知事もおっしゃっていた。民間活力は必要である、そういったところの方向づけというものを、いま一度お考えいただければというふうに感じております。

長崎県は財政が厳しいという中で、例えばそういった企業が、ここは一等地だよというところに何をつくっていきたいのか、どういうふうにしていきたいのか。今ある、100日使われているイベントを排除しようとしているのか、していないのか。一緒に、ともにつくる、競争できるようなところがあるのかどうか、そういったところをもう少し、さまざまなご意見を聞いてやっていく必要性があります。

そういった意味で、「みなとオアシスNAGASAKI」の方々と、これからもっともっと、一歩二歩踏み込んだところで、しっかりと活動をしていただければと思います。

知事、私が申し上げているのは、これは決して港だけの問題ではなく、県庁全体的な部分としてのファシリティマネジメントの推進の指

針というものをつくっていただきたいということとを要望しているんですけれども、その件に関して、いかがでしょうか。

○議長（溝口芙美雄君） 知事。

○知事（中村法道君） 昨日もご議論をいただいたところでありますけれども、大変厳しい状況の中で、限りある資源を有効に活用し、財源として利用していく、そういった観点、あるいはまた、民間の方々のさまざまな思い等を活かす場として適当であるのか、調整等の課題もあろうかと思っておりますけれども、いろいろな選択肢の中で柔軟に検討を進める必要があるものと考えているところであります。

○議長（溝口芙美雄君） 浅田議員—28番。

○28番（浅田眞澄美君） 今、知事が、柔軟な考えを示してくださいました。これから先、そういったところが、この長崎県、厳しい状況の中では必要かと思っております。今回の質問に関しましてはこれにとどめさせていただきまして、今後、どのような民間の活力をもってして長崎県を豊かにしてくださるのかというのは、注視していければと思っております。

（5）県庁舎跡地について。

私は、この県庁舎跡地については毎回必ず質問をさせていただいている、長崎にとっては非常に重要な案件だと思っております。

その中で、まず最初に第3別館からお伺いをさせていただきたいと思っております。

今、第3別館は、保存するのか、保存の方法をどのようにしていくのか、どのようにここを活用していくのか、まだ決まっていないところが多々あろうかと思っております。

そんな中で、この第3別館というものは、大正時代に造られた、現存する鉄筋コンクリート造りでは国内最古のものだというふうにな

ております。これは原爆直後の大火で県庁などは焼失しましたが、ここは逃れている。そういう意味においても、非常に価値のある建物でもありますし、大正時代の当時の長崎を思い出させるような、そのような景観を思い出させられるような建物ではないかと思えます。

また、被爆建造物ということで、被爆を逃れた建物、そういったさまざまな長崎の今までの歴史を記憶している、記憶創出の建物としても非常に価値があるものだというふうに私は感じております。この価値あるものをどのように今後活かしていくのか、そういったところをお伺いさせていただければと思います。

それと併せて、第3別館を保存するに当たり、私は、ぜひ懇話会というものをつくっていただいて、多くの県民や有識者の声を聞いていただきたいと思っておりますが、そういったところはいかがでしょうか。

○議長(溝口芙美雄君) 企画振興部長。

○企画振興部長(柿本敏晶君) 県庁舎跡地の活用のうち第3別館についてのお尋ねでございますけれども、この第3別館につきましては、ご指摘のとおり、大正期の建築物であるということで、近代化の遺産というふうな意味でも一定の価値を有するというふうなこともございます。

ただ、この活用の仕方につきましては、耐震性の向上といった安全性を確保していくための建物の改修とか、活用の仕方に応じた内装などの改修の必要性、それから維持管理の費用負担などを踏まえて保存、活用の可能性を検討していく必要があると考えておまして、今後、基本構想を策定していく段階の中で検討をしてまいりたいと考えております。

また、これからの検討状況を踏まえまして、保存、活用するかどうかを判断していくに当た

り、必要に応じて有識者のご意見をお聞きしたいとも考えておりますが、どのような形でそのご意見をお伺いしていくかということについては、今後検討していく、先ほど申し上げたような、いろんな要素も見極めながら、その検討方法についても、その中で考えてまいりたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 浅田議員—28番。

○28番(浅田眞澄美君) 価値のある建物であるということをご理解をいただいていると。その中で、確かに耐震改修とか必要なことがある。どういった活用をするかによって、耐震改修のあり方とか、そういったものがさまざま出てくるのではないかと考えております。

そういった中で、やっぱりここは保存をしてほしいと、県民や建築物に関して興味を持っていらっしゃる方々からも声が挙がっている。

最近の長崎は、壊れていく、壊されていくものが非常に多い中で、ここに関しましては、ぜひ懇話会、そういったものを開いて、しっかりと検討をしていただきたいと思えます。

これに関しましては、明日、同僚議員が質問をさらにするという予定になっておりますので、ここにとどめさせていただければと思います。

次に、本庁舎の跡地についての質問へと移らせていただきたいと思います。

実に平成21年から10年間、2度目の懇話会からも既に5年が経過をしております。その中で私は、長崎市に振り回され過ぎだなということを思わずにはおれません。

そんな中、昨年11月に、ようやく市と県が共通認識を確認できたということが出てきました。

しかしながら、私だけの問題なのかどうか、この県有地に長崎市自体がお金を出してホールを建設し、それを運営し整備をするとい

うことは、全くもって考えていなくて、正直驚いたところでございます。

今回、議会に出されております整備方針案に関しまして、県としては、いつ決定をしっかりと出すスケジュールになっているのか、まずはそこを端的にお伺いできればと思います。

○議長（溝口芙美雄君） 知事。

○知事（中村法道君） この県庁舎跡地の整備につきましましては、昨年11月定例会において、「県庁舎跡地整備方針の策定に向けた基本的な考え方」をお示しし、「広場」、「交流・おもてなしの空間」、「文化・芸術ホール」の3つの主要機能を効果的に配置し、相乗効果を発揮させるとともに、出島を含む周辺地域との連携や景観の調和にも配慮しつつ、交流人口の拡大、賑わいの創出につなげていくという考え方に対して、ご意見等をいただいたところであり、そのご意見を踏まえ、「県庁舎跡地整備方針案」として取りまとめて、今回の2月定例会にお示しをしているところであります。

これまでも、県庁舎跡地の整備方針を早く決定すべきであるというご意見をいただいていたところであり、できるだけ早く整備方針を決定してまいりたいと考えております。

○議長（溝口芙美雄君） 浅田議員—28番。

○28番（浅田眞澄美君） 私は江戸町に事務所を構えておりますので、どんどん、どんどん、江戸町や築町でお店が閉まったりとか、お昼のランチの人通りがなくなったり、夜もどんどん、まばらになっていく。そういう姿を見て、ぜひとも早く方針を決めていただきたい。それは県有地なので、県が主体となってやってくださるものと思っておりました。

しかしながら、何だかどんどん、どんどん市が主体となっているような感じの中で、これは、

いま一度しっかりと協議をしていく必要があるのではないかと、日々感じずにはられません。

なぜかといいますと、基本理念になっております懇話会から提言された後に、随分、長崎市内は変わってきているのではないかと思います。跡地活用懇話会から用途が提言された、その後に、市からホールをやらせてくれというお話。さらに長崎市はMICEをつくるという話。そして、ジャパネットタカタがジャパネットスタジアムの構想を出してきました。

そういう意味においては、懇話会から提案を出された、その中身をそのままにすることが果たしていいのかどうなのか、いま一度、県としてしっかりと考える必要があるのではないかと。まず、その点はどうでしょうか。

○議長（溝口芙美雄君） 企画振興部長。

○企画振興部長（柿本敏晶君） この県庁舎跡地の活用につきましましては、跡地活用懇話会から、「広場」、「交流・おもてなしの空間」、そして「文化・芸術ホール」という3つの機能についての提言をいただいて、県として、それを踏まえて、その3つの基本方針に沿って検討を重ねてきているところでございます。

その間、長崎市のMICEの問題とか、ご指摘のような周辺での開発の問題とか、そういった動きもあってはございます。

県として、この間、この3つの機能というものが必要ということで、ホールにつきましても、今、長崎にない新たな質の高い芸術ホールと、そういった機能が必要だということを認識しながら検討を重ねてきたところでございます。

そして、長崎市の方で検討をされている文化・芸術ホールと、県が考えているホールというものが、考え方が一致をしていくということ

で、これについて11月定例会で、考え方を整理して県として方針をお示しさせていただき、県議会でもご議論をいただいたということで、今回、それをさらに整備方針として整理をさせていただいて、また、ご意見をいただき、決定していきたいというところでございます。

○議長(溝口芙美雄君) 浅田議員一28番。

○28番(浅田眞澄美君) 要は、市から出されているホール、県の質の高いホール、これがお互い、案が合ったので一緒にやっていきたいということを今、述べていただいたんだと思うんですが、そもそも市は、公会堂の代替案になるような、市民・県民が使いやすいものをつくっていききたい、そういった声が高らかに挙がっていたと思います。

それは、一つには長崎市が、まだそんなに急がなくてもという段階で長崎市公会堂を壊してしまった。そこから市民の声が、早く早く、ホールが必要であるというふうな声が文化団体から挙がったということは私も認識しています。

しかし、市が言っている公会堂の代替案と、県が言う質の高いホールというのは、随分と違いがあるのではないかなと。いつの間に、市は県の方に急に寄せるような、質の高い方向にというふうになったのかなというのは、まだ疑問であるんですが。

私がさっき聞いたかったのは、この提言をそのままにするのかと。まず、長崎市の全体が変わってきている中で、いろんな建物が建とうしている、そんな中で、そのままこの提案を受けていいのかどうか。そういったところを考えると、地域の声をしっかり聞いていただいているのかなという疑問があります。

地域の声聞いた。これに関しましては、懇話会から提言を出された後に、平成25年から平

成26年に地域の声を聞いたと言われております。しかし、その当時は、まだ地元地域は、県庁移転自体を反対していた時代であります。なので地元の方は、もっと声を聞いてほしいと、一切聞いてもらっていない、そういうふうな声も一方であります。

また、皆さんの記憶にもあると思います。平成28年には「県庁舎跡地に市役所を」という署名がありました。これは実に3万人近い署名が集まったものであります。この署名というものは、実際、この県が掲げている3つの方針に賛成できないから、違う代替案としての市役所をとすることを求めて、これだけ多くの方たちからの署名が集まったものと考えられます。

そういったことを全て踏まえると、いま一度、市民、そして地域の声を聞く必要があるのではないかというふうに私は考えております。地域の方が何を求め、何をつくってほしいのか。時代が随分変わっております。そういったことを、今、どのようにお考えでしょうか。知事にお伺いしたいです。

○議長(溝口芙美雄君) 知事。

○知事(中村法道君) この県庁舎跡地の問題というのは、これは県有財産であり、県にとっても大変貴重な、歴史のある土地であります。

したがいまして、これまで二度にわたる懇話会でさまざまなご議論をいただいて、どういった活用をすべきであるのか、幅広い方々からご意見等を頂戴して方向性を定めてきたところがあります。

もちろん地域の皆様方も利害関係をお持ちいただく形で、ご意見は承っていただければいけないと思いますけれども、これは県有地として、県のためにも非常に貴重な土地、そういう位置づけの中で議論を進めてきて今日に至っております。

ます。

確かに長崎市内はさまざまな動きが見られるのは事実であります。しかしながら、そういった大きな流れの中で、この3つの機能について、これを跡地に整備するという方向性を定めて今日まで至っているわけでありますので、これはしっかりとご理解をいただく形で進めていきたいと考えているところであります。

○議長(溝口芙美雄君) 浅田議員一28番。

○28番(浅田眞澄美君) 今まさにおっしゃっていただきました。県庁舎跡地というのは県有地であります。

では、なぜそこを、県有地である場所を、長崎市にお金を払わせ、長崎市が建設し、長崎市に運営をさせるという判断になったのか、そこが私は一番知りたいところであります。

今現在、長崎市は、ブリックホールにも年間1億円以上の赤字を、行政からお金を投入しております。チトセピアホールですら、ここに5,000席ありますが1,000万円、そして長崎市公会堂にも当時、5,400万円が投入されてきました。そして、MICEというものは、運営は民間がするかもしれませんが、市としても財政を投入していく。

まず、あるとするならば、長崎市に対して、どのような財政スキームをもって、長崎市が建設をし運営をできるということを、この県有地で判断をしたのか、そのあたりをしっかりと答えただけですでしょうか。

○議長(溝口芙美雄君) 企画振興部長。

○企画振興部長(柿本敏晶君) 県庁舎跡地の活用、そしてホールの整備ということに関しましては、まずは長崎の中で機能重複を避けるということで、しっかりとそういった周りの環境を見ながら、そのうえでもこのホールが必要だと

いうことで、県として考えて進めてきたことでございます。

そして、市の財政的な負担の問題等につきましては、まだ今、市の方でも検討がされておりますけれども、そこについては、しっかりと市の方でも検討されていくと我々としては考えておりますし、それについてはまた、県としても今後、いろいろ協議をしながら進めてまいりたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 浅田議員一28番。

○28番(浅田眞澄美君) 今、部長がまさしくおっしゃいました、機能重複です。今まで県はずっと、市がつくろうとしているMICEと県がつくろうとしているホールというものを、機能重複をしないかというのを見極めるために、3年間という時間を経過させております。周りの声も聞かず、市民とか、そういったところを。さっき、県有地だからというふうに知事もおっしゃいました。だったら、こうやって長崎市が、そこを運営して建設までもするというのであれば、MICEをつくる長崎市が、お互い重複できないということはわかっていたはずじゃないですか。それを今になって、何年も何年もかけてきて、今さら市がつくりますと。だったら、この時間は何だったのか。ある意味、無駄な時間だったのではないかなというふうにすら、私は感じずにはられません。

それでは方向性を変えて質問をさせていただきますが、先ほどから知事がおっしゃるこの場所、県庁舎跡地というのは県有地として、県民の財産として非常に重要なところである。そうだと思います。

ここは長崎市の発祥の地であり、岬の教会が建てられ、長崎奉行所があり、長崎医学伝習所があり、海軍伝習所があり、そして4代にわた

る県庁舎が建っていた場所でもあります。

そういったところを、いかに活用していくか。これだけの素晴らしい歴史、文化があふれるところでもあります。

これから埋蔵文化財の調査もやっていかなければならない。長崎市の方は、一級品の遺構が出てくるかどうかはわからない、そういったことを言いました。

でも、長崎市においては、小島養生所においても、遺構などはないと言われていたのに、後からそういった遺構が出てきた、そういった経緯もあります。

ここは、皆さんがこだわっている跡地活用懇話会の市川森一先生もしっかりと、「2010年から2011年にあった発掘調査では完全とはいえない。もっとちゃんとした埋蔵文化財の調査が必要ではないか」と言われております。これは、考古学学会からも求められております。多くの方々も、しっかりとした埋蔵文化財調査を求めています。そして、今まではホールが必要と言っておられた文化団体においても、この土地のしっかりとした検証はすべきであるというふうに考えているということでありました。

知事、そういったことを踏まえて、中途半端な埋蔵文化財の発掘調査では困ります。知事自身が、この歴史をどうやって、おっしゃっていた長崎の県有地としてしっかりと守っていこうとお考えなのかをお聞かせいただければと思います。

○議長（溝口芙美雄君） 知事。

○知事（中村法道君） 埋蔵文化財調査を中途半端な形にする思いは全くございません。

○議長（溝口芙美雄君） 浅田議員一28番。

○28番（浅田眞澄美君） しっかりとやっていただける。

だとするならば、話は前に戻りますが、長崎市が長崎市役所の跡地でホールを建てるならば、県庁舎跡地に建てるよりも、もしかすると時間がかかるかもしれないとおっしゃっている。だけど、しっかりとした埋蔵文化財調査をやる、もしかすると、その1年というのが同等レベルになるかもしれない。そういうことであれば、私は、さっきから知事が、この場所は県有地であるということをおっしゃったということを考えて。

私、ずっと出すのを忘れておりましたが、（パネル掲示）今回、地域の方、171人からお答えが返ってきました。

多くの方が望んでいらっしゃるの、昼間の滞留人口が増える場所、そういったものをしっかりとつくっていただきたい。そして、歴史を感じさせる場所、家族や地域の人が集える場所、そういったことを皆さんが望んでいる。40%以上が昼間人口というものが、何をもってつくれば、それができるのか。

そして、先ほどからこだわっておりますけれども、文化施設というものの設置場所はどこが最適か。県庁舎跡地が32%、現市役所が24%、ここは今のところ県庁跡地でつくると言われていたからというような声が多々あったわけですが、一番大きいのは、43%が「どちらでもよい」と、どちらにつくっていただいても構わないと言っているわけです。だとするならば、市がお金を出して、県有地で運営をさせる必要性はないのではないか。

しっかりと埋蔵文化財調査をすれば、もしかすると、その際は年数も変わっていく可能性もあります。

長崎のあの場所は、唯一無二の歴史を語れる場所でもあります。しっかりとすることを考える

意味においては、どちらでもいいと県民も考える。それならば、市役所跡地にホールをつくっていただいて、この県庁舎跡地というものは、ホールにこだわることなく、もっと地域の声を聞いて、また、第3回の懇話会などを開いて、改めて。

時代が変わりました、状況が変わった。スタジアムができる、いろんなものができる。ホールにこだわらなくてもいいという答えがたくさんアンケートの中にありました。そういったことを踏まえていただく必要があるのではないかと考えております。

私は、市役所跡地にホールをつくっても、十分間に合うのではないかと、この長崎県というものが唯一無二の地域であるためには、文化団体の方々もご理解をいただけるのではないかと考えておりますが、知事、いかがでしょうか。

○議長（溝口芙美雄君） 知事。

○知事（中村法道君） まず、県庁舎跡地にホールをつくるのではなくて、市役所跡地につくってもいいのではないかと、それは市が判断されることでしょうか。市の方で、県庁舎跡地につくりたいと、議長さんと一緒に市長ともどもおいでになって具体的な要請を受けたから、これまで真剣に検討を進めてきた経過があるわけであり、それは、県が判断する話ではないわけであり、あります。

それから、埋蔵文化財調査に時間がかかるかもしれません。それはおっしゃるとおりですが、私も、専門家の方々のご意見をお聞きいたしました。そうすると、今後、新しい施設を整備しようとする敷地の部分については、旧県庁舎、あるいはその前の施設等が建設された経過もありまして、恐らくは埋蔵文化財というのは残らないような形になっているであろうと。

その跡地に今、整備しようとしているわけであり、そういう可能性は比較的に考えにくいというような前提で、スケジュール感をもって今日に至っているわけであり、あります。

それからまた、ホールにこだわる必要はないんじゃないかというお話でありますけれども、それは、これまで二度にわたる懇話会を経て、3つの機能を整備すべきではないかという提言をいただいた。その中にホールがあったから、今日の構想につながってきているわけであり、ありますので、そういった過去のさまざまな議論を無視するような選択肢というのは考えにくいと思っていますところであり、あります。

○議長（溝口芙美雄君） 浅田議員—28番。

○28番（浅田眞澄美君） 知事、誤解しないでいただきたい。私は、これまでの跡地活用懇話会の方たちのこの3つの提言を別に無視するつもりはございません。

しかし、この提言の後に、ホールとか、ジャパネットタカタさんがつくろうとしているスタジアム。ここはスタジアムだけにとどまることなく、スタジアムシティといって周りにはホテルをつくり、また、ホール機能だっこの中にもあるわけです。

そうやって時代が変わっている、長崎の様子が変わっている中で、平成26年に出された懇話会の方たちも、じゃ、その時の方たちに、いま一度聞いていただきたいと思います。平成26年に提言が出された。その後の長崎の現状、現実というものがこれだけ変わっている。しかし、ホールでなければならぬんですかと。

長崎市民の中で地域の方たちは、昼間人口が、もっともっと人があふれるものをつくってほしい。また、それだけホールや、ホールに似たような建物が建つのであるならば、今さらホール

は必要ではないという声すらあるんです。だから、私は先ほどから、もっと地域の声を聞いていただきたいと。

そして、時代も変わったわけですから、ならば、2回にわたってしっかり声を聞いたというのであれば、時代が変わってきているわけですから、第3回の懇話会の必要性は、知事は感じないのでしょうか。これだけ状況が変わってきた中で、知事にとっても、県有地としても大事な場所です。財産としても大事な場所です。歴史もあるところです。その百年の大計と言われているこの場所を無駄にすることなく、未来の県民に伝える政策というものを、今考えないと、後で取り戻すことはできません。だから、私は、あえて3回目をやってもいいのではないかと。

さっき、市がホールを求めているからと、それは長崎市が拙速に公会堂をつぶしたことにほかならない。そして何よりも、長崎市役所の跡にも何ができるか、まだ決まっていない。こういう状況の中で、考えられることはまだまだあるんです。

そういう意味で一点、3回目の懇話会を私は必要だと思いますが、知事、いかがでしょうか。

○議長（溝口芙美雄君） 知事。

○知事（中村法道君） それは確かに、この間、時間の経過とともに、長崎のさまざまな構想、動きが見られているのは事実であろうと思います。ホテルができ、その中にはホールが組み込まれるであろう。

しかしながら、私どもの構想の中で整備を目指そうとしておりますのは、質の高い芸術・文化ホールなのでありまして、普通のホテルのホールとは異なる性格、芸術・文化ホールなのであります。音響効果も極めて良質なホールの

整備を目指そうとしているわけでありまして。

仮にそういうホールが整備されるということになれば、これはまさしく機能が重複する形になるわけでしょうから、見直しを再検討する必要もあろうかと考えるわけでありまして、現在私どもがお聞きしている構想の中には、そういった施設というのは考えられない状況であります。

なおかつ、MICE施設との機能重複を考える時も、どういったホールになるのか、1回、MICE施設そのものが否決されたわけでありまして、じゃ、交流拠点機能がどういった機能を備えたホールになるのか、それを見極める必要があるということで時間をかけてきた経過もあるわけでありまして。

そういう状況で、さまざまご議論を賜りながら今日に至っているわけでありまして、そういうことをぜひご理解いただきたいと考えているところであります。

○議長（溝口芙美雄君） 浅田議員—28番。

○28番（浅田眞澄美君） そうなんです。時間をかけてきた今日があるからこそ、私は納得いかないわけですよ。MICEと市役所、MICEと県が建てようとしていたものの重複がない、これを調べるだけに非常に時間をかけてきたわけですよ。

それなのに、ふたを開けたら、そのホールを市役所がつくれます、運営をします、それも財政スキームすらはっきりしていない、本当に大丈夫なのかと思っている市民、県民がいる中で、これをやっていこうとしている。

そして、忘れてならないのは、県議会ですらびっくりしたはずですよ。なんでいきなり市役所がつくれるのと、そんな話、ありましたっけ。質の高いホールを、我々県議会もつくろうとい

うことで一定の理解を示してきた。

長崎市は、公会堂の代替案で、市民がより使いやすいさを求めています。こういったホールも私は必要だと思います。その用途が違うと言っていたはずなのに、気づくとなぜか、それを都合のいいように市役所がやりますというように転用されてきた気が非常にしてなりません。

これはぜひとも、私は、多くの県民、そして市民、皆さんの声、有識者の声をいま一度聞く機会というものをしっかり設けていただきたいと思っております。

そして、知事自身もわかっている、この県庁舎跡地というものは、イエズス会があり、岬の教会があり、長崎奉行所があり、医学伝習所があり、こういった歴史を多くの国民に知らせる場所としても必要なのではないかとというふうに私は感じております。そういったことをしっかりと県がやる必要性もあるのではないかと思います。

また、ローマ法王がこの秋、来てくださることが決まっております。イエズス会本部がこの場所にあった、それが世界遺産につながった。それだけの歴史があるこの場所を、もっともつと未来の方につなげるように、過去がしっかりと未来につながるような形を知事には求めたいと思っておりますが、最後に、跡地に関しての覚悟というものをお聞かせ願えますでしょうか。

○議長(溝口芙美雄君) 知事。

○知事(中村法道君) 今回、改めて、県庁舎跡地整備の方針案をお示しして、県議会としてご意見等を賜ろうとしているところであり、そういった結果を踏まえて適正に対処してまいりたいと考えているところであります。

○議長(溝口芙美雄君) 浅田議員—28番。

○28番(浅田眞澄美君) しっかり議論してい

ただきたいと思えます。

以上で、終わります。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(溝口芙美雄君) これより、しばらく休憩いたします。

会議は、11時15分から再開いたします。

— 午前11時 1分 休憩 —

— 午前11時16分 再開 —

○副議長(徳永達也君) 会議を再開いたします。引き続き、一般質問を行います。

高橋議員—5番。

○5番(高橋勝幸君) (拍手)〔登壇〕 皆様、おはようございます。

松浦市選出、自由民主党の高橋勝幸でございます。

一般質問は、年に一度とお聞きしておりましたけれども、今回もう一度チャンスをいただきました。所属する会派の皆様にご心よりお礼を申し上げます。

2019年、平成の御代最後の定例会であります。気を引き締めて質問させていただきます。

それでは、通告に従いまして、1、人口減少対策について。

(1) 人口減少対策重点プロジェクトについて。

実は、長崎県の全ての施策、産業振興、福祉、医療、教育など多岐にわたっておりますが、見方を変えれば、これは全て人口減少対策とも言えるものであります。豊かで住みよい長崎県の実現を目指して、結果として、人口減少に歯止めがかかったということではなくて、今回、人口減少そのものを問題視して、あえて知事は、長崎県の最重要課題として人口減少対策に正面から取り組もうとされております。

このことについては、平成31年度当初予算の中で、重点プログラムとして数々の新規施策の展開を計画されていることから、危機感、切迫感が十分に伝わってまいるところであります。

この長崎県の決意を、県民、各自治体にどう広く伝えることができるか。そして理解と協力を得ることができるかが成功の大きな鍵になるとも思っております。

実は、市町でも、それぞれ人口減少については対策を講じております。我が松浦市でも、ほかの市に先駆けて施策を展開しておりますが、その効果については、なかなか実感できない部分もございます。このうえは、地域の実情をしっかりと把握していただいたうえで、各自治体と緊密な連携を取りながら進めていくべきかと思っております。

それでは、具体的な質疑に入らせていただきます。

社会減と自然減の両面から、4つのテーマ別に施策を展開されておりますが、この重点プロジェクトの概略について説明をお願いいたします。

なお、これ以降は対面演壇席で質問を続けさせていただきます。

○副議長（徳永達也君） 産業労働部政策監。

○産業労働部政策監（下田芳之君） テーマごとに関係各部から順番に説明をさせていただきます。

まず、1つ目のテーマ、雇用の場の確保と若者の県内定着対策の強化につきましては、国の新たな支援制度や地方創生推進交付金を活用し、地域の雇用創出につながる事業拡大や創業、事業承継にチャレンジする事業者を支援するとともに、選ばれる企業となるため、人材育成の仕組みづくりや採用力の向上などに主体的に取り

組む企業を支援してまいります。

また、若者の県内就職対策として、合同企業説明会や交流会、企業見学会などの開催に加えて、県幹部職員などが県内の大学、高校へ出向き、ふるさとの魅力や本県で働くことの意義などを直接伝えることで、県内企業の理解促進や県内就職に対する学生等の意識の醸成を図ってまいります。

加えまして、県外に進学する学生等に対しましては、ツイッターなどのSNSの活用により、ふるさと情報や県内企業情報等を発信することで、地元に対する意識をつなぎ止めるとともに、大学や企業を訪問して情報収集や就職支援を行うキャリアコーディネーターを新たに福岡や首都圏に配置し、県外へ進学した学生の県内就職支援を強化することといたしております。

若者が働きたいと思う雇用の場を確保するとともに、産学官が連携して学生等への県内企業の情報発信や県内で働く魅力の浸透を図り、県内就職を促進してまいります。

○副議長（徳永達也君） 企画振興部長。

○企画振興部長（柿本敏晶君） 私の方からは、4つのテーマのうち、移住対策と集落維持活性化対策について、お答えをいたします。

移住促進対策の強化につきましては、国の新たな移住支援制度を活用いたしまして、東京23区から本県への移住に要する引っ越し経費を、100万円を上限に移住者へ支援をいたしますとともに、半島地域や過疎地域などにおいて、雇用創出を目的とした事業拡充や事業承継等により、移住者などを積極的に採用する小規模事業者等に対し支援を行うなど、地域の雇用創出にチャレンジする事業者を支援してまいります。

また、本県出身者が多い福岡圏域や首都圏において、引き続きターゲットを絞った動画配信

などの情報発信を行いますとともに、新たな取組といたしまして、LINEの活用や格安航空会社、LCCとの連携によりまして、移住後の多様な働き方や暮らし方をわかりやすく提案をするなど、人や暮らしの魅力を積極的に発信してまいります。

さらに、「ながさき移住サポートセンター」に住宅支援員を新たに配置いたしまして、不動産業者と連携した移住希望者のニーズに沿った賃貸物件の紹介を行いますほか、賃貸物件の少ない離島・半島地域におきましては、市町が認定した民間団体が空き家の掘り起こしやリフォーム、移住希望者とのマッチングまでを行う新たな仕組みを構築してまいります。

次に、集落維持・活性化対策でございますけれども、集落維持・活性化対策の強化につきましては、今後、人口減少、少子・高齢化が進む中におきましても、持続可能な集落生活圏の生活サービス機能を確保していくために、地域住民が主体となって地域を支える活動を、市町と一体となり推進、支援していくことが重要と考えております。

そのため、県では、住民主体の集落維持に向けた機運醸成のための勉強会やまちづくり計画策定のためのワークショップの開催など、地域運営組織の立ち上げや小さな拠点づくりを推し進める市町の集落維持・活性化に向けた取組を支援してまいります。

さらに、部局横断的に、集落対策として、地域活動の担い手となり得るNPOの育成や掘り起こし、高齢者の買い物などの生活支援活動、農産物直売所を拠点とした見守り活動などの推進に力を入れますとともに、農村や漁村、あるいは小離島など、集落の特徴を踏まえたモデル地区を重点的に支援いたしまして、その取組の

他地域への波及を図るなど、集落維持・活性化対策を強化してまいります。

○副議長(徳永達也君) こども政策局長。

○こども政策局長(園田俊輔君) 3つ目のテーマ、結婚・出産・子育て支援の強化につきましては、企業や団体による応援宣言の実施や県民のボランティアへの参加促進をはじめ、行政、企業、団体、県民が一体となったキャンペーンを実施し、結婚や子育てを応援する機運の醸成を図ってまいります。

加えて、結婚支援では、県、市町、団体等が協働して実施する企業間交流事業のシステムを構築し、職場や仕事を通じた「職縁結婚」の活性化に取り組むとともに、子育て支援では、保育人材の確保に向け、潜在保育士の就職マッチングシステムの導入や就職合同面談会を活用した県外学生の県内就職促進などに取り組んでまいります。

さらには、男性の家事、育児等への参画や仕事と家庭の両立を促進するため、イクボスの啓発動画や自己診断ツールなどを用いた意識啓発に努めるほか、安心して子どもを産み育てることができる住環境の整備に向け、新たに多子世帯等の中古住宅の取得などを支援することとしております。

○副議長(徳永達也君) 高橋議員—5番。

○5番(高橋勝幸君) (2) Uターン促進の取組強化について。

今お聞きしました概略の説明を伺いまして、重点プロジェクトとして26項目あるんですけれども、そのうち22項目が新規であります。これを見ましても、県の決意のほどが見てとれるというところでございます。

その中でも、集落維持活性化対策の強化策についても、5つのプロジェクトが掲げてござい

ます。これは、5つとも新規の事業でございますして、しっかり取り組んでほしい。

我がまちでも、商工青年部が中心となって、夏の花火大会、秋のおくんち、そのほかスポーツ大会を主催したり、社会福祉関係事業への協力など、地域おこしに懸命に取り組んでおります。そのメンバーは、商工会議所の青年部とは言いながら、農業、漁業、会社員、それから自営、公務員、いろいろな方々が協力して携わっているということでございます。こういう全体への支援が明確に打ち出されたということは本当に喜ばしいところでございます。

ところで、今議会の冒頭で知事も述べられましたが、本県の転出超過の状況を分析しますと、特に、18歳から25歳までの若者世代の転出超過が大半を占めているということでございます。

高校生の県内就職の割合、それから、県内の大学生の県内就職の割合は、それぞれ6割と4割と聞いております。逆に言えば、高校生の4割が、また、大学生の6割が県外に出ているという状況でございます。

小学校、中学校、高校と地域で大切に育ててきた優秀な人材、この人たちを引き戻す方策を明確に打ち出す必要があるんじゃないかと考えます。

長崎県はUターンに本気で取り組んでいるということを、全高校生、関係大学生に、全国にPRすべき、ほかの県との差別化を図るべきと考えます。

その大前提として、まず、すべきことは、長崎を大好きな、また、ふるさとが大好きな人間に育て上げる。これが一番大切。ふるさと長崎に愛着がない人、こういう人は戻りたいというふうには思いません。

そこでお尋ねしますが、ふるさと教育と銘

打って頑張っておられますけれども、その取組内容について、お尋ねをいたします。

○副議長(徳永達也君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 児童生徒がふるさとに対し愛着や誇りを持つことは、学校教育目標の一つであります。そのような心情を育てるために、小中学校では、地域の人々との交流等を通して、ふるさとの自然や歴史、文化や産業のすばらしさや、そこに住む人の苦労や努力の尊さを学んでおります。

このようなふるさと教育を支援するために、県教育委員会といたしましても、郷土学習資料「ふるさと長崎県」を毎年全ての中学1年生に配布しています。次年度は、ふるさとへの思いをつづるページや親子で学ぶことができるコーナーを設けるなど、郷土への思いを一層深めることができるよう工夫しているところであります。

加えて、本県に住み続けたい、本県に戻って生活したいという思いを強くするためには、ふるさとを担おうとする実践力を育成することも重要であると考え、児童生徒が、みずから地域づくりの主体者となる取組も進めているところであります。

また、県立高校におきましても、今年度から3カ年の計画で、毎年6校を研究指定校とし、地域の魅力発信や課題解決策の提案などを通して、ふるさとに貢献する人材の育成に努めております。こうした教育活動を通じて、高校生がさまざまな地域の課題に向きあい、地方創生への当事者意識と使命感を培うことで、地元定着やUターンの増加につなげてまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 高橋議員—5番。

○5番(高橋勝幸君) 市立の小学校、中学校、

高校それぞれに頑張っておられるというのは、これはもういろいろな行事に何うと本当に肌で感じられるところでありませう。

小学校の学習発表会なんかに行ってみましても、その地域にいろいろな歴史がございます。例えば、松浦市で言いますと、元寇の島ということで、鷹島なんかはすごく元軍にやられたと、そういう歴史があるんですけれども、そういうのを劇にして、子どもたちがみんな生き生きとそれに取り組んで、自分のふるさとというのはどんな歴史があつて、また、おいしいものはどんなのがあつてというようなことで、しっかりすり込みをやられておる。そういう子どもたちは、本当に鷹島が大好きな子どもたちに育ていく。それが大前提で、子どもたち、若い人に戻ってきていただきたいという原動力になるわけです。さらに頑張っていたきたいという思いでございます。

そのうえで提案がございます。

これは、ちょっとインパクトがあるようにと思つて考えたんですけれども、長崎七五三と銘打って、Uターンの受け入れの一体運用体制を内外に示すということはどうだろうかということなんです。

長崎七五三と申しましても、お諏訪さんにまづお参りとかいうんじゃないくて、社会人になつて3年目、それから、5年目、7年目という、そういう区切りを使つて、その間の年月はキャリアと見て、頑張つてきてくださいと。もうどうしても、若い青雲の志を持った人もありましよう。1回外に出て勉強したい、あるいは大きな会社で仕事をしたいとか、そういう思いもありましよう。そういう方々を引き戻すための方策として、しっかり我々が体制をつくつていくと。

いろいろな26項目のプロジェクトを進めてあ

りますけれども、その発信する方法としては、何かそういうふうには銘を打つて一体的な運用をしてということをしなないと、どうしても印象が薄いままであるんじゃないかと考えるんです。

都会で、先進地でしっかり勉強をして経験を積んで帰ってきてくださいと送り出す。そして、その節目に帰ってきて。そのためには、地元優良企業の紹介ほか、重点プログラムの施策を強力に推進しながら、あなた方を待つておりますというシグナルを出すということでありませう。

ここで、整理をいたしますが、Uターンで働きたいと考える人たちにとっての問題点ということでございます。

その地域の人々から、信頼と敬意を得て活動できるか。また、給与水準が家庭を維持するうえに十分であるか。住宅環境、子育て環境は十分であるか。また、最後に長期的な生活安定が得られるか、失業のおそれがないか、十分な年金など老後の保障を得ることができるといふことに集約できるそうでありませう。長崎県は、これを整えるために精いっぱい頑張つていふというメッセージを発信していただきたいと考えませう。

以上の提案を踏まえ、Uターン促進の取組強化について、どのように考えておられるか、再度お尋ねをいたします。

○副議長(徳永達也君) 企画振興部長。

○企画振興部長(柿本敏晶君) 県、市町の相談窓口を介して、平成30年度は12月末時点で756人の移住の実績が上がつておりますけれども、そのうちUターン者の占める割合は53%となつておりまして、相談者を含め、Uターンが増加する傾向にございませう。

そういったこともありまして、一旦県外に出た方とのつながりを持ち続けて、ご指摘があり

ましたような、3年、5年、7年といったような、その後においてUターンを検討していただくということは非常に重要だと思っております。

そのため、Uターンのさらなる促進につながるため、本県の出身者に対するふるさと情報の発信やUターンへの気づきを与え、行動を喚起する動画を発信しますとともに、都市部において転職相談会を開催するなど、就職支援に注力しております。

また、お盆や年末年始の帰省時期には、駅や空港などでのPRに努めておまして、こうした帰省時期に合わせて、地元における相談会や企業面談会を開催しますとともに、「Nなび」に、中途採用者向けの採用情報や就職イベント情報を掲載するコーナーを新たに設け、本県出身者に対する情報発信や相談対応の充実に積極的に取り組むこととしております。

さらに、市町においても、Uターン者向け住宅改修費補助や奨学金返済支援、引っ越し費用の助成などにも取り組んでいるところでございまして、今後とも、市町と連携をいたしまして、そういったさまざまな県、市町の取組をパッケージにしながら、わかりやすく情報が伝わっていくように、今後とも工夫をして情報発信に努めてまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 高橋議員一5番。

○5番(高橋勝幸君) もう本当に頑張っしてほしいというコメントしか言えないんですけども。ちょっと力を入れてほしい施策について、2つばかりお願いを申し上げたい。

まず、先ほども申しましたように、地元に戻ったら、どういう会社があるかということが一番の関心事だろうと思うんです。

それで、長崎県では、「Nぴか」の企業ということは今ずっと力を入れて増やしていらっ

しゃいます。

「Nぴか」とは、誰でも働きやすい職場づくりを実践する企業ということでございます。ながさきキラキラ企業を「Nぴか」というふうな、縮めてやっていっちゃいますけれども、このNぴか企業をしっかりと紹介をして、就職の橋渡しをするということが大切なことであろうと思うんです。

このNぴか企業というのは、どんな企業があるかなということを調べてみますと、松浦市にも1社ございました。エミネントスラックスという縫製会社ですけれども、縫製会社の枠組みから脱して、いろいろな取組をされている。ああ、こういう会社は本当にみんな帰りたいがるな、就職したがるなという会社であることが見てとれるんですけども、このNぴか企業への認定をみんなが目指していただくように、県としても、サポートをお願いしたいと思います。

もう一点は、産業人材育成奨学金返還アシスト事業というのがございます。

これは、奨学金をいただいている人は皆さん返していくんですけども、その返済をいわゆる手助けするという事業ですが、これを概略見させていただきますと、これはUターン組についてはあまり想定していないような仕組みになっているようです。新卒者で県内に就職される方を対象にという印象が強うございます。これも、Uターン組にもしっかり適用できるような形に制度改正をしていただけたらと考えます。

我が松浦市には、松浦高校があります。今年もたくさんの若者が巣立っていきました。松浦高校だけではなく、近隣にも高校があるんですけども、この卒業生で松浦市内に就職する内定者はたったの10人という、今年の実績でございます。本当に地元で働いてほしいという思い

はあるんですけども、なかなかマッチングがうまくいかないという部分もございますが、できるだけ、少しでも地元に残る、そういうきめ細かな施策を展開していただきたい。もっともっとUターンに力を入れていただきたいと思っておりますけれども、再度覚悟のほどというのをお聞かせいただければと思います。

○副議長（徳永達也君） 企画振興部長。

○企画振興部長（柿本敏晶君） 先ほどもご答弁いたしましたけれども、今後、移住者という形で移住を増やしていくという中では、今後伸びしろと申しますか、さらに増加を図っていただけるのは、やはりUターンの対策の部分ではないかと思っております。

そういった意味で、一旦県外に出られた方とどうやってそのつながりを持ち続けるかということが非常に重要と考えておまして、その中でやはり地元の地域、または県の移住者に対するメッセージというものをしっかりと伝えて、皆さんにまた地元に戻ってもらって活躍していただける、そういったことを訴えて、この地元でUターンしていただくという考えを持っていただけるように、メッセージをしっかりと発信していきたいと考えております。

○副議長（徳永達也君） 高橋議員—5番。

○5番（高橋勝幸君） 長崎県は、戦後70年ずっと優秀な人材を関東、関西、中京、他県へ供給してきた歴史がございます。しっかりそれを引き戻す方策を、今年新しい年号に変わります、大々的に取り組んでいただきたいという思いで、次に移らせていただきます。

2、伊万里湾の赤潮発生・抑制調査について。

- (1) H30、H29のデータ解析。
- (2) 抑制方法。

これは、実は平成29年に大きな赤潮被害があ

りました。それから、平成30年におきましては、赤潮が発生しておりますけれども、迅速な対応、県と市、それから漁業者の協力によって、何とか大きな被害はなかったという経過がございます。この間のデータを県も随分しっかり取られたようでありましてけれども、このデータの解析はどのように進み、この赤潮発生のメカニズムについて、知見はどのようなふうにあるか、お尋ねをいたします。

○副議長（徳永達也君） 水産部長。

○水産部長（坂本清一君） お答えします。

伊万里湾のカレニア赤潮につきましては、最適水温25度C前後で、競合する植物プランクトン類が増殖していない時に発生し、雨や風の影響によって移動、拡大することがわかってきました。

平成29年の赤潮におきましては、台風による大量降雨及び季節外れの長期間の強い北東風によりまして、7月下旬以降に鷹島南岸で発生した赤潮が湾全域に広がった結果、大規模な被害となりました。

平成30年におきましては、6月上旬に湾奥南部で発生した赤潮が、6月下旬からの大量降水や台風通過時の強風により湾全域に移動、拡大しましたが、被害はありませんでした。

両年とも、カレニア赤潮には好都合な環境だったと推定されますが、平成30年はガイドラインに基づきまして、漁協や市と協力して監視体制の強化、養殖漁場での餌止め、赤潮の防除剤散布に一体となって取り組んだ結果、被害を回避できたものと考えております。

○副議長（徳永達也君） 高橋議員—5番。

○5番（高橋勝幸君） 続きまして、赤潮の発生は、実は毎年起こっている。ただ、被害があるか、ないかの違いだと思うんです。この赤潮の

発生の要因がなかなかつかめない。そんな中で、底質土を改善すれば、何とかそれが軽減できるんじゃないかというのが地元の考えでございます。

この底質改善による赤潮の発生及び拡大抑制の可能性について検討をいただいていると思うんですけども、その中身について、お尋ねをいたします。

○副議長(徳永達也君) 水産部長。

○水産部長(坂本清一君) まず、赤潮の発生の抜本的な予防は難しいものの、底質を改善し、海底からの栄養塩の溶出を抑えることで、赤潮の発生及び拡大を抑制できないか、その可能性を検討するため、県は、昨年度に専門家で構成される検討委員会を立ち上げたところです。

具体的には、平成29年から平成31年までの3カ年をかけて、伊万里湾のカレニア赤潮のシミュレーションモデルを構築し、底質改善をした場合にどの程度カレニア赤潮の細胞数を減らすことができるかを検討することとしています。

今年度までに、現地調査とシミュレーションモデルの検討を行うとともに、来年度はこのモデルの精度を向上させ、底質改善の可能性について検討してまいります。

○副議長(徳永達也君) 高橋議員—5番。

○5番(高橋勝幸君) ぜひとも底質改善の、また、これを改善することによって発生が抑制されるという、そういう改善のやり方も研究していただきたい。今やっている検討だけじゃなくてね。これは、もう我々伊万里湾に住む人たちにとっては、本当に大切なことでございます。発生するのが当たり前という海であっては本当に困る。安心できないということですので、引き続きよろしく願いいたします。

伊万里湾赤潮対策ガイドラインにおいては、

持続可能な養殖業の展開のための中期的課題への対応として、薄飼いへの移行や生けすの再配置。薄飼いというのは、同じ生けすで数を減らして飼うということです。

それから、赤潮被害軽減につながる網竹の高い養殖網の導入などが検討されることとなっており、これらの取組は、養殖業の収益性の向上、それから、競争力の強化につながるものであり、県としても、しっかり取り組み、支援することを強く要望するものでございます。

3、雇用型農業の推進（外国人材活用）について。

(1) 長崎エヌについて。

(2) 他産業への対応はどうか。

株式会社エヌについて、これを設立に至った背景、今後の課題について、まずお尋ねをいたします。

○副議長(徳永達也君) 農林部長。

○農林部長(中村 功君) 本県の農業は、産出額が8年連続で増加している状況でございますが、担い手の高齢化等に伴い、労働力が不足しており、農業者のさらなる所得向上や産地の維持・拡大に必要な人材の安定確保が大きな課題となっております。

このため、本県では、国家戦略特区を活用し、即戦力となる技能実習生OBによる外国人就労を目指してまいりましたが、特区の区域指定が見通せない中、昨年12月に、改正「出入国管理及び難民認定法」が成立し、農業分野での外国人材の就労が可能となったことから、去る2月4日に、県の出資団体、JAグループ長崎、人材派遣会社の共同出資により、同法で定める「受け入れ機関」として、農業サービス事業体「株式会社エヌ」が成立されたところでございます。

○副議長(徳永達也君) 高橋議員—5番。

○5番（高橋勝幸君） この株式会社エヌについての成立の目的、それから、背景についてですけども、どういう会社の構成要員で、今までの実習制度との違いをもうちょっと詳しく説明願えませんか。

○副議長（徳永達也君） 農林部長。

○農林部長（中村 功君） まず、これまでの実習制度との違いでございますが、技能実習制度については、在留期間が最長5年となっておりますが、実習期間中は原則帰国が不可になっておりまして、従事可能な業務の範囲も、施設園芸、畑作、野菜、果樹。畜産においては、養鶏、養豚、酪農ということで、肉用牛は対象となっております。それから、外国人の受け入れ主体については、実習を実施する農業者ということになっておりました。

私どもが目指しておりましたのは、やはり肉用牛での取り組みといったこともありますし、それから、品目によっては周年雇用が難しいといったこともありまして、品目の組み合わせ等によって、いろいろな農業者に派遣をするという形ができないかと考えておりましたが、その形が今回の改正「出入国管理法」では可能となったということがございますし、そのほか派遣事業者、農業者、そういった幅も広がったということで、さらに最長5年間ということでは同じですけども、在留期間中に帰国も可能ということ。

それから、外国人実習生OBを派遣できるということで、日本語の能力でありますとか、ある程度の農業の知識とか、技術も持っておる方を受け入れることができるといったメリットがございますので、この改正法で受け入れを考えていこうということでございます。

○副議長（徳永達也君） 高橋議員—5番。

○5番（高橋勝幸君） この人材派遣会社エヌについて、今、その目的と背景についてお聞きをしたところであります。

実際に株式会社エヌが、外国人材を農業現場に派遣する中で直面する課題があると考えられます。

3つばかりお尋ねをしますけれども、まず、外国人材の処遇、生活面についての相談を行う体制はどのようになっているか。

また、品目や時期によって、必要な労働力に幅があるため周年雇用が難しい面があると想像できますが、これについての対応はどのように考えておられるのか。

また、都市部との賃金格差により、外国人材が都市部に集中してしまい、必要な人数を確保できないおそれがある。あるいは派遣をするために、こちらにお連れしてきて、その方々が行方不明になるとかということも考えられますが、それについてどのような対応を考えているか、あわせてお尋ねをいたします。

○副議長（徳永達也君） 農林部長。

○農林部長（中村 功君） 3点お答えいたします。

1点目、外国人材が直面する処遇や生活に関する相談体制につきましては、まずはベトナムから人材を受け入れる計画としておりますので、人材派遣を開始予定の5月には、ベトナム語での電話相談ができる窓口を県の農業経営課に設置し、7月以降は、県全体として、多言語のワンストップ窓口を整備することで対応したいと考えております。

また、派遣先において、できるだけ早期に市町やJA等関係機関からなる受け入れ市町連絡協議会を設置し、外国人材や地域住民からの相談情報の共有や課題解決に向け、関係機関の役

割に応じて対応できる体制の整備に努めてまいりたいと考えております。

2点目、議員ご指摘のとおり、一経営体単位では、露地野菜や果樹など、経営品目によって周年雇用が難しい面がございます。

このため、県といたしましては、各JA等が一定の人材派遣を受け、各農家から作業を請け負い、農家間や選果場での作業を調整できる体制の整備や、地域全体で周年雇用が可能となる地域での品目の組み合わせなど、営農体系の構築に向けて支援してまいりたいと考えております。

3点目、賃金格差につきましては、議員ご指摘のとおりと考えますが、県といたしましては、生活していくうえで安全・安心や安い生活コストといった本県が持つ利点とともに、先ほど答弁いたしました相談体制の構築や地域での交流イベントの開催など、外国から来られても安心して地域で働き、快適に暮らせる環境づくりの整備など、賃金だけでなく、受け入れ体制全体で評価をいただき、本県を選んでいただけるよう、信頼関係を築いておりますベトナム国立農業大学等を通じて、働きかけに努めてまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 高橋議員—5番。

○5番(高橋勝幸君) 今から実施していかれるわけですね。細心の注意を払いながらということをお願いしたいと思います。

今、ちょっとベトナムの送り出し機関について言及されましたけれども、今までの技能実習制度で、たまに聞いていたことなんですけど、送り出し機関で不当な手数料といますか、そういうのを取って送り出してきて、トラブルがあっているということもございました。

この株式会社エヌについての送り出し機関と

の関係について、もうちょっと説明を願います。

○副議長(徳永達也君) 農林部長。

○農林部長(中村 功君) まず、派遣もとの国との関係ということで考えますと、先ほど申し上げたベトナム国立農業大学と十分これまで信頼関係を築いてきておりまして、こちらの方から200名程度の派遣をいただけるものと考えておりますが、そういった信頼関係の中でやはり送り出し機関として、しっかりとした体制ができていますと考えておりますので、その点については信頼をしておるところでございます。

もう一つ、この大学以外にも県内に監理団体がございますが、その監理団体と県で協議会を設立しておりまして、そちらの方からも外国人材の派遣を受けようかと考えておりますが、そちらについても、これまで実績が十分ございますので、状況を把握しながらしっかり対応してまいりたいと思います。

それから、外国人を受け入れる段階で外国人本人からも聞き取りを行って、問題がないかといったことも十分把握して適切に対処してまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 高橋議員—5番。

○5番(高橋勝幸君) 現在の技能実習制度のもとでは、渡航費や初期研修費などの名目で多額の借金をして来日しているケースもあると聞き及んでおります。こういう実習制度の弱点を改善した新たな受け入れ制度に基づいた仕組みとして、透明性を確保しながら、外国人の方々が安心して仕事ができる環境づくりに努めていただきたい。

この事業、農業サービス事業体、株式会社エヌの成功が、外国人雇用の標準の一つとして、全国に普及することを切に願っておるものがございます。

4、長崎空港対策について。

(1) 空港運用時間の延長について。

今議会に「観光振興等対策特別委員会」から提出されておりますように、空港運用時間の延長を動議として要望されておられます。将来的には24時間化を見据えての動議ではございますが、運用時間の延長、24時間化は、交流を拡大し、地域経済を活性化させるために必須の対策であると考えます。このことについて、県はどのように進めようとしておられるか、お尋ねをいたします。

○副議長(徳永達也君) 企画振興部長。

○企画振興部長(柿本敏晶君) 長崎空港におきましては、現在、午前7時から午後10時までの15時間の運用時間でございますけれども、この運用時間の延長の検討に際しましては、国では、航空保安業務にかかる人員確保等を新たに要しますことから、短時間の延長でありましても、所要体制に見合う航空需要の創出などが課題となっております。

そのため、県におきましては、航空需要を高めるため、既存路線における深夜・早朝便の増便の設定や現行の運用時間内と深夜・早朝の時間帯とをあわせて、新たな定期航空路線の開設が必要であると考えております。

現在、国内航空会社に対しまして、エアポートセールスの活動を積極的に展開しているところでございます。

例えば、国内路線におきましては、東京（羽田）発長崎行きの最終便の遅い運航ダイヤの増便設定や航空機材の稼働を高めて、効率的に活用したいという考えがあります。格安航空会社（LCC）等のニーズを捉えながら、夜間駐機の航空機の深夜・早朝の時間帯におけます活用について、航空会社と協議を行っているところ

でございます。

羽田空港や関西国際空港などを含めた24時間運用空港との相互運航でありますとか、今年予定されております成田空港の運用時間延長などの機会を捉えながら、長崎空港の運用時間についても延長の実現可能性が高まるよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 高橋議員—5番。

○5番(高橋勝幸君) これは、県の所管外のいろいろな関係機関とのすり合わせも必要だということで、なかなか進まない現状もございまして、いよいよIRについて明るい兆しが見えてきております。こうなると、この長崎空港の重要性というのはクローズアップをされてくるのは当然のこととして、これは鶏が先か、卵が先か、需要がないから延長しない、延長しないから需要がないというふうな部分もあろうかと思っております。しっかり実現に向けて進めていただきたいという考えでございます。

今年1月に、待望の香港線が運航開始になりました。こういう新しい路線の就航も含めて、この利用率がアップすることを祈っておるところでございます。

ところで、「世界3大夜景」として、夜景観光コンベンション・ビューローが2012年に認定した世界3大夜景と申しますのは、香港、長崎、モナコということになっておるようでございます。香港エクスプレスは、香港と長崎を結ぶ路線ということで、3時間差で違う夜景を楽しむわけでございます。ダイナミックな香港の夜景と対照的に落ち着いたたたずまいの長崎の夜景、これを空から楽しむことはできないかということをおもって考えました。飛行コースを長崎市に近づけることができないだろうかということでございます。

「前方に世界3大夜景の長崎の夜景が見えます。ダイナミックな香港の夜景と対照的な平和を願う長崎市民の穏やかな暮らしのあかりであります」、こういうふうな機長の機内アナウンスでもあれば、本当にみんな窓からのぞき込むんじゃないかならうかと考えます。もっともっと親しまれる長崎空港、利用しやすい空港になることを願っておるわけでございます。

飛行コースによって、長崎が無理だったら、IRの上空でも飛んで、その時は「皆さんがすってんてんになった長崎IRの夜景でございます」なんて。これは、ギャンブルじゃないんですよ。楽しんでお金を使ったということなんでしょうけれども、そういうふうなコメントを使いながら、少し親しみやすい航空路にならないかと思っております。

よく北極でのオーロラとか、オーストラリアのグレートバリアリーフの上空を飛ぶとか、これは既定航空路から最短距離を通過して、このコースになるのか、少しそういう工夫もあっていいんじゃないか。香港と長崎の関係を考え、そういうふうな思いをしたところでございます。

この長崎空港の繁栄というよりも、この交通網の充実を願って、少し早いですが、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（徳永達也君） 午前中の会議はこれにとどめ、しばらく休憩をいたします。

午後は、1時30分から再開いたします。

— 午後 零時 8分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

○議長（溝口芙美雄君） 会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

野本議員—40番。

○40番（野本三雄君） 先に議長にお許しをいただきましたが、私はちょっと足を痛めております関係から、この対面演壇席で座ったままで質問させていただくことをお許しいただいておりますので、議員の皆様、よろしく願いいたします。

1、県庁舎跡地活用への提案について。

午前中、浅田眞澄美議員も質問されましたけれども、重複する部分もありますが、別の視点で質問させていただきたいと思っております。

私の考え方、基本構成は、県と市が重複する広場、交流と芸術ホール、そしてビジターセンター、歴史展示等を限られた敷地に一体的に配置する工夫により、長崎の新しいシンボルとなる総合文化施設を提案するものであります。

(1) オペラハウス計画構想について。

私は、長崎の地は、「マダム・バタフライ」の舞台となったところであり、オペラと関係が深い土地であると思っております。そこで、オペラが上演できるような施設を県庁舎跡地に整備してほしいと考えています。

オペラが上演できるということは、ミュージカルや質の高い音楽の公演もできるということであり、県民のみならず、国内はもとより、海外からも多くの観光客を惹きつけ、呼び込むことができると考えています。

県では、これまでの県庁舎跡地活用の検討を踏まえ、今議会に「県庁舎跡地整備方針案」を示し、質の高い音楽ホールを含む3つの主要機能でにぎわいを創出したいとの考えを示されました。

オペラ専用の施設でなくてもよいのですが、ぜひオペラの上演が可能なホールを建設していただきたいと思っておりますが、県の見解をお聞かせください。

(2) 食文化への対応、千客万来施設の提案について。

私は、これまで三度にわたり、県庁舎跡地に多くの人が集い、にぎわいを創出してもらいたいとの思いから、その拠点となる千客万来施設の整備について提案してきました。

私が考える施設は、長崎ならではの「和・華・蘭」をはじめとする、長崎の食の魅力の発信・提供を行うとともに、長崎のまつりを行う常設広場やさまざまなイベントを開催できるイベント広場、多くの集客が見込めるアウトレットモールなどの商業施設、ホテルなどを整備するというもので、出島に隣接するという地理的な特徴を最大限に活かしたうえで、多くの観光客を呼び込む観光の一大拠点とするものであります。

整備方針案も示されており、すべての施設を盛り込むことは難しいかもしれませんが、県庁舎跡地ににぎわいを創出し、まちなかの活性化にもつなげるという観点から、ぜひ実現してもらいたいと考えています。県の見解をお聞かせください。

(3) 不動産投資信託への取り組みについて。

県庁舎移転後の跡地のにぎわいを創出するため、跡地整備はぜひとも早く進めるべきだと考えています。

一方、県の財政は厳しい状況にあり、整備に際してはさまざまな事業手法を検討されることと思いますが、不動産投資信託という手法を活用する考えはないか、県の見解をお聞かせください。

2、土木行政について。

(1) 長崎南北幹線道路の計画について。

長崎市内の交通混雑は、かねてより大きな課題であります。このような中、平成24年に全線

供用された都市計画道路浦上川線は、長崎市中心部の交通混雑の緩和に大きく寄与していると考えております。

しかしながら、国道206号の長崎市茂里町付近から時津町にかけての区間は、交通量が非常に多く、事故も多発しており、いまだこの課題は残ったままとなっております。

加えて、長崎駅の周辺が大きく様変わりするようなまちづくりが進められている中、交通量もさらに増加するのではないかと考えております。この国道206号の長崎市茂里町付近から時津町にかけての交通混雑の課題などを解決するためには、私は、地域高規格道路である長崎南北幹線道路の整備が必要不可欠と考えております。この長崎南北幹線道路については、以前より検討が進められていると聞いておりますが、いまだ事業着手の見通しが示されていない状況であります。

そこで、お尋ねします。

長崎南北幹線道路は、市街地を通る道路となりますので、建物移転が多くなり、検討に時間がかかるということは一定理解しております。しかし、早期に事業着手するためには、例えば、一部でも浦上川に橋脚を立てて高架をつくり、途中で国道206号に接続させる計画とすれば、建物移転は少なく、早期に事業効果が出るのではないかと思います。もちろん、いろんな手法を考えておるところでありますので、トンネル、あるいは、一部高架等になるかもしれませんが、非常に重要な場所でありますので、こういう検討も含め、県としての見解をお伺いいたします。

(2) (仮) 茂木バイパス（早坂～茂木北浦）計画への取り組みについて。

(仮称) 茂木バイパスは、長崎市の都市計画

マスタープランにおいて、（仮称）茂木バイパス構想として示されておりますが、いまだ実現していない状況であります。

この間、長崎市の人口減少とともに、茂木地区の人口は減少し、地域の活力低下が当地区の大きな課題となっておりますが、生活基盤の整備、特に、幹線道路の整備は、地域の振興を支える重要な役割を担うものとして期待が高く、茂木バイパスの実現が茂木地区の住民にとって悲願となっております。

このような中、平成28年度に、地区と団体から構成される「（仮称）茂木バイパス建設推進期成会」が設立され、県、長崎市への要望や道路セミナーを行うなど、実現に向けて精力的に活動を展開されているところでありますが、このような地区住民の建設への機運の高まりを、県としてどう受け止めているのか、お尋ねいたします。

3、水産行政について。

(1) 藻場造成について。

(2) 新工法による「海の森づくり」への長崎発沿岸砂場での藻場造成への取り組みについて。

私も、これまで長崎の水産業を発展させたいとの思いで取り組んできましたが、地元の漁業者から、「海藻が減ってしまい、魚が産卵できず、魚がいなくなった」との声を聞いており、魚を増やすためには藻場の回復が必要だと考えております。

藻場を増やすには、海藻が少ない沿岸の砂場に藻場を造成していくことが重要だと思います。そこで、画期的な研究開発を進めておられる地元長崎県でも、企業が長年の研究、実証実験を行っておりますし、そういうことも参考にしながら、新たな藻場造成技術の開発に取り組んで

いるわけでありますので、県も連携を取りながら、こういう画期的な藻場の造成について検討していただきと思いますが、藻場回復の点も踏まえ、長崎県の藻場の現状と藻場回復の取り組みについて、お伺いいたします。

以上で、質問項目を終了いたしました。

○議長（溝口芙美雄君） 知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕 野本議員のご質問にお答えをいたします。

県庁舎跡地活用について、オペラハウスを建設してはどうかのお尋ねであります。

県庁舎跡地の活用につきましては、二度にわたる懇話会からの「多目的広場機能」、「歴史・情報発信機能」、「ホール機能」という3つの主要機能の提言や、県議会でのご議論を踏まえ、この地が歴史的に重要な土地であるとともに、まちなかに立地する大変貴重な県民の財産であることを念頭に、県民、市民や国内外の観光客が集う、今まで長崎のまちにはなかった新たな賑わいの場の創出に向けて検討を進めてまいりました。

今回、2月定例会に、「賑わいと憩いの場を創出する広場」、「歴史・観光情報等の発信などを行う交流・おもてなしの空間」、「質の高い文化・芸術ホール」の3つの主要機能を整備する「県庁舎跡地整備方針案」をお示したところであります。

主要機能の一つであります「文化・芸術ホール」につきましては、すぐれた芸術文化に触れ、楽しむ場として、芸術性や専門性の高い公演に対応できる機能を備えた施設を整備することを考えております。

県としては、音にこだわった高度な音響設計や、演出効果を高めることができる舞台設備を整備するとともに、フルオーケストラによるク

ラシック音楽や、議員ご提案の「マダム・バタフライ」のようなオペラやミュージカルといった演劇の公演の実施についても想定をいたしているところでもあります。

次に、長崎の食を提供する施設やまつりを行う常設広場、イベント広場、商業施設、ホテルなどで構成する「千客万来 和・華・蘭ミュージアム」を整備してはどうかとお尋ねであります。

3つの主要機能の一つであります、交流・おもてなしの空間においては、この地の歴史・観光・物産などの情報発信や、長崎の食と食材の魅力を県外、海外の人にアピールするレストラン、県民、市民が気軽に利用できるカフェなどを整備することを想定しております。

また、もう一つの主要機能であります広場については、まつりや野外コンサート、物産展などの多様なイベント開催が可能な、十分な広さと設備を有する多目的交流広場にすることを想定しております。

ご提案のうち、「長崎の食の提供」については、交流・おもてなしの空間において、また、「まつりの広場」、「イベント広場」については、多目的交流広場において、同様の取り組みが検討できるものと考えおります。

一方、商業施設やホテル等については、県庁舎跡地の限られた敷地の中での対応は難しいと考えておりますが、警察本部跡地においては、比較的自由度が高い検討も可能であり、民間活力の活用の可能性を考える中で、幅広く検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、県庁舎跡地において、県民、市民の憩いと賑わいの場をつくり、さらに国内外から長崎を訪れる観光客との新たな賑わいと交流が生まれるような場の創出につ

なげてまいりたいと考えているところであります。

そのほかのお尋ねにつきましては、関係部局長からお答えをさせていただきます。

○議長(溝口芙美雄君) 企画振興部長。

○企画振興部長(柿本敏晶君) 私の方からは、県庁舎跡地の活用への提案のうち、不動産投資信託の活用をしてはどうかというお尋ねについて、お答えをさせていただきます。

跡地の整備及び運営についての具体的な事業手法につきましては、今後、基本構想を策定する中で検討していくことと考えております。

県において、一定規模の公共施設を整備する際におきましては、PPPやPFIの導入の可能性について検討を行うこととしておりまして、議員ご提案の不動産投資信託につきましても、その手法の一つとして、あわせて検討をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長(溝口芙美雄君) 土木部長。

○土木部長(岩見洋一君) 私の方から、土木行政に関するご質問について、2点お答えいたします。

まず、長崎南北幹線道路の計画について、浦上川に高架橋をつくり、国道206号に接続させるルートを検討すべきではないかとお尋ねですが、長崎市茂里町付近から時津町にかけての国道206号の交通混雑緩和に向けた抜本的対策として、地域高規格道路である長崎南北幹線道路を整備することは効果があるものと考えております。

長崎南北幹線道路は、市街地部の道路であり、事業費が多くなることが想定されるため、整備効果を最大限発揮できるよう、さまざまなルート案を比較検討する必要があります。

議員ご提案の浦上川に橋脚を立てて高架橋を

つくる案については、河川の流れに及ぼす影響など、防災の面や河川管理の面での課題整理が必要であります。

そうした観点も含め、事業費や支障物件の数、時間短縮効果、交通混雑の緩和の度合いなどを総合的に評価し、最適なルートを検討していきたいと考えております。

次に、早坂～茂木北浦間のバイパス計画への取り組みについてのお尋ねでございますが、茂木のバイパス構想については、長崎インターチェンジと茂木地区を結ぶ構想であり、将来的には、九州横断自動車道やながさき出島道路と一体となって、地域振興に貢献するものと考えております。

議員ご指摘のとおり、茂木地区では、当バイパスの実現に向け、平成29年1月に「建設促進期成会」が設立され、要望等熱心に取り組まれていることは承知しております。

このような中、県では、現在、茂木地区から長崎市中心部を結ぶ国道324号の現道対策として、地元の意見を踏まえ、滑川工区の整備を行っているところであります。

一方、大型事業である長崎南環状線、さらに野母崎宿線の整備などを進めていることから、茂木バイパス構想に関しては、今後の長崎市内の道路ネットワークのあり方と、事業の優先順位についての長崎市の考えも踏まえながら検討すべき課題と考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 水産部長。

○水産部長(坂本清一君) 長崎県の藻場の現状と藻場の回復の取り組みについてのお尋ねでございます。

藻場は、水産生物の産卵や育成場など重要な役割がありますが、食害生物や海水温の上昇などにより、本県では、25年間で約4割の藻場が

消失している状況にあります。

このため、県では、平成28年度に「長崎県藻場回復ビジョン」を策定し、平成30年度に、新たな技術的知見を加えて改定した「ガイドライン」に沿って、ハード・ソフトの取り組みを一体的に推進しているところであります。

具体的には、沿岸の砂場を主体に、藻場造成のための石材やブロック等を設置するとともに、漁業者を中心とした食害生物駆除などの藻場回復活動を支援しております。

また、議員からご指摘のありましたとおり、藻場造成にかかる新たな技術開発の取り組みも進められていることから、今後とも、新たな藻場造成の情報収集及び新しい技術の導入も図りながら、引き続き、漁業者、漁協、市町と連携して、藻場回復の推進に努めてまいります。

○議長(溝口芙美雄君) 野本議員—40番。

○40番(野本三雄君) それぞれご答弁いただきましたが、要望を含めて意見を述べさせていただきます。

県庁舎跡地の活用については、大体県、市の今の構想等々を知ることができまして、大体私の考えもそういう方向でありますので、これは論を待たないところであります。

ただ私は、今回、日本でも一番実力を持っていると言われる世界的な曾野正之先生と間接的に縁をいただいて、この先生に長崎の県庁舎跡地構想についてのいろいろなお考えを聞き、また、いろいろな視点での新しい取り組み等々をいただいて、設計に携わる人でありますから、一応の案も示されております。

私は、すばらしいなど、同じ1級建築士でもこんなに違うものかなと、雲泥の差であると思って、曾野正之先生の建築技術はすばらしいと感じておりましたので、あえて取り上げたわ

けであります。

今まで、長崎に入ってくる観光船も含めて、過去は「岬の教会」が目印になっていたと思うわけであります。そういうシンボルがあったと。今度、それにかわるものをこの施設の中の屋上に、ひとつそういうものをつくって、クルーズ船も含め、海から入ってくる国内外の方々も含めて、それを目標に入ってくると、そういう構想を曾野正之先生から提案していただきました。私はその絵を見て、すばらしいなと思っておりますので、ぜひそういうものに取り組んで検討された方がいいなと。

しかし、何としても土地そのものが限られておりますので、そうよくばったことはできないと思っておりますけれども、そういう重点的に、シンボルとなるものは必要だと思うので、できれば、私は中村知事にも、何とか機会をつくって、曾野正之先生とも意見交換をしてもらうことは非常にプラスになるんじゃないかと思っておりますので、これはあくまでも要望ですが、そのようなことも提案しておきたいと思っております。

県庁舎跡地は、一等地だということで、一定そのことは、もう皆さんが承知しているわけありますので、せっかくそういう土地ですから、歴史的に、ここで今度計画することは、もうこれで一応の、相当な、100年も、それ以上ももつことになるだろうと思っておりますので、ここで、失敗というのは失礼ですけれども、後戻りすることがないように、ぜひ県、市協議しながら進めていただきたい。特に、長崎市については、長崎市の考えもあるようでありますけれども、いずれにしても、県の土地でありますので、県が、前々からも言っていたように、主導権を持って、早く着手できるように進めていただきたいと思っております。

そういう意味で、オペラハウスについては、それを特筆するものではないけれども、やっぱりそういうものができるということは、他のミュージアムもできるということでありますので、長崎にオペラハウス、特に、「マダム・バタフライ」の関係から、オペラハウスが長崎にできたということになると、これは、やはり私は効果は十分あると思っておりますので、そういう考え方も示されておりますので、ぜひこのオペラハウス計画構想については、そういうふうな視点で考えていただければと思っております。

それから、食文化への対応については、この問題についても、先ほど知事の答弁がありましたように、業界でもいろいろなイベントを開きながら、そうした取り組みをしておることについては承知をしておるわけであります。そのうえで立って、いよいよこの県庁舎の跡地を活用していく中で、その分野をきちんと明確にしていきたいと思っておって、私は前から申し上げておった、千客万来施設というものについて、人を呼び集める、そして、商業施設も考える。また、特に、オペラ等々については宿泊施設が必要になりますので、県警跡地にぜひホテルをという構想も、実は、今回提案をするわけありますけれども、ご検討をしていただければと思っております。

それから、不動産投資信託への取り組みについては、ただいま部長より答弁がありまして、検討もしてみたいというようなことありますので、とにかく財政が厳しい、金がないということであれば、この一等地の中で何か金を生むことも考えていいんじゃないかということで、これは他県にも幾つかの例があるそうでございますので、ぜひそういうことも参考にしながら、

不動産投資信託への取り組みをぜひひとつ検討していただきたいというふうに思って、これは要望にとどめておきます。

次に、土木行政でありますけれども、今、土木部長より答弁いただきました。考えるところは一緒でありますけれども、南北幹線道路計画については、ずっと検討している、検討しているで、なかなか事業着手の見通しが立ってないと、どういうやり方にするかということについて方向が示されてないと。賛否両論、必ずあるわけですから、反対で事を大きくしたらいけないという配慮もあるんでしょうけれども、しかし、やはりこういう問題は、賛成、反対はあるとして、そこの中に踏み込んでいくというのが大事じゃないかと思っておりますので、もうこの辺で、こういう案もありますということで協力をお願いしたいということを投げかけるというのが大事じゃないかなと思っております。

この辺は、土木部長、ぜひそういう視点で考え、自分たちだけで考えている、考えているじゃ、全く先が見えないわけでありますから、ぜひそういう視点で、土木部のところについても、この話については進めていただきたい。

私が浦上川というのは、先ほど言ったように、河川ダムへの安全面の問題があると、これは一番大事なことです。そのことは否定はしないわけですが、工法も、トンネルでいく方法もありますし、今言った高架の問題もありますし、いろんな迂回道路もあると思っておりますけれども、何せ一番費用のかかる建物移転が大きいと思うので、立ち退きしてやっていくというのは難しい問題だろうと思っておりますので、ぜひそういうようなことで。

そして、もし河川ダムに影響するならば、河川のしゅんせつも一部あっていいんじゃないか

と、橋脚に見あう河川のしゅんせつもやっついんじゃないかと思えますし、トンネル方式もありましょうし、いずれどういう方法で、どういう形で進めていきたいという案を一つか二つ示してもらいたい。そうすることによって、市民、県民も、そういうふうになるんだなということで、前向きに協力するものは協力してもらおうということで、そういうことを得るためにも、やはり日の目を見せた方がいいということで申し上げておるわけでありますので、どうぞもう一回、協議をいただきたいと思っております。

それから、茂木バイパス、これは、確かに長崎市が挙げてくる問題であると思っておりますけれども、何か弱さがあるといえますか、それがなかなか見えてこないというのが、県の考えのようでありますので、長崎市の方にもそのことについては、強く地元として申し入れをしていくということで、地元としては、「いつ、できるんですか」と、そういうふうな、期成会もつくってかなり進んできているので、そういう意識ではあります。

そして、やはり人口減少があるし、天草の苓北町からは、今の止まっている高速船をもう一回再構築して、そして、やはり茂木の方に渡ってきた方が、はるかに短時間で経済的でもあるということで、苓北町も真剣にこの問題を考えている。なおのこと、そうなってくると、やはり茂木バイパスのマスタープランに書かれた計画は、そしてまた、これは土木の専門家にも検討してもらって、現在の国道324号を拡幅するのは、地盤的な、地質的な問題もあって難しいと、カーブも多いということで、新たな道路の方がいいということでの茂木バイパス提案でありますので、これはもう一度、そういう検討をしていただきたい。

そして、特に、長崎市の方にも県の方から呼びかけていただいて、こういうのが県議会で質問されていると、長崎市の方は、この問題について、どこまで考えているのかということも含めて、上位にランクされなければ、県としてはあちこち要望をいっぱい持っているわけだから、ちょっとした道路に特筆するわけにいかないという話も理解できますので、そういうのを、これから積み上げてきた問題を整理しながら、ぜひ早急にこの問題に、事業名がついてやっていけるようお願いをしたいと思います。

次に、水産行政であります。

私は、一応、当初新しい取り組みということで、新工法による「海の森づくり」ということで、長崎発沿岸砂場での藻場造成への取り組みということで、このことも一応、県当局には、内容についても説明をさせてもらったし、資料等々も。画期的な、砂場での藻場の造成ができるという開発を、研究されてきたということで、これはぜひ取り組んで、日本で一番手になるわけですから、長崎発の藻場造成ということで「海の森づくり」、新工法でありますので、「海の森づくり」ということで、ぜひこの長崎発沿岸砂場での藻場造成の取り組みを水産部長、お願いをしたいと思います。

民間といえども、いろんな角度で事業投資して、研究開発をしてきて、藻場造成もやっとならうというところにたどり着きましたという話でありますし、ぜひこの新たな藻場造成技術の開発と一緒に取り組んで、そして漁業振興、水産振興を図らないと、魚はいないんだと、捕りに行くといっても、魚がないから、どうしようもないということは、やはり藻場がないということだと。

そう見ると、五島あたりは海女さんが多かつ

たから、ウニをどんどん捕って、ウニの弊害をなくそうということになった。もう今は、そういう海女さんもどんどんいなくなってしまう、そういうこともできないということで、藻場をウニが食い荒らして、そして、後はもう何も生息できない、しない状況をつくっているということで、悪循環を繰り返しているようでありますので、この藻場造成については、ぜひ新しい方法をもう一度県なりに調査していただいて、よいと判断すれば、一緒になって研究し、そして、実現をしていただければと思っております。

長崎県も「磯焼け対策ガイドライン」という分厚い資料、そしてまた、実際これを見てみると、相当の研究もされてきているということについて評価するわけであります。しかし、結論的に、どうしたらいいかということについては、まだ、これを見てもよめないということで、そのためには、今回私が申し上げました「海の森づくり」という、ここでこの研究してきた問題を取り上げてやっていくと、藻場造成になっていくんじゃないかと。

新工法でありますので、長崎県は沿岸が長いのは日本一、あるいは北海道と比べても、それだけに砂場が多いわけですので、この砂場に藻場を生やすことが非常に難しかったと、今まで台風で消滅するとか。今回、研究されてきた会社で、私も資料を見せてもらいましたが、リーフボールという特殊なものをつくって、それが、台風が来ても、そこから吹き上げていって、そこにはそのものはなくならないということで、そういうのを長年研究して、これはもともとサンゴの問題でやったらしいですけども、それが成功して、サンゴでできるなら、藻場でもできるんじゃないかというのは、長崎の地場業者がそこに目をつけて、ずっと一緒になって

やってきたということでもありますので、このリーフボールという新工法について研究、検討して、ぜひ連携しながら前に進めていくことが藻場の造成につながると思いますので、水産部長、その点、よろしく検討をしていただきたいと思っております。

○議長（溝口芙美雄君） 野本議員、答弁は求めなくていいですか。

水産部長。

○水産部長（坂本清一君） 議員ご指摘のあった新しい藻場造成の技術につきましては、海藻が付着しやすいような表面の基質を持つものであるとか、あとは、魚に食害されにくいような構造を持つ魚礁が、民間の企業により、それぞれ開発され、実証的な試験も行われているところと承知しております。

県といたしましては、そうした新しい技術の効果の大きさ、またはその持続性及び経済性の強化を踏まえながら、その利活用について検討してまいりたいというふうに考えています。

○議長（溝口芙美雄君） 野本議員—40番。

○40番（野本三雄君） 水産部長、ありがとうございました。ぜひそういう研究、検討を進めていただきたいと思います。

今回の質問について、私は、県庁舎跡地活用については、オペラハウスの計画構想、食文化への対応、千客万来施設の提案、そして、不動産投資信託への取り組みの3項目挙げさせていただきました。私は、この跡地活用について、誰しも自分が提案することが一番いいと思うのですが、私もご多分に漏れず、この3案をぜひひとつ県サイドも検討を加えていただければと、そのように考えておりますので、知事、よろしくお願いいたします。

それから、再質問しないということでお

りますので、質問ではありませんけれども、要望にとどめておきますけれども、先ほどの土木部長の答弁については、なかなか、場所が場所だけに、費用対効果という言葉を使えるかどうか分かりませんが、非常に金もかかることでもある。しかし、金がかかるから、聞いてみると、数案検討していますと言うけれども、検討している数案が一つも表に出てこないから、やはり地元も不安であるということでもありますので、この点については、先ほど申し上げたとおり、再検討していただければと思っております。

それから、藻場造成については、今も水産部長から答弁していただいて、ちょっと研究、検討もされるような感触を受けましたので、これは私は画期的なことだと、日本第一号であるから、私は「長崎発」という言い方をしたんですけれども、新工法による「海の森づくり」、この問題については、リーフボールを揺らすということで、今も、いつでも見られるということですから、実験をやっているということでもありますので、日本沿岸の藻場は瀕死の状態ですので、ぜひ長崎県から砂場に藻場造成を図るということを再検討されてもいいんじゃないかなと思っております。

要望的な話になりましたけれども、私も今議会は最後の議会でありますので、今まで考えていたことの主なものをまとめたわけでもありますので、ぜひ県庁舎跡地活用について、私が述べた問題、あるいは、土木行政についても地元の機運、地元は、もう「いつ、できるんですか」まで言っているという茂木バイパスの問題について、長崎市との協議を前に進めてもらいたい。

○議長（溝口芙美雄君） 野本議員、答弁は要らないんですね。

○40番(野本三雄君) 要らないです。議長、ありがとうございます。

大体先ほどの答弁で、前向きに検討するというふうには受け止めておりますので、それが違っておれば、何か違うんですよと言ってもらわないといかんけれども、私は、私の今回の提案を前向きに受け止めて、構想を含めて質問させてもらったところ、前向きに考えてもらっているという思いがしたので、再質問をしないということをお願いいたします。

どうぞ、今回の質問は、舌足らずもありますが、後日やりとりすることは十分できますので、お互いに知恵を出しあいながら、そして、県民、市民が望んでいることについては、一歩でも二歩でも前進するようにお願いしたいと思います。

そういうことで、今回の質問はこの程度にとどめておきたいと思います。

どうもありがとうございました。(拍手)

○議長(溝口芙美雄君) これより、しばらく休憩いたします。

会議は、2時30分から再開いたします。

— 午後 2時14分 休憩 —

— 午後 2時30分 再開—

○議長(溝口芙美雄君) 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

山本啓介議員—21番。

○21番(山本啓介君) (拍手)【登壇】 こんにちは。

自由民主党の山本啓介でございます。

今期最後の一般質問の機会をお与えいただきましたことに、まずもって心から御礼を申し上げます。まことにありがとうございます。

本日、中日の最後でございます。皆様方もお

疲れで、知事も随分お疲れかもしれませんが、さくさくと質問をしまいたりますので、明快な答弁を賜りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

1、長崎県のグランドデザインについて。

グランドデザインとは、まさしく基本構想とも呼べるものであります。一つひとつの事業やプロジェクトが計画される時、それらを大きく網羅した長期にわたる図案であり、設計であると理解をしています。それは具体的な目的が効果や成果へつながっている姿、そして視覚的、機能的にわかりやすく示されている必要があると考えます。

本県には、今、期待が持てる明るい事柄があふれています。古くから海外との交流によって発展してきた本県が持つ多彩な歴史、文化が地域や世代を越えて世界、そして未来へとつながっていく、そんな可能性がある強力なソフトパワーである2つの世界文化遺産と1つの世界記憶遺産。

本県へのインバウンド、とりわけクルーズ船乗船客は、昨年の実績が93万人を超え、5年前の約5万6,000人と比較しますと、実に16倍超えの伸びを示しています。

さらに、佐世保港浦頭地区の新岸壁の整備により入港数の拡大が見込まれるなど、本県のクルーズは、将来にわたって大きく飛躍するものと期待が集まっています。

2022年度に長崎～武雄温泉間が開業する予定の九州新幹線西九州ルートは、関西・中国圏域を中心に、本県に多くの人々や投資を呼び込み、観光交流、産業振興など、地域活性化の起爆剤となるものであり、長崎を新たな時代へ導く高速交通インフラであります。

世界初となる本格的な海上空港であり、

3,000メートルの滑走路を有する非常にポテンシャルの高い長崎空港は、アジアに近接する地理的な優位性を踏まえ、空港の24時間化を進めることで国内外からの航空路線を呼び込み、九州そしてアジアのハブ空港となり得るものであります。

長崎スタジアムシティプロジェクト、長崎駅周辺の開発は、世界中の人たちが愛してやまないサッカー専用のスタジアム等が県庁所在地のど真ん中にどんとできる夢のような話です。そして、そのプロチームは、本県21市町をホームとしているV・ファーレン長崎、年代別代表監督、国際試合経験がある手倉森監督を迎え、J2のシーズンではありますが、世界のクラブとのマッチなどがいや応なしに夢は膨らみます。

そして、IRは、これまでにない国際競争力の高い、魅力ある観光施設であり、多様な観光資源に恵まれ、広域的な観光振興の取組が進む九州・長崎の強みを活かして世界の玄関口を実現し、いわゆるゴールデンルートに集中している訪日観光客を直接地方に招き入れることで、交流人口の拡大、雇用の創出、地域経済活性化のインパクトになります。

これらの明るい事柄は、県行政においては、まさしく攻めの政策の動力となり、当然、中村県政が進めてこられた各種の施策のうえに引き込んだ部分も多分にありますが、近年まれに見るこの大チャンスであると私は考えています。

私自身は、大変期待の持てる、わくわく感じられないのですが、これらの事柄につきまして、総じてどのような認識をお持ちなのか、知事の率直な思い、お考えをお伺いします。

○議長(溝口芙美雄君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 山本啓介議員のご質問にお答えをいたします。

さまざまなプロジェクトが進む中、こういった動きに対して、どういった認識を持っているのかのお尋ねでございます。

本県においては、50年かけて取り組んでまいりました新幹線開業を間近に控え、これに合わせた新駅周辺の再整備等に加え、クルーズ需要の拡大に対応した長崎港、佐世保港の整備、あるいは世界文化遺産・記憶遺産の誕生、長崎スタジアムシティプロジェクト、そしてIRの誘致など、長崎県の未来の姿を大きく変えるプロジェクトが、ほぼ時期を同じくして進んでいるところであります。

こうしたプロジェクトは、いずれも国内外との交流を支える重要な基盤となるものであると受け止めているところであり、これまでも人を呼んで栄えてきた本県にとって、まさに絶好の機会が訪れつつあると感じているところであり、地域の活性化に確実に結びつけていかなければならないと考えているところであります。

以後のお尋ねにつきましては、自席の方からお答えをさせていただきます。

○議長(溝口芙美雄君) 山本啓介議員—21番。

○21番(山本啓介君) ありがとうございます。

今、本県に起きている事柄、また本県が今後、可能性として皆さんが期待している事柄、これらの一つひとつが、知事もそうであると共通の認識を持っている、そのことが今、確認されたと理解します。あわせて、それらのことを我が県が抱える多くの課題、地域のそれぞれの事柄につなげていって効果を発揮していくと、そういったところまで踏まえてのお言葉をいただいたと理解したいと思います。

しかしながら、本県が長年にわたって克服できない事柄もあります。知事の説明にありまし

たとおり、人口減少です。

今回、グランドデザインを問う質問を挙げた際に、それは長崎県の総合計画ではないかとの声もありました。しかしながら、県計画は、人口減少問題などの課題が大きく掲げられ、それらを克服する取組がまとめられています。いわば、長崎県の課題解決の道筋が県の総合計画になっていると言ってもいいと思います。

我が国の社会保障制度の現状は、年齢、所得、地域によって分けられ、総じて、若者が高齢者を支えてきました。ピラミッドからおみこし、そして騎馬から肩車になろうとしていると言われています。しかし、少子化対策から言えば、14歳以下を支えることも重要ですから、生産者年代は大変です。

このことから、国は、消費税を増やすことによって、若者が高齢者を支える形から、支えが必要な人をみんなで支える形に今、変えようとしています。

少子化、高齢化の先進地である本県においても、税収は約1,200億円規模であり、行政は、国からの予算を活用し、知恵出しをしているわけですが、そこに明確な効果が確認された戦略は余り見られません。

長崎県は、これまでの方法を乗り越えて、国との関係はそのままにしつつも、もっと積極的に民間と絡み、外需を取り込んでいくことが重要ではないでしょうか。

ぜひ、本県に今ある攻めの明るい事柄を俯瞰して見ていただき、本県に起きていること、訪れようとしている事柄、可能性、人材などを大局的に捉え、戦略的につなげ、効果を導き出していただきたいと思います。その姿勢こそが、私はグランドデザインだと思います。

グランドデザインは、行政だけが理解してい

ても仕方がなくて、21市町や民間などの県内はもちろん、長崎県に関わりを持つ可能性がある、広く世界の皆さんに共有されるべき本県の進む方向性や姿であると考えますが、本県のグランドデザインをお示してください。

○議長(溝口芙美雄君) 知事。

○知事(中村法道君) 長崎県のグランドデザインは何かということになると、やはり県全体のグランドデザインということであれば、それは総合計画になってくるものと、こう考えているところではありますが、特定のさまざまなプロジェクトをつないだようなグランドデザインというのは、例えば、まちづくり等に当たってはグランドデザイン的なものを策定することもあるわけではありますが、今、ご議論いただいているような大きな時代の流れの中で、その都度、グランドデザインというのは、これまで策定してまいりませんでした。

先ほどお答えを申し上げましたように、それぞれのプロジェクトは、これからの長崎県の将来にとって極めて重要なプロジェクトでありまして、より効果を高め、波及効果を県下全域に及ぼすためには、やはりそれぞれのプロジェクトの連携を図り、効果的な取組を進めていくことが極めて大切だろうと考えております。また、そうした取組を通して、より多くの人の流れ、あるいは民間投資を呼び込むような相乗効果が期待できるものと、こう考えているところであります。

そういった観点から考えます時に、こうしたプロジェクトが動き出しておりますこの機会に、これを横断的にまとめた一つのグランドデザインと呼ぶのが適当であるのかどうか、これは例えば、事業主体がそれぞれ違いますし、スケジュールも異なってまいっておりますので、言

葉を変えますと、例えば、長崎県のそういった分野における近未来像、そういったものを知りて描いて国内外に発信していくということは、極めて意義深いことではなかろうかと、こう考えているところであります。

また、その際には、県民の皆様方にも、将来の長崎県がどのように変わっていくのかというのを理解していただき、殊に、若い皆様方には、大きな夢を感じ取っていただけるような絵姿となっていくのではなかろうかと、こう考えているところであります。

あわせて、次年度から「総合計画」の策定の時期を迎えてまいりますので、この近未来像等についても、どういう形で総合計画の中に盛り込んでいくのか、工夫をしていかなければいけないと考えているところであります。

○議長(溝口芙美雄君) 山本啓介議員—21番。

○21番(山本啓介君) ありがとうございます。

「近未来像」という言葉をいただきました。私は、質問の準備をする際、やりとりでブランドデザインとは何ですかと聞いたら、それは県の総合計画だとぼっさり言われるのかなと思っておりました。しかし、しっかりそこまで踏み込んだ表現をしていただいたことに感謝をして、この質問を終えたいと思っはいますが、まだはじまったばかりですので、質問を用意しておりますので、もう少しだけ内容を掘り下げていかせていただきたいと思います。

今、知事がおっしゃったとおり、多くあふれているプロジェクトの一つひとつを、タイムスケジュールを合わせるこそ難しいところはございますが、それらの一つひとつから得られる効果や狙っている戦略などを整え、そして本県にもたらされる効果というものを分析し、それらを一つのまとめとして発信する、まさしく長崎

県が目指すところ、そして県内の若い方々が感じることのできる近未来像を構築していく、これを次の総合計画に盛り込みたいというご意思をいただいたというふうに理解をしております。

しかしながら、それをいつ発表するのかというところが次に気になるところでございます。

県内の課題を外需によって解決をサポートする形、これが本県の今、取り組もうとしている事柄のレベルからは、私は、可能であろうかというふうに思います。まさしく、グローバルシティを目指している動きであり、内閣府が行う2030年頃に実現される最先端都市「スーパーシティ構想」にも進める状況だと私は考えています。

そのためには、トップである知事の発信として、具体的なビジョンが語られることがすぐにも期待されていると感じています。総合計画の前に、知事の口から本県の魅力ある将来について述べられるならば、多くの人材や企業が集まり、民間投資、経済の活性化を呼び起こすはずだと思います。

行政は、民間が動きやすい環境づくりをイノベーションによって果たし、既存の規制や制度などの枠組みの見直しを進めることを攻めの政策としてすべきであると思います。取り組んでいることは、それなりのレベルのこと、グローバルなことを行っているのに、目指すべき場所を正確に、スピーディに説明し、発信を行わないのはもったいないと感じています。戦略的にはマイナスであると思います。

どうか早い時期に、視覚的にも、機能的にも、我が県が目指す姿を広く示していただけませんか。ぜひとも、近未来像の中身について、早い時期に県民の方々に知事自らの口で、そして世界の方々に、多くの民間投資をこの長崎県

に引き込む魅力ある言葉の発信をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（溝口芙美雄君） 知事。

○知事（中村法道君） こうしたご議論いただいた動きを具体的な交流人口の拡大や民間投資につなげてまいりますためには、やはりしっかりとした構想を取りまとめ、説明できるような形に整理をし、国内外に情報発信をしていく必要があるものと考えております。

先ほど、来年度から総合計画の策定に向けた作業に取り組むと、こう申し上げましたけれども、あと3年後から新たな総合計画がスタートいたしますので、若干それでは遅すぎるのかなという感じもいたしておりますので、できるだけ早く現在の動きを取りまとめ、発信できるように調整を進めてまいりたいと考えているところであります。

○議長（溝口芙美雄君） 山本啓介議員—21番。

○21番（山本啓介君） ありがとうございます。一度の質問で、かなり踏み込んだご答弁をいただきましたので、時期につきましては、この場ではお尋ねをいたしません。

今、私の地元だけに限って言うわけではございませんが、本県の離島は、国境離島新法によって、国境に面した離島は、今、活性化が進んでいます。多くのところで雇用が生まれ、若い方々や、また、さまざまな職種の方々が新たな自分の人生にチャレンジをしている、そういう場面が多く見受けられます。

そして、その一つひとつが当然、モチベーションが国からのもの、または県の支援であるかもしれませんが、それ以外の部分にも大きなうねりが起きようとしています。

例えば、本県でも、観光や産業支援の部分で話が出ていますキャッシュレス、QRコードに

よる決済やクレジットカードによる決済、そういった取組においても、実は、昨日伺った話ではありますけれども、壱岐市は、わずかな期間で、ある1社のQRコード決済が民間だけの取組で、もう100店舗以上が来月には設置をする。ここにはもちろん、公的なお金が要らない状況はあるんですけども、ほぼほぼ民間の取組で、多くの店舗が協力をしている。これもしっかりとした方針や国や県の取組の方向性が共有できたからこそ、意識改革が図られたのかなというふうに理解をしております。

ぜひ、この知事がおっしゃる本県の近未来像が、県民の、そして県内外の民間の方々の長崎を見る目の意識改革につながることを期待して、この質問は終えたいと思います。

次に、先ほど掲げた明るい事柄の中で、一つだけ掘り下げて質問をさせていただきたいと思っております。

長崎スタジアムシティプロジェクトについてであります。

これはジャパネットホールディングスが、長崎市幸町にサッカースタジアム等を整備しようとしている話であります。

先ほども申し上げましたが、サッカーは、世界的に人気があるスポーツであります。新スタジアムができれば、海外の有名チームを呼ぶこともできますし、またまちの真ん中にスタジアムができあがれば、ランドマークになり、まちのブランド、地域のブランドが上がって、観光客や民間の力を呼び込むことができる、いわば社会資源がもっと多く構築されるんだと思います。

スタジアムシティプロジェクトは、民間、ジャパネットホールディングスが中心となって整備をしようとするものでありますが、この

ホームとなるV・ファーレン長崎は、県下全21市町をホームタウンとするチームであり、民間任せにせず、県も市町と連携して本プロジェクトを支援すべきであると理解しております。

21市町がホームタウンという位置づけをしている以上、広域調整は県が行わないとできないと思いますし、広域調整を果たしていく役割は重要であると考えます。

そこで、長崎スタジアムシティプロジェクトに対して、県は、今、どのような立ち位置であるのか、また、今後、どのような立ち位置で、県庁内でどのようなシステム、体制を構築して、広域調整を含めて対応していくのか、お尋ねします。

○議長（溝口芙美雄君） 企画振興部長。

○企画振興部長（柿本敏晶君） 長崎スタジアムシティプロジェクトにつきましては、サッカー専用のスタジアムのほか、ホテルやオフィスなどの複合施設を整備する内容であり、良質な雇用の場の確保や交流人口の拡大、長崎の魅力の向上に寄与し、大きな効果が期待できると考えておりまして、実現に向けて、県としても協力してまいりたいと考えております。

そのため、昨年5月に、県庁関係課で構成する庁内連絡会議を発足させ、交通対策をはじめ、想定される諸課題について検討を進めますとともに、ジャパネットホールディングスグループと定期的に意見交換を行っているところではあります。

同プロジェクトは、スポーツのみならず、文化や食の魅力など、幅広い情報を発信する多機能複合施設を目指すものでありますので、今後は、幅広い関係部局との連携やV・ファーレン長崎のホームタウンである県内全市町との広域調整も必要となると考えておりまして、今月、

改めまして副知事を筆頭に関係部長で構成する「長崎スタジアムシティプロジェクト推進会議」についても設置をしたところでございます。

今後は、この推進会議を中心に、長崎スタジアムシティの建設を支援するとともに、県内21市町と連携しながら、その後の円滑な運営や有効活用などについても積極的に支援をしてまいりたいと考えております。

○議長（溝口芙美雄君） 山本啓介議員—21番。

○21番（山本啓介君） ありがとうございます。

まずは、庁内に庁内連絡会議というものが設置をされた。当然、21市町との広域調整等々のことを想像して用意されたというふうに、今、説明があったと理解します。

そのうえで、今月、副知事をトップとした21市町との連携を図る推進会議を設置したということでした。

副知事は、どちらでしょうか。

○議長（溝口芙美雄君） 平田副知事。

○副知事（平田 研君） 私が、本部長を務めさせていただいております。

○議長（溝口芙美雄君） 山本啓介議員—21番。

○21番（山本啓介君） 今後、民間が取り組んでいく、このまちづくり、大きなまちづくりでありますけれども、この取組に対して、Jリーグに加盟するプロサッカーチーム、本県唯一のプロアスリートのチームが21の市町との連携を果しながら盛り上げていくということが、どのような温度差があっても、21市町を巻き込んでいって、県下全域で盛り上げていくことが必要であると思うし、もう一つは、そこにできるまちも盛り上げていくことによって、本県が県庁所在地とするこの長崎市のまちの活性化につながっていくのかなと思いますが、意気込みをいただければ、締めたいと思います。よろしくお

願います。

○議長(溝口芙美雄君) 平田副知事。

○副知事(平田 研君) 長崎スタジアムシティプロジェクトにつきましては、議員からのご指摘のとおり、民間投資によって、大変夢のある、今後の長崎県のスポーツを通じた地域振興につながっていく大変画期的な取組であると考えておりまして、県としまして、積極的に支援をしていくということで考えております。

ご指摘にもありましたとおり、広域調整と申しますか、21市町との連携というのも当然必要ですし、あとプロジェクトを推進するに当たっても、大変多岐にわたる分野のさまざまな調整が出てまいります。このプロジェクトが各方面によい効果を及ぼすための施策、またプロジェクトの実施に当たっても、交通渋滞などの懸念もございますので、そういったものを最小限にしていくための手だて、こういったものをしっかりと関係部局と調整しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 山本啓介議員—21番。

○21番(山本啓介君) ありがとうございます。

ぜひとも連携を深め、そして盛り上がりのあるまちづくりにご協力、ご尽力を賜りたいというふうに思います。

今、世界中の都市が地域のブランド力、その都市の力を高めようとさまざまな、外需を取り込んだ取組であったり、または投資して大きな建物をつくったりしております。しかし、その一つひとつは、間違いなくエンターテインメントをそこに設け、そこに人が集まる仕組みをつくっていったらということにほかならないと思います。

先ほどのプロジェクトの中にもあるIR、こ

れは私が理解していたのは、IRとは、地域において、さまざまなMICEの取組や人が集まるきっかけがあって、それらのイベントやコンベンションの合間に余暇を楽しむというか、時間を楽しむ場所として、観光やリゾートやカジノというものがあるんだというふうに理解しております。だからこそ、それが人が集まる場所でなければならないし、集まる理由が多く存在しなければならないと。

MICEが長崎市にできて、また同じようにIRの中にMICEが構えられると。この2つが長崎県内でどうなのか。私は、十分可能な話であろうというふうに思っておりますし、お隣の福岡市やアジア全域の話をすれば、まだまだそういった施設が足りない状況があるというふうに思っていますので、可能であると。

そのかわり、佐世保にあるMICEにはIRという形で機能があるのでいいけれども、長崎市には、じゃ、かわりに何が楽しめる時間があるか。私は、観光についての市内の周遊ルートやそういったものの整備をもっと進めるべきものであろうなと思っております。

そういった整備を、民間も巻き込んで市や地域と連携しながら果たしていく中で、やはり人が集まる理由をつくっていくというのは、全て民間の役目ではないのかなと。長崎県もそこにはしっかりと入っていく必要があると思います。

ぜひとも人が集まる場所づくり、人が集まる理由づくりについて、県庁のプロジェクトの一番の目玉でありますこの人が集まる環境づくりに全力を尽くしていただきたいというふうに思います。

2、財政健全化の取り組みについて。

(1) それぞれの産業について

非常に厳しい財政の中で、それぞれの部局が

取りまとめた事業に対しても見直しや点検が行われたというふうに理解をしております。

しかしながら、伸びているものや伸ばしたいものとか、さまざまな産業がある中で、3つ取り立てて質問をしたいと思います。

①伸びゆく農業について。

その中でも、畜産の肉用牛の振興の取組について、質問をしたいと思います。

本県の農業は、農業産出額が全国で唯一、8年連続で増加しており、本県の重要な基幹産業となっているという説明は、ここ半年、何回も聞いております。

特に、私の地元の壱岐市では、J A、市を挙げて肉用牛振興に取り組み、繁殖雌牛7,000頭を目指して、キャトルステーションや国、県の事業を活用した牛舎整備により、平成27年度以降、繁殖雌牛の飼養頭数は増加傾向で推移しています。

一方、壱岐市の肉用牛生産の現状を見ると、繁殖雌牛10頭未満の農家の割合が76%と小規模農家が中心であり、70歳以上の高齢者の割合も29%を占めるなど、一層の生産基盤の強化が課題となっています。また、県の平成31年度予算において、県の肉用牛パワーアップ事業を廃止し、国の畜産クラスター事業を集約化しようとしています。しかし、県事業の廃止を不安視する声も地元にはあります。

県の財政状況が厳しい中で、県単事業の見直しや施策の重点化を進めていくことは一定理解しますが、現在、繁殖雌牛が増頭傾向にある中、今後とも、この動きを緩めることなく、さらに伸ばしていくことが重要であると考えます。

平成31年度県予算において、肉用牛の振興にどのように取り組んでいこうとしているのかをお尋ねしたいと思います。

もちろん、事前のやりとりにおいて、国の事業と県単の事業が、十分国の方に移行しても賄えるという説明を受けています。しかし、現場においては、まだまだ不安の声があると、そういった部分について、配慮を持ったご説明をいただきたいと思います。

○議長（溝口芙美雄君） 農林部長。

○農林部長（中村 功君） 本県の肉用牛につきましては、繁殖雌牛の増頭傾向に加え、子牛や枝肉価格の向上に伴い、平成29年の産出額は241億円と過去最高となっておりますけれども、先ほど議員ご指摘のとおり、生産者の高齢化や担い手不足による産地の縮小も懸念されているところでございますので、県では、さらなる肉用牛の振興を図るため、平成37年の畜産産出額600億円、そのうち肉用牛産出額274億円、これを目標に掲げ、その達成に向けて、産地計画を基軸として、生産、流通、販売対策に重点的に取り組むことといたしております。

その中で、平成31年度の予算においては、国の予算を最大限に活用するということと、県事業を見直して、生産現場の実情に応じ、必要な施策の選択と集中を図ることといたしております。

具体的には、国の畜産クラスター事業を活用した牛舎整備や家畜導入事業の実施による増頭の推進とともに、繁殖牛対策では、ICT技術を活用した繁殖牛の分娩間隔短縮や放牧の拡大、また肥育対策では、子牛価格高騰に対応した資金繰り対策や長崎型新肥育技術導入によるコスト低減、長崎和牛生産者登録制度の創設による流通販売対策などに、生産者や関係団体、市町と一体となって取り組み、長崎和牛の生産拡大と農家所得の向上を図ってまいりたいと考えております。

○議長（溝口芙美雄君） 山本啓介議員—21番。

○21番（山本啓介君） ありがとうございます。

説明が足りなくて不安を感じている畜産農家の方々が、そうであるならば、ぜひ説明を尽くしていただきたいと思ひますし、実際にこれは予算は国と県との取組であったかもしれませんが、地元では、これらの申請を行う時に、協議会を設置したり、または地元の方々の聞き取りを行いながら、壱岐市やJA、ほかの地区もそうでしょうけれども、行政とJAが一緒になってやられていたというふう聞いております。そういったことが、この新たな変化によって混乱を来さないように、丁寧な対応を求めたいというふうに思ひますし、あわせて国の予算も今回、補正でのことでございますし、今後、どのように中身の要項が変わるかわかりません、また予算の規模もわかりません。そのあたりを混乱を来さないように、しっかりと国に対しても求めていただきたいというふうに思ひます。

そして一方で、壱岐市では、JA及び市において3カ所の堆肥センターを運営していますが、今後、繁殖雌牛の増加への対応や高齢者の家畜排せつ物処理に係る負担軽減への対応とあわせて、儲かる水田農業の実現に向けた園芸品目の導入を強力に推進していくためにも、地域の耕種農家に良質堆肥を安定供給する耕畜連携の取組が農業振興を進めるうえで極めて重要な視点であると考えます。

については、堆肥センターの施設増設や機能向上に向けた支援が必要と考えますが、県の考えをお伺いします。

○議長（溝口芙美雄君） 農林部長。

○農林部長（中村 功君） 壱岐市で取り組まれております堆肥センター事業につきましては、近年、機械の老朽化による処理能力の低下や堆

肥保管庫の不足等が課題になっているというふうに伺っております。

県といたしましては、地域の飼養頭数の増加に伴い、畜産環境対策及び地域資源の循環利用の観点から、堆肥センターの施設増設や機能向上が必要と考えております。

そのため、JAや市と一体となって、国の事業を最大限に活用して施設整備を支援するとともに、県費継ぎ足し助成といった直接的な支援ではなく、園芸品目への良質堆肥の供給体制の構築、自給飼料生産を担うコントラクター組織の育成などに積極的に支援することで、地域における耕畜連携を推進してまいりたいと考えております。

○議長（溝口芙美雄君） 山本啓介議員—21番。

○21番（山本啓介君） 財政健全化の取組の中での話でありますので、一定理解しますが、しかしながら、打ち込んでほしい場所というのは、ひょっとすると現地に行けば、地元の方が望む場所と県の方針が食い違うところは多々あるか。また、農業の方々でよく施設の話になると、その負担額によって利用者負担の割合が増える、これはよくある話ですね。そこに国からの2分の1の後、地元やJAの負担だけではなく、県費の継ぎ足しがあれば、そこで緩和されるというのは誰もが理解をしているところであります。

今、伸び盛りの農業であります。それでも所得については、まだまだ足りていない。どんどん伸ばそうと思うのであれば、打ち込むべき場所というところを地元でしっかりと確認しながら取り組んでいただきたいと、要望にとどめたいと思ひます。

②伸ばしたい漁業について。

緊縮財政で予算の絞り込みが進められる中、

平成31年度における財政構造改革のための総点検、水産部の取組はいかがでしょうか、ご答弁を求めます。

○議長（溝口芙美雄君） 水産部長。

○水産部長（坂本清一君） 水産部におきましては、漁業者を支援するメニューの廃止はありませんが、総合水産試験場が保有する調査船2隻のうち1隻につきまして、老朽化により修繕費がかさんでいることなどから、平成30年度末をもって廃船とし、かわりに民間船を借り上げることにより、歳出削減を図ることといたしております。

○議長（溝口芙美雄君） 山本啓介議員—21番。

○21番（山本啓介君） 水産部においては、漁業者支援メニューに廃止はないという説明だと理解をします。

しかしながら、前の質問でもやりとりをさせていただきました漁業者の所得向上、これらについて、浜の活力再生プラン、この参加状況や、また、その所得の状況、向上の実績、それらについて質問をしたいと思います。

○議長（溝口芙美雄君） 水産部長。

○水産部長（坂本清一君） 漁業所得につきましては、国の施策である「浜の活力再生プラン」における平成25年の参加者の平均漁業所得223万2,000円を、平成30年までに255万5,000円とする目標を掲げております。

平成29年の「浜の活力再生プラン」の参加者5,021人の平均漁業所得は268万8,000円であり、1年前倒しで、この目標を達成しております。

○議長（溝口芙美雄君） 山本啓介議員—21番。

○21番（山本啓介君） 達成しておりますというご答弁をいただきました。

その後は、どのような目標が立つのでしょうか。

○議長（溝口芙美雄君） 水産部長。

○水産部長（坂本清一君） 「浜の活力再生プラン」につきましては、国の事業でございまして、また国の方と協議もしながら、新たな目標を設定してまいりたいというふうに考えております。

○議長（溝口芙美雄君） 山本啓介議員—21番。

○21番（山本啓介君） まだまだということですね。

水産業は、資源管理のあり方や資源の枯渇、魚価の低迷、あわせて国などの支援の形は漁法や魚種ごとに対応しているようですが、地域や漁業者の人生における年代に配慮されているとは大変言いがたいと思います。子育て世代や新規参入者にはつらい事態が今、続いているというふうに思います。

漁業者の所得向上のため、今後どう対応するのか、最後の質問とさせていただきます。

○議長（溝口芙美雄君） 水産部長。

○水産部長（坂本清一君） 本県の水産業は、地域や漁業種類、さらには着業年数によりまして経営状態が大きく異なることから、地域の実情や課題に応じて、きめ細やかで適切な対策を講じていくことが重要であると認識しています。

そこで、漁業所得データの分析に基づきまして、地域ごとの特徴に応じて重点対策などを整理した「地域別施策展開計画」を基軸といたしまして、経営指導、支援体制の強化と支援体制の重点化により、漁業所得向上と優良な経営体の育成の加速化に引き続き取り組んでまいりたいと考えています。

また、就業相談から就業後の定着までの段階に応じた切れ目のない支援の実施などによりまして、地域を支える人材の確保・育成を強化してまいります。

さらには、国の水産施策の改革に伴う支援事

業の積極的な活用を図りながら、担い手へのリース方式による漁船の導入、養殖業の成長産業化と輸出の拡大、災害に備えた漁業地域の強靱化の推進などにより、漁業、漁村の活性化に取り組んでまいります。

○議長(溝口芙美雄君) 山本啓介議員—21番。

○21番(山本啓介君) 農業と比べて、自分の田畑を持ったわけじゃありませんから、支援の仕方も非常に難しいということはずっと言われてきているところでもあります。

しかしながら、本県の産業を、所得向上を図っていく、または産業の活性化を図っていく、そういう中において、水産業をどのように行っていくかは、水産県長崎としては、やっぱりど真ん中に置かなければならないことなのかなと思っております。

熱心に地元の話聞いていただいているという理解をしておりますが、引き続き、その取組をお願いしたいというふうに思います。

③これからの新産業について。

厳しい財政状況にあるものの、本県経済が今後とも発展していくためには、新たな産業を推進する取組も必要であります。

長崎県は、造船業に並ぶ産業として、海洋エネルギー関連産業、ロボット・IoT関連産業及び航空機関連産業の振興を図ると表明し、私としても、大いにこれらを進めてもらいたいと期待をしているところであります。

また、これらを進めるに当たっての進捗管理、ロードマップが必要と訴えてきましたが、県は、さきの11月定例会において、新たな基幹産業の創出に向けたロードマップを策定し、3つの産業分野の今後10年間の目指す姿、目標を定められたところであります。

これら産業の振興を強力に図るためには、財

政が厳しい状況にあることは理解するものの、しっかりとした予算を確保する必要があると考えます。来年度における関連予算の確保状況について、お尋ねします。

○議長(溝口芙美雄君) 産業労働部長。

○産業労働部長(平田修三君) 今後、成長が見込まれます海洋エネルギー関連産業、ロボット・IoT関連産業及び航空機関連産業の3分野につきましては、産学官で連携した専門人材の育成や技術の高度化と企業間連携の強化によるサプライチェーンの構築などを着実に進めていきたいと考えております。

そのため、平成31年度予算におきましては、3分野合わせて約2億600万円の関連予算を計上しており、これは平成30年度当初予算と比べますと、約7,600万円の増加となっております。

今後、ロードマップに基づき、産学官が一体となって取り組みますとともに、毎年度、事業の進捗を検証し、新たな課題や環境変化が生じた際には見直しを加えながら、できるだけ早期に具体的な成果が発現しますよう、スピード感を持って取り組んでまいります。

○議長(溝口芙美雄君) 山本啓介議員—21番。

○21番(山本啓介君) この分野は、どこの都道府県も行っていることであろうかと思しますので、どこよりも早くというスピード感が必要であろうかと思えます。かかる経費はかかるものだと理解してつぎ込んでいただきたいなど、その見返りを多く期待したいというふうに思います。

しかしながら、お金をかけること以外にも、本県には、もう既に、多くの留学生やさまざまな海外から、また県外からのアプローチもあっているというふうに聞いております。先頃発表された民間2社が長崎県に研究の母体を置いて

くる、そういう話もございました。

そういった本県に新産業の分野において、今、届けられている可能性について、何か説明できることがあれば、ご答弁いただきたいと思いません。

○議長(溝口芙美雄君) 産業労働部長。

○産業労働部長(平田修三君) とりわけIoTですとか、そういうソフトウェア開発の部分につきましては、私どもも、地元の大学の研究成果、あるいは人材育成と企業誘致との関係の中で、開発型の企業が、逆に、都市部、都市地域では人材の確保が難しいというような状況の中で、私どもの人材に着目をしていただいている部分があります。あるいは大学の研究成果、そういうものを結びつけながら、新たなIoTとかAIなどの技術を活用したサービスの展開についての新しい取組が進んでいくというふうに考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 山本啓介議員—21番。

○21番(山本啓介君) 後半、小聲でよくわかりませんでした。委員会もありますので、深いところは委員会でお尋ねをしたいと思います。

3、犯罪被害者等支援条例制定について。

昨日、これはニュースで出ていましたね。しかし、議会の手続は、今後しっかりと踏んでいくわけですので、しっかりとした質問をしていきたいと思しますので、答弁を賜りたいというふうに思います。

犯罪被害者等支援条例制定については、11月定例会において、山本由夫議員の質問に対し、県から、犯罪被害者等支援に関係する有識者による「長崎県犯罪被害者等支援懇話会」が設置され、条例制定が必要との中間意見が取りまとめられたこと、さらに懇話会では、条例に盛り込む内容等について議論を進めていく予定であ

ることが明らかにされました。

11月定例会以降、条例制定に関して、どのような動きがあるのか、ご答弁を求めたいと思います。

○議長(溝口芙美雄君) 県民生活部長。

○県民生活部長(木村伸次郎君) 「長崎県犯罪被害者等支援懇話会」におきましては、昨年11月以降、条例に盛り込む項目、あるいは具体的なその条文案について議論が行われました。

この懇話会での議論や昨年の3月定例会で議決をされました条例の制定を求める県議会の意見書の内容を踏まえ、県では、条例の素案を作成したところでございます。

これにつきましては、今後、本議会の環境生活委員会において、ご説明をし、ご議論をいただくということにいたしております。

その後、県民の皆様をはじめ、多くの方々からのご意見をいただくため、パブリックコメントを実施し、最終的な条例案を取りまとめることといたしております。

○議長(溝口芙美雄君) 山本啓介議員—21番。

○21番(山本啓介君) 条例制定に向けて取組をいただいているということをご答弁いただきましたので、改めて、最後まで、しっかりとした取組をお願いしたいというふうに思います。

そのうえで、その内容については、もちろん委員会でご説明ということですので、委員会をお願いをしたいと思います。ただ、計画から条例に変わる、または法律があつて、その理念や、その法律の考え方は、それに基づいて本県の条例を作成すると、昨年からのやりとりであれば、その部分がありました。

本県ならではの理念や考え方がその中にあるのでしょうか。その部分だけ、ご答弁いただきたいと思ひます。

○議長（溝口芙美雄君） 県民生活部長。

○県民生活部長（木村伸次郎君） 先ほどご説明しました有識者による懇話会、ここの中で、それぞれの逐条ごとに議論をいたしました。長崎県として何を取り組むべきなのか、長崎県の特色は何か、そういう点も踏まえて、ご議論をいただき、結論をいただいたというふうに認識しております。

○議長（溝口芙美雄君） 山本啓介議員—21番。

○21番（山本啓介君） その中身については、委員会でお示しただけというふうに理解をします。

法律をそのまま県に落とし込むのではなくて、法律をしっかりと理解したうえで、本県の事情や都合に即した条例を制定していただけるというふうに思います。

そのうえで、これらはやはり市町の役割も大変大きい、県と市町が足並みをそろえて支援の充実を図ることが重要であろうと思います。昨日、壱岐市議会の方にも議案が上程されたというような話も伺いました。

これら市町に対して、やはり県がリーダーシップを発揮し、支援の充実を図っていくべきではないかと思うところがありますが、いかがでしょうか。

○議長（溝口芙美雄君） 県民生活部長。

○県民生活部長（木村伸次郎君） 犯罪被害者等支援の充実を図るためには、県、県警、市町あるいは関係団体、関係機関等が一体となって総合的、体系的な支援を実施していく必要がございます。

そのため、県では、これらの関係者と「犯罪被害者等支援協議会」を開催し、支援の現状と課題について、これまで3回協議を行っております。

今回の条例制定をゴールとするのではなく、条例が犯罪被害者等支援のさらなる充実につながるものとなるよう、今後とも、市町をはじめ県警、関係機関、団体等と一層の連携を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（溝口芙美雄君） 山本啓介議員—21番。

○21番（山本啓介君） 以上で、質問は全て終わりました。

冒頭の質問から、知事には、非常に踏み込んだご答弁を賜り、感謝を申し上げたいというふうに思います。

ぜひ、長崎県の発展の道筋を県民の方々が共有して、県内外の方々が長崎にこぞって集まる、そういう雰囲気づくりに意識改革を県民に促す、そういったことも踏まえて、お願いをしたというふうに思います。

終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（溝口芙美雄君） 本日の会議は、これにて終了いたします。

明日は、定刻より本会議を開き、一般質問を続行いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

— 午後 3時22分 散会 —

第 9 目 目

議 事 日 程

第 9 日 目

-
- 1 開 議
- 2 天皇陛下御即位30年に伴う賀詞奉呈の件
- 3 県政一般に対する質問
- 4 上程議案委員会付託
- 5 請願上程、委員会付託
- 6 散 会

平成31年2月28日（木曜日）

出席議員（45名）

1番 宮本法広君
 2番 麻生隆君
 3番 吉村正寿君
 4番 坂本浩君
 5番 高橋勝幸君
 6番 里脇清隆君
 7番 近藤智昭君
 8番 宅島寿一君
 9番 松本洋介君
 10番 ごうまなみ君
 11番 大場博文君
 12番 山口経正君
 13番 山本由夫君
 14番 吉村洋君
 欠番
 16番 堀江ひとみ君
 17番 川崎祥司君
 18番 深堀浩君
 19番 山田朋子君
 20番 久野哲君
 21番 山本啓介君
 22番 前田哲也君
 23番 外間雅広君
 24番 下条ふみまさ君
 25番 大久保潔重君
 26番 中島浩介君
 27番 西川克己君
 28番 浅田眞澄美君
 29番 中村和弥君
 30番 高比良元君
 31番 山田博司君
 32番 渡辺敏勝君
 33番 吉村庄二君

34番 瀬川光之君
 35番 坂本智徳君
 36番 橋村松太郎君
 37番 徳永達也君
 38番 中島廣義君
 39番 中山功君
 40番 野本三雄君
 41番 小林克敏君
 42番 田中愛国君
 43番 三好徳明君
 44番 八江利春君
 45番 宮内雪夫君
 46番 溝口芙美雄君

 説明のため出席した者

知事 中村法道君
 副知事 上田裕司君
 副知事 平田研君
 統轄監 濱田厚史君
 総務部長 古川敬三君
 県民生活部長 木村伸次郎君
 環境部長 宮崎浩善君
 福祉保健部長 沢水清明君
 企画振興部長 柿本敏晶君
 文化観光国際部長 中崎謙司君
 土木部長 岩見洋一君
 農林部長 中村功君
 水産部長 坂本清一君
 産業労働部長 平田修三君
 危機管理監 豊永孝文君
 福祉保健部 園田俊輔君
 こども政策局長 野嶋克哉君
 会計管理者 太田彰幸君
 交通局長 廣田義美君
 企画振興部政策監

文化観光国際部政策監 田代秀則君
産業労働部政策監 下田芳之君
教育委員会 池松誠二君
教育長
選挙管理委員会委員長 永淵勝幸君
代表監査委員 濱本磨毅穂君
人事委員会委員 本田哲士君
公安委員会委員 川口博樹君
警察本部長 國枝治男君
監査事務局長 辻亮二君
人事委員会事務局長
(労働委員会事務局長併任) 寺田勝嘉君
教育次長 本田道明君
財政課長 古謝玄太君
秘書課長 伊達良弘君
警察本部総務課長 杉町孝君
選挙管理委員会書記長 井手美都子君

ことにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(溝口芙美雄君) ご異議なしと認めます。
よって、そのとおり決定されました。
賀詞を朗読いたします。

〔朗読〕

天皇陛下におかせられましては 本年 御即位
30年をお迎えになられ 誠に慶賀にたえないと
ころであります

ここに長崎県議会は 県民を代表して 天皇皇
后両陛下の益々のご健勝をお祈りするとともに
謹んでお祝いを申し上げます

平成31年2月28日

長崎県議会

議会事務局職員出席者

局長 木下忠君
総務課長 高見浩君
議事課長 篠原みゆき君
政務調査課長 太田勝也君
議事課長補佐 増田武志君
議事課係長 梶谷利君
議事課主任主事 天雨千代子君

○議長(溝口芙美雄君) これより、昨日に引き
続き、一般質問を行います。

吉村 洋議員—14番。

○14番(吉村 洋君) (拍手)〔登壇〕 皆さん、
おはようございます。(発言する者あり)

お祝いの後であるので、失敗せぬようにと
ご激励を賜りまして、まことにありがとうございます
ございます。私も国民の一人として、天皇陛下の御
即位30年をお祝い申し上げたいと思うところで
ございます。

私も、今期最後の一般質問になります。これ
まで、何度も一般質問をさせていただきました
が、いつも時間が不足して、大変まとまりを欠
いておりました。最後の最後は、きっちりいこ
うと思っておりますので、無駄口をたたかない
ように質問をさせていただきたいと思
います。答弁の方も、軽快にお願いを申し上げたいと思
います。

— 午前10時 0分 開議 —

○議長(溝口芙美雄君) 皆さん、おはようござ
います。

ただいまから、本日の会議を開きます。

この際、天皇陛下御即位30年に伴う賀詞奉呈
の件を議題といたします。

お諮りいたします。

天皇陛下御即位30年をお祝いして、お手元に
配付いたしておりますとおり、賀詞を奉呈する

それでは、早速、質問に移らせていただきたいと思います。

1、小規模事業者への支援について。

①小規模事業者の経営状況は厳しさを増しているが、地域社会を支える役割も増してきている。サポート役としての商工会への支援はどのように考えているか。

私も小規模事業者の一人でございますが、この小規模事業者の経営状況は、非常に厳しさを増してきているところでございます。

それと反比例するように、地域社会を支える役割も増してきているところであります。

これまで、何度も申し上げてまいりましたが、平成の大合併以降、地域の行政機関は規模縮小をされ、地域の活力は低下している。そのような中であって、商工会のように、地域に根差した団体に対する期待は、大変大きいものがございます。それに応えきれなくなりつつあるこの現状を非常に懸念する一人であります。

地域の活性化につきましては、あらゆる角度から施策の展開をされていることは十分認識しておりますし、大きく長崎県の経済を向上させることが重要課題であることも承知はいたしております。

しかし、地域がなくなってしまうのは、長崎県の正常な姿であるとは言えないわけでございます。

地域の日常の中で、非常に関わりの大きい小規模事業者の属する地域存続のサポート役としての商工会への支援をどのように考えておられるか、お尋ねをいたします。

後の質問は、対面演壇席よりさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（溝口芙美雄君） 産業労働部長。

○産業労働部長（平田修三君） 人口減少や高齢

化、地域経済の低迷など、社会経済が大きく変動する中で、商工会の指導内容も、これまでの記帳や税務、金融指導などの日常的な経営指導、経営改善指導に加えまして、経営計画の策定や販路拡大及び高付加価値化などの経営発達支援に重点を置いた活動が求められております。

県といたしましては、これらの事業を実施するための商工会の人件費や事業費を助成いたしますとともに、広域経営指導員の配置による機能の強化、中小企業診断士の資格取得による経営指導員の資質向上等にかかる経費を助成することにより、商工会の事業推進の支援を行っているところであります。

さらに、今後は、地域産業活性化計画のもと、注力すべき分野や目標を各支援機関が共有をし、商工会を中心に連携して支援する体制を強化することで、より効率的で効果的な小規模事業者の支援を実施してまいりたいと考えております。

○議長（溝口芙美雄君） 吉村 洋議員—14番。

○14番（吉村 洋君） 最初でございますので、とおり一遍になるわけですが、それであれば、平成30年度に事業化をされております地域産業活性化支援事業、今、「地域産業活性化計画」という言葉が出ましたが、平成30年度に地域産業活性化支援事業というものが行われておりますが、この効果についてはどのようなものであったか、お知らせをいただきたいと思っております。

○議長（溝口芙美雄君） 産業労働部長。

○産業労働部長（平田修三君） 地域産業活性化支援事業は、商工会、商工会議所による地域産業活性化計画の策定や計画の達成に向けた取り組みに対して、これらを支援する広域経営指導員の配置や専門家の派遣の助成を行うものでございます。

本事業による支援の結果、今年度は、17の地

域において、地域産業活性化計画が実際に動き出しており、また、その中で、各地域の事業者に対しまして、経営計画の策定の支援や商品づくり、販路開拓のアドバイスなどを行っております。

その結果、国の補助金を活用して事業拡大を図られた例でございますとか、輸出の商談会に出展をして海外との取引につながった例など、具体的な成果も出てきているところでございます。

さらに、各商工会の経営指導員につきましても、海外展開や財務分析、労務管理など、広域経営指導員による支援の事例を直接学ぶということが出来るため、その資質向上にも効果が上がっているものというふうに考えているところでございます。

○議長(溝口芙美雄君) 吉村 洋議員—14番。

○14番(吉村 洋君) ②地域産業活性化計画推進事業が予定されているが、小規模事業者に馴染む内容となっているのか。

平成30年度の地域産業活性化支援事業というものの中身が今の答弁でわかったわけですが、平成31年度において、また同じような名前の地域産業活性化計画推進事業というのが予定してあるわけでございます。前年度事業とどういふふうな関連性があるのか、また、小規模事業者にとって、この事業が効果的な事業であるのかということをお知らせいただきたいと思っております。

○議長(溝口芙美雄君) 産業労働部長。

○産業労働部長(平田修三君) 先ほどご説明いたしました、今年度実施しております地域産業活性化支援事業では、地域産業活性化計画の策定と推進を図るために、広域経営指導員の配置や専門家派遣の支援を行って、県と市町、商工団体とが連携して計画推進に取り組む体制の整

備を進めてまいったものでございます。

さらに、来年度から実施いたします地域産業活性化計画推進事業でございますが、これは地域の強みを活かして、小規模事業者の皆様がまとまって高付加価値化や販路拡大に取り組む際の補助制度を新たに設けることで、地域への波及効果の高い事業を支援することによって、計画の推進を図ろうというものでございます。

○議長(溝口芙美雄君) 吉村 洋議員—14番。

○14番(吉村 洋君) この地域産業活性化計画推進事業というものの中身がある程度、おぼろげではありますが、理解をしております。

そこで、平成30年度の活性化支援事業、これが予算ベースで2,730万円であったわけです。これが平成31年度においては2,127万円と、減額で存続をされております。新たに地域産業活性化計画推進事業というのが1,000万円、国の2分の1の補助をいただいてやると。国の補助があるから、この事業をやるんだということであってはいけないわけですね。そこに主体をもって県が取り組んでいくという考え方がなからんといかんわけですが、そこら辺の関連について、平成30年度は2,730万円だったのが、平成31年度は予算的には合わせて3,127万円になっているんですよと。中身としてはどうなのかと、そこら辺が、いわゆる地域の商工業者のためになっているのかなというのが、私の頭の中によぎるわけですが、その点について、もう少し詳しくお答えをいただければありがたいと思っております。

○議長(溝口芙美雄君) 産業労働部長。

○産業労働部長(平田修三君) 今、議員がご指摘になりましたとおり、今年度実施しております体制の整備に対する事業予算につきまして

は、一定の削減をして、一方で小規模事業者の皆様が取り組まれる経費に対する助成という制度を、国の補助制度も活用しながら、改めて設けたところでございます。

これは、計画を推進にするに当たり、もちろん側面的な支援も重要でございますけれども、実際に計画を実行される小規模事業者の皆様の資金的な支援をすることで、計画の一層の推進につながるであろうと、つなげていきたいという意思のもとでの予算編成でございまして、その点についてはご理解をいただきたいというふうに考えてございます。

○議長（溝口芙美雄君） 吉村 洋議員—14番。

○14番（吉村 洋君） 部長の答弁で少しはわかるんですが、この新しい平成31年度の地域産業活性化計画推進事業というのは、対象が事業をグループ化してやるということであり、我々の商工会地域の事業者というのが、そこまでグループ化できるのかなというのが不安なんです。だから、そういった意味では、我々小規模事業者にとっては、なじむ施策なのかなというのを非常に懸念するところであるわけですが、今後、この施策を進めていかれるに当たっては、そういうところにも留意をしながら進めていただきたい。

それから、もう一つ、平成30年度の地域産業活性化計画支援事業においては、先ほども答弁の中にありましたが、広域指導員を3名配置していただきました。これは、いろんな国の補助事業等を小規模事業者がいただくとする時の申請手続が非常に複雑だったりするわけですね。そういうことについて、この広域指導員の役割は非常に役立ったという声があるわけですが、これが平成31年度に2名に削減されているわけでございます。ここら辺について、これを3

名、どうして維持できなかったかということをお聞きしたいわけです。

それと併せて、大分県の合同新聞というのを見ておりましたら、これは2018年に出ている新聞ですが、そこで来年度までに16人の職員を増員すると。やはりこういう地域の小規模事業者の振興というのを図るためには、そういう職員の配置が必要だということを、改めて大分県は考えて配置していこうと。

また、熊本県についても、ここは災害があつていろいろ大変だったということもあつて、平成31年度、平成32年度と、あわせて複数名の職員を増やそうというふうに計画をされているわけです。

長崎県も、これまでずっと職員を削減するというところを行ってまいったわけですが、もうこれ以上削減されると、いろんな活動が滞ってしまうと。それこそ、地域のそういう組織がなくなってしまうというところにきているわけですが、そういう観点からも、この職員を減らさないということについてのお考えをお示しいただければと思います。

○議長（溝口芙美雄君） 産業労働部長。

○産業労働部長（平田修三君） 商工会の経営指導員、支援員の配置につきましては、従来、現在の長崎県の配置の水準がどうであるかということについては、さまざまな指標の中であるわけですが、我々としては、できる限りのことは行わせていただいているというふうに考えております。

ただ、一方で、こういう厳しい財政状況の中で、過去から人員の削減について、計画的な削減をお願いし、商工会側の皆さんの協力の中で計画的な削減をお願いしているということも事実でございます。

先ほど申しましたように、さまざまな新しい事業を取り組む中で、現在の体制については、一定の見直しをお願いせざるを得ないということは、大変苦しい状況でございますけれども、これは商工会の皆様、連合会の皆様とも十分に意見交換をしながら、連携をして、効果的な小規模事業者の皆様への支援ができますように努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（溝口芙美雄君） 吉村 洋議員—14番。

○14番（吉村 洋君） 部長から、最後に、いわゆる商工会関係団体の皆さん方と連携を密にして、話し合いを持ちながら進めていきたいという答弁がありましたので、了としますが、要は、やはり地域が存続していくためには、その地域で行われているいろんな事業が存続していかないと続かないわけございまして、それを支える小規模事業者への支援というのが必要不可欠な、大事なものだと考えるわけです。そういったところで、そういうところに視点を置いた施策の推進ということに心がけていただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

2、農業振興策について。

①ワイヤーメッシュ柵の現況について。

イノシシの捕獲頭数というのは、平成28年から平成29年にかけて、減少傾向に転じてはいるものの、まだまだ3万頭を超えるというような状況であります。

被害金額は、平成28年度で2億3,000万円程度であったのが、平成29年度は1億4,000万円と、平成33年度に目標設定をされている「第12次鳥獣保護管理事業計画」での1億5,000万円を既に達成はしてあるところではございますけれども、これまで国の財政支援を受けながらとはいえ、農家の不断の努力によって1万5,200ヘクタールに及ぶ侵入防止柵というものが設置をされてい

るわけですが、このワイヤーメッシュの国の交付金の設置は、平成20年頃からはじまったのではないかと記憶をしておりますが、既にさびや害獣により穴が開いたり、補修が必要だというようなところが数多くあると耳にするわけでございます。それと、この耐用年数が国の基準で14年となっているわけですが、初期のころに設置されたワイヤーメッシュについては、もうその半分もいかなところでさびたり、その機能が著しく低下しているというようなところが見受けられるわけでございます。

現在、国の補助事業もあるわけですが、それが要求の満額はこない。だから、当初予算では6割、7割というところしか予算がつけられなくて、あとは入札差金等の発生を待って9割以上もっていくというような作業が今般続いておりますけれども、そういうことを踏まえて、ワイヤーメッシュ柵の補修、更新の現状、それからワイヤーメッシュの耐用年数と今後の長期利用や品質確保に向けた考え方、また、それを踏まえての予算の確保ということについての県の考え方をお伺いしたいと思っております。

○議長（溝口芙美雄君） 農林部長。

○農林部長（中村 功君） 県では、鳥獣被害対策として、「防護」、「すみ分け」、「捕獲」の3対策を総合的に推進しておりますけれども、ワイヤーメッシュ柵による防護対策は、農作物被害軽減に対し効果的であり、国の事業を活用して、記録のある平成23年度以降、累計で約6,500キロの設置を進めてまいりました。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、14年の耐用年数に満たない現状においても、湿度や潮風などによる経年劣化に伴い、腐食が進んでいる事例も見られることから、集落ぐるみでの点検活動において、補修が必要となった場合には

中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金の活用による部分的な交換を進めさせていただいているところでございます。

こうした現状を踏まえて、耐用年数の見直しについて国に確認しましたところ、長期的かつ全国的な事例調査を行う必要があるとの理由により、見直しは困難という回答がございました。

そのため、県としましては、耐用年数について、引き続き、国と協議していくとともに、今後の長期利用や品質確保につきましては、一部市町において導入され、効果が見られておりますメッキ済みのワイヤーメッシュ柵の導入を進めていく必要があると考えております。

しかしながら、導入価格が1.4倍と高いことから、必要な予算の増額に向けて、国に対して強く要望してまいりたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 吉村 洋議員—14番。

○14番(吉村 洋君) 今、現状については、部長の答弁である程度理解をするわけですが、いわゆる農業従事者の皆さん方の現場での声というのをお聞きしますと、やはりなかなか苦しいところがあると。今、いろんな要望が農家から出されているということの調査もされているようですが、5市町あたりについて、そういう要望がなされていると。

それから、市町の対応としても、14年という耐用年数が設定されているので、更新はそれを過ぎないとできないわけですから、ほかのいわゆる中山間の直接支払制度とか、そういった補助金を流用して、更新をやっていくというようなこともされているわけですね。でも、本来であれば、この国庫事業での期間の短縮とか、そういうことを図っていただきたいと思うわけで、引き続き、国にも要望するというところでございますので、これは積極的に進めていただきたい

と申し上げておきたいと思います。

②中山間直接支払事業等の利活用について。

この中山間直接支払事業というのは、生産者にとって効果のある事業ではあるんですが、ご存じのとおり、現在、4期目の事業が進められております。次、5期目に入るところですが、農業を取り巻く環境ということにつきましては、高齢化と後継者不足と、そういうのがずっと重なっております。

そういうことで、この1期5年間という期間がちよっと長すぎると。これは生産者組合とか、そういうところで団体を組んで補助を受けるということになるので、その中の一つの農家が抜けると、非常に迷惑をかけるということになるわけですね。そういうことで、期間を、例えば3年に短くしてもらえば、頑張って3年間はやれるだろうというような声もあるんですが、そういう1期5年間ということ、長くは続いてほしいんですが、それは期数で延ばしていけば同じ期間はできるわけですから、そういうことが対応できないかということについて、お伺いをしたいと思います。

○議長(溝口芙美雄君) 農林部長。

○農林部長(中村 功君) 中山間地域等直接支払制度につきましては、条件不利地域において営農や集落活動を継続する協定を締結して、集落を維持していく制度でございまして、中山間地域を多く抱える本県にとって、大変重要な制度と考えております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、集落住民の高齢化によるリーダーや担い手不足などから、活動が停滞し、集落の維持が困難となるということも危惧されているところでございます。

このため、県といたしましては、期間を5年間から3年間へということも大事かと思います

けれども、こうした課題をしっかりと解決していくことがまず大事ではないかということから、集落の将来に向けた話し合い、それから地域資源をどう引き継いでいくか、こういったことを地域の中で話し合いを進めていく必要があるということから、リーダー研修会、こういったものを開催したいと思っておりますし、集落において、機械、農作業の共同化を行う集落営農の育成、それから、この中山間地域等直接支払制度の取組存続に向けて、協定組織の合併とか、広域化、こういった取組を支援してまいりたいと考えております。

加えて、来年度からは、農産物直売所を拠点とした地域活性化の取組、こういったものも新たに支援することで、将来にわたって集落が維持できるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（溝口芙美雄君） 吉村 洋議員—14番。

○14番（吉村 洋君） そこら辺、農家の声を直接聞いていただいて、どういうことが図られるのか、検討を進めていただければありがたいと思います。

③国補助金に対する県の上乗せ補助の考え方について。

今回、特に、昨日の一般質問でもちょっと出ましたが、農業分野のいわゆる国庫補助事業について、県の継ぎ足し補助を見直すということがございました。知事にも、以前、話したことがあるんですが、一律見直しを行うことについては、それはやらないといかんでしょうということになります。必要なものは残していただくということは必ずやってくださいよということをお願いしておいたわけですが、今回の継ぎ足し補助の見直しということについて、そもそも、どういう観点から判断をしていこうとされ

ているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（溝口芙美雄君） 農林部長。

○農林部長（中村 功君） 農林部におきましては、これまで農業振興に必要な施設の導入や拡大を進めるために、国庫事業に継ぎ足し補助を実施してまいりましたが、国庫事業の積極的な活用とともに、この補助金が増加しております。単収向上や低コスト化対策などのほかの単独事業予算の確保が厳しい状況でございます。

そのため、引き続き、国庫事業等の有利な財源を活用する一方で、継ぎ足し補助金については見直しを行わせていただきますが、生産者の負担軽減が図られるよう、ハウスなどの整備コスト縮減のための規格の統一、一括発注、調達などに取り組むほか、生産対策としての施設機械導入や増頭対策、新技術の導入などに対する単独事業予算の確保を図ったところでございます。

また、イノシシ捕獲報奨金についても継ぎ足しを行ってございましたけれども、市町には8割の特別交付税措置があるものの、県には措置がないため、現行制度が維持されるよう、市町に特別交付税を最大限活用していただき、市町の実負担額の増加分を県が補助する仕組みへと見直すとともに、県は、広域的な有害鳥獣対策の実施やICT技術の導入、人材育成などに重点的に取り組むことといたしております。

今後とも、限られた予算の中においても、有利な財源や新技術などを積極的に活用して、農業所得向上に向けて、生産者、関係団体と一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（溝口芙美雄君） 吉村 洋議員—14番。

○14番（吉村 洋君） 部長の方から、一つの例として、イノシシの捕獲報奨金という話が出

ましたが、これが、現行では1頭当たり総額1万2,000円です。国の補助金が7,000円で、県の補助が2,500円、市町負担分の2分の1ということでされていたわけですが、今回の見直しのところで、国の特別交付税が2,000円から4,000円に倍増したと。その分で県の補助はぐっと減るわけですね、県が負担しなければならない補助金。それで、市町の負担分をどうするかということが俎上に上がっていたようでございますが、ここで細かな話があって、いや、市町負担分の2分の1でしょうという考え方、これが基本的な継ぎ足し補助の考え方ですと。現行では、県は、平成30年度の予算ベースで9,500万円の支出をしていると。それが一旦ゼロになるわけですね。そこら辺を考えると、もう少し負担をしてもいいんじゃないか、その継ぎ足し補助を一遍切らなくても。特別交付税が2,000円増えたから、その分はよしよしと。それは無駄な金は出せないということになります。この市町負担分も2分の1ですよというようなことはしなくても、当然いいと。今、農林部長から、先に、そういうことはしないように考えておりますという決意表明だろうと思います、そう聞こえましたが、今般のそういう操作について、中村元農林部長は、どのように考えられるか、お尋ねをしたいと思いますが、よろしく願います。

○議長（溝口芙美雄君） 知事。

○知事（中村法道君） イノシシの捕獲報奨金制度については、これは県、市町が、地域の深刻な状況に鑑み、力を合わせて取り組んできたところですが、議員ご承知のとおり、これについては遅れて国の特別交付税の措置がなされたところでもあります。

基本的には、対象経費の8割がこの特別交付税で措置されるということになったわけであり

ますけれども、その以前から、県、市町、力を合わせて取り組んできたという経過もありまして、なかなか特別交付税措置の有効な活用が図られてこなかったという経過がありました。

私どもも、各市町から、たびたびご要望等をいただく機会がありましたけれども、まずは特別交付税をフル活用してもらいたい。

なぜならば、県に対する特別交付税措置が講じられれば、県の方でも負担をする用意はあるんですが、県の方にこの特別交付税措置がなされない。したがって、各市町が行う場合のみ特別交付税措置が講じられるということでありましたので、まずは市町において、この特別交付税措置をフル活用していただき、そして、市町の負担分については、県も実質負担の相当額について、応分の負担をしてはどうかというような考え方で検討するよということ、各担当課の方に指示をしていたところでありましたけれども、なかなかそれがスムーズに理解が得られてなかったということで、今回、改めて見直しを進めるということになったわけであり

ます。いずれにいたしましても、地域の深刻な有害鳥獣対策に、力を合わせてしっかり取り組んでいかなければいけないと、こう思っているところでございますので、引き続き各市町の理解を得て、ご協力をいただきたいと考えているところであります。

○議長（溝口芙美雄君） 吉村 洋議員—14番。

○14番（吉村 洋君） 知事に、元農林部長とか申し上げまして、大変失礼しましたが、知事の経歴から、そこの心意気をお尋ねしたかったところです。

県が継ぎ足し補助をするにしても、いろいろ工夫をしながらしないといかん。先に出すと、

特別交付税が減ってしまうとか、そういうこともあるので、事務手続上、いろんな大変なところもあろうかと思いますが、やはり現場で生産をされる農家の方々のご苦勞というのを思うと、そこら辺に心が行き届いた施策、補助事業ということを心がけていただきたいというふうに申し上げさせていただきたいと存じます。

3、文化財の保存と観光資源としての活用について。

①今般の文化財保護法の一部改正を踏まえて、教育委員会としては文化財の保存と活用について、どのように取り組もうとされているのか、お尋ねをいたしたいと思います。

○議長(溝口芙美雄君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 今般の「文化財保護法」の改正につきましては、過疎化や少子・高齢化を背景に、文化財の消失、なくなることの防止などが喫緊の課題となる中、文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会が総がかりで、その継承に取り組んでいくことが求められていることから、地域における文化財の計画的な保存と活用の促進を目的として改正をされました。

この法改正の主な柱の一つとして、都道府県は、文化財の総合的な保存と活用に関する基本的な方針や、防災対策、災害発生時の対応のほか、市町への支援のあり方などを定めた「文化財保存活用大綱」を策定できること、また、市町は、都道府県の大綱を参照しながら、文化財の保存と活用に関する基本的なアクション・プランとなる「文化財保存活用地域計画」を策定できることが盛り込まれております。

県教育委員会といたしましては、本県の「文化財保存活用大綱」について、平成31年度から着手し、おおむね2カ年かけて策定したいと考

えており、文化観光国際部をはじめ、土木部や危機管理監など、関係部局の各所管課を構成員とする協議会を設置して検討を進めていきたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 吉村 洋議員—14番。

○14番(吉村 洋君) ただいま、教育委員会教育長の前向きな答弁がありましたので、その答弁につきましては、進めていただきたいと希望するところです。

②文化財の観光資源としての活用という観点から、観光振興策として文化観光国際部が関係すると思うが、どのように考えるか。

もう一つ、この質問に至ったのは、せっかく文化財があって、教育委員会だけで、その保存、維持管理というのをやっていると、おのずとそこに限界が出てくるということでございます。今度の法改正等含めて、文化庁の組織が改編されて、「文化資源活用課」というのができたわけでございます。これを見て、これは文化庁もこれを観光資源として活用するということも含めながら考えようとしているのかなということも思って、今回の質問に至ったわけです。そこら辺も含めて、今後とも、教育委員会としても活用を図っていただきたいと思うわけです。

次に、文化観光国際部にお尋ねをしたいと思いますが、同じようなことで、長崎県へのクルーズ客も増えており、県内の周遊型とか、体験型の観光というのを進めなければならないというのがいつもたわれているわけですね。観光立県長崎ということになるわけですが、世界遺産、それから日本遺産というのが核になってあるわけですね。

それから、それを結ぶところに、それぞれのポイントとして、県内の文化財がある。そこを線で結んでいって周遊型につなげていくと、そ

うということになるかと思うんですが、文化観光国際部としてのお考えをお尋ねいたしたいと思います。

○議長（溝口芙美雄君） 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（中崎謙司君） 議員ご指摘のとおり、本県には、2つの世界遺産や3つの日本遺産をはじめとして、本県特有の歴史的背景に根差した、観光資源となり得る貴重な文化財が数多く存在しております。

こうした文化財を核とした観光拠点を増やすことで、さらなる誘客や県内周遊につなげていくことが重要であり、市町や観光協会が取り組む文化財を活用した観光まちづくりや周遊対策、こういったものを積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（溝口芙美雄君） 吉村 洋議員—14番。

○14番（吉村 洋君） 答弁も文化観光国際部としてはそのようなことになりかと思いますが、先ほど教育委員会教育長の方から、そういう関係部局が連携して、いろんな協議会等のような形をもって連携を深めてまいりたいという答弁があったわけですが、文化観光国際部としてはどのようにお考えか、お尋ねいたします。

○議長（溝口芙美雄君） 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（中崎謙司君） これも議員ご指摘のとおり、文化財というのは、特に、インバウンドの視点から、有効な観光資源になると考えておりますし、県としましても、こういった文化財を観光やまちづくりに活用していきたいという考えを持っております。

そういうことから、先ほど教育委員会が設置する協議会につきましては、文化観光国際部としても積極的に参画してまいりたいと考えております。

○議長（溝口芙美雄君） 吉村 洋議員—14番。

○14番（吉村 洋君） 同様の考え方ということで理解をいたしました。そういうのが早急に編成されるようお願いをしておきたいと思えます。

③宿泊税についての考えは。

県内では、長崎市が宿泊税の導入に向けて検討を進められております。

昨日の新聞にも、「佐世保市が宿泊税を検討」という記事が載りました。福岡県は、福岡市と福岡県が泥沼化した争いをされております。こういうふうになっては収拾がつかなくなる。

それと、いわゆるこういう観光資源を活用するために、長崎県の観光振興という観点から、やはり財源の確保というのは非常に重要だろうと思うわけですね。そういった意味で、これを導入するか、しないかということも検討しないといかんのでしょうかけれども、導入するとすれば速やかに導入して、きちっと整理ができるように、それぞれの市とかがそれぞれでやっていると統制がとれなくなります。そういった意味で、県が主導する形で、まずはこういう話し合いの場、協議の場を持つということを進められてはどうかと思うんですが、それについてのお考えをお示しいただきたいと思えます。

○議長（溝口芙美雄君） 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（中崎謙司君） これも議員ご指摘のとおり、いま少し、県内市町で議論が進んでいるということでございますけれども、やはり宿泊税について考えていくうえでは、県内市町別の宿泊客数も偏在している状況にもありますので、各市町の考え方をよく伺いしたいと思っております。

その際には、導入の目的や財源の使い途などを整理することが議論の前提になると思われまますので、県内市町との間で、観光施策を協議、

検討する機会などを活用し、宿泊税についてもしっかりと協議してまいりたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 吉村 洋議員—14番。

○14番(吉村 洋君) 前向きな答弁であったかと思いますが、そういうことで、私個人としてはやっぱり県が主導的な立場で、主体をもって県下の各自治体をまとめていくと、後がスムーズにいくんじゃないかなと思うわけです。

これは、有効な財源と思います。我々もよくホテルを利用しますが、そこに、大体、今、検討されているところの例を見ると100円から500円とか、そういう世界ですけれども、100円か200円という金額はわかりませんが、取ることにしても、そう抵抗はないんじゃないかと。佐世保で出た時も、そういうのは抵抗があるんじゃないかという声は当然出ておりますけれども、そこを整理していく行司役を県がやるということが、一番やりやすくなるんじゃないかなと思いますので、早急な検討をしていただくようお願いしておきます。

4、J R佐世保線の輸送改善について。

①深度化調査のその後について。

これも何回も質問させていただいておりますし、一般質問1日目で宮内議員からも質問があつておりますが、我々県北に住む、特に、佐世保市を中心としたと、こういう話になるわけですが、そういう時に、このJ R佐世保線の輸送改善というのが必須の課題となっているわけでございます。

そこで、深度化調査が行われておりますが、その後の経過について、お知らせをいただきたいと思っております。

○議長(溝口芙美雄君) 企画振興部長。

○企画振興部長(柿本敏晶君) J R佐世保線の輸送改善につきましては、高速化に向けた深度化調査を受けまして、県と佐世保市、J R九州で構成する「佐世保線等整備検討委員会」の実務レベルにおきまして、整備手法や効果、課題等を共有し、整備の方向性について検討を行っております。

具体的には、J R九州の協力により、列車速度を向上させるための線路のロングレール化や、高速化に要する線路の基盤強化、駅構内の分岐器の改良、振り子型車両の導入の可能性など、現地調査を行いながら、高速化に有効な対策について、佐世保市やJ R九州とともに協議を行っております。

また、現在、佐世保線の高速化につきましては、九州新幹線西九州ルートへの整備の一環として、肥前山口～高橋間の複線化、高速化工事が実施をされておまして、2022年度までに一定の時間短縮が見込まれております。

県としましては、こうした整備と併せて、振り子型車両の導入や、線路等の設備改良などにより、高速化効果をさらに高めることができないうか、投資効果も考慮しながら議論を深めているところでございます。

○議長(溝口芙美雄君) 吉村 洋議員—14番。

○14番(吉村 洋君) ②輸送改善に向けた事業進捗について、県の考え方は。

今、鋭意取り組んでおられるということで判断しますが、この輸送改善に向けた事業を進捗するという点について、県の基本的な考えを、いま一度お知らせをいただきたいと思っております。

○議長(溝口芙美雄君) 知事。

○知事(中村法道君) 県におきましては、ご承知のとおり、平成4年11月に、「九州新幹線等の整備に関する基本的な考え方」の中で、佐世保

線の輸送改善について、3つの考え方を示してきているところであります。

まず、1点目の「長崎市～福岡市間にスーパー特急を設定する時には、佐世保市へも在来線を利用したスーパー特急を設定していく」ということにつきましては、フリーゲージトレインの西九州ルートへの導入が断念されたという状況にありまして、現在、前提となるもの自体がなくなった状況にあるものと理解をいたしております。

それから、2点目の「佐世保線の高速化のための設備改良」につきましては、今年度、県と佐世保市、JR九州の三者による実務レベルの協議によりまして、整備手法や効果、課題等に関して、現地調査を行いながら、整備の方向性等について、議論を深めているところであります。

なお、3点目の「将来、長崎市～福岡市間にフル規格の新幹線が運行されるようになった時は、佐世保市にもフル規格新幹線鉄道網への直通運行が可能となるよう、その実現に努める」ということがありますけれども、現在、この西九州ルートの整備のあり方自体が定まっていない状況であり、そのため、今後の西九州ルートの整備のあり方等を踏まえて、検討を要する課題になってくるのではなかろうかと考えております。

私どもといたしましては、佐世保線は、県北地域の皆様にとって、通勤・通学などの生活路線であるとともに、佐世保市と福岡都市圏とを結ぶ重要な幹線路線でありますので、その輸送改善に向けて、関係者と協力をしながら、引き続き、具体的な検討を進め、取り組んでまいりたいと考えているところであります。（発言する者あり）

○議長（溝口芙美雄君） 吉村 洋議員—14番。

○14番（吉村 洋君） 今、知事の答弁で、鋭意取り組んでいくというようなことで理解をしておりますが、確かに、今、声があったように取組が遅いと言わざるを得ないところもあるわけでございますが、この深度化調査の段階で、大体14～15億円程度の整備費用というのがある程度数字で出ているわけですが、こういう今の考え方からいたしますと、この費用ということについては、一定県が費用負担をするというような考え方を持って整備を進めていくということに理解を我々はしているわけですが、その点についての見解をお示しいただきたいと思えます。

○議長（溝口芙美雄君） 企画振興部長。

○企画振興部長（柿本敏晶君） JR佐世保線の高速化につきましては、現在、線路等の設備改良にかかる整備手法や振り子型車両の導入可能性などを含めまして、事業費についても、現地調査を行いながら、さらに精査を深めているところでございます。

高速化対策に要する事業費の負担に関しましては、車両設備等を含めた全体の経費については、自治体負担だけではなく、補助事業の活用ができないかなどということも幅広く検討をする必要があると思っております。その際には、地元佐世保市のご意見も十分にお伺いしながら、検討を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（溝口芙美雄君） 吉村 洋議員—14番。

○14番（吉村 洋君） 国の補助を活用するか、そういうことも当然、この厳しい財政の中ですから、考えなければならぬとは思いますが、先ほども申し上げるように、スピード感を持って対応していただきたいと。

平成34年の暫定開業というのが待っているわけで、この時にあわせて、この時に恐らく振り子型車両の余剰がJR九州内に出てくるのではないかということが見込まれるわけですし、それを佐世保線に導入していくとすると、その能力を最高に発揮させるための改良というのを、それにあわせてやってもらわなければ何にもならないわけでごさいます、そういった意味でのスピード感を持った対応ということをやりたいと思います、いま一度、そこら辺のスピード感というところについて、見解をお尋ねいたしたいと思えます。

○議長(溝口芙美雄君) 企画振興部長。

○企画振興部長(柿本敏晶君) この佐世保線の輸送改善の問題につきましては、昨年度、深度化調査を行った結果が出て、これを受けまして、今、関係者一体となって、この機会に、この高速化の議論をしっかりと進めたいという考え方で協議を重ねているところでごさいます、今後もしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 吉村 洋議員—14番。

○14番(吉村 洋君) そのところは、スピード感を持って、確固たる認識のもとに進めていただくように、お願いをしておきたいと思えます。

5、離島航路の安定化に向けた取組みについて。

①(株)五島産業汽船の運休の原因と運休に対する県の検証について。

昨年10月に経営破たんをした株式会社五島産業汽船、これは旧会社ですけれども、この運休の原因と運休に対する県の検証ということについて、お尋ねをいたしたいと思えます。

○議長(溝口芙美雄君) 企画振興部長。

○企画振興部長(柿本敏晶君) 昨年10月、株式会社五島産業汽船が運航する全航路が運休をし、離島住民の生活に大きな影響が生じたところでごさいます。

県としましては、生活航路を含む離島航路が突然運休した事態を重く受け止めまして、改めて九州運輸局や、同社の代理人などからの聞き取りや、県が保有する会社の決算書類の確認、あるいは、関係自治体等との協議などにより検証を行っているところでごさいます。

資金面においては、平成27年度までの決算書類を精査いたしましたところ、その時期までは、多額の負債は抱えておりましたものの、キャッシュフローは回っているという状況にごさいました。

一方で、航路事業におきましては、同社代理人から、平成27年度の「有川～佐世保航路」への新規参入以来、毎年1億円前後の赤字を積み重ねたことが経営破たんの主な原因となったと伺っており、県といたしましても、同航路への参入において、船舶等の維持管理費がかさんだことに加えまして、以前、同航路を運航していた事業者と比べて、旅客運送で約8割、車両航送で約7割の実績にとどまり、収益の安定的な確保にはつながらなかったと考えております。

さらに、平成29年度に開設した「佐世保～福江航路」につきましても、計画していた利用目標に達しないなど、事業計画の課題もあり、経営状態の改善には結びつかなかったものと考えております。

また、株式会社五島産業汽船におきましては、赤字が膨らむ中、船舶の売買事業を行うことで航路事業を継続してきたものと考えられますが、最終的には、売買事業も行き詰まり、運休に至ったものと認識をいたしております。

航路事業者の経営状況の把握につきましては、このような株式会社五島産業汽船の経営悪化を把握できなかったことも踏まえまして、今後、国とも連携を図りながら、十分な把握に努めてまいりたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 吉村 洋議員—14番。

○14番(吉村 洋君) 今、部長の答弁で、ある程度の検証作業を行ったというようなことの答弁をいただいたわけですが、まだまだ、これは検証作業は道半ばだと私は思っております。

これは総務委員会が所管でございますので、そこでいろんな検証をさせていただこうということで、集中審査も2回行わせていただいております。そういう中で、やはり見えてくるものがだんだんと出てきて、今、部長は決算書類を精査した結果、キャッシュフローはオーケーだったとか、そういうことを言われますが、我々はその決算書類をそんなら出してくれんですかと、我々も県民の代表として、本当にそうだったのかということを押見したいと、調査をしたいんだと申し上げますが、そういう資料が出てこない。そういうことについて、非常に我々は調査しがたいところがあるわけですが、そういう資料の提出ということについて、いかがお考えか、お尋ねをしたいと思います。(発言する者あり)

○議長(溝口芙美雄君) 企画振興部長。

○企画振興部長(柿本敏晶君) こういった決算書類等、企業の情報につきましては、県の情報公開条例に基づいた手続きが一定必要となっております。

しかしながら、一方で、この旧株式会社五島産業汽船の問題については、非常に重要な問題であるとも思っております。ここにつきましては、現在、破産手続が行われているということ

で、破産管財人に対しても、この情報の取扱いについては協議をしているところでございまして、今後、こういった形で対応できるのか、さらに検討は行っていきたいというふうに思っております。(発言する者あり)

○議長(溝口芙美雄君) 吉村 洋議員—14番。

○14番(吉村 洋君) なかなかこう歯切れが悪い答弁になってくると、委員会でもそういう話になるんですが、やはり県も、これは航路に関しては国が所管で、この補助金も国が出しているというところですが、県もいろいろと費用を出しているわけですね。そして、そういう補助申請とかをする時については、県が窓口となるわけですね。その審査をもって国に申請をして、補助金が出されるという手続になっておるわけですが、そういった意味では、県も責任があると我々は感じるわけです。

②(株)五島産業汽船が運休した生活航路(有川～佐世保、鯛ノ浦～長崎航路)の回復状況について。

この調査をする中で、まず、鯛ノ浦～長崎航路というのが経営破たんして、これは生活航路ですから、大変だということで、早期に回復をしなければならないということで、びっくりするほど早期に回復がされたわけですね。九州運輸局の認可というのが、普通なら1カ月以上かかるというところを6日ぐらいでできた。(発言する者あり)これはすばらしいなと思う反面、そういうふうに見えるのかなという疑問も出るわけでございます。(発言する者あり)そこら辺について、あやしく私は感じませんけれども、(発言する者あり)どういう状況で短期間で認可が下りたのかということについて、説明をいただければと思います。(発言する者あり)

○議長(溝口芙美雄君) 企画振興部長。

○企画振興部長(柿本敏晶君) この旧五島産業汽船の「鯛ノ浦～長崎航路」のその後の運航につきましては、新会社で運航するというので、現在、運航もされておりますけれども、この手続に関しましては、国に確認をしているところでは、旧会社の社員が新会社の方で実際の運航に携わる、あるいは船につきましても、旧会社で使用していた船でありますとか、設備もそういったものを活用するというので、そういった点で運航についての確認が行われたということで、そういった手続が進んだというふうに伺っているところでございます。(発言する者あり)

○議長(溝口芙美雄君) 吉村 洋議員—14番。

○14番(吉村 洋君) この航路については、まず、鯛ノ浦～長崎間の航路に就航していた「ありかわ8号」という船があったわけですね。ここが廃止になったので、「ありかわ8号」という船に我々の目が自然と向いたわけです。

「ありかわ8号」というのは、どういう船かなということ、最初は単純に見ておったわけですが、そこを調べていくと、だんだんと、非常に複雑なところがあって、理解に苦しむところがあるわけです。

これは、一昨年9月に一般質問でも出ておりますが、そこについて監査指摘もしてあって、監査事務局長の答弁で、「今後、そこを精査します」ということで終わっておるんですが、その後の状況について、お知らせをいただきたいと思っております。

○議長(溝口芙美雄君) 監査事務局長。

○監査事務局長(辻 亮二君) 議員がおっしゃいますように、議場におきまして、その時は、監査委員からでしたか、私の方でしたかね、事情を、聞き取りを所管課の方からしてみるとい

うふうにお答えをさせていただいたというふうには認識をしております。

その後、監査ということではなくて、聞き取りをさせていただきまして、その結果は取りまとめをしたところでございます。

○議長(溝口芙美雄君) 吉村 洋議員—14番。

○14番(吉村 洋君) 今、聞き取りをして取りまとめをされたということですので、あと、もってその取りまとめた資料というのを提出していただければと思います。

これは、まだ、引き続き、委員会でも審議をしていかなければならない問題と思っておりますので、そういうことでお願いをしたいと思います。

③離島航路の確保・維持に向けた取組みについて。

この「ありかわ8号」に端を発して、いわゆる旧五島産業汽船が所有していた船というのが、この「ありかわ8号」では、5年間でエンジンを2回換装されていると。(発言する者あり) そういう短期間でやるのはどうなんだろうかと。

(発言する者あり)ただ、これは、離島の方々にとっては、リプレイス、リフレッシュ補助金というのをを使うことによって運賃の低廉化にもつながるということもあるので、全部が悪いとは言いませんが、余りにも短期間にエンジンが換装されたということで、そんなエンジンがあるんだろうかということが、また単純に疑問になってくるわけです。

それで、そのエンジンはどこのエンジンですかと言ったら、最初はどこのエンジンとも答弁からは出てこなかったわけですが、調べていたらMTUのエンジンというのがわかったわけです。(発言する者あり)

MTUのエンジンというのは、そんなら、そ

ういう欠陥がひどいようなエンジンなのかなと
思って調べていたら、全国でそのエンジンは約
610台の船に使ってあるということ、たまた
まメーカーからお知らせをいただいた。長崎県
内にも45台あるそうです。その種類は、海上保
安庁、国土交通省、漁業取締船、税関の監視艇、
消防艇、旅客船、警察庁の警備艇と、そういっ
た種類の船に乗っているエンジンで、5年でエ
ンジンを換えなければならないようなエンジン
ではないのではないかとということが我々の疑問
点で残っているわけです。（発言する者あり）

それともう一つ、これを調べていたら、今度
は佐世保～有川航路というのが同じく廃止に
なったんですが、そこにあった「ひまわり」と
いう高速船があるんですが、これの所在もなか
なかわからないと。

時間がなくなったので、時間内に済ませよう
と思いましたが、今後、また委員会の中でもや
らせていただきたいと思いますので、そこら辺
の資料を、部長、きちっとそろえて我々に提示
をしていただくようお願いをしたいと思います
ですが、いかがですか。（発言する者あり）

○議長（溝口芙美雄君） 時間がありませんから、
答えはあとから聞いてください。（発言する者
あり）

これより、しばらく休憩いたします。

会議は、11時20分から再開いたします。

— 午前11時 3分 休憩 —

— 午前11時20分 再開 —

○副議長（徳永達也君） 会議を再開いたします。
引き続き、一般質問を行います。

渡辺議員—32番。

○32番（渡辺敏勝君）（拍手）〔登壇〕 皆さん、
こんにちは。

改革21、国民民主党の渡辺敏勝でございます。

平成15年に県議会議員として初当選して以来、
4期16年間、県議会議員を務めてまいりました
けれども、今期をもって勇退し、本日は、県議
会議員として最後の一般質問をさせていただきます。

また、本日は、多くの皆さんに傍聴に来てい
ただき、まことにありがとうございます。この
場をかりてお礼を申し上げたいと思います。あ
りありがとうございます。

さて、私は、平成7年に市議会議員になって
今日まで、議員活動の中で常に心に刻んできた
言葉は、「現状に甘んずることなく、昨日より
今日を良くし、今日より明日を良くすることへ
のあくなき挑戦である」という言葉です。

去年と同じことをやっけては何も変わりませ
ん。明日を良くすることへのあくなき挑戦す
る気持ちを今後とも持ち続けたいと思いますし、
県職員の皆さんにも、失敗を恐れず、果敢に新
しいことへ挑戦する気持ちを持ち続けていただ
きたいと思います。

それでは、本題の質問をさせていただきます。

1、知事の基本姿勢について。

①県の海外事務所開設について（香港、シン
ガポール、ベトナムなど）

知事の大きな基本方針に、アジアの玄関口と
して、この長崎県を発展させる方針が示されて
おりますけれども、現在、韓国のソウルと中国
の上海の2カ所に県の海外事務所が置かれてお
ります。

アジアの窓口として、私は、もっと力を入れ
るべきだと思いますが、県の海外事務所を、具
体的には新規定期航空便が就航しております香
港とか、経済成長が著しいシンガポール、交流
が盛んなベトナム等が考えられますが、県の海

外事務所の設置について、知事の見解を求めます。

あとの質問につきましては、対面演壇席より質問させていただきますので、簡潔明瞭な答弁をよろしく願いして、本壇からの質問を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○副議長(徳永達也君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 ご質問にお答えする前に、ただいま、渡辺議員におかれましては、今限りでご勇退なさるといってお話をいただきました。

議員には長きにわたり県勢の発展のために格別のご尽力を賜ってまいりましたことに、心から敬意を表し、感謝を申し上げる次第でございます。

どうか今後とも、ご健康にご留意のうえ、折に触れ、県勢の発展に対して変わらぬご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます次第でございます。

それでは、ご質問にお答えをさせていただきます。

県の海外事務所の設置についてのお尋ねでございます。

人口減少によって国内市場の縮小が見込まれる中、海外の活力を取り込み、本県経済の活性化につなげていくことは大変重要な視点となっております。

海外事務所は、誘客促進、輸出拡大などの経済的な実利の獲得に向け、現地における情報収集や本県の認知度向上、人脈構築などの役割を担っているところであります。

東南アジアや香港への海外事務所の設置につきましては、一定費用もかかりますことから、事務所機能のあり方も含め、これまでも慎重に

検討してきたところでありますが、ご指摘のように新たな国際定期航空路線の就航などの環境変化も生じているところでありますので、引き続き、設置の必要性を検討してまいりたいと考えているところであります。

以後のお尋ねにつきましては、自席の方からお答えをさせていただきます。

○副議長(徳永達也君) 渡辺議員—32番。

○32番(渡辺敏勝君) 私が先ほど本壇で申し上げましたとおり、今、ソウルと上海と、それぞれ定期航空路線があるわけですから、シンガポールは別にして、やっぱり香港にね、香港の定期航路が就航したものですから。

香港、シンガポール、ベトナム、いろいろあると思いますけれども、今からアジアに窓口を広げていくという意味では、十分検討していただいて、早めに、他県に先駆けて県外事務所を設置して、広げていただきたいというふうにお願いしますので、十分検討を進めていただきたいと思います。

②長崎港2バース化と母港化（改修、修理）。

平成29年に長崎港にクルーズ船が267隻入港して、その時、キャンセルした船が172隻、平成30年には220隻が入港して、この時は何と255隻をキャンセルしております。入港するよりも多い数をキャンセルしている、それだけ長崎港の人気は高いということなんです。

2バース化について、過日、国土交通大臣も視察に来ておりますけれども、この2バース化の事業化の見通しについて、知事の見解を求めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○副議長(徳永達也君) 知事。

○知事(中村法道君) ご指摘のとおり、長崎港ではクルーズ船の寄港が急増しているところで

あり、バース不足により、平均的に考えますと、申し込みの約4割近くをお断りせざるを得ない状況であります。地域経済の活性化を図るためには、松が枝岸壁の2バース化が必要不可欠であると考えております。

このため私も、昨年10月の全国港湾知事協議会、あるいは12月の県・市、地元経済界代表の合同要望に参加をし、国に対して、2バース化の必要性を強く訴えてきたところであります。

そうした中、先月、長崎港を視察されました石井国土交通大臣からは、「2バース化に対する地元の熱意を感じ、新規事業化について検討を進めていく」との前向きなご発言もいただいたところであります。

県といたしましては、早期事業化に向けて、引き続き全力を注いでまいりたいと考えているところであります。

○副議長(徳永達也君) 渡辺議員—32番。

○32番(渡辺敏勝君) 2バース化については、長崎港の海の玄関口として必ず必要だと思しますので、今後とも力強く要望していただきたいと思っています。

それと、客船につきましては、三菱重工長崎造船所が、今までダイヤモンドプリンセスとかアイダとか、大きな実績があります。今、三菱重工長崎造船所も分社化されまして非常に厳しい環境が続いております。

ただ、客船をつくった実績、技術はありますから、長崎港を母港化して、客船の修理、あるいは改修工事を長崎港で行うと、こういうことをぜひ長崎県としても後押しできないか、その辺の見解を求めたいと思います。

○副議長(徳永達也君) 知事。

○知事(中村法道君) 三菱重工長崎造船所におかれては、海外船社からのニーズ等もあり、ク

ルーズ船のメンテナンス事業への参入を検討されていると私も聞き及んでいるところであります。

メンテナンスのために長崎港にクルーズ船が入港することになってまいりますと、ドック入りの前後に、長崎港発着のクルーズが生まれてくることになるものと考えております。クルーズ客の県内での宿泊、あるいは周遊観光による消費の拡大につながってくるものと大きな期待を寄せているところであります。

さらにまた、メンテナンス事業が継続的に行われるということになってまいりますと、新たな雇用の創出など地域への貢献も少なからず期待されるところであります。

県といたしましても、三菱重工長崎造船所と連携しながら、このメンテナンス事業への参入に当たっての課題を共有しながら、環境を整えていけるように、しっかり力を合わせて取り組んでまいりたいと考えているところであります。

○副議長(徳永達也君) 渡辺議員—32番。

○32番(渡辺敏勝君) その辺は、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

2、企業振興対策について。

(1) 日本版DMOと県版DMOの進捗状況について。

傍聴に来ている人が、DMOって何やろうかと、わからないかもしれませんので、ちょっと簡単に説明させていただきます。

横文字のディスティネーション・マネジメント・オーガニゼーションの頭文字をとったDMO。従来の観光は、観光地に行って観光するだけだったのを、体験型とか、そこにある食べものとか、文化行事とか、そういうのを総合的に、観光を中心にした総合商社という思いで見ただければと思います。

それで、まずは日本版のDMOの進捗状況について、お伺いしたいと思います。

昨年の2月定例会におきまして、私も質問させていただきました。本県におけるDMO化に向けた課題と取組について質問しております。

その際、答弁の中では、「佐世保観光コンベンション協会が日本版のDMOとして登録されておりまして、長崎国際観光コンベンション協会と島原観光ビューローが、日本版DMOの候補法人として登録されている」という答弁がっておりますけれども、その後の状況につきましてはどうなっているのか、お尋ねをしたいと思います。

○副議長(徳永達也君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(中崎謙司君) その後の動きでございますが、昨年3月末に、長崎市の長崎国際観光コンベンション協会が日本版DMOに登録されまして、現在は、波佐見町や平戸市においてもDMO組織化に向けた検討が進められております。

県におきましては、これらの地域が一体となって取り組む戦略策定などを支援しているほか、DMOの課題として、専門人材の不足が挙げられておりますので、県内の関係団体の職員を対象に、マーケティング人材育成を目的とした研修を実施しているところです。

今後も、DMO法人を核とした魅力ある観光まちづくりを積極的に支援してまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 渡辺議員—32番。

○32番(渡辺敏勝君) 日本版DMOの状況についてはわかりました。

それでは、県版のDMOの進捗状況について、お尋ねしたいと思います。

私としては、この県域全体をどう回していく

のか、世界遺産もある、日本遺産もある、それぞれの地域の特産品もある県下一円をどう回していくかと、県域をカバーするDMOが必要であると考えております。

昨年の答弁では、「本県全域を対象に観光マーケティングを展開する組織については、専門人材や安定的な財源の確保などが課題となり、どのようなあり方が有効であるか、DMOを含め検討してまいります」という答弁がっておりますが、その後の状況について、お尋ねいたします。

○副議長(徳永達也君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(中崎謙司君) 議員ご指摘のとおり、本県全域を対象として、データ分析に基づいた確かなマーケティング活動や誘客活動を展開して多くの観光客を呼び込んで、その経済効果を広く地域に波及させるためには、県版DMOの組織化も有効な手段の一つであると認識しているところでございます。

しかしながら、県全域を所管するDMOの組織化に当たりましては、「多様な関係者の合意形成」、「専門人材や安定的な運営財源の確保」など、いまだ多くの課題がございまして、その解決には相応の時間と労力が必要になると考えております。

しかし、一方で、本県観光の現状を踏まえ、宿泊客数の増加を通じた観光消費額の拡大が喫緊の課題となっておりますので、まずは市町をはじめ観光、商工、農林水産の県域団体など多様な関係者による協議の場を設け、それぞれが観光で稼いでいくためにはどのような取組が求められていくのか、具体的な議論を行うことにして、実質的なDMOとしての動きを前進させたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 渡辺議員—32番。

○32番(渡辺敏勝君) 長崎県には県の観光連盟がありますよね。そこを中心に、核となってDMOの総合商社づくりをしながら、県の観光発展のために取り組んでいただけますように要望しておきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(2) 日欧EPA締結に伴う県産品の売り込み。

日本とヨーロッパのEPA、経済連携協定が2月1日に発効されました。ヨーロッパのワインなどは即時関税がゼロになってくるわけですが、受け入れだけではなくて、売り込まないといかんとおっしゃっているんですよ、長崎の商品をですね。

具体的に、EU諸国に何を売り込もうとしているのか、お尋ねしたいと思います。具体的な商品名を挙げていただければと思います。

○副議長(徳永達也君) 文化観光部政策監。

○文化観光国際部政策監(田代秀則君) 県産品の輸出につきましては、これまでの国際交流の積み重ねや、地理的な優位性を活かせるアジア地域を中心に取り組んできたところでございます。

現在、EU諸国に対しましては、輸送コストの制約がございまして、また、食品衛生管理などの基準も厳しく、輸出額はごくわずかにとどまっている現状でございます。

しかしながら、今回のEPA締結に伴い、15%という高い関税が撤廃された「冷凍ブリ」につきましては、これを商機と捉え、EU諸国への輸出拡大の可能性を検討するため、現在、市場調査を実施いたしております。

また、「緑茶」におきましては、ドイツを有望な輸出相手国として、現地の商談会へ出展し、ニーズの把握やバイヤーの発掘を行ってまいります。

このように、現地ニーズがあり、付加価値が高いなど、優位性が見込まれる品目については、引き続き、試行と検証を行い、販路開拓につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 渡辺議員—32番。

○32番(渡辺敏勝君) ヨーロッパ方面に、前、「五島手延うどん」と「島原手延そうめん」を売り込みに行っていたと思うんですが、その辺の見通しはどうなんですか。

○副議長(徳永達也君) 産業労働部長。

○産業労働部長(平田修三君) 「島原手延そうめん」や「五島手延うどん」につきましては、生産者の団体とか関係市町、商工会連合会を中心に、ヨーロッパでのプロモーションを展開してまいったところでございます。

今年度も実施をしており、現地のレストランでのメニュー化などの成果にもつながっております。金額的には大きなものにはなっておりましたが、レストラン等のメニュー化につながっているというところでございまして、引き続き商工団体も取り組んでおります。

さらに、このような取組を通じまして、壱岐市の焼酎とか、あごだしなどの県産品の輸出にも併せてつながっているというような報告を受けております。

○副議長(徳永達也君) 渡辺議員—32番。

○32番(渡辺敏勝君) 経済連携協定に基づく関税が撤廃されたわけですので、よりよい商品を輸出できるように、検討を進めていただきたいと思います。

(3) 地理的表示保護制度に伴うGI商品の承認。

地理的表示保護制度は、既に皆さんご存じのように、日本の国が、長崎ちゃんぽんとか、五

島手延うどんとか、島原手延そうめんとか、そういう地名のついた商品をちゃんと保護してやるという制度で、非常にいい制度だと思ってるんですが、今、全国で73件登録されておまして、長崎県は、ただ1品だけです。対馬の「対州そば」が1品だけでありまして、九州の中でも鹿児島県は5件、熊本県は3件ほど登録されているんです。長崎県で、いろんな地名がついた、「長崎カステラ」とかあると思うんですけども、「対馬しいたけ」が、既に登録申請がされているんですかね。

本県の名産品を売っていく、G I制度の積極的な取組が必要と思いますが、今登録されている「対州そば」以外の県産品の推進状況はどうなっているのか、お尋ねをしたいと思います。

○副議長(徳永達也君) 農林部長。

○農林部長(中村 功君) 本県では、平成7年に酒類で登録された「壱岐焼酎」、それから、議員ご指摘の「対州そば」が昨年4月に登録をされております。

それ以外には、「対馬しいたけ」が平成27年10月に、「長崎からすみ」が平成30年4月に申請されておまして、現在、この2品目が国において審査中でございます。

本制度は、地域ブランドの保護と差別化による認知度向上、販売拡大とともに、輸出促進においても有効な手段と考えておりますが、申請においては、生産者団体の合意形成や品目特性、概ね25年、その名称で生産されているなどの要件を満たすことが必要となっております。

今後、制度の趣旨や目的に合致した品目について、国のサポートデスクや市町、関係各課と連携して、申請要件にかかる課題整理とともに、産地のご意向を十分踏まえながら協議を進めるなど、さらなる登録申請について取り組んでま

いりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 渡辺議員—32番。

○32番(渡辺敏勝君) それでは、今のところ「対州そば」と「壱岐焼酎」が登録されているんですね。今後、あと2品目。

業界に対して、こういう地名のついたブランド商品の保護は国がちゃんとするんですよということで、TPPとか、先ほど言いました欧州の関税が撤廃になっているんですから、事業者、業界に対しても強く指導をしていただきたいと思いますので、よろしくお伝えください。

(4) 関西方面での販売強化。

関東方面では、長崎県産品まつりとか、フェアとかされているようでございますが、長崎出身者が多い関西で、もう少し力を入れていくことによって、九州新幹線で関西方面から客を呼び込むためにも、関西方面に今から長崎県産品を打って出なければいけないというふうに思っているんですけれども、関西方面での販売強化について、どうお考えなのかをお伺いいたします。

○副議長(徳永達也君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(中崎謙司君) 関西地域は農水産物の主要な出荷先の一つであり、県大阪事務所とも連携しながら、ブランド化や販路開拓に取り組んでいるところでございます。

具体的には、百貨店での物産展のほか、スーパー、ホテルなどで食材等を広く取り扱っていただく「長崎フェア」や、人が多く行き交う大阪空港や大阪駅等において、県内市町と連携した物産・観光PRを実施しております。

また、長崎県産品の利用や情報発信をしていただく飲食店等を「長崎県産品応援店」として70店舗認定しているほか、県人会をはじめ、本県ゆかりの方には「おおさかニュース」などの

情報提供も行い、本県の応援団として、ご協力をいただいているところでございます。

これらの取組の結果、関西地域における県産品の購入率や、フェア実施店舗での県産品売上額については年々増加傾向にあり、引き続き、新幹線開業も見据えながら、長崎の物産や観光の魅力を関西地域においても総合的に発信してまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 渡辺議員—32番。

○32番(渡辺敏勝君) ぜひ、その辺は関西方面にもですね。関西、名古屋というのは長崎出身者がかなり多いと思うんですよ、集団就職した人たちがですね、含めまして、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

3、地球温暖化への対応について。

(1) パリ協定2020年始動に伴う県の取り組み。

パリ協定が2020年度に始動されるんですけども、これに対しまして質問させていただきたいと思います。

昨年もありましたように、温暖化による影響が一つの要因と思われるゲリラ豪雨が頻繁に発生をしております、去年の夏に記録的な高温という異常気象がありました。こういう異常気象が多く見られるようになっております。

世界的な動きとしましては、平成27年11月にCOP21におきまして、新たな法的拘束力のある地球温暖化対策の枠組みでありますパリ協定が採択をされまして、来年2020年には始動されることとなっております。

また、私どもの日本では、このパリ協定を平成28年11月に締結して、2030年までに温室効果ガスの排出量を2013年に比べまして26%、要するに17年間で26%削減する目標を計画に定めております。

このパリ協定に基づきまして、長崎県において、具体的にどのような方向で地球温暖化対策に取り組もうとしているのか、お伺いをいたします。

○副議長(徳永達也君) 環境部長。

○環境部長(宮崎浩善君) パリ協定は、産業革命前からの世界の平均気温上昇を2℃より低く保つことなどを目標として、全ての国に温室効果ガスの排出削減を義務づけるなど、地球温暖化対策の新たなステージを切り開くものでございます。

我が国におきましては、パリ協定を踏まえ、平成28年度に「地球温暖化対策計画」を策定し、温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策が進められております。

本県におきましては、国の対策計画策定に先立ち、温室効果ガスを2020年度までに1990年度比で13.4%削減する「地球温暖化対策実行計画」を平成25年度に策定いたしまして、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの促進、普及・啓発活動などの取組を進めてきたところでございます。

また、気候変動による影響を予防、軽減する水稲の高温耐性品種の導入、普及などの適応策を平成29年度に策定しました。

今後は、引き続き、これまでの取組を進めるとともに、次年度から予定しております県の実行計画の見直し策定におきまして、国の地球温暖化対策計画や施策の動向を踏まえた新たな取組につきましても検討し、推進していくこととしております。

○副議長(徳永達也君) 渡辺議員—32番。

○32番(渡辺敏勝君) 異常気象を少しでも防止するために、みんなで温室効果ガスの排出量を削減する努力をしなければいけないと思って

いるので、県が主体的になって、民間事業者にはこういう努力をしてくださいます、一般家庭向けにはこういう努力をしてくださいますと、そういう削減の目標を早く定めていただいて、呼びかけて、啓発活動に十分に力を入れていかないと、26%削減につながらないと思いますので、その辺の取組は環境部としてしっかり取り組んでいただきたいというふうに思っております。

(2) 教室、職員室へのエアコン設置。

昨年夏の猛暑は、これはもう災害だというふうに言われましたが、国は、義務教育の教室につきましてエアコン設置の方針が示されております。

まず1点目にお尋ねしたいのは、小・中学校の義務教育のエアコンの設置状況が、私が調べたところ、長崎県は8.6%で、九州では整備率が一番低い状況だったんですけど、小・中学校に完全にエアコンが設置される見通しを教えてくださいいただけますか。

○副議長(徳永達也君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 市町立小・中学校の普通教室への設置状況は、現時点では10.3%になっておりますが、議員ご指摘のとおり、国の臨時特例交付金が創設をされましたので、それらの活用等により、ほぼ100%の設置に向けて、現在、整備が進められているという状況でございます。

○副議長(徳永達也君) 渡辺議員—32番。

○32番(渡辺敏勝君) 100%には、いつごろまでになるんですか。

それと、教員の職員室はどうなっていますか。

○副議長(徳永達也君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) まず、職員室には100%設置をされております。

普通教室への設置は、市町それぞれまちまち

なんです、遅くとも平成32年には100%になる見込みでございます。

○副議長(徳永達也君) 渡辺議員—32番。

○32番(渡辺敏勝君) 平成32年には、小・中学校は100%ですね。

次に、県立高等学校の教室と職員室の設置状況について、お尋ねします。

今、現在の県立高校の普通教室へのエアコンの設置率、職員室のエアコンの設置率を教えてください。

○副議長(徳永達也君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 県立高校につきましては、職員室をはじめ保健室、図書室、パソコン室などの特別教室については、100%設置をしております。

普通教室につきましては、主に夏季休業期間中の課外授業への対応を目的として、PTAの要請に応じて設置許可をしております、設置率は82.5%となっております。

○副議長(徳永達也君) 渡辺議員—32番。

○32番(渡辺敏勝君) 私が一部PTAの役員の人からお聞きしたのは、何と教室の82.5%は、学校が設置しているんじゃないかと、学校は、PTAの申請によって許可をして設置している。高校の教室には、保護者の皆さんの負担でエアコンが設置されているんですよ。(発言する者あり) おまけに電気代も徴収しているわけですよ。これはおかしいんですよ。(発言する者あり)

小・中学校は完全に学校の負担です。ですから、高校の教室につきましては、やはり県が負担すべきだと思いますけれどもね。エアコンの設置について、私は、高校もちゃんと学校側が設置をして電気代も払うという方向でないといけないと思いますが、その辺はいかがですか。

○副議長（徳永達也君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君） 先ほどご答弁申し上げたとおり、これは平成16年当時、PTAからの要請があつて、夏季期間中の補習等に使用するというので設置を許可した経過がございまして、その流れで、先ほど申し上げたとおり、PTAのご負担によって空調を設置、回しているという状況でございます。

このような形態をとっているのは、本県のほかに全国で32県が、同様の方式によって空調を設置しているということでもあります。

また、議員ご指摘のとおり、小・中学校におきましては公費によって設置、運用することになるわけですが、これは先ほど申し上げたとおり、小・中学校の空調の設置につきましては、国の補助制度があること、それから、平成31年度からは電気代も交付税を措置されることになっておりまして、国による財政支援があるという状況でございますが、県立高校についてはそれが全くないということでございます。

そういった意味で、県立高校の普通教室に仮に公費で設置、また維持をすれば、年間約1億8,000万円の財源が必要となることから、我々としては、まず老朽化した校舎の改築や改修など優先的に取り組むべき課題があることから、現状では公費による負担は非常に難しいというふうに考えております。

○副議長（徳永達也君） 渡辺議員—32番。

○32番（渡辺敏勝君） 予算の関係もあるかわかりませんが、私が調べたところでは、県負担の整備方針を決めているのは、神奈川県、群馬県、茨城県、福岡県、この県は、今までつけたのを県として整備しますよという方針が出されているわけですよ。

やっぱり長崎県も、せめてですよ、教育委員

会教育長、今、電気代を払っているのは保護者ですから、来年度からは、せめて電気代だけでも県の方で負担してくださいよ。そして、予算を確保していただいて、順次、普通教室にも県が設置をする。

まず所管替えをしていただいて、保護者の皆さんに、今までありがとうございますと、エアコンをつけていただいて。エアコンが故障すれば、修理代も保護者が、今の状況でいけば負担せんばいかんわけでしょうが。所管替えをしていただいて、やっぱり電気代は、来年度からはぜひ、県として、学校として支払うべきと私は思います。

その後、予算を確保していただいて、エアコンもちゃんと県で設置していくという方向性はどうなんですか。

○副議長（徳永達也君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君） 今のご提案、所管替えということでございますが、現在、リース契約で、例えば10年とか、そういうことでエアコンをPTAの方で設置してもらっているんですが、議員ご指摘のとおり、仮に所管替えということになりますと、県の財産になりますので、リース契約が切れて更新をするということになると、県が行うことになります。そうしますと、先ほどご答弁申し上げたとおり、それを10年なら10年で割り戻しますと、電気代も含めて年間約1億8,000万円が必要になってくると。

現在の財政状況では、我々としては、エアコンの運営については、申し訳ございませんが、PTAの方をお願いをしていたという経緯もある中で、その他の校舎の改修などというところに優先的に財源を振り向けていきたいというふうに考えているところでございます。

○副議長（徳永達也君） 渡辺議員—32番。

○32番（渡辺敏勝君） 32県以外の県は、ちゃんと県で負担しているわけでしょうが、そういうことでしょうか。32県で、保護者の皆さんがリースで設置をされているということですが、それ以外は全部、県で見ているわけでしょうが、そういう方向にならんとですかと私は言っているんです。その方向性はどうなんですか。

○副議長（徳永達也君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君） 公費で設置をしているところも、我々の調査では、今後も含めて12県がそのような方向といたしますか、現在も運営をしているということですが、先ほどもご答弁申し上げたとおり、方向性ということについてはいろいろ考え方はあると思うんですが、現時点で、財政的な制約もあって、そういう方向に行くということをこの場でお約束することは、なかなか難しいということですので、ご理解をいただきたいと思います。

○副議長（徳永達也君） 渡辺議員—32番。

○32番（渡辺敏勝君） 知事、これは予算の関係があるものですから。

これだけの猛暑の夏に、受験前の高校生の保護者の皆さんが判断をして設置をされたエアコンについては、やはり義務教育と同じように県がすべきだと思いますけれども、その辺の考えはどうなんですか。

○副議長（徳永達也君） 知事。

○知事（中村法道君） 確かに高校になりますと、夏休みといえども補習があったり、夏の暑い時期に学校に登校して勉強をするといった環境にあるものと思っております、そういった中で保護者の方々のご厚意によって、今のような運

営がなされているものと理解をいたしております。

本当に財政状況で、負担が可能な状況であれば、それは公費負担、直ちに取り組んでいくべきだと思っているわけでありますが、ほかにも32県、同様の取り扱いがありますので、そこは財政状況等をしっかり見極めながら、ご議論の趣旨も踏まえて検討をさせていただきたいと考えております。

○副議長（徳永達也君） 渡辺議員—32番。

○32番（渡辺敏勝君） これ以上、論議を進められませんけれども、やはり私としては、ぜひ前向きに取り組んでいただくことを要望しておきたいと思えます。

(3) 海面上昇に伴う対策。

国連の気候変動に関する報告によりますと、60年後の2081年には、海面が1.3メートルアップするという新聞報道がありました。

コンクリート護岸の耐用年数は50年から60年ということですが、60年後の海面上昇に合わせまして、今からそういうかさ上げをしておく必要があると私は思っているんですが、この辺の考え方について、どうなんですか。答弁を求めます。

○副議長（徳永達也君） 土木部長。

○土木部長（岩見洋一君） 「国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の特別報告書原案」において、今世紀末に海面が最大1.3メートル上昇するおそれがあるとされた旨の報道は承知しておりますが、現在、最終報告書はまだ公表されていない状況です。

離島・半島を多く有し、海岸線延長が長い本県といたしましては、地球温暖化に伴う海面上昇は、重要な関心事項であり、最新の科学的報告書については、今後も注視していく必要があ

と考えております。

一方、国においては、昨年11月に、気候変動適応法に基づく「気候変動適応計画」が閣議決定され、地方自治体は「地域気候変動適応計画」の策定に努めることとなっております。

国の気候変動適応計画によりますと、海岸における適応策の基本的な考え方として、海象のモニタリングを行いながら気候変動による影響の兆候を的確に捉え、背後地の社会経済活動及び土地利用の中・長期的な動向を勘案して、ハード・ソフトの施策を最適な組み合わせで、戦略的かつ順応的に進めることとなっております。

県としましては、最新の知見を踏まえ、現実的な施策を研究しつつ、適応策を検討してまいりたいと考えております。

○副議長（徳永達也君） 渡辺議員—32番。

○32番（渡辺敏勝君） 海面上昇、だんだん上がってくることは間違いないわけですので、その辺は十分に国と調整していただいて、対応していただくようによろしくお願ひしたいと思います。

（4）防災対策。

地球温暖化で大規模な自然災害が発生しております。特に、昨年、西日本豪雨や台風などで土砂災害や河川の氾濫で甚大な被害があったことは、皆さんご存じのとおりだと思いますし、長崎県も昭和57年に「長崎大水害」を経験しております。いつ、こういった大災害が襲ってくるか、非常に心配しております。

今後、地球温暖化の影響からゲリラ豪雨などが増えてくると考えると、県民に対して、災害危険箇所を示したハザードマップ及び避難所等の情報を早く伝えることが重要だと考えております。

ハザードマップにつきましては、まず長崎県が「土砂災害警戒区域」を設定したうえで、そして市町がハザードマップをつくると、こういう状況になっておりますけれども、今、長崎県として、土砂災害警戒区域や河川の浸水想定区域の県下の指定状況について、お尋ねしたいと思います。

○副議長（徳永達也君） 土木部長。

○土木部長（岩見洋一君） 土砂災害警戒区域につきましては、平成31年度までに約3万1,500カ所の調査を完了することとしており、今年度までに約8割の2万5,000カ所を指定する予定であります。

また、河川の浸水想定区域図につきましては、平成33年度までに水位情報周知河川等の27河川について、想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図の作成を行うこととしており、今年度までに17河川が完了する予定であります。

これらの危険な区域の情報を関係市町に対し速やかに提供し、市町が避難所等の情報を含むハザードマップを作成することを支援してまいりたいと考えております。

○副議長（徳永達也君） 渡辺議員—32番。

○32番（渡辺敏勝君） 早く県が指定してやらないとハザードマップもできないわけですから、市町は、ハザードマップの中に避難所等がありますと、そこに対する誘導などをせんばいかわけですので、早めに指定をするように、よろしくお願ひしておきたいと思ひます。

4、県庁舎跡地対策について。

（1）第3別館の取扱い。

第3別館につきましては、十分に検討する時間があつたはずなんです、いまだに決まっております。県庁が移転し、既に1年以上がたつておりますけれども、周辺の商店街も疲弊

しているわけですので、第3別館につきましてもっと早く結論が出るべきだと思っているんですが。

第3別館は、大正期に建設された建物でありまして、文明堂本店と並んで長崎らしい建物がありますが、この第3別館の取扱いにつきまして、決まるのはいつになって、どうしようとしているのか、そこのあたりをお尋ねしたいと思います。

○副議長(徳永達也君) 企画振興部長。

○企画振興部長(柿本敏晶君) 県庁舎跡地の活用方策の検討に当たりましては、限られた敷地の中で3つの主要機能をどのように配置するのか、また、石垣を保存するのかについて検討する必要があります。そのため、跡地全体の利用計画が整理できていない段階で、第3別館の取扱いについて単独では方向性を決めることができない状況がございました。

今回、3つの主要機能の方向性や石垣の取扱いについて、考え方を整理いたしまして、今定例会に「県庁舎跡地の整備方針案」をお示したところでございますので、第3別館の取扱いの方向性につきましては、この整備方針を決定した後、策定する予定の基本構想の中で検討してまいりたいと考えております。

この基本構想につきましては、早ければ、次の定例会で策定に必要な予算を提案させていただきたいと考えておりまして、基本構想の検討の中で、第3別館につきましても、大正期の建築物であることを考慮しつつ、耐震性の向上や今後の活用のための建物の改修など、それから維持管理の費用負担などを踏まえまして、保存、活用の可能性を検討してまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 渡辺議員—32番。

○32番(渡辺敏勝君) 今、部長が言いましたような中身は、1年前にもわかっていたと思うんですよ。なぜ、検討をもう少し早くされなかったのか、非常に残念でなりません。

私としては、ああいう建物は長崎らしい建物ですので、何とか保存する方向で活用策を検討していただければと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(2) 県警本部跡地。

県警本部の跡地につきましては、平成28年から引っ越すというのはわかっていたわけですが、1,000人規模のホールの駐車場がどうなってくるのか、ホールをつくるという方向性は決まりましたので。

あとは、漁港港湾事務所、県税事務所が隣の新別館にきますよね。その駐車場対策とか、この辺の考え方について、県警本部の跡地の活用策について、どのように現段階で考えているのか、示してください。

○副議長(徳永達也君) 企画振興部長。

○企画振興部長(柿本敏晶君) 県警本部跡地は、県庁舎跡地のように奉行所など歴史的な建造物が建っていた経過がございませんので、隣接する民地との連携も含めて、比較的自由度の高い検討が可能であると考えております。

県庁舎跡地の駐車場も検討が必要となっておりまして、まずは県庁舎跡地の中での整備を基本としつつ、それでも不足をする場合には、県警本部跡地の活用についても検討する必要があると考えております。

そのうえで、民間の視点で駐車場も含めた複合的な活用などについて、基本構想を策定する中でしっかりと検討してまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 渡辺議員—32番。

○32番(渡辺敏勝君) 県庁の関係も、賑わいをつくるための交流・おもてなしの空間という形になっているんですけど、交通会館に長崎物産館というのがありますね。宮崎県庁の横に物産館があるので、宮崎県の物産館は結構にぎわっているんですけども、ああいった物産館の検討も含めまして、時間がありませんので要望しておきたいと思っております。

5、法律改正に伴う長崎県への影響について。

(1) 漁業法。

漁業法ですが、戦後の昭和24年に、海で漁場を誰にどう使わせるかを定めた法律でありまして、70年ぶりに改正されました。全国2位の約1万4,000人の漁業従事者を抱える長崎県への影響について、お尋ねいたします。

○副議長(徳永達也君) 水産部長。

○水産部長(坂本清一君) 国は、適切な資源管理と水産業の成長産業化の両立を図るため、昨年12月14日に改正漁業法を公布いたしました。

主な改正点は、新たな資源管理システムの構築、生産性の向上に資する漁業許可や海面利用制度の見直し、密漁への罰則の強化などであり、資源の維持・回復や適正な漁場の利用・管理が図られ、利用者の利益にもつながることが期待されます。

一方、資源管理対象種の追加や漁業権の優先順位制度の廃止等につきましては、漁業関係者から不安の声もありましたが、これまでの国の説明により、徐々に理解も進んでいるものと考えております。

施行は2年以内とされ、現在、法律運用のための政令や省令の改正の進められておりますので、県といたしましては、今後とも、情報の収集に努め、漁業者に過度の負担感が生じないよう国に働きかけてまいります。

○副議長(徳永達也君) 渡辺議員—32番。

○32番(渡辺敏勝君) 漁業従事者の8割以上を占める沿岸漁業、定置網漁業者とか養殖業者とか、いろいろいるわけですので、こういう人たちに迷惑をかからないように、今までどおりの漁業ができるように、ぜひ、国と調整をしていただきたいと思っております。

(2) 入国管理法改正に伴う外国人労働者対策。

県に約5,400人程度の外国人労働者の皆さんがいますが、そのうちの半数を占める技能実習生、約2,500人程度が今、長崎県にいますけれども、入国管理法の改正に伴う外国人労働者対策について、法改正によって影響はないのかどうか、その辺について、お尋ねしたいと思います。

○副議長(徳永達也君) 産業労働部政策監。

○産業労働部政策監(下田芳之君) 本年4月に、新たな在留資格として「特定技能」が創設されますけれども、この制度が現に受け入れている技能実習生に及ぼす影響は、特段ないと考えております。

「技能実習」が開発途上国等では修得が困難な技能の移転による国際貢献を目的としているのに対しまして、新たに創設されます「特定技能」は、特定の産業分野における深刻な人手不足の対策として、相当程度の知識、または経験を有した即戦力となる人材の確保を目的としており、それぞれの制度で求められる技能などのレベルが異なっております。

また、「技能実習」の対象職種の中には、新たに創設される「特定技能」の対象となる産業分野に含まれていないものもございます。

なお、現に雇用されている技能実習生につきましては、その職種が新たに設けられる「特定

技能」の対象となる分野であれば、本人の希望によりまして、3年または5年の技能実習が修了した後、技能及び日本語能力の試験を免除のうえ、特定技能1号へ移行し、継続して働くことが可能となってまいります。

○副議長(徳永達也君) 渡辺議員一32番。

○32番(渡辺敏勝君) 現在受け入れている技能実習生に対する影響はほとんどないということですが、今後増えてくると思います。

それで、今回の改正に伴う外国人労働者対策の一つとして、県では、個人の相談窓口を新たに設置するようにしておりますね、出島交流会館にですね。

この窓口については、何時から何時までを考えているのか、そこら辺の答弁を求めます。

○副議長(徳永達也君) 文化観光国際部政策監。

○文化観光国際部政策監(田代秀則君) 議員ご指摘の件でございますが、行政、生活全般の情報提供や相談などに対応する総合相談窓口につきましては、地域で生活する外国人の方々が抱える課題に、専任の相談員のほか、自動翻訳機や多言語コールセンターを活用し、多言語により対応するようにいたしております。

相談対応時間につきましては、基本的には9時から17時ということで考えておりましたけれども、やはり外国人の皆様方が利用しやすい時間帯の設定や、休日の対応も含めまして検討してまいりたいというふうに考えております。

○副議長(徳永達也君) 渡辺議員一32番。

○32番(渡辺敏勝君) 外国人労働者の皆さんは、仕事が終わってからとか休みにしか相談できませんので、その辺は十分に配慮していただいて。

特に、外国人労働者の皆さんに、ここに相談窓口があるんですよというお知らせですよ。そ

の伝達の仕方も、確実に外国人労働者の皆さんにいくようにですね。ここに相談窓口があるんですよということをわかるようにしておいていただきたいと思います。

6、種子法廃止に伴う県条例の制定について。

種子法は、戦後の昭和27年に、米、麦、大豆を中心に、国が優良な種を生産、普及するための法律でありまして、長崎県独自の種子を維持してまいりました。

今、よその県では5県ぐらいが、この種子法 of 精神を守るために条例を制定されておりますけれども、この種子法について、長崎県として県条例を制定するのか、しないのか、その辺の考え方を示してください。

○副議長(徳永達也君) 農林部長。

○農林部長(中村 功君) 県では、主要農作物種子法の廃止に伴い、農業団体からの要望を受けまして、平成30年3月に、「長崎県主要農作物種子制度基本要綱」を制定し、米、麦及び大豆の優良で安価な種子の生産供給体制を維持していくことといたしております。

加えて、関連する予算につきましても、国において、平成31年度以降も引き続き地方交付税措置を講ずることとされていることから、県としましては、条例の制定は計画しておりません。

今後とも、国に対し、地方交付税による予算措置を継続的に講じるよう要望するとともに、農業団体等と県が一体となって、優良種子の安定供給に努めてまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 渡辺議員一32番。

○32番(渡辺敏勝君) 農家の皆さんが安心できるような種子体制をとっていただきますように、よろしくお願ひしたいと思います。

7、投票率向上対策について。

(1) 県議会議員一般選挙。

(2) 参議院議員通常選挙。

平成27年の県議会議員の一般選挙の投票率は50.89%、その4年前が57.85%でありました。

県議会の一般選挙並びに参議院選挙の投票率向上対策について、選挙管理委員会の見解を求めたいと思います。

○副議長(徳永達也君) 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長(永淵勝幸君) 県選挙管理委員会といたしましては、これまでも、投票率向上のため、商業施設や大学等、利便性の高い施設への期日前投票所の設置など投票環境の向上に努めてまいったところでございます。

設置主体であります市町の選管に対しまして、積極的な検討をお願いしてきたところであります。

しかし、4月7日執行予定の県議会議員一般選挙におきましては、選挙期間の大部分が春休みであるため、大学、学校への期日前投票所の設置は、長崎大学1カ所となっております。

商業施設等につきましては、これまで設置された5市6カ所に加え、五島市の長崎県福江港ターミナルに新たに設置される予定であります。

また、投票率の低い若者の世代に対する働きかけの強化が必要と考え、県内全大学や県内事業者、約300者を通じまして、新入生や新規採用者に対し、選挙啓発チラシの配布を今回初めて行うことといたしております。

なお、県内大学生の適切な、また積極的な投票参加のため、市町の選挙管理委員会等と協力をして、昨年末に、長崎大学と県立大学シーボルト校において、住民票の異動の周知啓発を実施したところであります。

なお、参議院通常選挙につきましては、7月の執行の予定で、少しまだ時間がございまして、県議会議員選挙の取組結果を踏まえ、詳細

な投票率向上を検討してまいりたいと思っております。

問題は、選挙人名簿の登録に3カ月もかかるということでございますので、このことにつきましても十分に周知徹底を図っていきたくと思っております。

○副議長(徳永達也君) 渡辺議員—32番。

○32番(渡辺敏勝君) 投票率は、年々低下しておりますので、ぜひ、啓発を含めまして、18歳以上の有権者に対するPRをよろしく願いたいと思います。

以上をもちまして、私の最後の質問を終わらせていただきます。

理事者の皆さん、同僚議員の皆さんに感謝申し上げます。そして、今日、傍聴に来ていただきました支援者の皆さんに感謝申し上げます。質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

○副議長(徳永達也君) 午前中の会議は、これにてとどめ、しばらく休憩をいたします。

午後は、1時30分から再開いたします。

— 午後 零時21分 休憩 —

— 午後 1時32分 再開 —

○副議長(徳永達也君) 会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

ごう議員—10番。

○10番(ごうまなみ君) (拍手)〔登壇〕 自由民主党、長崎市選出のごうまなみでございます。

任期最後の一般質問の機会を与您いただき、まことにありがとうございます。

質問に入ります前に、今議会でご引退を決意されました三好徳明議員、下条ふみまさ議員、吉村庄二議員、渡辺敏勝議員、久野 哲議員、吉村正寿議員におかれましては、これまで長崎

県民の幸せのためにお力を尽くしてくださいましたことに、心から敬意を表します。本当にありがとうございます。お疲れさまでございました。（拍手）

それでは、私も任期最後の質問でございます。1年に1回の大切な時間、4年間のまとめとなる質問をしたいと思えます。一括で質問いたします。

1、障がい児の支援について。

(1) 医療的ケア児の在宅支援について。

近年、医療の進歩により、これまで助からなかった命が救われるようになりました。このことは大変喜ばしいことではありますが、反面、心身に重い障害が残ってしまい、人工呼吸器を装着したり、経管栄養や痰の吸引といった医療的なケアの必要な子どもたちが急激に増えています。

厚生労働省によりますと、医療的ケア児は全国でおよそ2万人、10年前のおよそ2倍近くに上ります。長崎県内でも、医療的ケア児は、平成28年10月時点で169名、重症度の高いケア児は72名と聞いています。

そのような中、医療的ケア児が長い期間、NICUにいられるわけでもなく、在宅で家族とともに生活していますが、その環境の整備は、まだまだ十分とは言えず、生活は、ご家族の多大な負担に支えられている現状があります。

24時間の見守りが必要なため、心身の疲労が大きく、そのケアも必要ですが、介護者が直接相談できるところもないのが現実です。

医療的ケア児の在宅生活には多くの課題があり、課題解決のためには、保健、医療、福祉、保育、教育等の各分野における多職種連携が不可欠です。

県は、現在策定中の「長崎県障害者基本計画」

において、障害のある子どもに対する支援の充実を掲げ、医療的ケア児や家族を支えるためにコーディネーターの養成を進めることとしています。この取組自体は評価をいたしますが、ただ、受講された方々からは、「子どもたちや家族の力になりたいとの意欲はあるものの、どのように関わっていけばよいのか、悩んでいる」との話も聞きます。

県は、コーディネーターにどのような役割を求めていくのか、具体的にお聞かせください。

また、県や市町が昨年度策定した「障害児福祉計画」では、平成30年度末までに、医療的ケア児を取り巻く課題を検討するための協議の場の設置を目標に掲げていますが、その設置状況と、今後、そこでどのような内容を協議していくのか、お聞かせください。

(2) 医療的ケア児に対する訪問看護師の育成について。

医療的ケアが必要な子どもたちの在宅での支援では、日頃から子どもたちを支える家族と寄り添って支援を行うことができる体制が必要であり、そのためには医療的ケア児に対応できる訪問看護師を育成し、在宅支援を行う訪問看護ステーションを増やしていくことが重要と考えます。

また、今後、保育や通学の支援を充実させていく際にも医療的ケアができる看護師が必要になってきます。

現在、県内には、およそ100カ所の訪問看護ステーションが設置され、各地域の在宅医療の中核としてサービスを提供していますが、医療的ケア児を見ることが出来る訪問看護師の数が少なく、支援体制が整っているとは言えない現状です。

また、訪問看護師には、専門的知識や技術、

ある程度の実務経験が必要でもあることから、その人数を確保していくことも、かなりハードルが高いのではないかと考えます。

県では、訪問看護師の専門研修や質の向上に向けた研修を県看護協会とともに行ってきたり、大学病院と連携して研修を行ったりしてこられました。医療的ケア児に対応できる訪問看護ステーションについてはどのようなになっているのか、現状と県の取組について、お聞かせください。

（3）保育の支援について。

医療的ケア児の保育園での受け入れについては、医療的ケアを行える看護師や保育士の配置が必要となることから、県内では、なかなか進んでおらず、2017年度では5人の受け入れにとどまっています。

国は、2017年度より受け入れ体制構築のためにモデル事業を開始、長崎県でもモデル事業に取り組んでほしいと思っていたところ、このたび、松浦市が手を挙げ、県内ではじめて取り組むことになりました。

松浦市の友田市長は、国、県合わせて4分の3の補助があり、補助事業化を実現いただいたおかげだと感謝をされていました。このモデル事業により、受け入れのガイドラインが作成され、看護師の配置や保育士の研修などが行われ、これから先の基礎が構築されていきます。

実施主体は市町ではありますが、県は、このモデル事業を今どのように活用し、長崎県の医療的ケア児の保育を今後どのようにしていくのか、お伺いをいたします。

（4）難聴児の支援について。

新生児1,000人のうち1人以上の割合で難聴児が生まれると言われていています。我が国では1年間に約100万人の新生児が誕生しています

ので、毎年およそ1,000人の新生児が難聴を抱えて生まれることになります。

耳からの情報を適切に取り入れることができない難聴の子どもは、コミュニケーションや言葉の面に遅れが生じる傾向にあると言われており、できるだけ早く治療をはじめたり、子どもに応じた療育を行うことが必要と伺っております。

現在は、新生児聴覚スクリーニング検査といって、難聴を早期に発見し、将来の成長、発達への影響を小さくするために、生後数日頃に耳の聞こえの検査を受ける制度があり、難聴の子どもを早期発見することも可能となったことや、より早期に人工内耳の手術が可能となったことから、これまで困難とされてきた言葉、音声言語によるコミュニケーションができる難聴児が増えてきました。

言葉を理解し、話ができるということは、普通のことのように思いますが、耳から入った言葉を言葉として理解できなければ、話はできません。子どもが聞こえるのであれば、言葉を雑音として認識するのではなく、言葉を言葉、音声言語として認識する療育、全国どこに住んでいても難聴児が言葉を音声言語として認識し、会話ができる療育の環境整備が重要と考えています。

本県においては、全ての産科において、新生児スクリーニング検査を行う体制が整い、県内の全市町においては、検査に対する補助を行うとともに、受診の有無及びその結果を把握しており、難聴の子どもを早期発見が可能となっていると伺っています。

加えて、難聴の子どもを発見した後の治療や、子どもに応じた適切な療育により、言葉を音声言語として認識できる支援が非常に重要だと考

えております。

この人工内耳を装用した難聴の子どもの支援に向け、本県では厚生労働省の公募事業で採択された「人工内耳装用難聴児への多職種による早期介入手法等実態調査」を実施していると聞いておりますが、この調査の概要、そして、その調査結果をどのように活用したいと考えているのか、お伺いをいたします。

2、災害時要配慮者への支援について。

(1) 障がい者への支援について。

今年度は、昨年7月に西日本を中心とした豪雨災害が、また、大阪や北海道では大きな地震が発生し、全国的に大規模な自然災害により、多くの死傷者や家屋の被害などが発生しており、本県においても、こうした大規模な自然災害発生に備え、平時から準備を進めておく必要があります。

特に、障害者は、災害発生時において、情報の伝達、避難誘導、避難所での生活サポートについて特別な配慮が必要になるため、その支援策を検討し、平時から取り組むことについては大変重要となってまいります。

このような考えのもと、私は、平成28年2月定例会一般質問において、障害者の防災対策について質問したところですが、再度、取組についての状況をお尋ねいたします。

まず、障害者など災害弱者の方々が避難をする福祉避難所については、県内市町においても、指定する施設が増えていると思いますが、県内の福祉避難所の指定状況は、現在、どうなっているのか。

また、福祉避難所の指定を増やすために、県としてどのような取組をされているのか、お尋ねいたします。

障害者といっても、障害の種別ごとの特性が

あり、避難所において、障害の種別ごとに求められる支援の内容が異なるところもあるため、福祉避難所などのハード面の整備と併せてソフト面の支援についても、きめ細かく、しっかりとした対応を行い、支援の質を向上していく必要があります。

そこで、県内の市町に対し、福祉避難所や一般避難所において、障害者に配慮した適切な支援がなされるため、県としてどのような取組をされているのか、お尋ねいたします。

また、広島県の障害者社会参加推進センターが作成した「防災ガイド」を参考例としてご紹介し、長崎県においても、このような防災マニュアルの作成をご提案いたしました。その後の状況を併せてお尋ねいたします。

さらに、災害時における障害児の支援も重要であります。特に、人工呼吸器を装着した医療的ケア児については、避難時における機器の持ち運び、電源の確保や避難生活における児童のサポートなど、さまざまな課題があると思います。

医療的ケア児の命を守るため、災害時における避難支援策については、平時から積極的に検討と取組を行っていただきたいと思いますが、県としてどのように取組を進めていくのか、お尋ねいたします。

(2) 赤ちゃん防災プロジェクトについて。

災害時には、障害者と同様、避難生活において配慮が必要な母子の健康を守る取組も重要であります。

日本栄養士会では、昨年11月に「赤ちゃん防災プロジェクト」を発足し、災害時における乳幼児の栄養支援や母乳代替食品の備蓄推進など、被災時の母子支援の充実に向けて取組を進めておられます。

母子を含め、災害時に配慮が必要な避難者にとっては、一般の備蓄物資だけでは十分ではなく、乳児用ミルクや、アレルギー対応食品などの備蓄や、それを供給する仕組みが必要となってまいります。

特に、お湯が不要ですぐに使用できる母乳の代わりとなる液体ミルクは、昨年8月に国内における具体的な規格基準が示され、来月には国内メーカーの商品が販売されます。

液体ミルクは、災害時に役立つ新たな物資としても活用が期待されているところであり、一部自治体では、いち早く備蓄を計画しているところも出てきております。

また、熊本地震の際には、避難所にいる被災者のきめ細かなニーズに対応するため、県と日本栄養士会が共同で「特殊栄養食品ステーション」を設置し、アレルギー対応食品などの物資の調達や在庫管理、配送調整を行ったとお聞きしております。

さらに、災害時に母子を引き受ける福祉避難所を新たに設定するなど、他県の自治体では先進的な取組が行われてきております。

本県においても、被災時の母子の支援の充実強化のため、液体ミルクの備蓄や特殊栄養食品ステーションの設置、災害時に母子を引き受ける福祉避難所の拡大について、先進的な事例を紹介するなど、市町に働きかけ、県内の取組が進むように県が旗を振っていく必要があると思っておりますが、今後、どのように進めていかれるのか、お尋ねをいたします。

3、働きやすい職場づくりについて。

(1) Nぴかの現状及び課題解決のための取組について。

本県が直面する喫緊の課題の一つは、人口減少であります。昨年の新卒の県内就職率を見ま

すと、高校生61.9%、大学生42.7%と低く、長崎市においては、人口流出が全国ワーストワンという発表もありました。

県としては、若者の県内定着対策を強化していくために、さまざまな施策を講じておられますが、依然として若者の人口流出に歯止めがかからない現状が続いています。

若い世代が就職先を選ぶ時、給料はもちろんのこと、福利厚生などの働きやすさが大きなポイントとなっています。若い世代は結婚への希望が高く、子どもを持ちたいと思う人も多いうえ、結婚や出産後も仕事を続けたいと思っている女性も増えています。

また、若い世代だけでなく、年齢や性別に関わらず、誰もが働きやすい職場づくりを推進していくことが重要だと考えます。

私は、これまで働き方改革として、テレワークの推進や、長崎県版くるみん認定を要望してまいりましたが、その結果、県は、「長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業認定制度」、いわゆるNぴか認証制度を設け、推進しています。

しかしながら、Nぴかの認証を取得した企業数は、まだまだ少ないと感じています。今後、認証企業を増やし、多くの県内企業が働きやすい職場づくりに取組、人材の県内定着促進につながるという流れをつくっていかねばなりません。

そこで、Nぴかの現状と課題、そして、課題に対する県の取組について、お聞かせください。

(2) 女性の仕事と家庭の両立について。

人手不足な昨今、現在、長崎県の有効求人倍率も1.25となり、女性の社会参加は、本当に重要な問題となっています。

しかしながら、家庭で家事、育児などを担っ

ている女性に対して、夫の職場の理解や夫の協力がないうまに女性の就労を期待しても、家庭内の労働負担から仕事と家庭の両立は困難と考え、再就職には結びつかず、企業も職員数が充足しない現状が続いています。

一方、子育て中の男性は、子どもともっと触れ合いたい、家族の時間を大切にしたいと思いつながりながら、長時間労働であったり、育児休暇などが取りにくい職場の雰囲気などから、やむなく家事や育児を女性に任せている現状もあります。

また、夫の労働環境や職場風土を知るがゆえに、孤独な家事、育児により、心身ともに疲弊し、再就職したいという思いを先延ばしせざるを得ない状況にある女性も多いと思われます。

国の調査によりますと、夫の家事、育児の従事時間が増えると、妻の継続就業や第2子以降が生まれる割合が高くなるという結果が示されています。長崎県の調査でも、同様の結果が出ています。

ワーク・ライフ・バランスをしっかりと考え、男性の働き方を見直し、家庭生活に目を向けていただき、女性の就労を促進していくことが、とても重要と考えます。

女性の家事、育児等の負担軽減による活躍の推進、働きやすい職場環境づくりには経営者の意識改革が重要で、トップダウンで取り組む必要があると考えますが、県の見解をお聞かせください。

また、具体的な取組状況や今後の課題と対策についても、お聞かせください。

4、養殖業の振興について。

(1) 日本一の養殖トラフグの消費拡大の取組について。

本県は、漁業生産量、額ともに、北海道に次

いで全国第2位の水産県であり、養殖業も盛んに行われ、マグロやトラフグは本県にとって重要な魚種であります。

しかしながら、先般、トラフグ養殖業者の方々と意見交換をさせていただいたところ、マグロやブリの養殖などに比べ、小規模な経営者が多いトラフグ養殖においては、近年、餌代が高騰し、販売価格も年による変化が大きく、経営は大変厳しい面もあり、経営の継続に不安を抱えているとの意見が聞かれました。

生産過剰の部分もあるかもしれませんが、私は、県内外へのPRが不足していると感じています。東長崎戸石地区の旅館や飲食店では、漁協と連携し、トラフグの消費拡大に向けた取組が行われておりますが、そのイベントで使用する量は、極めて限られていますので、県内全域での取組が必要ではないかと感じています。

県内の飲食店において、「くじらあります」といった看板やのぼりを時折見かけますが、県内の飲食店にもトラフグを扱っていただくようお願いをし、のぼりの設置をしたり、県内イベントでのPR、学校給食への提供など、主な産地である鷹島、九十九島、戸石で連携して取り組むなど、消費者の方々に長崎県のトラフグをもっと知っていただき、消費を拡大させることが漁業所得の安定と産業の維持・継続のために大変重要だと考えます。

併せて、先日、東京の「日本橋 長崎館」でトラフグのイベントが開催されましたように、県外への発信ももっと積極的に行うべきではないかと考えます。

そこで、日本一の生産量を誇るトラフグのPRや消費拡大について、県としてどう取り組まれているのか、お聞かせください。

5、観光について。

(1) 観光業の人材育成について。

長崎県には2つの世界遺産や長崎市の新世界三大夜景をはじめとする多くの観光の宝があり、将来はI Rの開業や新幹線の開通などを控えており、交流人口の拡大が期待されるところです。

人口減少など厳しい課題がある長崎県が今後生き残っていくためには、これらのすぐれた観光資源を活用し、交流人口を拡大させ、観光産業を基幹産業化することが必要だと考えます。

一方で、宿泊業を中心とする観光業においては、求職者が少なく、また、定着率も低いなど、慢性的な人材不足となっており、ホテルのフロントスタッフなど、観光業の第一線で対応される人材の確保が課題となっています。

また、今後は、長崎市のM I C E施設に付随して建設される外資系ホテルのほか、複数の宿泊施設の開業も控えていると聞いており、表方だけではなく、ベッドメイキングなど裏方のスタッフ、また、その他のホテル全体で働くさまざまな職種の人材の確保が難しくなることが想定されます。

さらに、観光産業の活性化のためには、高品質なサービス提供による観光消費の拡大が必要ですが、質の高いサービスを提供できる高度な観光人材の育成も必要だと考えます。

県においては、長崎県の基幹産業として観光産業の活性化に取り組もうとしています。観光客に第一線で対応される人材の確保や育成に対して、どのような対策を講じようとしているのか、お伺いをいたします。

6、長崎県歯と口腔の健康づくり推進条例について。

長崎県は、歯、口腔の健康づくりが糖尿病などの生活習慣病の対策をはじめ、県民の全身の健康づくりに果たす役割が大きいということか

ら、全国でもいち早く「長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例」を制定し、県民の健康増進を推進してまいりました。

そのような中、政府の「骨太の方針2018」の中に、口腔の健康は全身の健康にもつながることから、生涯を通じた歯科検診の充実、入院患者や要介護者をはじめとする国民に対する口腔機能管理の推進など、歯科口腔保健の充実や地域における医科歯科連携の構築など、「歯科保健医療の充実に取り組む」と明記され、全ての国民への口腔機能管理の必要性が示されました。

「長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例」は、2010年に施行されています。時代が進むにつれ、国の考え方も変化をしております。施行後の歯科保健の推進状況に鑑み、改正すべき点があるのではないかと考えます。

骨太の方針にも記載されているように、今、高齢者のフレイル予防が注目されています。フレイルとは虚弱のこと、滑舌の低下や嚙めない食品の増加などの口腔機能の軽度の虚弱をオーラルフレイルといいます。オーラルフレイルを放置すると、口腔機能はさらに低下し、摂食嚥下障害に陥ったり、誤嚥性肺炎を引き起こしたりします

フレイル研究の第一人者である飯島勝矢先生によりますと、全身のフレイルは口腔の機能低下からはじまることが示唆されており、口腔機能を担保することが、フレイル予防の第一歩とされています。

知事が打ち出しました「健康長寿日本一の長崎県づくり」にするというプロジェクトにおいて示されている「ながさき3MYチャレンジ」の内容は、健全な口腔機能を備えていることが必須の事項ですが、明確にこの口腔機能を備えているということが表記をされていませ

ん。

そこで、私は、条例制定からおよそ10年経過した今、時代の流れに合わせて、また、健康長寿日本一になるためにも、フレイル予防対策などをしっかりと条例に明記していくべきではないかと考えていますが、県の見解をお聞かせください。

以上、演壇からの質問を終わらせていただき、答弁の後、時間がありましたら再質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○副議長（徳永達也君） 知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕 　　ご議員のご質問にお答えをいたします。

　　Nぴかの現状及び課題解決のための取組についてのお尋ねでございます。

　　Nぴかは、誰もが働きやすい職場づくりに積極的に取り組む県内企業を県が認証する制度ですが、平成28年11月の制度創設以来、製造業、保険業、医療、福祉事業など、幅広い業種で58の企業等を認証しております。

　　しかしながら、県内企業における認知度は、特に、小規模な企業において低くとどまっております。「取得メリットが少ない」、「審査基準が厳しく取得が難しい」等のご意見もいただいております。

　　これまで県内企業の認知度向上のため、専用ホームページによる情報発信や、経済団体等との連携による周知、啓発などに取り組んでまいりましたが、今後はさらに高校生や大学生等に対しても、Nぴかを就職先企業を選択する際の参考としてもらえるよう、制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

　　Nぴか取得企業は、合同企業面談会において優先的に参加できることとしており、新たにNぴか企業と大学生等との交流会も実施してまい

りたいと考えているところであり、今後、訪問活動等を強化し、このようなメリットをお伝えしながら積極的なPRに努めてまいりたいと考えております。

　　また、企業が申請しやすい環境を整えるため、昨年8月からWEB申請システムを導入したところでありますが、これに加えてアドバイザー派遣による取得支援の充実・強化を図るなど、Nぴかのさらなる取得拡大に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

　　次に、企業の働きやすい職場環境づくりについて、トップダウンで取り組む必要があるが、県の取組状況はどうかのお尋ねであります。

　　議員ご指摘のとおり、企業経営者等が自ら率先して長時間労働の削減などの職場環境改善に取り組んでいただくとともに、働きやすい職場風土を醸成していただくことが重要であると考えております。

　　県では、これまで女性活躍推進法に基づく行動計画の策定支援や、官民連携組織「ながさき女性活躍推進会議」と連携し、企業経営者等を対象とした女性活躍推進に係るセミナー等を開催してまいりましたが、企業経営者等の意識改革に加えて、働く方々の行動変革が必要であると考えております。

　　このため、来年度は、男性の家事、育児等への参画を主眼とした啓発動画制作や、子育て世帯を対象としたセミナーなどを通して、男性自身が働き方を見直すことにより、家庭内での家事等をともに担うことで、女性の負担を軽減し、女性の活躍につなげてまいりたいと考えているところであります。

　　このほかのお尋ねにつきましては、関係部長からお答えをさせていただきます。

○副議長（徳永達也君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（沢水清明君） 私の方からは、9項目について、お答えをさせていただきます。

まず、障害児の支援について。

まず、医療的ケア児と、その家族を支えるコーディネーターにどのような役割を求めていくのかとのお尋ねでございます。

医療的ケア児が在宅での生活を送られるに当たっては、24時間の見守りなど、ご家族の心身の負担も大きく、介護者の体調不良時の対応など、医療的ケア児が抱える課題を解決するため、ご家族と保健、医療、福祉、教育など、地域における各機関とのつなぎ役として、平成29年度から医療的ケア児等コーディネーターの養成を進めているところであります。

お尋ねのコーディネーターの具体的な役割としては、退院後に在宅生活へ移行する時点から乳幼児期、学齢期、成人期などの各過程において、医療的ケア児とその家族のニーズに応じた相談支援及び関係機関との調整を行っていただくことを想定しております。

今後、市町や入院先の医療機関など、各分野の関係機関へコーディネーターの役割や連携について周知を図り、コーディネーターを中心に医療的ケア児とご家族を地域で支える体制づくりに引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、医療的ケア児を取り巻く課題を検討するための協議の場の設置状況と、そこでどのような内容を協議していくのかとのお尋ねでございます。

協議の場の設置につきましては、県は、本年3月末までに設置予定であり、市町につきましては、9市町が設置済み、4市町が3月末までに設置予定となっており、残る8市町に対しましても、早期設置に向け、情報提供や助言等を

行ってまいりたいと考えております。

また、協議内容につきましては、県では、市町の状況も踏まえ、広域的、専門的な観点から、受け入れ体制の充実やコーディネーターの養成などについて協議してまいります。

一方、より住民に身近な市町では、医療的ケア児の情報把握、個々のニーズや地域の実情に応じた支援体制の構築などの協議を想定しております。

県と市町の役割分担のもと、相互の連携を図り、医療的ケア児に対する切れ目ない支援が実現するように取り組んでまいります。

次に、医療的ケア児に対応できる訪問看護ステーションの現状と県の取組についてのお尋ねでございます。

県が昨年度実施した調査では、県内の訪問看護ステーションのうち、医療的ケア児の訪問看護を行っている施設は、全体の約2割の20施設にとどまっておりました。

このため、県では、医療的ケア児の在宅支援を充実するため、今年度から看護協会へ委託し、受講を希望する訪問看護ステーションの看護師を対象に、実際の訪問看護に同行して人工呼吸器や胃ろうの管理など実践的な技術を習得するための研修を行っているところであります。

これまで12名が受講し、新たに3施設が医療的ケア児の支援ができる訪問看護ステーションとなる予定であり、引き続き、看護師の実地研修等を通して医療的ケア児に対応できる訪問看護ステーションを増やし、子どもたちが住み慣れた地域で療育、療養できる環境を整備してまいりたいと考えております。

次に、人工内耳装用難聴児に対する多職種による早期介入の方法、実態調査の調査概要と、その調査結果の活用についてのお尋ねござい

ます。

県におきましては、この調査において、全国の人工内耳手術を行う医療機関や療育を行う機関、地方自治体を対象としたアンケート調査を行うとともに、県外の先進的な医療機関の現地調査を実施しており、これらの調査結果等をもとに、人工内耳装用難聴児に対する療育方法等について課題を検討し、その解決策を提言することとしております。

調査結果につきましては、今年度中に取りまとめる予定でございますが、今後、国において人工内耳装用難聴児に対する支援策検討の基礎資料として活用されることとなっております。

本県におきましても、この調査結果を関係機関で情報共有し、難聴児に対する適切な療育につなげていきたいと考えております。

次に、災害時要配慮者への支援についてでございます。

県内の福祉避難所の指定状況はどうなっているのか、福祉避難所を増やす取組をどのように行っているのかのお尋ねでございますが、福祉避難所につきましては、平成30年4月1日現在、全市町で指定されており、その施設数は423施設となっております。

県では、市町担当者会議や個別の市町訪問において、福祉避難所となり得る施設の例示や指定が進んでいる他の自治体の紹介、また、直近の被災地の状況等を説明し、市町に対して福祉避難所のさらなる指定を要請しており、引き続き、福祉避難所の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、福祉避難所や一般避難所において、障害者に配慮した適切な支援がなされるための取組をどのように行っているのか。また、防災マニュアルの作成に対する県の取組はどうなっ

ているのかのお尋ねでございます。

障害者の方々が安心して生活できる避難所の運営のためには、障害の種別、あるいは程度に関わりなく、情報伝達や物資が配布されるなど、適切な支援を行っていただく必要がございます。

そのため、県が作成した「障害がある人への対応のしおり」や、広島県の「防災ガイド」及び長崎市の「避難支援マニュアル」など、参考となる先進事例をホームページで紹介するとともに、市町等の関係者に周知等を行っております。

なお、障害者に配慮した防災マニュアルの作成については、市町ごとに、地域の実情に応じて作成していただくことが重要と考えております。

このため、県では、市町担当者会議において、今年度から新たに障害者の特性に配慮したマニュアル作成の留意事項を説明するなど、市町に対して、さらに積極的な働きかけを行っているところであり、引き続き、市町に対し、作成を促していきたいと考えております。

次に、人工呼吸器を装着した医療的ケア児の避難支援について、どのように取り組んでいくのかのお尋ねでございます。

災害時における医療的ケア児の避難支援に当たっては、個別に避難支援計画を検討することが重要であることから、各市町が避難行動支援者として位置づけることが有効であると考えております。

このため、家族や関係者等に働きかけ、医療支援者名簿に登録していただくとともに、名簿登録の同意を得たうえで、個別の避難支援計画を作成していく必要があります。

また、人工呼吸器が使用できるよう、自家発電装置など安定的な電源確保ができる避難場所

の環境整備も必要となってまいります。

県といたしましては、今後、市町の担当者会議、そして、先ほどご説明いたしました医療的ケア児を取り巻く課題を検討するための協議の場などを活用して市町と協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、液体ミルクの備蓄と特殊栄養食品ステーションの設置、母子を引き受ける福祉避難所の拡大について、県として、今後どのように取り組んでいくのかのお尋ねでございます。

液体ミルクの備蓄につきましては、災害時の乳幼児の母乳代替として有効であります。賞味期限が半年から1年と短く、本県の災害備蓄の基本方針においても、使用期限が短い等により現物備蓄に向かないものは流通備蓄としていることから、県としては、流通備蓄での対応が望ましいと考えております。

また、アレルギー対応食品などの物資の調達や在庫管理、配送調整を行う「特殊栄養食品ステーション」につきましては、熊本地震でも活用されたとお聞きしており、避難生活において配慮が必要な母子等の健康を守る観点から有用であると考えております。

母子専用の避難所につきましては、県内市町では事例がございませんが、他県の事例では、乳幼児を抱える母親のストレス解消など、災害時の母子支援に役立つ取組と伺っております。

いずれの取組にいたしましても、災害時の母子支援対策については、市町や関係団体と協議が必要でございますので、まずは来月に開催する市町地域福祉担当会議の場において協議を行ってまいりたいと考えております。

最後に、「長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例」について、フレイル対策について触れることについての見解のお尋ねでございますけれ

ども、「長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例」は、県民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する基本理念を定めることなどを目的として、議員発議により平成21年12月に制定され、翌年6月に施行されてから8年が経過したところでございます。

この間、平成23年には「歯科口腔保健の推進に関する法律」が制定され、また、平成29年からは歯科保健医療の充実が「経済財政運営と改革の基本方針」、いわゆる骨太の方針に盛り込まれるなど、歯と口腔の健康づくりに関しては、社会情勢の変化も見られます。

本県におきましても、昨年度行った長崎県歯・口腔の健康づくり推進計画「歯なまるスマイルプランⅡ」の策定に際しまして、ご指摘のフレイル対策も含めた成人期の歯科保健対策の充実など、本県の現状や時代に応じた施策を盛り込んでいるものと考えております。

このため、現時点で条例の見直しは考えておりませんが、県歯科医師会とは歯科保健施策の充実に向け、随時、意見交換を行っているところでありまして、条例改正の必要性も含めて、今後もこの意見交換を継続していきたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) こども政策局長。

○こども政策局長(園田俊輔君) 医療的ケア児保育支援モデル事業を活用し、長崎県の医療的ケア児の保育を今後どのようにしていくのかのお尋ねでございます。

保育所等において、医療的ケア児を受け入れるに当たっては、人的配置だけでなく、安定・継続した支援体制を構築するため、保育所と保護者等との役割分担や、整備すべき書類、記録様式などを定めたガイドラインの策定が必要となります。

このため、県といたしましては、このモデル事業により、実施主体の松浦市だけでなく、県下全域で活用できるようなものにしていきたいと考えており、先進事例の情報収集のほか、松浦市を含めた県内市町や関係団体との協議の場を設けるなどの策定支援を行うこととしております。

また、この協議の場では、ガイドライン策定のほか、保育現場における実際の事例などを通して医療的ケア児の支援のあり方を検討し、情報の共有化を図りながら、受け入れ可能な市町や保育所の拡大に努めてまいります。

○副議長(徳永達也君) 水産部長。

○水産部長(坂本清一君) 養殖トラフグの消費拡大の取組についてのお尋ねでございます。

養殖漁業者の経営安定のためには、県内、県外に向けた養殖トラフグの消費拡大、販売促進を図ることが、県としても大変重要と考えております。

県では、県内で生産される養殖トラフグを「長崎とらふぐ」として県の重点PR商品の一つとして位置づけ、首都圏や関西圏でのPR強化や販路拡大に取り組んでいるほか、漁協や県漁連等が県内外のフェアや商談会で養殖トラフグをPRする際の出展支援やチラシなどの販促グッズの製作等に対して支援を行っております。

また、戸石、九十九島、鷹島のトラフグ養殖産地におきましては、生産者グループが市場ニーズに対応した魚づくりや販路拡大を実現するために、養殖産地育成計画の実践に取り組んでおり、県としても、こうした生産者グループの取組を支援してまいります。

さらに、長崎、佐世保、松浦地区の各魚市場で開催される「さかなまつり」でのPRなどについても検討してまいります。

○副議長(徳永達也君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(中崎謙司君) 観光業の人材の確保や育成についてのお尋ねでございます。

県では、観光産業のさらなる活性化に向け、地域資源を活かした付加価値の向上、人材の育成など、産業としての成長に欠くことのできない課題解決に、市町や関係団体と一体となって取り組んでいくこととしております。

観光人材の確保・育成対策につきましては、平成27年度からホテルスタッフを対象とした「長崎コンセルジュ事業」により、観光客の方々のさまざまな要望や相談に応えることや、本県ならではの価値や魅力を伝えることができる観光人材の育成を進めております。

また、来年度からは新たに、将来にわたって観光産業で活躍できる人材の確保を図るため、高校生を対象として、観光をテーマにした講座やインターンシップを実施したいと考えており、明確な職業意識を持って観光産業に就職してもらうことで定着率の向上にも結びつけてまいります。

さらに、県観光連盟においては、「おもてなし」を含む宿泊施設の品質向上に取り組む事業者のネットワーク化を予定しておりますので、これらの宿泊施設の情報も積極的に提供し、観光人材の確保につなげてまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) ごう議員—10番。

○10番(ごうまなみ君) 知事はじめ、関係部局長のご答弁まことにありがとうございます。

時間がまだ17分残っておりますので、少し追加で質問をさせていただきたいと思っております。

私、今回の質問は、4年間の総まとめという形で構成しましたところ、どうしても、私が一番のライフワークとしております障害者施策が

中心となりました。しかしながら、私は、長崎県は、今後、本当に人口減少に対応していく中で、この長崎にたくさんの方に住んでいただくためには、弱者にやさしいまちであることが非常に重要ではないかと考えておりますので、その観点からも障害者の施策について質問させていただきます。

今回、医療的ケア児の在宅の支援について、いろいろと項目を上げてご答弁いただきましたが、医療的ケア児の在宅支援、本当に人数が10年前から2倍に増えておりますよね。その増えているスピードに対して支援の準備が全く整っていないというのが私の実感でございます。

今年度、訪問看護ステーションが3つほど増えるということで、これは非常に評価をしたいんですが、それと併せて医療的ケア児が、基本、かかりつけの病院というのが長崎の大学病院であったり、大村の医療センターであったりという大きな病院で、自宅からかなり離れている地域であるということが多いです。

そういった意味では、在宅の小児を診ることができる訪問診療、訪問の小児科のドクターが必要だと考えておりますけれども、現状としては、ご高齢の方を在宅で診るドクターは多いんですが、小児科で診れる方がまだまだ少ないという現実があるので、このあたりを県が今後どう考えているのかということをまずお聞かせください。

○副議長(徳永達也君) 福祉保健部部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 県といたしましては、来年度から新たに県医師会へ委託を行い、小児の診療経験が少ない訪問診療医と小児科医の連携体制を構築するための研修会、あるいは医療的ケア児に対する診療方法の実技研修を実施することにより、在宅の医療的ケア児に対応

できる医師を育成していくということで予定しているところでございます。

併せて、地域の実態に応じた医療体制の整備を進めるために、県内の医療的ケア児の実態調査も実施したいと考えております。

○副議長(徳永達也君) ごう議員—10番。

○10番(ごうまなみ君) ぜひ、一日も早く研修をスタートしていただいて、小児を在宅で診れるドクターを増やしてほしいと思います。

今、部長がおっしゃったように、実態の把握が非常に重要だと思っています。医療的ケアと一口で言っても、その子、その子の症状がありますので、その細かな情報をしっかりと収集していただいて、それに対応できるような仕組みというものを一日も早くおつくりいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、要配慮者への支援についてということで、私は、平成28年2月定例会の中でも一般質問で取り上げさせていただきました。

今、福祉避難所が423件ありますということで、全市町に設置されているという答弁をいただいたところですが、この中で、福祉避難所に保育園や幼稚園を指定されているところがありますでしょうか。

○副議長(徳永達也君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 申し訳ございません。その詳細については、今、把握しておりませんので、改めてまた委員会の時にでもご説明をさせていただきたいと思っております。

○副議長(徳永達也君) ごう議員—10番。

○10番(ごうまなみ君) すみません。そのあたり、私が通告しておりませんでしたので、委員会の際に聞かせていただきます。

なぜ、保育園、幼稚園と言ったかと申します

と、母子避難所につながるのに一番適切などころではないかと思っております。ご老人の、ご高齢者の施設でありますと、そこに入所されている方々が第一優先になりますので、そこに支援が必要な方々が来られても、どうしても人的なこととかで、スペースが足りなかったりということも聞いておりますので、保育園や幼稚園が母子避難所に指定されますと、さらに使いやすくなるのではないかと思っております。

もう一点、液体ミルクの備蓄ということについて私取り上げさせていただきましたが、液体ミルクが国内でも商品化できて来年から流通されると思います。この液体ミルクは、これまで熊本震災の時にも活用されました。しかしながら、一方で、届いたんだけど、よくわからないから使わなかったという事例の報告もありました。これは非常にもったいないことだと思っております。私は、ぜひ、流通備蓄ではなくて、きちんと購入をして保管をしてほしいと思っております。

しかしながら、先ほどのご答弁では、賞味期限が6カ月から1年であるために、それができないから流通備蓄へということでは言われたんですが、ただ、液体ミルクを見たことも、触ったことも、飲んだこともない人が、いきなり福祉避難所でそれを提供されても、なかなか活用方法がわからないというか、躊躇される方も多いと思うんですね。

であるならば、例えば、大阪の箕面市などがやっているように、公立の保育所に備蓄品として置いておいて、賞味期限の前にそれを何らかの形で活用するという方法、ローリングストックという方法ですね、この方法をとられています。

また、東京の文京区におきましては、乳児健

診、4カ月健診の際に健診を受けられた方に賞味期限が切れる前に提供をして活用を一旦してもらい、お試しをしてもらいというような仕組みをつくっておられます。

ですので、防災の時の備蓄ではあるんですが、この液体ミルクの活用というのは、今後、女性が社会参加をしていくうえで非常に役立つものだと思っておりますし、子育て中のお母さんたちにアンケートをとると、8割の方々が「使用してみたい」というご意見をお持ちです。

であるならば、こういったローリングストックという方法をとられて、危機管理の部門と、それから、母子保健のものと両方でうまく回していく仕組みをつくっていただくと、より活用されると思うんですけども、このあたりについてのご見解をお聞かせください。

○副議長(徳永達也君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) ただいま、議員からご紹介がありましたけれども、他県での事例、これは我々が把握しているところでは、基礎自治体、県ではなくて、例えば市や区役所とか、そういったところで実施されているということ承知しております。そしてまた、液体ミルクが重要だということも認識しております。

ただ、県における備蓄につきましては、先ほどお話しましたように、賞味期限が短い、更新のサイクルが短い。その後の未利用品の商品の利活用について課題がありまして、県としては、現物備蓄よりも流通備蓄で対応する方がいいのではないかと考えております。

ただ一方で、市町においては、先ほど議員からもご説明がありましたけれども、未利用商品については、市町が運営する保育所等で活用が考えられますことから、これについては必要性が県以上にあるのではないかと考えておりまし

て、今後、開催予定の国の説明会で、その情報なども提供しながら市町と協議をしてみたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) ごう議員一十番。

○10番(ごうまなみ君) 今の段階では、流通備蓄の方が適しているというお答えでありましたけれども、液体ミルクの普及を考える際には、まだまだ検討の余地があるかと思っておりますので、県として旗を振っていただくことも基礎自治体の取組につながっていくと思っておりますので、ご検討をよろしくお願ひしたいと思います。

○副議長(徳永達也君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) すみません。先ほど、福祉避難所に幼稚園とか保育所がどうなっているかというお尋ねの時に、あとで答えると言ったんですけれども、資料でまとめた分でいきますと、児童福祉施設という括りの中で整理をしておりますので、現在の状況におきましては、そこが指定されている事実はないということでございます。

○副議長(徳永達也君) ごう議員一十番。

○10番(ごうまなみ君) ありがとうございます。であるならば、今後、そういう児童福祉施設も福祉避難所に入れていただくこともご検討いただければと思います。

次に、障害者の災害時の支援の件ですけれども、私が平成28年2月にご意見申し上げ、そして、マニュアルをつくって県で発信すべきではないかということに対しては、先ほどのご答弁でもありましたように、ホームページ等で紹介をしてくださったり、また、各市町へのご紹介をしてくださったりということで、実際に平成29年には長崎市が障害種別ごとのマニュアルをつくってくれたりということで前進していることは、とても評価しますし、感謝をいたしたい

と思います。

昨年5月に長崎県の総合防災訓練が行われまして、この時も私は危機管理課の方にご提案申し上げ、ご協力をいただいたおかげで障害のある方、当事者の方が県の総合防災訓練に実際に参加をすることができました。このことは全国的にも非常に先進的だということで各メディアにも取り上げていただきまして、はじめて参加された車椅子ユーザーの方ですとか、精神障害の方々とかも、「今まで自分たちはこういうことに参加したことがなかったから、参加をしてみても、やはり自分たちも何を自分たちでやらなければいけないかということがよくわかった」というようなご意見もいただいております。

その際に、新聞とかテレビでも私は拝見しましたが、知事も車椅子の方を実際に「J I N R I K I」という補助器具を使って運ぶということをなさっておられました。

これは通告しておりませんでしたけれども、知事、その時の防災訓練ではじめて障害者の方が参加されて、実際に知事が運搬されたことの感想と、今後の防災訓練などのあり方について何かご意見があれば聞かせていただきたいと思います。

○副議長(徳永達也君) 知事。

○知事(中村法道君) 県におきましても、さまざまな事態を想定して総合的な防災訓練に繰り返し取り組んでいるところでありますけれども、やはり一番大きな課題となってまいりますのが、要支援者の方々にいかに安全で迅速に避難をしていただくかということであろうと考えております。

あの諫早での総合防災訓練の際、私もはじめてけん引する、引っ張ることによって車椅子が簡単に動かせるということを実感したわけであ

りますけれども、さまざまな、そういう方々への配慮の一環として、こういった資器材等の準備、そういった面での体制づくりが必要になってくるか、十分考えておかなければいけないと改めて実感したところであります。

○副議長(徳永達也君) ごう議員一十番。

○10番(ごうまなみ君) ありがとうございます。実際に知事が体験をしていただいていたことがたくさんあると思いますので、あの経験を今後の要支援者の防災の活動に反映させていただきたいと思っております。

障害がある方々は、ある意味、ご自分の命を諦めていらっしゃる場所もあるんですね。車椅子だから逃げられないんじゃないか。だから、自分は置いてでも家族は逃げなさいとおっしゃる方もいらっしゃいます。しかしながら、家族はそういうわけにもいかないから、私たちもということで、家族全員で命を諦めている現実がありますので、それを一つでも解決していきたいと思っておりますので、ご協力のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、「長崎県歯・口腔の健康推進条例」についてでございますが、「8020」の中で実際にもうやっていることもあるし、明記もしているというご意見でございました。

しかしながら、実際、神奈川県ですとか新潟県は条例を改正しております。この改正している中に、しっかりとオーラルフレイル対策の推進ですとか、歯科と医科との連携についてだとか、もう一点、新潟県が改正している文章の中に、これは私も入れるべきだと思っているんですけれども、児童虐待とか高齢者虐待の早期発見に資する歯科医療機関との連携、それから、関係者の資質向上という文言が明記されております。

今、保育園とかで口の中を健診で見ると、その子が虐待を受けているかどうかということもわかると言われておりますので、やはり幼児の虐待の場面では歯科との連携というのは非常に重要だと考えておりますので、これは要望にとどめさせていただきますが、ぜひこういった文言を入れてほしいと思います。

それから、もう一点、本県が健康長寿日本一になるんだということを知事が明言されましたので、それを実現するためにも、もう一歩進んだ条例をつくっていく必要があるのではないかと考えておりますので、ぜひとも、その部分をご検討いただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

最後に、私、一点、ご提案をさせていただきたいことがございます。

これは議長、副議長にご了解を得ましたので、このマークをご提示させていただこうと思ひます。(パネル掲示)

ピンク色の星型のマーク、これは東京大学の学生さんたちがつくりました「エンパワープロジェクト」というもののシンボルマークです。「エンパワープロジェクト」というのは何かと申しますと、これまでは、例えば内部疾患がある人、病気の人、マタニティの方が、自分たちがマークを付けて助けてください、支援をしてくださいということで、アピールをするためのマークでした。

しかしながら、この「エンパワープロジェクト」のマークは、支援者側のマークです。「私は協力します」ということを明言するマークなんです。これを東京大学の学生さんが発案されて、何か人の役に立ちたいんだよ、困った人の役に立ちたいんだけど、でも、なかなか勇気も出ないしという方々が、これを付けたら

勇気を出して手助けしますよと言えるんじゃないかということで発案されました。これは発想の転換で非常にすばらしい活動だなと私は思っております。

この東京大学の学生さんは、国連にも呼ばれてスピーチをしております。国連でも、これは全世界的に、こういった思いやりの心を表記するようなマークであるので推進していくべきではないかということで取り上げられています。

このマークは、要配慮者の支援の場面でも非常に役立つと私は思いますし、また、もう一方で、観光の面でも役立つと思うんですね。これから交流人口を増やしていく中で、このマークを付けた人を見たら、「何かわからないことがあったら聞いてくださいね」ということで、お助けマークになりますので、長崎は人もとてもやさしいし、思いやり活動とか、おもてなし運動とかをやっている地域でございますので、ぜひこういったものも自治体初として取り組んでいただけないかと思っておりますので、知事、ご検討のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。知事、お願ひします。

○副議長(徳永達也君) 知事。

○知事(中村法道君) 十分検討をさせていただきますと思ひます。

○副議長(徳永達也君) ごう議員—10番。

○10番(ごうまなみ君) 以上で、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

○副議長(徳永達也君) これより、しばらく休憩いたします。

会議は、14時45分から再開いたします。

— 午後 2時33分 休憩 —

— 午後 2時46分 再開 —

○議長(溝口芙美雄君) 会議を再開いたします。引き続き、一般質問を行います。

久野議員—20番。

○20番(久野 哲君) (拍手)〔登壇〕 佐世保市・北松浦郡選挙区選出、改革21の久野 哲でございます。

本日は、私、議員最後としての一般質問の機会をいただき、しかも、最後のトリをいただきました。大変ありがとうございます。(拍手)

今日まで、議長をはじめとして、各議員の皆様方には、公私ともに大変お世話になりました。

また、知事をはじめとして、理事者の皆様方、さらには、議会事務局の皆様方にも何かとお世話になってきたわけでございますけれども、この場をおかりいたしまして、心から厚く御礼を申し上げたいと存じます。

また、本日は、後援会の皆様方にも、遠いところをこうして私の傍聴においでいただきました。心から感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。

今日まで、各分野におきまして、12年間、いろいろとご質問をさせていただきましたけれども、今日は重複する点もございます。今回、宮内議員も、それからまた、吉村 洋議員も、県北行政に関する質疑がございましたけれども、一部ダブる点がございますけれども、県北の大変重要な課題であるというようなことをご認識をいただき、そして、知事並びに関係部局長の明快なご答弁を心からお願いを申し上げておきたいと思ひます。

それでは、早速でございますけれども、質問に入らせていただきます。

1、石木ダム建設促進について。

①一定の方向性について。

まずは、何といたっても石木ダムの建設問題に

ついてでございますけれども、石木ダムの建設事業費は、総事業費285億円という、水源不足に悩む佐世保市にとっては、市制100年の大計というぐらいの大きな事業であると思っております。

県と佐世保市の共同事業として、昭和50年度に事業採択されて以来、47年から48年、いわゆる半世紀近くになろうといたしているところでございますけれども、いまだに結論が出ていない。

では、なぜ、それほどまでに石木ダムにこだわるのかということになるわけでございますけれども、その理由は2つあると思います。

まず1つは、佐世保市においては、平成6年、最大43時間の断水となるなど、9カ月近くに及ぶ大渇水でございました。市民生活に多大な影響を及ぼし、その後も平成17年、あるいはまた平成19年の減圧給水など、2年に一度ぐらいの渇水の危機にございました。

それから、もう1点は、石木ダム建設予定地の下流になります川棚川周辺の民家においては、昭和23年以降、4回にわたる川棚川の洪水で、床下・床上浸水で延べ3,300戸という甚大な被害を受けているわけでございます。

このように、治水、利水両面から見ても、石木ダム建設は必要不可欠であり、住民の安心・安全に関わる大事業であるというふうに思います。

また、司法の面から見ても、昨年7月9日、事業に反対する地権者の皆様方から、国を被告として提訴した石木ダム事業認定取消訴訟の第一審判決においても、住民の生命と安全に直結する、この点を裁判官が重視され、石木ダム事業の費用と効果を分析したうえで、この事業の必要性和公益性が司法のもとで認められたわけでございます。

そこで、お尋ねをいたしますけれども、中村県政任期中に一定の方向性を出したいと言われておりますが、このことは、いずれにしても英断をする時期にきているというふうにお考えなのか、知事の見解をお伺いいたします。

以降の質問につきましては、対面演壇席より質問をさせていただきます。

○議長(溝口芙美雄君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 久野議員におかれましては、今期限りでご勇退なさるとのお話を伺いました。長きにわたり県勢の発展のためにご尽力を賜ってまいりましたことに、心から敬意を表し、感謝を申し上げます。

どうか今後とも、ご健康にご留意をいただき、折に触れ県政に対するご指導、ご鞭撻を賜りますよう、お願いを申し上げます。

それでは、お尋ねにお答えをさせていただきます。

石木ダムの建設事業に関して、一定の方向性を任期中に出したいと考えているのかとお尋ねでございます。

石木ダムにつきましては、現在、県収用委員会において、土地収用法に基づく裁決に向けた手続が進められている段階であります。

今後の判断に当たっては、その時々的情勢、収用手続や事業の進捗状況等を踏まえ、その判断の時期も含めて、総合的かつ慎重に判断してまいりたいと考えているところであります。

以後のお尋ねにつきましては、自席の方からお答えをさせていただきます。

○議長(溝口芙美雄君) 久野議員—20番。

○20番(久野 哲君) 今、知事の方からご答弁がございましたけれども、先ほど私の方からも申し上げましたように、計画から半世紀近く

たっている。推進者、あるいはまた反対者の皆さん方、このまま続くとすれば、お互いが不幸であると、私はそのように思います。今日まで歴代の知事が決断をできなかったわけですからけれども、中村知事在任中、ぜひともひとつ最終決断を強くお願いを申し上げておきたいと思えます。

②ダム本体工事予算。

今回、新年度の予算が決定したところがございますけれども、そこで、石木ダム建設への関連事業費も、はじめてダム本体工事の費用として19億1,800万円が計上されているわけがございます。前年比より10億円以上の増額となったわけがございます。このことは、本体工事に着手する事前準備であるというふうに受け止めていいのかどうか、この点について、お尋ねをいたします。

○議長（溝口芙美雄君） 土木部長。

○土木部長（岩見洋一君） 石木ダムの平成31年度の当初予算は、工事費や測量・設計、環境調査等の予算を計上しております。具体的には、平成34年度末の事業完成に向け、付替県道工事の進捗を図るとともに、ダム本体工事の一部に着手するための掘削等を行うこととしております。

○議長（溝口芙美雄君） 久野議員—20番。

○20番（久野 哲君） わかりました。

③総事業費の消化率と進捗状況。

ダム建設事業費が285億円でございますけれども、今回の司法判決を受けて、県として粛々と工事をやっていくというようなことがございますけれども、今日現在で、いわゆる総事業費の何%ぐらいが消化できているのか。

また、現在までの工事の進捗状況、これも含めてぜひお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（溝口芙美雄君） 土木部長。

○土木部長（岩見洋一君） 事業全体の進捗につきましては、予算執行ベースで、総事業費285億円のうち、本年度末時点において約154億円、率にして約54%となる見込みです。

付替県道工事につきましては、昨年度末までに起点部の約480メートルの現道拡幅工事を完成させ、その後、付替区間の約840メートルについて、切り土、盛り土工事や橋梁下部工など、切れ目なく着実に工事を実施しているところであります。

工事現場では、事業に反対される地権者の方々による妨害行為が依然として続いておりますが、安全確保に努めながら、事業の進捗に最大限努力しているところであります。

○議長（溝口芙美雄君） 久野議員—20番。

○20番（久野 哲君） わかりました。

④異常気象の顕在化に伴うダムの必要性。

今日現在、過去に例のないような異常気象による自然災害の多発さ、あるいは生態系の異常など、いよいよ地球温暖化のリスクは鮮明になってきたなというふうに思うわけがございますけれども、いつ、どこで、どのような災害が発生をするかわからないというのが、今日の異常気象の顕在化による自然災害ではないかなと思えます。

毎年のように台風や集中豪雨による大洪水が発生をいたしておるわけがございますけれども、異常気象ということになれば、どうしても大雨や集中豪雨による大洪水に視線が集まるわけがございますけれども、実際は、大洪水があれば、逆に大渇水もあるというふうな状況ではないかなと私は思うわけがございます。

このような観点からも、治水だけではなく、いわゆる利水面でも、石木ダムの必要性がさらに

大きくなるのではないかなと私は考えているところでございます。

県として、この点、どのように思われているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（溝口芙美雄君） 土木部長。

○土木部長（岩見洋一君） 地球温暖化に伴う気候変動により、集中豪雨が頻発する一方、無降水日数も増加していることから、渇水のリスクも高まることが懸念されており、今年度も全国の国が管理している5河川において取水制限が実施されております。

また、これまでたびたび渇水の危機に見舞われてきた佐世保市においては、昨年の夏も雨が少なく、8月に「渇水対策本部」が設置され、現在も一部のダムの貯水率の回復が見込めないため、対策本部が継続中であり、市民に節水の呼びかけがなされております。

このように、佐世保市の慢性的な水源不足を解消するためには、石木ダムは必要不可欠な事業であると考えております。

○議長（溝口芙美雄君） 久野議員—20番。

○20番（久野 哲君） わかりました。

この石木ダムにつきましては、最後に一言だけ、また申し上げておきたいと思っておりますけれども、石木ダムは、大洪水、そして大渇水、この両面から言っても、先ほど申し上げましたように、必要不可欠なダムであるというふうに私は思いますので、再度、一日も早い完成をぜひお願い申し上げておきたいと思っております。

2、統合型リゾート施設（I R）誘致について。

①本県の新たな誘致作戦について。

昨年の7月、I R整備法が成立して、全国で3カ所、そして地方で1カ所ということが決まったわけでございますけれども、2カ所は恐らく

中央に、残る1カ所は地方にということではないかと思っております。

本県と佐世保市としては、経済効果または地域活性化に期待をし、ハウステンボスに誘致をしていこうというようなことで、現在、誘致活動を進めておるわけでございます。

そこで、お尋ねをいたしますが、I R誘致については、本県、あるいはまた佐世保市だけではなく、西九州経済界が中心となり、研究会を設立されております。

その中で、経済波及効果額2,514億円、そして、雇用誘発数が1万1,000人、これは7~8年前のいわゆる西九州経済界の研究会が設立時点の試算だと思っておりますけれども、今日現在の試算で変化があるのかないのか。あるいはまた、県独自の試算はできているのかどうか、この点についてお答えをいただきたいと思っております。

○議長（溝口芙美雄君） 企画振興部長。

○企画振興部長（柿本敏晶君） I R導入による経済波及効果につきましては、長崎県と佐世保市が共同で設置をしております「I R推進協議会」が、昨年4月の「長崎I R基本構想有識者会議」の取りまとめの中で試算しております。

この試算は、I R整備法成立前のものでありますけれども、事業者からの提案等をもとに、建設投資額として約2,000億円、年間集客延べ人数として約740万人を見込みますとともに、九州圏内の経済波及効果は、I Rの運営によるものが毎年約2,600億円、雇用創出効果が約2万2,000人、建設投資によるものが建設期間中の累計で約3,700億円、雇用創出効果が約3万8,000人としております。

○議長（溝口芙美雄君） 久野議員—20番。

○20番（久野 哲君） わかりました。

それから、もう1点ですけれども、本年度以

降は、国内各地でカジノ誘致が、いわゆる本格化をしてくると思います。

本県として、当初予算が1億2,000万円、これは各専門分野の皆さん方のノウハウ等をもとに計上されていると思うわけでございますけれども、ハウステンボスにどのような地域活性化に向けた新たな誘致作戦を進めていこうとなされているのか、この点について、お伺いをいたします。

○議長(溝口芙美雄君) 企画振興部長。

○企画振興部長(柿本敏晶君) IR整備法におきましては、IR区域は、全国で3カ所を上限とすることが定められておりまして、議員ご指摘のとおり、各地で誘致の検討が本格化しております。

このような中、IR実現に向けた課題であります「交通アクセスの強化」、「弊害防止」、「地域理解の促進」、「IR事業者等との関係強化」などについて、県と佐世保市が強力に連携をいたしまして、民間の専門的知見も活かしながら、解決を図るための10の方策の素案を今般策定したところでございます。

本県や九州は、古くから海外との交流の窓口として発展してきた歴史でありますとか、東アジアとの深い歴史がありまして、さらにIR候補地であるハウステンボス地域は、年間270万人を超える集客がありますことから、相乗効果によりまして他の地域より魅力ある施設が整備されて、雇用の創出や地域経済の活性化が図られるものと考えております。

IRは、民間が設置運営するものであり、その実現には事業者等との関係強化が重要でありますことから、トップセールスのほか、地元企業のIRへの関心を高めるための民間フォーラム、セミナー、取引マッチングイベント等の開

催を支援いたしまして、IR事業者等による本県への投資意欲を喚起し、競争を促進することで、公正・公平な公募、選定に向けた準備を進めて、第一弾での区域認定を目指してまいりたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 久野議員—20番。

○20番(久野 哲君) ただ、私が1~2点心配するのが、やはり本県に誘致をすべきか、あるいは否かについては、マスコミの調査で見えますと、誘致については、「どちらでもよい」とか、あるいはまた、「わからない」とか、そういうふうな状況の中で、45.5%の方が、逆に言えば、このIRの誘致については、余りわかかっておられないのかなというふうに思います。このように、県民に対する説明不足が、大変心配と私は思っているところでございます。

このような大型事業というのは、県民の理解が得られなければ、国として選定をするわけですから、国としてもうまくいかないのではないかなと思うわけでございますが、この点、県民に対する機運の醸成をどのように図っていこうとなされているのか。この点についてもお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長(溝口芙美雄君) 企画振興部長。

○企画振興部長(柿本敏晶君) IRの推進に当たりましては、県民の皆様へIRへのご理解を深めていただくことが大変重要であると認識をいたしております。

そのため、平成29年10月のIR推進室設置以来、県民の皆様への広報に力を入れて取り組んでおります。

これまで、離島を含む県内各地での県民セミナーを10回、大学や経済団体主催のセミナー等への職員派遣による講演を22回実施し、延べ1,800人近くの方にご参加をいただいたほか、

年間を通じた全世帯広報誌への掲載や、コンビニ等へのパンフレット、ポスターの設置などの広報活動を行っております。

なお、県民セミナー参加者へのアンケートでは、「IRとは何か理解できた」、「概ね理解できた」との回答が、合わせて99%、「本県へのIR誘致に賛成」、「どちらかといえば賛成」との回答が92%となっております。

また、昨年11月に公表されました県政世論調査において、県がIR導入を進めていることを「よく知っている」、「多少は知っている」との回答が58.9%であった一方で、「全く知らない」との回答が36.9%となっております。この結果を真摯に受け止めているところでございます。このようなことから、県民に届く広報手段について、さらに研究をしながら、今後とも、さまざまな機会を通じて、きめ細かな広報活動を行ってまいりたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 久野議員—20番。

○20番(久野 哲君) やはり国が指定をする以上は、県民も一緒になって、こうしてやっているんだということを見せていただきたいなと思っておりますので、この点をぜひひとつお願いしておきたいと思っております。

②ギャンブル依存症対策について。

もう1点心配なのは、やはりギャンブル依存症でございます。

国の有識者会議が協議会の私的諮問機関として設置され、これは8名の委員の構成であらゆる角度で協議をなされているわけでございますけれども、県として、このギャンブル依存症対策をどのように捉えて、どのように解消をしていこうとされているのか、お伺いをいたします。

○議長(溝口芙美雄君) 企画振興部長。

○企画振興部長(柿本敏晶君) 国の有識者会議

の取りまとめを受けまして、IR整備法では、マイナンバーカードによる厳格な本人確認や、入場回数制限、本人、家族からの申告によりまず利用制限措置の事業者への義務づけなど、IRに起因する依存症防止に向けた重層的、多段階的な対策が定められているところでありますけれども、地域としてもIR導入に向けて、ギャンブル依存症対策をあらかじめ講じることが大変重要であると考えております。

本県におきましては、昨年7月の「ギャンブル等依存症対策基本法」の公布を受けまして、既存のギャンブル等による依存症の発症、進行、再発の各段階に応じた対策を、総合的かつ計画的に講じるための「ギャンブル等依存症対策推進計画」の策定に向けた準備を進めているところでございます。

また、IR整備法は、カジノ施設の設置、運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策を策定し、実施する責務を国と地方自治体に課しておりますことから、IRが実現した場合のカジノ行為に係る依存症対策につきましても、県として、国が講じる依存症対策と連携をしながら、教育、啓発、相談体制の充実、専門家との連携など適切な対策を講じ、また、IR事業者に求める相談窓口の設置などの対策と併せまして、依存症の発生を最少化するよう、万全を期してまいりたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 久野議員—20番。

○20番(久野 哲君) 本県においては、なかなか人口減少に歯止めがかからない、あるいはまた、県民所得も低迷しているというような状況でございます。このような状況下において、このIR誘致については、経済効果にしても、雇用創出にしても、あるいはまた地域の活性化、このことを勘案する時には、一つの大きなチャ

ンスであると思います。このチャンスをどうぞひとつ見逃すことのないように、各機関と十分な連携を図りながら、誘致活動に全力を挙げていただくよう、この件につきましては強く要望しておきたいと思います。

3、九州新幹線西九州ルートとJR佐世保線の輸送改善について。

①将来に禍根を残さないフル規格方式で。

これも吉村 洋議員と重複しますが、あえて質問をさせていただきたいと思います。

フリーゲージトレインが断念されて、ミニ新幹線なのか、あるいはまたフル規格なのか、二者択一で選択されるわけでございますけれども、投資効果、収支改善効果、そして時間短縮効果等々を考える時、やはり全線フル規格による整備を強く希望するものでございます。

私が申し上げたいのは、大事業をやる以上は、それなりの事業費がかかるわけでございますが、やる以上は、その事業が無駄でなく、そして将来に禍根を残さない、このことを視野に入れ、徹底的な国への働きかけ、そして、佐賀県側との打開策を見出させていただきたいと思います。国はもちろんのこと、まずは佐賀県との協力の可能性や今後の具体的な取組について、どういう状況なのか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長(溝口芙美雄君) 知事。

○知事(中村法道君) 九州新幹線西九州ルートにつきましては、これまでもお答えを申し上げてまいりましたように、私どもといたしましては、フル規格での整備が最善の選択肢であり、新鳥栖—武雄温泉間の整備方式を早急に決定する必要があると考えているところであります。

そういったことから、私も佐賀県の山口知事と意見を交わし、国においては、責任ある立場として具体的な整備の方向性を示していただく

必要があるということについては、意見が一致したところであり、併せて、今後も情報交換を密にしていくということを確認したところであります。

しかしながら、一方で、佐賀県としては、フル規格かミニ新幹線かを選ぶ状況ではなく、自ら何かを発案する環境にはないとのことであり、そういったことからすると、現時点で両県がともに政府・与党に働きかけていくというのは難しい状況にあると考えております。

このため、本県としては、この間、与党PT検討委員会の山本委員長や、国並びに政府・与党関係者と面会をし、山口知事との会談の内容をお伝えするとともに、早急に西九州ルートの整備の方向性を示していただくよう求めてきたところであります。

今後は、今議会における意見書の可決等も踏まえ、本県選出国會議員の皆様、県議会の皆様、あるいは経済界の皆様方のご協力もいただきながら、政府・与党に対して、この整備方式の早期決定について強く要請をしてまいりたいと考えているところであります。

○議長(溝口芙美雄君) 久野議員—20番。

○20番(久野 哲君) 先ほども申し上げましたように、投資効果とか収支改善効果とか、それから時間短縮効果等を考えたら、やはりやる以上はフル規格だというふうに思います。

先ほどから話しておりますように、佐賀県の問題が一番気になるわけございまして、徹底的にこれは佐賀県との本当にいい話し合いのもとで、国と徹底的に話し合いをしていただきたいなど。そして、求めるものは、我が長崎県としてはフル規格であるということをごひひとつお願いを申し上げておきたいと思っております。

とにかく九州新幹線西九州ルートにつきまし

ては、予定どおり、2022年開業をぜひひとつ要望をお願い申し上げておきたいと思えます。

②JR佐世保線の輸送改善「白いかもめ」乗入れについて。

さて、ここで、私から強く申し上げたいのは、JR佐世保線の輸送改善でございます。

これも先にお話ございました。これは1978年、40年前になりますけれども、放射線漏れを起こした、いわゆる原子力船「むつ」の修理の受け入れ先がなく、当時の久保勘一知事、あるいは佐世保市においては、当時の辻一三佐世保市長が、どこも引き受け手がないということで佐世保にもってくる。そして、佐世保重工で修理をしたことがございます。このことが、「むつ念書」として新幹線の着工に至ったという経過があるわけでございます。

しかし、その後、県北地域につきましては、コース的にも、費用対効果からも、新幹線のルートとして厳しい、難しい、そういうことになりまして、これは外れたわけでございます。

じゃ、「むつ」のあの念書、受け入れというか、「むつ念書」の受け入れは一体何だったのかなというふうに私はいつも思うわけであります。

40年過ぎても昔と変わらない佐世保線ではありますが、九州新幹線西九州ルートが開業となれば、少なくとも佐世保の輸送改善で「むつ」の見返りがあってもいいのではないかなと思えます。

知事は、この件について、今後、JR佐世保線をどのように改善していこうとお考えなのか、お伺いをいたします。

○議長（溝口芙美雄君） 知事。

○知事（中村法道君） 九州新幹線西九州ルートの整備につきましては、佐世保港での原子力船

「むつ」の修理受け入れ、新幹線の「佐世保寄りルート」から「短絡ルート」への変更など、県北地域の皆様方の苦渋の決断とご理解によるものであると認識をいたしております。

そのようなことから、県においては、平成4年11月に「九州新幹線等の整備に関する基本的考え方」をお示しし、それに基づいて佐世保市やJR九州とも連携しながら、佐世保線の輸送改善に向けて取り組んできたところであります。

現在、佐世保線の高速化について、平成29年度の深度化調査をもとに、JR九州の協力をいただき、線路のロングレール化や基盤強化、振り子型車両の導入可能性など、現地調査を行いながら、佐世保市やJR九州とともに実務的に議論を進めているところであります。

県北地域の皆様方にとって、佐世保線は、住民の方々の通勤や通学などの生活路線であると同時に、佐世保市と福岡都市圏とを結ぶ重要な幹線路線でありますことから、引き続き、その輸送改善に向けて、関係者の皆様方と協力しながら取り組んでまいりたいと考えているところであります。

○議長（溝口芙美雄君） 久野議員—20番。

○20番（久野 哲君） 今後もしろいろとお話があると思えますけれども、ぜひひとつ、「むつ念書」も頭の中に入れて込んでやっていただければなというふうに思っております。

それから、長崎本線を走っております「特急白いかもめ」でございますけれども、新幹線が開業となれば、この「白いかもめ」が余剰になるというような話も聞くわけでございます。これも先ほどお話ございました。新たな期待が佐世保としても出てきているわけでございます。

この「白いかもめ」型は、現在の佐世保を通っている「特急みどり」と違って、振り子型

車両ということですね。カーブに合わせて車体が傾く構造になっているということでございますから、今の「みどり」と違って、この「白いかもめ」は、スピードを落とさずにカーブを曲がれるというような構造になっているわけでございます。

もし、佐世保線に「特急白いかもめ」が入るとするならば、これまた何らかの時間短縮になるなど私どもは思うわけでございます。

長崎県の副都市でありますJR佐世保線のイメージアップにも、ぜひひとつこの振り子型車両の乗り入れを心からお願いを申し上げたいと思いますけれども、これまた県の見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（溝口芙美雄君） 企画振興部長。

○企画振興部長（柿本敏晶君） JR九州が保有いたしております振り子型車両につきましては、議員ご指摘のとおり、例えば、長崎本線を運行しております「白いかもめ」などがございます。この車両は、線路曲線の速度向上が図られるため、時間短縮効果が期待されるものであります。

佐世保線の輸送改善につきましては、平成29年度に高速化に係る深度化調査を行っております。振り子型車両を佐世保線に導入した場合において、一定の効果が認められているところでございます。

JR九州の今後の振り子型車両の運用につきましては、2022年度に予定されております九州新幹線西九州ルートの開業を捉えて、対面乗り換え方式に係る博多—武雄温泉間のリレー特急や、博多—肥前鹿島間の特急の運行等におけるダイヤ設定の中で検討がされることと伺っております。

県といたしましては、西九州ルートの開業時における振り子型車両の運用の検討に当たりま

して、佐世保線への導入可能性について、JR九州とも実務的な協議を現在行っているところでございます。

○議長（溝口芙美雄君） 久野議員—20番。

○20番（久野 哲君） 「白いかもめ」の余剰が出るのではないかとことを言われておりますけれども、余剰が出るんですか、そこあたりはどうですか。

○議長（溝口芙美雄君） 企画振興部長。

○企画振興部長（柿本敏晶君） 現在、博多から長崎まで運行されております「白いかもめ」でございますので、これがリレー特急という形で博多—武雄温泉間で運行されるということですので、そこで一定の余剰が出てくるものと我々は認識をいたしております。

○議長（溝口芙美雄君） 久野議員—20番。

○20番（久野 哲君） わかりました。ぜひひとつお力を佐世保の方にかしていただければと思います。

それから、もう1点、気になることがございます。

もし、新幹線がフル規格になった場合、武雄温泉から新鳥栖間は、並行在来線が実は生じるわけですね。ここで、もし経営分離ということになりますと、JR佐世保線に影響が出るというふうなことが言われておりますが、この点について、県としてどのように捉えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（溝口芙美雄君） 企画振興部長。

○企画振興部長（柿本敏晶君） 九州新幹線西九州ルートのうち、新鳥栖—武雄温泉間に係る並行在来線の問題につきましては、現時点において整備方式が定まっておきませんので、そういった中でJR九州では検討がされていない状況でございます。

知事からも、先にご答弁をさせていただいたように、県といたしましては、JR佐世保線は、県北地域の通勤、通学など、住民生活を支える路線でありますとともに、福岡都市圏とを結ぶ重要な幹線鉄道でありますことから、引き続き、維持、確保されるべきものと考えております。

県におきましては、これまで与党PT検討委員会の山本委員長をはじめ、JR九州に対しましても、機会を捉えて並行在来線について経営分離されることのないよう、働きかけているところでございます。

また、並行在来線の問題が生じる新鳥栖—武雄温泉間は、佐賀県内の区間でもありますことから、佐賀県とも認識の共有を図りながら、引き続きしっかりと対応してまいりたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 久野議員—20番。

○20番(久野 哲君) これ以上、JR佐世保線が減便とか、あるいはまたスピードダウンとか、そういうふうな悪影響が出ないように、ぜひひとつ、これはよろしくご対応をお願い申し上げておきたいと思っております。

4、未来ある子ども達の健全育成について。

子どもたちが集団で登下校をしている姿を見る時に、私は、頑張れというようなエールを送りたい気持ちになるわけでございます。しかし、半面、先生、あるいは生徒間同士がいじめもなくうまくいっているのだろうか、部活も仲よくできているのだろうか、あるいはまた、家庭内では千葉県の子供4年生のあの女の子は親からの暴力で死亡するという大変痛ましい事件が起きたわけでございますが、親子のこういうところもうまくいっているのだろうかというふうなことを、つい、余計なことかもしれませんが、そのようなことを実は思う時がございま

す。

①佐世保事件後の教育環境の現状について。

そこで思い出すが、佐世保においては、平成16年の6月に小学生同士、さらには、その10年後の平成26年7月には高校生同士の殺傷事件という考えられないような痛ましい殺人事件が発生したのは、皆様方もまだ記憶に新しいと思います。

あのような大変痛ましい事件が現実起きたわけですから、もう一度ここで過去を見つめ直す、このことも大変重要なことではなからうかなと思います。

そこで、お尋ねいたしますけれども、県教育委員会を中心に、あらゆる角度から検証をし、命の大切さを第一義に、心のケア、他人への思いやり、豊かな心を育む教育に取り組んでこられたことというふうに思います。

未来ある子どもたちの教育環境の現状について、まずはお聞かせいただきたいと思っております。

○議長(溝口芙美雄君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 県教育委員会では、佐世保市内女子高校生の逮捕事案を受け、児童生徒一人ひとりに対し、命を大切にすることを育むための取組を見直してきました。

現在、道徳教育におきましては、全ての教育活動を通して、自分の生き方を見つめたり、他者とよりよく生きていくための基盤を養ったりしております。特に、「長崎っ子の心を見つめる教育週間」では、かけがえのない命を尊重する心情を育む取組や、地域外部人材を積極的に活用した授業、地域のボランティア活動や将来への志について語り合う機会等も設定しております。

今後も、命の大切さを重要視しながら、学校、家庭、地域が連携して、児童生徒の豊かな心の

育成に努めてまいりたいと考えております。

○議長（溝口芙美雄君） 久野議員—20番。

○20番（久野 哲君） わかりました。

このようなことから、教育の一環としてもあります。道徳教育は、大変重要な科目の一つだと思いますけれども、充実した道徳教育は現在どのようなかなというのがちょっと気になるんですが、お答えいただけますか。

○議長（溝口芙美雄君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君） 小学校におきましては、道徳が教科化、いわゆる教科に指定をされまして、その中で、ただ道徳の教科書を読むだけではなくて、やはり子どもたちが自主的にどう生きるべきかというようなことを話し合ったりすることによって道徳性を身につけようというような教育に変わっております。

そういった意味では、先生方も、新しい道徳について始まったばかりですので、いろんな悩みがあるところなんですけれども、本県におきましては、この教科化の前から、道徳教育については、独自の副読本等を活用して教育の充実に努めてきたところでありますので、教科化になったことをまた契機として、子どもたちとともに先生方も一層学んでいくというような、そういう新しい道徳教育の形をつくりあげていきたいと考えているところです。

○議長（溝口芙美雄君） 久野議員—20番。

○20番（久野 哲君） わかりました。

②「ココロねっこ」運動の定着率について。

県民運動としての「ココロねっこ運動」、これは県下全域の定着率をどのように評価されているのかなと思うんですけれども、お聞かせいただけますか。

○議長（溝口芙美雄君） こども政策局長。

○こども政策局長（園田俊輔君） 「ココロねっ

こ運動」につきましては、平成23年に実施いたしました県民アンケート調査では、約8割が認識しており、一定の周知は図られているところですが、運動を定着させるためには、地域や家庭における運動の実践者を増やしていくことが何よりも重要であると考えております。

このため、県では、挨拶、声かけなどの具体的な取組を「ココロねっこ10」として掲げて、行政、地域の青少年育成団体、教育機関、企業等で構成する「長崎県青少年育成県民会議」や市町民会議を推進母体として、運動の啓発活動を担う指導員や推進員を各地域に配置し、運動の趣旨に賛同し、実践していただく団体、企業等の登録を推進してまいりました。

また、指導員が巡回説明を年間約200カ所で開催するとともに、推進員が各小学校区などであいさつ運動を展開するなど、地域に根差した活動を行っております。

現在、指導員は100名、推進員は490名を数え、運動登録数は、平成22年度末から平成29年度末までに1,912増加して5,509となるなど、運動実践者の数は確実に増えており、定着が図られてきているものと考えております。

今後とも、県民会議や市町民会議と一体となって、県民総ぐるみで運動の定着促進に努めてまいります。

○議長（溝口芙美雄君） 久野議員—20番。

○20番（久野 哲君） ありがとうございます。

私が思うのは、挨拶ができる子は、やっぱり明るい顔をしています。明るく挨拶ができる子に悪いことはできない、そのように私は思うわけでございますけれども、まずは家庭内から親子の朝の挨拶、それからまた、外における挨拶、徹底した挨拶運動をぜひひとつ展開してほ

しいと、このことを強く要望しておきたいと思
います。

③教職員の喫煙について。

今日現在、学校内での喫煙はどのような取り
決めになっているのか、現状をお聞かせいただ
きたいと思います。

○議長(溝口芙美雄君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 学校現場で
の喫煙の状況でございますけれども、平成29年
度、いわゆる学校敷地内において全面的に禁煙
措置を講じております公立学校等は、全国では
93.4%となっておりますが、本県におきまして
は、県立学校では100%、市町村立学校等では
44.9%で、計51.5%という状況になっておりま
す。

○議長(溝口芙美雄君) 久野議員—20番。

○20番(久野 哲君) 校内での喫煙が禁止を
されている学校があるとすれば、やっぱり愛煙
家の皆さん方は、校門を一步出てたばこを吸う
ということになると思うんですけれども、この
姿を生徒たちが見て、どのように思うのかなと
思います。

それこそ、マナー的にも、見た目にも非常に
悪い。やはり周囲に迷惑をかけないように、ま
た、本人たちのストレスの解消の一環としても、
校内の一角に正規の喫煙ルームを設置すること
ができないのかどうか、お尋ねしたいと思いま
す。

○議長(溝口芙美雄君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) このたび改
正されました健康増進法におきましては、改正
の趣旨の一つとして、受動喫煙による健康影響
が大きい子どもなどを特に配慮することとなっ
ておりまして、学校におきましては、屋内は禁
煙、屋外についても原則禁煙とされております。

ただし、屋外で受動喫煙を防止するために必
要な措置がとられた場所に喫煙場所を設置する
ことができることとなっております。

本県の県立学校におきましては、先ほど申し
上げたとおり、平成17年度から全ての学校で敷
地内を全面禁煙としており、児童生徒に対する
受動喫煙防止の必要性及び現在の取組が定着し
ていることから、今後も継続を考えております。

なお、小中学校の敷地内禁煙につきましては、
市町教育委員会、または校長の判断に委ねられ
ておりますので、改正法の内容などを市町教育
委員会に対し説明し、今後の対応を示してい
ただくよう、現在、お願いをしているところで
あります。

○議長(溝口芙美雄君) 久野議員—20番。

○20番(久野 哲君) 今、教職員の愛煙家の
皆さん方は、校内喫煙禁止ということになれば、
逆に私はストレスがたまるんじゃないかなと、
そのことによって子どもたちに悪影響が出ない
かなというようなことを半面心配をするわけ
でありますけれども、教育委員会教育長、これは
私の考えすぎでしょうか。どうでしょうか。

○議長(溝口芙美雄君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 本県の教職
員、これは県立学校の健康診断の受診の時の
データですが、喫煙者の割合というのは15%程
度でございます。多いという判断なのかどうか
ですが、これは厚生労働省の国民健康栄養調査、
平成29年度の方ですが、これでは17.7%とな
っておりますので、ほぼ平均並みという感じだ
と思います。

おっしゃるとおり、先生方、日常の学校の中
で子どもたちの指導とか、いろんな対応の中
でストレスがたまることもあろうかと思いま
すが、やはり子どもたちの健康ということを第一義的

に考えることについては、教員の使命として先生方も自覚をされておると思います。また、たばこを吸うなりしてストレスを解消していただいているでしょうし、やはり先生方が元気に教育活動をやっていただくことが子どもにとってもプラスになると思いますので、その辺は学校の中でいろんな対応を考えていただければと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 久野議員一20番。

○20番(久野 哲君) わかりました。ありがとうございました。

5、県民所得向上対策について。

本県の雇用、所得環境を見た時に、昨年9月現在の有効求人倍率1.27倍ですね。5カ月連続で1.2倍台を推移いたしているところでございます。しかし、一人当たりの県民所得は依然として低迷をしている。今後、いかに県民所得向上につなげていくか、これも本県の大きな課題の一つではないかなと思います。

①基幹産業（4部局）の県民所得増加に向けた対策について。

各分野総合的に推進をしていくというようなことでございますけれども、特に、本県の基幹産業であります製造業、農業、水産業、サービス業、観光業、この5つの分野が実は基幹産業というようなことになっているわけでございますけれども、この5分野ごとに県民所得の増加額を目標として設定されていると思います。

具体的にどのような対策を講じて成果を上げていくのか。また、雇用の安定、県民所得の向上につなげていこうとお考えなのか、時間がございませんけれども、各部局、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長(溝口芙美雄君) 産業労働部長。

○産業労働部長(平田修三君) 県民所得向上対

策につきましては、効果が見込まれる事業などを主な事業として整理して各分野で取り組んでおります。

平成31年度の主な事業について、製造業等の分野では14事業、事業費は約28億4,000万円、並びにサービス産業の分野で10事業、事業費は約3億円となっております。

平成28年度から5年間の県民所得の増加目標を、製造業等では319億円、サービス産業で140億円としておりますので、単年度では製造業等で概ね64億円、サービス産業では概ね28億円を目標としております。

産業労働部におきましては、造船・プラントや半導体に加えまして、造船関連産業で培われました技術や人材を活かし、今後、成長が見込まれます海洋、ロボット、IoT、航空機関連において、企業間連携を伴う事業拡大や生産性向上による付加価値向上、サプライチェーンの充実・強化などに取り組んでまいります。

また、サービス産業についても、成長が見込まれるヘルスケア及び観光関連分野における新サービスの創出や付加価値向上に向け、複数の事業者が連携して実施する取組について、計画策定から事業化までの伴奏型支援を行ってまいります。

○議長(溝口芙美雄君) 農林部長。

○農林部長(中村 功君) 農林分野においては、主な事業として整理したものが18事業、事業費約17億円としております。

県民所得向上対策における平成31年度の目標額は、平成28年度から5年間の増加目標を53億円としておりますので、単年度で概ね11億円を目標としております。

農林部としては、平成37年の畜産産出額600億円の達成を目指した牛舎整備や肥育素牛、高

能力繁殖雌牛の導入による増頭対策、ICTを活用した分娩間隔の短縮や長崎型新肥育技術の普及によるコスト縮減対策に加え、長崎和牛生産者登録制度の創設とPRの強化による販売対策を図るほか、スマート農業の導入拡大や青果物、畜産物に加え、新たに花や茶の輸出拡大などに取り組むことで、担い手の経営規模の拡大と生産性、単価の向上を推進していくことといたしております。

○議長（溝口芙美雄君） 水産部長。

○水産部長（坂本清一君） 水産分野において、主な事業として12事業、事業費は約4億8,000万円であります。

水産分野における県民所得の増加目標を平成28年度から5カ年間で25億円としておりますので、単年度で概ね5億円を目標としているところであります。

水産部といたしましては、経営指導、支援体制の強化と支援対象の重点化による漁業所得の向上や、優良経営体の育成、養殖業の成長産業化と水産物の輸出拡大、新規就業者の確保・育成などの事業に特に力を入れて推進してまいりたいと考えています。

○議長（溝口芙美雄君） 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（中崎謙司君） 最後に、観光業分野について、お答えいたします。

平成31年度の主な事業として整理したものは18事業、事業費で約5億5,000万円となっております。

また、平成28年度から5年間の増加目標を491億円としておりますので、単年度では概ね98億円となります。

この目標の達成に向けまして、新たに宿泊事業者が関連産業と連携して付加価値向上を目指す取組をソフト・ハード両面から支援すること

で、観光産業の活性化を図るとともに、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の登録効果を持続的なものとしていくためのガイドの育成や周遊対策に引き続き力を注ぐなど、観光業分野における県民所得のさらなる向上に努めてまいります。

○議長（溝口芙美雄君） 久野議員—20番。

○20番（久野 哲君） それぞれお答えをいただきました。我が長崎県の基幹産業のこの5分野は、特に、力を入れてリーダーシップを図っていただきたいと思うところがございます。

その中でも、特に、私が気になるのが製造業関係についてでございます。造船がいろいろと浮き沈みもあるわけでございますけれども、造船が厳しくなれば、海洋の問題、エネルギーの方に力をもっていこう、あるいはまた、ロボット、IoTの方に力をもっていこう、あるいはまた航空機の力をもっていこうというようなことであるわけでございます。

こういうことで雇用数を見ても、若干少ないなということを私はいつも思います。今年3,800名、5年後で6,023名、10年過ぎて1万四百七十何名というようなことで、雇用の予定が提示されているわけでございます。しかし、造船業みたいな多くの雇用はなかなか望めないのではないかなというふうな気がいたしてなりません。

私が一点だけ思うのは、造船業界というのは、受注の関係、為替の動向等々もございませけれども、同時にまた好不況の波が高い業種という造船業の一つのあれがあります。しかし、我が長崎県は、三菱重工、佐世保重工、大島造船、そして、多くの中級あるいは小さい企業の造船所があるわけで、いわゆる長崎県は造船県であるというふうに私は思っているところでござい

ます。

造船所というのは、本体だけでは船はできない。そこにはやっぱり港内で働く関連企業の皆さん方、そして、造船所の近隣には加工会社の皆さん方、そして、そこにはいろんなものを納入する納入業者の皆さん方が、多くの皆さん方がいてはじめて船ができるわけですね。（発言する者あり）つまり、多くの雇用を生むということなのであります。同時に、このことが、造船が活況になれば地域の活性化、これは全然違う。これにつながるのが造船業ではないかなと思っているわけでございますけれども、この造船県をひとつ活かせる対応策をぜひお願いしておきたいと思っております。

この件について、これは私の要望でございます。造船業に対する支援を何とかしてくれというふうな要望でございますけれども、何かコメントがあればお願いします。

○議長（溝口芙美雄君） 産業労働部長。

○産業労働部長（平田修三君） 議員ご指摘のとおり、造船業は本県の極めて重要な基幹産業でございます。

ただ、現在、国際的な船価の低迷など、受注環境は極めて厳しい状況にあるという中で、生産性の向上でありますとか、再編、統合でありますとか、事業内容の見直し等々、企業も生き残りに必死になっておられます。

その中で、船種の選別でありますとか、あるいは連続建造体制づくりでありますとか、懸命な努力をされておりますので、私ども県といたしましても、その経営環境の整備につきましては、市町とともにできる限りの支援に取り組んでまいりたいと考えております。

併せまして、とりわけ重要なのは、先ほど議員もおっしゃられましたように、地元の中小・

小規模企業者によりますサプライチェーンでございまして、このサプライチェーンを維持・強化していくことが、今後の基幹産業として生き残っていくためにも大変重要だと思っております。この方々の技術開発でありますとか、販路拡大等に向けた支援を行うことで、サプライチェーンの強化をするということでもって造船産業関係の強化も図ってまいりたいと考えております。

○議長（溝口芙美雄君） 久野議員—20番。

○20番（久野 哲君） ありがとうございます。我が長崎県は、造船県ということも頭に置きながら、ぜひひとついろんなご支援、ご指導をお願い申し上げておきたいと思っております。

もう時間もございませんので、最後に一言だけ言わせていただきたいと思っております。

我が長崎県は、先ほどから申し上げますように、人口減少になかなか歯止めがかからない状況にございます。しかし、平成27年には「明治日本の産業革命遺産」、そして、昨年6月には「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」が世界遺産登録をしたわけでございます。まさに観光立県になったのかなというふうに私は思います。

これから大いに期待できる本県でございますが、ただ、私が一番心配しておるのは、今日の異常気象でございます。災害によって人的被害のない県土の強靱な災害対策に対応できるよう、豊かな長崎県の郷土づくりに邁進されますように心からお願いを申し上げまして、私の最後の質問とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（溝口芙美雄君） 以上で、県政一般に対する質問を終了いたします。

先に上程いたしました第1号議案乃至第71号

議案につきましては、お手元の議案付託表のとおり、それぞれの委員会に付託いたします。

次に、第1号請願「国に対し『2019年10月からの消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書』の提出を求める請願書」外1件が提出されておりますので、これを一括して上程いたします。

ただいま上程いたしました請願につきましては、お手元の請願付託表のとおり、総務委員会及び文教厚生委員会に付託いたします。

次に、各委員会は、お手元の日程表のとおり、それぞれ開催されますようお願いいたします。

以上で、本日の会議を終了いたします。

明日より3月14日までは、委員会開催等のため、本会議は休会、3月15日は、定刻より本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 3時49分 散会 —

第 24 日 目

議 事 日 程

第 24 日 目

-
- 1 開 議
- 2 委員長審査結果報告、質疑・討論、採決
- 3 意見書上程、質疑・討論、採決
- 4 議会閉会中委員会付託事件の採決
- 5 閉 会

平成31年3月15日（金曜日）

出席議員（45名）

1番 宮本法広君
 2番 麻生隆君
 3番 吉村正寿君
 4番 坂本浩君
 5番 高橋勝幸君
 6番 里脇清隆君
 7番 近藤智昭君
 8番 宅島寿一君
 9番 松本洋介君
 10番 ごうまなみ君
 11番 大場博文君
 12番 山口経正君
 13番 山本由夫君
 14番 吉村洋君
 欠番
 16番 堀江ひとみ君
 17番 川崎祥司君
 18番 深堀浩君
 19番 山田朋子君
 20番 久野哲君
 21番 山本啓介君
 22番 前田哲也君
 23番 外間雅広君
 24番 下条ふみまさ君
 25番 大久保潔重君
 26番 中島浩介君
 27番 西川克己君
 28番 浅田眞澄美君
 29番 中村和弥君
 30番 高比良元君
 31番 山田博司君
 32番 渡辺敏勝君
 33番 吉村庄二君

34番 瀬川光之君
 35番 坂本智徳君
 36番 橋村松太郎君
 37番 徳永達也君
 38番 中島廣義君
 39番 中山功君
 40番 野本三雄君
 41番 小林克敏君
 42番 田中愛国君
 43番 三好徳明君
 44番 八江利春君
 45番 宮内雪夫君
 46番 溝口芙美雄君

 説明のため出席した者

知事 中村法道君
 副知事 上田裕司君
 副知事 平田研君
 統轄監 濱田厚史君
 総務部長 古川敬三君
 県民生活部長 木村伸次郎君
 環境部長 宮崎浩善君
 福祉保健部長 沢水清明君
 企画振興部長 柿本敏晶君
 文化観光国際部長 中崎謙司君
 土木部長 岩見洋一君
 農林部長 中村功君
 水産部長 坂本清一君
 産業労働部長 平田修三君
 危機管理監 豊永孝文君
 福祉保健部 園田俊輔君
 こども政策局長 野嶋克哉君
 会計管理者 太田彰幸君
 交通局長 廣田義美君
 企画振興部政策監

文化観光国際部政策監 田代秀則君
産業労働部政策監 下田芳之君
教育委員会 池松誠二君
教育長
選挙管理委員会委員長 永淵勝幸君
代表監査委員 濱本磨毅穂君
人事委員会委員長 水上正博君
公安委員会委員 片岡瑠美子君
警察本部長 國枝治男君
監査事務局長 辻亮二君
人事委員会事務局長 寺田勝嘉君
(労働委員会事務局長併任)
教育次長 本田道明君
財政課長 古謝玄太君
秘書課長 伊達良弘君
警察本部総務課長 杉町孝君
選挙管理委員会書記長 井手美都子君

議会事務局職員出席者

局長 木下忠君
総務課長 高見浩君
議事課長 篠原みゆき君
政務調査課長 太田勝也君
議事課長補佐 増田武志君
議事課係長 梶谷利君
議事課主任主事 天雨千代子君

— 午前10時 0分 開議 —

○議長(溝口芙美雄君) 皆さん、おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

この際、知事並びに警察本部長より、新任の幹部職員の紹介をいたしたい旨、申し出がっておりますので、これを受けることにいたします—知事。

○知事(中村法道君) 本日付で発令いたしまし

た幹部職員をご紹介いたします。

危機管理監 荒木 秀君でございます。(拍手)
どうぞよろしくお願いいいたします。

○議長(溝口芙美雄君) 警察本部長。

○警察本部長(國枝治男君) 本日付で発令がありました警察本部の幹部職員をご紹介いたします。

刑事部長 羽田敏雄君。(拍手) 警備部長 豊永孝文君。(拍手) 首席監察官 福山康博君。(拍手)

以上でございます。

どうぞよろしくお願いいいたします。

○議長(溝口芙美雄君) これより、さきに各委員会に付託して審査をお願いいたしておりました案件について、審議することにいたします。

まず、総務委員長の報告を求めます。

大場委員長—11番。

○総務委員長(大場博文君) (拍手)〔登壇〕おはようございます。

総務委員会の審査の結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、第17号議案「長崎県手数料条例の一部を改正する条例」のうち関係部分ほか7件及び請願1件であります。

慎重に審査いたしました結果、議案につきましては、いずれも異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

また、第1号請願「国に対し『2019年10月からの消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書』の提出を求める請願書」につきましては、起立採決の結果、不採択とすべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議がありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、第20号議案「警察本部の組織に関する

条例の一部を改正する条例」に関し、今回、地域警察及び生活安全警察の機能強化という目的で「地域部」を新設することとしているが、具体的な設置理由はどのようなものか。また、人員体制はどのように考えているのかとの質問に対し、昨年、他県において交番襲撃事件が相次いで発生し、交番等の機能強化を図る必要があることから、従来の生活安全部から地域警察部門を分離し、企画立案機能、指揮・指導体制等を強化するため、「地域警察に関すること」等を所掌事務とする「地域部」を新設した。

なお、人員体制については、地域課・通信指令課・自動車警ら隊の3所属で150人規模を考えているとの答弁がありました。

次に、第18号議案「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」に関し、この条例改正は、職員の時間外勤務の上限を設定するためのものとあるが、原則以外で他律的業務の比重の高い部署に勤務する職員又は臨時的な特別の事情のある業務に従事する職員とあるが、具体的にはどこを想定しているのかとの質問に対し、他律的業務等については、本県の場合、議会本会議、委員会对応業務、秘書業務、住民事業対応、外部関係者との折衝・交渉、予算決算、人事関係業務等を想定しているとの答弁がありました。

次に、議案外の所管事項で論議がありました主なものについて、ご報告いたします。

文化観光国際部の所管事項について、宿泊税に関し、本県における宿泊税導入の検討状況はどのようなになっているのかとの質問に対し、宿泊税については、現在、長崎市と佐世保市において検討が進んでいるが、県内の宿泊者数は市町によって偏りが大きいと、現時点では県税として導入することは考えていないとの答弁が

ありました。

これに対し、観光は裾野が広い産業であり、一つの市町の宿泊者が周辺市町とも関連するため、県で一律に徴収する手法も考えられるのではないのかとの質問に対し、宿泊税については、徴収する宿泊事業者や実際に支払う観光客の反応等も踏まえたうえで、市町とも議論してまいりたいとの答弁がありました。

次に、企画振興部関係の所管事項について、九州新幹線西九州ルート of 事業費増額に関し、武雄温泉～長崎間の事業費増額について、県の実質的な負担はどの程度になると見込んでいるのか。また、県は、今後どのように対応する考えであるのかとの質問に対し、県の実質的負担については、地方負担の軽減措置として、貸付料が充当されることから、これまでの実績をもとに仮定すると141億円となる。

県としては、新鳥栖～武雄温泉間の整備方針が定まらない中、負担を求められることは本意ではないが、一方で、武雄温泉～長崎間の工事の進捗に影響がないよう対応する必要があるとの答弁がありました。

これに対し、地方負担の軽減措置については、一定、評価はするものの、県の負担は決して少なくない。

事業費増額について、国へ回答するに当たっては、新鳥栖～武雄温泉間の整備のあり方を早急に示すよう、意見を付したうえで、2022年度までの新幹線開業に影響が生じることがないように対応すべきであるとの意見がありました。

次に、国境離島地域における若年層の動向に関し、「有人国境離島法」が施行され2年が経過したが、国境離島地域への移住者の状況において、若年層の動向はどのようなになっているのかとの質問に対し、国境離島地域5市町の平成30

年4月から12月の移住者は345名であり、昨年度の1.7倍のペースで増加している。うち20～30歳代の移住者が188名と全体の半数を占めているとの答弁がありました。

これに対し、国境離島新法が施行されて2年間でこれだけの成果が出ている。今後も官民挙げて、もっと若者が移住しやすくなるように積極的に取り組んでもらいたいとの意見がありました。

以上のほか、一、観光の振興について、一、JR佐世保線の輸送改善について、一、県庁舎の跡地活用について、一、救急自動車の緊急走行時におけるETCレーンの利用についてなど、総務行政全般にわたり活発な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、総務委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長(溝口芙美雄君) この際、念のため申し上げます。

本委員会と文教厚生委員会及び環境生活委員会に分割して付託いたしておりました第17号議案「長崎県手数料条例の一部を改正する条例」につきましても、環境生活委員長の報告終了後に、本委員会と文教厚生委員会に分割して付託いたしておりました第18号議案「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」につきましても、文教厚生委員長の報告終了後に、一括して審議することにいたします。

お諮りいたします。

各案件は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(溝口芙美雄君) ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

まず、第19号議案「長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(溝口芙美雄君) 起立多数。

よって、第19号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第21号議案「武道館条例の一部を改正する条例」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(溝口芙美雄君) 起立多数。

よって、第21号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第1号請願「国に対し『2019年10月からの消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書』の提出を求める請願書」について、採決いたします。

本請願は、委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(溝口芙美雄君) 起立多数。

よって、第1号請願は、不採択とすることに決定されました。

次に、その他の議案について、一括して採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口芙美雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

近藤委員長—7番。

○文教厚生委員長（近藤智昭君）（拍手）〔登壇〕 おはようございます。

文教厚生委員会の審査の結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、第17号議案「長崎県手数料条例の一部を改正する条例」のうち関係部分のほか14件及び請願1件であります。

慎重に審査いたしました結果、第17号議案のうち関係部分、第22号議案、第27号議案、第30号議案及び第31号議案につきましては、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

その他の議案につきましては、いずれも異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

また、第2号請願「放課後児童クラブの質の確保を求める意見書提出に関する請願書」につきましては、異議なく、原案のとおり採択すべきものと決定されました。

なお、第2号請願の採択に伴い、本委員会として、別途、「放課後児童クラブの質の確保を求める意見書」提出方の動議を提出しておりますので、よろしく願いいたします。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告申し上げます。

まず、第33号議案の「長崎県立長崎図書館の講堂の使用に関する条例を廃止する条例」について、解体される講堂は、これまで県民に利用されてきたが、新たに整備される郷土資料セン

ターでは研修室等が設置されるのかとの質問に対し、平成33年度までに整備予定の郷土資料センターは、郷土資料の収集・提供の拠点として主催講座等を開催するなど、情報を発信していく必要があるため、一定の集会・研修スペースを整備したいと考えているとの答弁がありました。

次に、各部局の議案外の所管事項で論議のありました主な事項について、ご報告申し上げます。

まず、総務部関係について、私立高校に通う男子生徒の自死事案について、新聞報道によると、第三者委員会の報告書では、いじめが認定されたにもかかわらず、学校側が受け入れていないとのことである。このことについて、県として、どのような対応を行っているのかとの質問に対し、私立学校に対して指導監督を行う立場にある所轄庁として、いじめ防止対策推進法やいじめの重大事態の調査に関するガイドラインに基づき、適切な対応を行うよう指導してきたところである。第三者委員会の報告書に対し、対応が示されない状態が長く続くことは適切ではなく、対応について早急に検討し、遺族に説明のうえ、県に報告書を提出するよう、引き続き指導、助言を行いたいとの答弁がありました。

次に、教育委員会関係について、「第四次長崎県子ども読書活動推進計画の策定」に関し、民間ボランティアが年々増加しているにもかかわらず、ボランティア向けの講演会や研修会があまり活発に実施されていない状況をどのように考えるのかとの質問に対し、ボランティア団体の規模が小さく、自主的に研修会を開催するまでに至っていないことが、要因の一つであると考える。このため、県教育委員会主催の研修会を今後5年間で全市町において実施できる

よう考えており、来年度から予算化を図ったところであるとの答弁がありました。

次に、福祉保健部関係について、福祉事務所に配置されるケースワーカーについて、長崎市では配置人員数が国の標準数を下回っているが、県は市に対して、どのような指導を行っているのかとの質問に対し、県は、毎年度、各市の福祉事務所の監査を実施しており、これまでの監査を通じて、長崎市に対して、不足するケースワーカーの配置について指導を行ってきたところであるとの答弁がありました。

これに対し、一人のケースワーカーが担当する保護世帯数が増加し、支援業務が手薄になることが考えられる。今後も市に対し、しっかり指導を行っていただきたいとの答弁がありました。

次に、こども政策局関係について、婚活支援に関し、来年度から新たに実施する企業間交流事業について、目標等は設定されているのか。また、具体的にどのような交流を想定されているのかとの質問に対し、登録グループ数について、男女各150組を合計した300組を目標に設定している。各市町とも連携し、食事会以外にも、魅力あるスポットの散策や農業収穫体験等、地域資源の活用も図りながら、多くの方に交流していただけるよう工夫して取り組んでいきたいとの答弁がありました。

以上のほか、一、長崎県立大学の県内就職促進について、一、教職員住宅における県の方針について、一、部活動指導員について、一、健康長寿日本一の長崎県づくりについて、一、乳幼児医療費についてなど、教育及び福祉保健行政全般にわたり熱心な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、文教厚生委員会の報告といたします。議員各位のご賛同をいただきますよう、お願いいたします。

○議長（溝口芙美雄君） この際、念のため申し上げます。

本委員会と農水経済委員会に分割して付託いたしました第25号議案「長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、農水経済委員長の報告終了後に、一括して審議することにいたします。

お諮りいたします。

本委員会と総務委員会に分割して付託いたしました第18号議案を含め、各案件は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口芙美雄君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

まず、第22号議案「長崎県こども・女性・障害者支援センター設置条例の一部を改正する条例」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（溝口芙美雄君） 起立多数。

よって、第22号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第27号議案「長崎県立児童福祉施設条例の一部を改正する条例」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（溝口芙美雄君） 起立多数。

よって、第27号議案は、原案のとおり可決さ

れました。

次に、第30号議案「県立高等学校等条例の一部を改正する条例」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（溝口芙美雄君） 起立多数。

よって、第30号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第31号議案「市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の一部を改正する条例」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（溝口芙美雄君） 起立多数。

よって、第31号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、その他の案件について、一括して採決いたします。

各案件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口芙美雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決され、請願は採択されました。

次に、環境生活委員長の報告を求めます。

里脇委員長—6番。

○環境生活委員長（里脇清隆君）（拍手）〔登壇〕 環境生活委員会の審査の結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会で審査いたしました案件は、第17号議案「長崎県手数料条例の一部を改正する条例」のうち関係部分ほか8件であります。

各議案を慎重に審査いたしました結果、いず

れも異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議がありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、第36号議案「雲仙公園使用条例の一部を改正する条例」に関し、雲仙公園内の県有地の源泉及び土地利用の現状はどのようになっているかとの質問に対し、源泉として使用しているところは9件、土地については、ホテル・旅館、電柱、駐車場などの使用を許可している。

今回の条例改正は、消費税率の改定に伴うものであるが、土地使用料において改定の対象となるのは、このうち一般財団法人自然公園財団が駐車場として使用しているところのみとなっているとの答弁がありました。

次に、議案外の所管事務一般で論議がありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、土木部の所管事項について、2月9日に、石井国土交通大臣が松が枝国際埠頭を視察された一連の状況を県はどのように受け止めているかとの質問に対し、2バース化への地元の熱意を感じ、新規事業化について検討したいとの発言をいただき、良かったと思っている。

ただし、来年度の予算については、国で検討中であるため、最終的な新規事業化については、現時点では決定されていない状況である。

県としては、2バース化の早期事業化に向けて、気を抜くことなく引き続き国へ要望していきたいと考えているとの答弁がありました。

これに関連し、松が枝国際埠頭背後地のまちづくりの検討状況についてはいかがか。また、路面電車の松が枝への延伸計画について、実現に向けた課題をどのように考えているかとの質問に対し、まちづくりについては、県市の関係部局による検討会議や作業部会において議論を

重ね、当地区の開発コンセプトと導入機能を整理したうえで、地権者、地元自治会、長崎の経済界等に説明し、意見聴取をしているところであり、今後これらの意見を反映しながら、構想の取りまとめを行うこととしている。

また、路面電車の延伸計画については、運行事業者の長崎電気軌道と数回にわたり意見交換を行っており、課題としては、安定した需要の確保や、施設整備及び維持管理の費用負担、既存路線の運行との調整などが考えられるが、これらを一つひとつ考察しながら事業者と協議を重ね、実現の可能性を探っていききたいとの答弁がありました。

次に、環境部の所管事項について、長崎県環境教育等行動計画の策定に関し、地球温暖化対策推進事業費の概要に記載のある「スマートムーブ」についても計画に盛り込むべきではないかとの質問に対し、スマートムーブとは、最近、環境省などで使われている言葉であるが、内容的には、従前から行っているノーマイカー運動やエコドライブも含め、エコカーを購入したり、公共交通機関を使うなど、エコに配慮した移動手段を選ぶ行動のことである。

来年度から、ながさき環境県民会議を中心に取り組むこととしており、環境教育等行動計画にも記述を追加したいとの答弁がありました。

次に、県民生活部の所管事項について、「長崎県犯罪被害者等支援条例」に関し、条例制定により、どのような効果が考えられるかとの質問に対し、被害者に対する二次被害がどういうものであるかを明確にするとともに、県民に対する周知や、行政職員に対する研修等を繰り返すことにより、被害者の置かれている現状の理解や二次被害に対する配慮が大きく変わっていくものと考えている。

また、被害者にとって、雇用の安定も課題であり、素案に「事業者の責務」を設けているが、これは、犯罪被害者等基本法にはない規定であり、事業主及び事業所において、犯罪被害者等である従業員に対する二次被害への配慮、通院や刑事手続等における休暇取得への配慮、人と接する仕事から事務処理勤務への配置換えをするなど、勤務環境の改善などが期待できると考えているとの答弁がありました。

これに関連して、条例制定に向けて、今後、その周知と実効性のある運用が必要になるが、市町への条例制定の徹底と、事業者及び県民への周知徹底のための具体的な取組について、どのように考えているかとの質問に対して、条例制定に向けた市町の動向については、壱岐市が、本年3月、市議会に条例案を上程しており、そのほか長崎市、島原市、南島原市、対馬市の4市では、市議会にて条例制定に関する一般質問があっている。

今後も、市町と連携して協議会を定期的で開催したり、県や市町の窓口職員への研修会などを通して、二次被害防止やワンストップ窓口についての理解を深めていくことにより、被害者支援の充実に向けた支援の輪が広がっていくものと考えている。

また、県民や事業者への周知については、条例制定後に各種イベントや講演会等を開催し、事業者に対しては、事業者団体等を通じて被害者支援に対する理解をいただきたいと考えているとの答弁がありました。

また、別途、本委員会から、「食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みについて」の意見書提出方の動議を提出しておりますので、併せてよろしくお願いたします。

以上のほか、一、海砂採取限度量について、

一、環境と経済の好循環の基本的考え方について、一、動物の殺処分数の削減について、一、安全・安心日本一の県づくりについて、一、平成30年度交通事業会計の収支見込みについて、一、貸切事業についてなど、環境生活行政全般にわたり活発な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、環境生活委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（溝口芙美雄君） お諮りいたします。

本委員会と総務委員会及び文教厚生委員会に分割して付託いたしておりました第17号議案を含め、各議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口芙美雄君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

まず、第17号議案「長崎県手数料条例の一部を改正する条例」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（溝口芙美雄君） 起立多数。

よって、第17号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第35号議案「長崎県環境保健研究センター条例の一部を改正する条例」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（溝口芙美雄君） 起立多数。

よって、第35号議案は、原案のとおり可決さ

れました。

次に、第36号議案「雲仙公園使用条例の一部を改正する条例」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（溝口芙美雄君） 起立多数。

よって、第36号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第37号議案「長崎県立都市公園条例の一部を改正する条例」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（溝口芙美雄君） 起立多数。

よって、第37号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第38号議案「長崎県営港湾ターミナルビル条例等の一部を改正する条例」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（溝口芙美雄君） 起立多数。

よって、第38号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第39号議案「長崎県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（溝口芙美雄君） 起立多数。

よって、第39号議案は、原案のとおり可決さ

れました。

次に、第40号議案「長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（溝口芙美雄君） 起立多数。

よって、第40号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、その他の議案について、一括して採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口芙美雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、農水経済委員長の報告を求めます。

山口委員長—12番。

○農水経済委員長（山口経正君）（拍手）〔登壇〕 農水経済委員会の審査の結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、第25号議案「長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分のほか11件であります。

慎重に審査いたしました結果、議案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議がありました主な事項について、ご報告申し上げます。

まず、第43号議案「長崎県技能会館条例の一部を改正する条例」に関し、廃止される佐世保技能会館に、現在、入居団体はいるのか。また、

廃止する理由はどのようなことかとの質問に対し、入居団体に関しては、廃止に向け説明を行い、既に別の場所に移転済みである。

廃止理由は、技能関係者の利用率の低迷、施設の老朽化等が進み、維持管理費に多額の経費が見込まれることなどが挙げられるとの答弁がありました。

次に、第55号議案「直轄特定漁港漁場整備事業に対する県の負担について」に関し、負担金の基準について、漁港漁場整備法では、事業に要する経費の25%であるが、「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律」の適用により、本県の平成31年度事業の基準は13%に軽減されることだが、どのような事業が対象となるのかとの質問に対し、漁場整備については、国直轄事業が、漁港整備については、県営事業が対象となるとの答弁がありました。

次に、議案外の所管事務一般で論議がありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、産業労働部関係について、海洋エネルギー関連産業の創出に関し、海洋エネルギーを含む、再生可能エネルギーに対する取組はどのようになっているのかとの質問に対し、長崎県再生可能エネルギー導入促進ビジョンを策定し、2030年度に再生可能エネルギーの出力を1,360メガワットにする目標を立て、取り組んでいる。

県では、来年度、地元とも協議をしながら、洋上風力発電の導入を促進するエリアと環境を保全するエリアを、あらかじめ明確に設定するゾーニング事業を実施し、県下海域において海洋エネルギー導入が図られるように進めていきたいとの答弁がありました。

また、これに関連して、造船業における横の連携や新産業の創出等、県は、産業労働部のみ

ならず部局横断的に、民間も含めた協議の場を構築することに取り組むべきと考えるが、どうかとの質問に対し、様々な分野が連携することで、新たな可能性を生み出すことが大変重要と考えるので、十分に留意をしながら対応していきたいとの答弁がありました。

次に、水産部関係について、外国人材受け入れに関する水産部の取組状況はどのようになっているのか。また、水産業界の人手不足については、全体を把握しているかとの質問に対し、昨年12月以降、水産庁に職員を派遣し情報収集に努めるほか、本年2月には、水産業界と関係市による連絡会議を設置し、国に先駆けて、制度の説明や特定技能の活用についての意見交換会を実施している。

また、県内の主な129経営体に聞き取りを行った結果、8割が人手不足で、そのうち6割の経営体が外国人材の受け入れも検討したいとのことだった。

なお、この調査では297人が不足となっているとの答弁がありました。

次に、農林部関係について、農業サービス事業体（株式会社エヌ）の設立に関し、今後、株式会社エヌで受け入れて、農業現場へ派遣する外国人材に対して、相談体制の整備等が必要と考えるが、どのように取り組んでいるのかとの質問に対し、派遣が始まる5月からは、生活面を含めた相談窓口を農業経営課に設置し、7月以降は県全体として設置されるワンストップ相談窓口において対応する予定である。

また、外国人材は、段階的に300人を受け入れることとしているため、最初に受け入れた地域での課題を整理し、その対応を検討して他の地域に反映させていくことで、受入体制を整備したいとの答弁がありました。

また、諫早湾干拓事業に関し、営農開始から10年が経過したが、営農の状況はどうかしているのか。また、排水対策工事が行われているが、その状況はどうかとの質問に対し、平成28年度の耕地利用率は、干拓農地が168%であり、県内平均の88%や全国平均の90%よりも高い実績となった。経営状況については、75%の経営体が黒字となっている。

また、暗渠排水工事は、今年度からの3年計画で23.5ヘクタールが完了しており、来年度も、できる限り前倒しで取り組む予定である。施工後、排水が良好になったとのことで、一定の効果が出ていると考えられるとの答弁がありました。

以上のほか、一、高校生の県内就職促進について、一、地場製造業の育成について、一、長崎魚市場整備事業の進捗状況について、一、水産政策の改革について、一、畜産におけるICTの活用について、一、獣医師の確保についてなど、農水経済行政全般にわたり熱心な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、農水経済委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、お願いいたします。

○議長（溝口芙美雄君） お諮りいたします。

本委員会と文教厚生委員会に分割して付託いたしました第25号議案を含め、各議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口芙美雄君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

まず、第41号議案「長崎県工業技術センター条例及び長崎県窯業技術センター条例の一部を

改正する条例」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（溝口芙美雄君） 起立多数。

よって、第41号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第42号議案「長崎県ビジネス支援プラザ条例等の一部を改正する条例」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（溝口芙美雄君） 起立多数。

よって、第42号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第43号議案「長崎県技能会館条例の一部を改正する条例」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（溝口芙美雄君） 起立多数。

よって、第43号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第44号議案「長崎県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（溝口芙美雄君） 起立多数。

よって、第44号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第45号議案「長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例の一部を改正する条例」について、

採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（溝口芙美雄君） 起立多数。

よって、第45号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第46号議案「長崎県漁港管理条例の一部を改正する条例」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（溝口芙美雄君） 起立多数。

よって、第46号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第47号議案「長崎県農林技術開発センター手数料条例の一部を改正する条例」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（溝口芙美雄君） 起立多数。

よって、第47号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、その他の議案について、一括して採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口芙美雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、予算決算委員長の報告を求めます。

高比良委員長—30番。

○予算決算委員長（高比良 元君）（拍手）〔登

壇] 予算決算委員会の審査の結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託された案件は、第1号議案「平成31年度長崎県一般会計予算」ほか30件であります。

慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第12号議案、第14号議案、第15号議案、第16号議案及び第57号議案につきましては、起立採決の結果、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

また、その他の議案につきましては、いずれも異議なく、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、3月4日に開催いたしました総括質疑においては、平成31年当初予算についてをはじめ、人口減少対策について、移住促進対策事業について、新幹線の予算について、I R 予算についてなど、多岐にわたり活発な論議が交わされました。

次に、総務分科会では、企画振興部関係の調査計画費に関し、特定複合観光施設（I R）について、開業時期はいつごろを見込んでいるのかとの質問に対し、国においては、2020年代半ばごろとしているが、万博開催が決定した大阪府・大阪市は、万博の前年である2024年開業を目指すとしており、また和歌山県も同様としているため、本県としても、大阪府・大阪市、和歌山県に遅れることなく2024年開業を見据え、準備を進めていくこととしているとの答弁がありました。

これに関連し、区域認定を獲得するための事業者の公募・選定のスケジュールはどうなっているのかとの質問に対し、平成31年度に公募・

選定作業に着手し、2020年度中に選定したいと考えているとの答弁がありました。

次に、文教厚生分科会では、福祉保健部関係の健康長寿日本一の長崎県づくり推進事業費について、今年度の事業効果に対し、今後は具体的にどのような取組を進めていくのかとの質問に対し、今年度は、県民運動を展開していくための基盤づくりとして、県民会議の設置やサポートメンバー等の登録制度を創設したところである。

今後は、県民自らが主体的に健康づくりを実践していただくことが重要であると考えており、携帯端末を活用した取組や、優良事例に対する表彰制度の創設等の取組を進めることとしているとの答弁がありました。

次に、環境生活分科会では、第16号議案「平成31年度長崎県交通事業会計予算」に関し、全国相互利用カード導入に係る国庫補助金について、2億5,375万2,000円が計上されているが、どのような内容であるのかとの質問に対し、現在、運用している長崎スマートカードについては、車載機器の老朽化や一部製造中止という状況があり、長崎県バス協会において、次期I C カードの検討・協議を数年前から始め、その協議の結果、利用者の利便性や運用実績などを勘案し、平成29年5月に全国相互利用カード「ニモカ」の導入を決定したところである。

本事業については、全体事業費の3分の1を国から、県及び関係市町から12分の1ずつをご支援していただく計画で、平成31年度中に運用開始できるよう、鋭意、協議・調整を進めているところであるとの答弁がありました。

次に、農水経済分科会では、水産部関係の漁業許可・海面利用調整事業費に関し、新たな漁業許可の創出や、許可の有効活用等により、漁

業の多角化を促進するための経費とのことだが、具体的な目標はあるのかとの質問に対し、具体的な件数の目標は定めていないが、漁業就業者が減少し、一部の漁業許可に残り枠があるので、その有効活用のため、許可を必要とする者のマッチングを進めている。

平成29年度は、11件の新規許可、4件の許可方針の見直し等を行い、平成30年度は4件の新規許可、6件の許可方針の見直し等を行ったとの答弁がありました。

これに対し、今後とも漁業許可の有効活用を進めてほしいとの意見がありました。

以上のほか、予算全般に関し、熱心な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、予算決算委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、お願いいたします。

○議長（溝口芙美雄君） これより、第1号議案「平成31年度長崎県一般会計予算」について、質疑・討論に入ります。

堀江議員—16番。

○16番（堀江ひとみ君）〔登壇〕 日本共産党の堀江ひとみです。

ただいま、議題となりました第1号議案「平成31年度長崎県一般会計予算」については、乳幼児医療費助成事業、長崎市高島町の岸壁補修工事など、県民の願いに応えた予算については、当然のこととして賛成です。しかし、以下の理由を申し上げ、反対いたします。

1、消費税増税を前提とした予算であることです。

10月から、消費税が10%になることを前提として、今議会23条例を改正し、1,230万8,000円の増収、県民負担を見込んでいます。

消費税率10%への引き上げは、県民の暮らしや中小業者の営業、地域経済に深刻な打撃となります。消費税10%に反対の立場から、増税を前提とした予算は認められません。

2、長崎県の財政が極めて厳しい中で、不要不急の大型事業は見直さない予算だからです。

長崎新幹線事業関連187億5,396万円。

フリーゲージトレインも実用化の見通しが無いまま進めてきました。今度は、フル規格、実現の見通しの無いまま、予算だけは確保するやり方は、県民の合意は得られません。長崎新幹線計画の凍結を求めます。

石木ダム事業19億1,787万円。

反対地権者を排除した後のダム周辺をどのように整備するか。

水源地域指定を、既に国に求め、新年度は本体工事を進める予算となっています。行政代執行の選択肢の一つになります。「ふるさとに住み続けたいだけ」という県民の家と土地を取り上げて、ダムをつくる必要はありません。石木ダム建設中止を求めます。

特定複合観光施設（I R）導入推進事業1億8,391万円。

カジノ推進のために、担当室を「課」に組織化再編し、新年度だけでなく、2020年度の予算も盛り込みました。「刑法が禁じた賭博を特別に認める地域として長崎県を認めてください」と、区域認定申請の諸準備に一層拍車をかけます。カジノに頼る観光施策、経済活性化策は同意できません。

3、県民の暮らしや福祉、教育に予算を使ってください。

公立小中学校の普通教室にエアコンの設置が進んでいます。長崎県は1円も出しません。県立高校では保護者が設置して、日常のエアコン

電気代も保護者が負担します。保護者の電気代負担は1億8,000万円と推測されています。一方で、離島などの小規模県立高校は、そうした体制が整わず、猛暑の中、高校生はエアコンのない教室で授業を受けています。

知事、長崎県のどこに住んでも、せめて県立高校に学ぶ生徒が、エアコンのある教室で学べるようにしてください。

長崎県は、予算を出さないだけでなく、予算の使い方も県民に冷たい県政です。

生活福祉資金貸付事業。

経済的に厳しい家計の生徒が、長崎県社会福祉協議会から借り受ける奨学金です。

国の要綱では、20年と定められた償還期間を、長崎県社会福祉協議会は、わざわざ10年と勝手に定めて貸し付けています。そのため、毎月の返済額が高額となり、医学部などに進学したいという子どもたちの夢は叶いません。

知事、長崎県社会福祉協議会の貸付事務要綱を見直して、長崎県の子どもたちの「勉強したい」、「進学したい」、その夢を実現させてください。

新幹線や石木ダムより、暮らしや福祉の充実を求めて、反対討論といたします。

○議長（溝口芙美雄君） 山本由夫議員—13番。

○13番（山本由夫君）（拍手）〔登壇〕おはようございます。

自由民主党・県民会議の山本由夫でございます。

会派を代表いたしまして、第1号議案「平成31年度長崎県一般会計予算」について、賛成の立場で意見を申し述べ、議員各位のご賛同を賜りたいと存じます。

来年度は、「長崎県総合計画チャレンジ2020」の4年目、さらに「まち・ひと・しごと創生総

合戦略」の最終年であることから、当初予算においては、事業の効率性や有効性などの観点から、各事業を改めて検証し、一層の選択と集中を図ることなどを基本方針としています。

また、国の経済対策に対応した平成30年度2月補正予算と一体的な予算として編成をされ、国の「防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策」による公共事業費の増額など、平成30年度から平成31年度にかけて、対策を切れ目なく実施するとの意気込みが示されていて、期待できる予算となっています。

県議会においても、経済対策補正予算については、他の議案に先行して可決したところであり、県におかれては、少しでも早く、その効果を県民の皆様にお示しできるよう、早期の予算執行に努めていただきたいと思います。

さて、当初予算の内容を見ますと、人口減少対策を本県の最重要課題として位置づけ、「人に生きがいを」、「産業に活力を」、「暮らしに潤いを」という3つの基本姿勢に基づき、部局横断的に施策が展開をされています。

人口減少対策については、昨年、新設された統轄監を中心に4つのテーマで重点プロジェクトを取りまとめ、社会減対策としては、雇用の確保と若者の県内定着対策や移住促進対策、また、自然減対策としては、結婚、出産、子育て支援、さらに人口減少社会においても、地域活力を維持していくための集落維持活性化対策について、市・町や関係機関などと一体となって強力に推進するとされています。

また、人口減少対策のほかにも、県民所得の向上、離島地域の振興、健康長寿日本一に向けた施策の強化、人材の育成、外国人材の積極的な活用、自然災害防止対策など、本県が抱える課題解決に必要な施策を計上するとともに、県

勢発展のために必要不可欠な事業である九州新幹線西九州ルート建設工事をはじめ、石木ダム建設事業、統合型リゾート（IR）誘致対策などについても、しっかり予算化がされています。

一方で、本県の財政状況は、依然として大変厳しいことから、国の有利な財源措置の活用や財政構造改革のための総点検を含め、財政健全化に向けた行財政改革の取り組みをさらに強化した結果、基金取り崩し額が昨年度の予算編成時よりも、わずかながら圧縮をされるなど、基金取り崩しに依存しない安定的な財政運営に向けた努力も伺えます。

このように今回の予算は、知事自らも、「次の世代につなぐ地域活力の再生に向けた予算」と名づけられましたが、人口減少をはじめとする本県の構造的な課題に正面から向きあい、県民の皆様の思いや夢を形にしたいという知事の強い思いと決意が込められた積極的かつ、きめ細かな予算と評価をしており、私は賛意を表明するものであります。

知事におかれましては、これらの施策を一刻も早く県民の皆様に向けていただき、県民の誰もが具体的な成果を実感できるよう、これまで以上のご尽力を期待いたします。

以上、第1号議案について賛成意見を申し述べ、議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。賛成の討論とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（溝口芙美雄君） 質疑・討論をとどめて、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（溝口芙美雄君） 起立多数。

よって、第1号議案は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

各議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口芙美雄君） ご異議なしと認めます。よって、直ちに採決いたします。

まず、第12号議案「平成31年度長崎県流域下水道特別会計予算」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（溝口芙美雄君） 起立多数。

よって、第12号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第14号議案「平成31年度長崎県国民健康保険特別会計予算」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（溝口芙美雄君） 起立多数。

よって、第14号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第15号議案「平成31年度長崎県港湾整備事業会計予算」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（溝口芙美雄君） 起立多数。

よって、第15号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第16号議案「平成31年度長崎県交通事業会計予算」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（溝口芙美雄君） 起立多数。

よって、第16号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第57号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（溝口芙美雄君） 起立多数。

よって、第57号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、その他の議案について、一括して採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口芙美雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、お手元に配付いたしております「動議件名一覧表」のとおり、各委員会から、政府・国会あて、意見書提出の動議が提出されておりますので、これを一括して議題といたします。

お諮りいたします。

各動議は、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口芙美雄君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

各動議は、可決することにご異議ありませんか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口芙美雄君） ご異議なしと認めます。

よって、動議は、それぞれ可決されました。

次に、各委員会から議会閉会中の付託事件として、お手元の一覧表のとおり申し出がっておりますので、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口芙美雄君） ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

この際、知事より、ご挨拶があります—知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕 2月定例会県議会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

初めに、去る2月24日、天皇、皇后両陛下のご臨席を仰ぎ、政府主催による「天皇陛下御在位三十年記念式典」が、めでたく挙行されました。

天皇陛下におかれましては、日本国の象徴として、絶えず、国民の幸せと国家の繁栄、そして世界の平和を願われ、災害被災者へのご慰問や戦没者へのご慰霊、諸外国との国際交流、障害者へのご支援などにお心を注がれ、常に国民に寄り添ってこられました。

特に、本県には、平成2年の「第41回全国植樹祭」へのご臨場、平成3年の「雲仙・普賢岳噴火」に伴う被災地のお見舞い、平成7年の「戦後50年慰霊の旅」と雲仙復興状況のご視察、平成14年の「第22回全国豊かな海づくり大会」へのご臨席、平成26年の「第69回国民体育大会『長崎がんばらんば国体』」へのご臨場と、この間、6回もの行幸啓を賜っております。

天皇、皇后両陛下の本県に対する格別のご恩情に、改めて、感謝を申し上げ、ここに謹んで、

県民の皆様とともに慶賀の意を表する次第であります。

さて、このたびの議会は、去る2月20日から本日までの24日間にわたり開かれましたが、議員の皆様方には、本会議及び委員会を通して終始熱心にご審議いただくとともに、それぞれ適正なご決定を賜り、厚くお礼申し上げます。

この際、議会中の主な動きについて、ご報告申し上げます。

九州新幹線西九州ルート of 整備促進。

去る3月7日、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム「九州新幹線（西九州ルート）検討委員会」が開催され、国土交通省から西九州ルート of 整備方式について、フル規格及びミニ新幹線の比較検討結果等の説明がなされたところであります。

今後、与党PT西九州ルート検討委員会においては、その説明内容を踏まえて、JR九州や長崎県、佐賀県から意見を聴取したうえで、西九州ルート of 整備のあり方に関する議論を行い、意見が集約される予定であることから、しっかりと本県の考えをお伝えし、フル規格による整備の早期実現を訴えてまいります。

県としては、引き続き、本県選出国會議員や県議会の皆様など、ご協力をいただきながら、政府・与党に対し、西九州ルート of 整備方式の早期決定について、強く要請してまいりたいと考えております。

企業誘致の推進。

去る3月1日、平成18年に長崎市に立地したビーウィズ株式会社が、新たにシステム開発を行うデジタル開発拠点を開設することを決定されました。

同社は、企業からコールセンター業務を受託する企業であり、2023年4月に新規拠点を既存

の長崎事業所内に開設し、5年間で最大50名を雇用する予定とされております。

また、3月8日には、昨年12月に長崎市への立地が決定しておりました株式会社シーエーシーと立地協定を締結いたしました。

同社は、企業から人事関連業務を受託する企業であり、今年7月から事業を開始し、5年間で100名の雇用を予定されております。

今後とも、地元自治体や関係機関と連携を図りながら、企業誘致の推進に努めてまいります。

このほか、会期中、皆様からお寄せいただきました数々の貴重なご意見、ご提言などについては、今後の県政に積極的に反映させてまいりたいと存じます。

さて、今議会は、議員皆様の任期最後の定例会であります。今日まで県勢発展のために多大なご尽力を賜りましたことに対し、厚く、お礼を申し上げます。

特に、今限りでご勇退される議員の皆様には、重ねて感謝の意を表しますとともに、今後とも、ご健勝にて、ご活躍いただき、県政に対しまして一層のご支援、ご指導を賜りますよう、お願い申し上げます。

来る4月の統一地方選挙に出馬される皆様におかれましては、これからご多忙のことと存じますが、くれぐれも、ご自愛のうえ、ご健闘いただきますよう心からお祈り申し上げます。

最後になりますが、報道関係の方々には、会期中、終始、県議会の広報について、ご協力を賜り、ありがとうございました。

この機会に、お礼を申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

○議長（溝口芙美雄君） 平成31年2月定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会は、現任期最後の定例会でございましたが、ここに滞りなく閉会の運びとなりました。

皆様方には、長期間にわたり、ご精励を賜り、厚く御礼を申し上げます。

顧みますと、平成27年4月に、私たちが県民の皆様から負託を受け、県政に参画をして以来、はや4年の歳月が過ぎようとしておりますが、まことに感慨深いものがございます。

この任期中、県政におきましては、永年の懸案でありました新県庁舎への移転を果たすとともに、県民の悲願でありました「明治日本の産業革命遺産」及び「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の2つの世界文化遺産が登録されたことは、まことに慶びにたえないところであります。

さらに、全国各地から多数の方々にご参加いただき、県民総参加の温かいおもてなしに支えられました「全国健康福祉祭ながさき大会『ねんりんピック長崎2016』」の開催等々、県勢の発展を図るべく数多くの諸施策が着々と推進されました。

また、議員提案の政策条例として、「長崎県産酒による乾杯の推進に関する条例」を制定するとともに、県議会初めての取り組みとして、ベトナム社会主義共和国クアンナム省人民評議会との間で「友好交流に関する同意書」を締結するなど、活発な議会活動を行い、二元代表制の一翼を担う議会としての役割を果たしてまいりました。

一方、九州新幹線西九州ルートを整備につきましては、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチームにおいて、整備のあり方について検討されており、今後とも、政府・与党の動きを注視し、関係自治体等と連携を図りながら、全線フル規格による整備実現に向け、国に対して強

く求めてまいりますとともに、今定例会においても活発な議論が交わされました人口減少問題等につきましても、引き続き、議会、理事者一体となって取り組んでまいりたいと存じます。

さて、今限りでご勇退になられる議員の皆様におかれましては、在任中、県政の各方面にわたって数多くの業績を残されましたことに対しまして、深甚なる敬意を表する次第でございます。

くれぐれも、健康にご留意いただき、今後とも、県勢発展のために、いろいろな分野で、ご尽力いただきますようお願い申し上げます。

また、知事はじめ、理事者各位並びに報道機関の皆様には、任期中、私どもに対しまして、種々ご配慮を賜りましたことを、この機会をおかりいたしまして、厚くお礼を申し上げます。

さて、県議選も目前に迫ってまいりましたが、皆様方には、それぞれ全力を尽くされて、再び県民の負託を得て、県政に参画されますことを祈念申し上げる次第でございます。

最後に、私事で恐縮でございますが、昨年3月に就任以来、今日まで、議長の重責を務めさせていただきましましたことは、ひとえに皆様方の多大なるご支援、ご協力のたまものでございます。衷心より、感謝申し上げます。

以上、はなはだ簡単ではございますが、閉会のご挨拶といたします。

これをもちまして、平成31年2月定例会を閉会いたします。

皆さん、お疲れさまでした。

ありがとうございました。

— 午前11時16分 閉会 —

議 長 溝 口 芙 美 雄

副 議 長 徳 永 達 也

署 名 議 員 小 林 克 敏

署 名 議 員 瀬 川 光 之

(速記者)

(有)長 崎 速 記 セ ン タ ー

配 付 資 料

動議件名一覧表(参考)

1 委員会等提出

区分	提出先	件名	提出者	可否	掲載ページ
意見書	知事	離島・半島地域の振興対策について	離島・半島地域振興特別委員会	可決	付録 1ページ
意見書	知事	長崎県の観光振興の促進について	観光振興等対策特別委員会	可決	付録 2ページ
意見書	知事	総合交通対策について	総合交通対策特別委員会	可決	付録 3ページ
意見書	知事	九州新幹線西九州ルートについて	九州新幹線西九州ルート整備特別委員会	可決	付録 4ページ

2 その他

区分	件名	提出者	可否	掲載ページ
賀詞奉呈	賀詞	議長	可決	付録 7ページ

重 力 言 義	
提出者	離島・半島地域振興特別委員会
提出年月日	平成31年2月20日
種類	意見書
件名	離島・半島地域の振興対策について
要旨	<p>離島・半島地域は、豊かな自然と独自の歴史・文化を有し、食料の安定的な供給、国土や自然環境の保全など国民の利益を増進する重要な役割を担っている。</p> <p>加えて、近年の田園回帰志向の高まりや働き方改革の流れの中、豊かな自然環境や文化資源を有する離島・半島地域は、都市住民に対して魅力的な余暇生活、移住・定住や二地域居住の場を提供できる地域である。</p> <p>特定有人国境離島地域においては、平成29年4月の「有人国境離島法」の施行を受け、雇用機会の拡充、航路・航空路の運賃低廉化、滞在型観光の促進等に取り組んだ結果、雇用の創出や交流人口の拡大に結びつくなど、人口の社会減の抑制が図られているところであるが、これを一過性とすることなく、継続し、定着させていくことが必要である。</p> <p>また、半島地域においても、産業や生活を支える道路・港湾などの社会基盤整備が着実に進められ、産業振興、移住・定住促進対策などの施策の推進に結びついており、継続した取組が必要である。</p> <p>このようなか、離島・半島地域を有する15市町の移住施策については、移住者数が平成28年度に417人、平成29年度に731人、平成30年度も12月末現在で703人となるなど、着実な成果に結びついているところである。</p> <p>さらに、平成30年7月に「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」が世界文化遺産として登録されたところであるが、その多くが長崎の離島・半島地域に点在しており、観光や産業振興に更なる活用が期待される。</p> <p>よって、県に対して、下記の事項について、積極的かつ真摯に取り組みられるよう、強く要望するものである。</p>
記	<p>1 離島・半島地域振興対策について</p> <p>(1) 離島・半島地域において重要な役割を果たしてきた一次産業を今後も維持・発展させていくために、各地域の特産品のブランド化や、それぞれの特色を生かした産地づくりに努めること。</p> <p>(2) 企業誘致、移住及び若者定着に関するそれぞれの情報を庁内担当部署間で共有するとともに、より大きな相乗効果を生み出すよう、関係施策を連携して推進すること。</p>

	<p>(3) 企業誘致に際しては、都市部の企業のサテライトオフィスの誘致を推進すること。</p> <p>(4) 人材確保が難しい離島・半島地域の医療・介護分野でこそIT化が重要であることを認識し、各事業者への導入支援等の取組を進めること。</p> <p>(5) しまの看護師確保対策として各看護学校へ看護情報誌を配布しているところであるが、高等学校等にも配布するなど、看護師を志す学生が増えるような取組にも努めること。</p> <p>(6) 本県の代表的な温泉地である雲仙・小浜は、平成28年の熊本地震以降、他県の温泉地と比べ集客の回復が遅れている。別府や由布院等、同じ九州でありながら現に回復し、好調な温泉地を分析するとともに、観光県「長崎」であることを認識したうえで、観光関係者と連携して集客回復に全力を尽くすこと。また、一般社団法人島原半島観光連盟が実施している旅行者アンケートの調査結果を分析し、今後の半島地域の観光振興策に反映させること。</p> <p>(7) 離島航路において、観光客の延泊費用を補償する欠航補償制度が今年度導入され、旅行者の安心感に寄与しているところであるが、これを一過性とすることなく、来年度以降も継続して実施されるよう予算確保及びPR等に最大限努めること。</p> <p>2 有人国境離島法対策について</p> <p>(1) 雇用機会拡充事業については、若者の島外流出の抑制に効果的な新規高校生業者の雇用にもつながるよう必要な対策を講じること。また、島外、特に県外からの事業者をさらに引き込むため、情報収集や裾り起こし、各市町との情報共有等に努めること。</p> <p>(2) 地域商社のストック機能を持ち本土の物流拠点整備については、各地域商社や専門業者の意見を取り入れ、スピード感を持って、機能的な仕組みづくりに努めること。</p> <p>(3) 各地域商社の組織体制については、人材の育成及び民間人材の活用が重要であるため、県においても積極的に支援すること。また、地域商社の販路拡大についても、各地域商社にまたがる横断的な分野を中心に、県も主体性を持って取り組むこと。</p> <p>(4) 本県観光の大きな特徴の1つである修学旅行が「しま旅滞在促進事業」の対象となったところであるが、修学旅行客の増加につながるよう関係市町と連携して施策を立案し、制度拡充に向けて国へ要望を行うこと。</p> <p>(5) 航路・航空路の運賃低廉化に関しては、市町等の意見も取り入れながら、準住民の適用範囲の拡大等について国へ要望を行うこと。</p> <p>なお、文案の作成及び提出の諸手続については、議長に一任する。</p>
提出先	知事

重功 意義	
提出者 観光振興等対策特別委員会	提出年月日 平成31年2月20日
種類 意見書	件名 長崎県の観光振興の促進について
要旨	<p>世界全体の国際観光客数は近年増加し続け、2030年には18億人になると予測されている。わが国の観光立国に向けた取組も成果が現れつつあり、2018年には訪日客数が3,000万人を超え、過去最高を記録した。</p> <p>一方で、訪日客の多くは大都市圏及び特定有名観光地等に集中している。今後、観光の特定地域への偏りを是正すべく地域分散型を推進し、併せて交流人口の拡大を図り、全国各地に訪日客増加の効果を波及させていくことが、地方創生の観点からも重要である。</p> <p>本県においては、豊富な観光資源を十分に活用しつつ、ラグビeworldカップ2019や女子ハンドボール世界選手権大会、東京2020オリンピック・パラリンピックをはじめとする大規模イベントの開催を好機として捉え、ゴールデンルートからの積極的な誘客を図り、基幹産業である観光業の成長に繋げることが出来れば、県内経済の発展の基盤を築くことが可能となる。</p> <p>よって、県に対して、成長し続ける世界の観光市場を取り込み、「観光県長崎」の更なるブランドの確立に向けた取組を拡充するとともに、次の事項について適切な措置を講じるよう強く要望するものである。</p> <p>記</p> <p>1 観光振興について</p> <p>2015年の「明治日本の産業革命遺産」の世界文化遺産登録に続き、2018年7月に「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」が世界文化遺産に登録され、これを機に多くの観光客が本県を訪れている。年齢や身体の不自由さに関係なく、より多くの方に本県の歴史や文化、食の魅力を体験していただき、リピーターの創出に繋がるように下記の対策に努めること。</p> <p>○高齢者や障害者等を含め、より多くの方が世界文化遺産を訪れることが可能となるようバリアフリー対策</p> <p>2 国際戦略（東南アジア）について</p> <p>効果的なインバウンド・アウトバウンド促進のためには、各国の消費者の嗜好や市場の特性を踏まえた戦略が重要である。特に経済成長が著しいアジア諸国への戦略について確認するとともに、アジア諸国の経済成長の効果をとり込むために体制の整備に注力する必要があるため下記の対策に努めること。</p> <p>○個人旅行者等の誘致拡大のための推進体制の整備</p>

	<p>○県産品の輸出を専門的に扱う推進体制の整備 ○県内企業の海外展開における、ジェトロ等の輸出促進関係団体との協力体制の整備</p> <p>3 IR対策について 統合型リゾート（IR）は、観光及び地域経済の振興に大きく寄与し、雇用の創出も見込まれる。本県にとっては、IR誘致は千載一遇の好機であるため、県内はもとより九州地区の気運をより一層高め、全力で取り組む必要がある。一方で、カジノ施設が地域住民に不安をもたらさないように綿密な計画性を持って取り組むことが求められる。このことを踏まえて、本県のIR区域認定に向けて下記の対策に努めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ギャンブル依存症対策 ○IR誘致に向けての県組織の推進体制の強化 <p>4 長崎空港対策について 近年LCCの参入により訪日客の増大や国内観光が拡大している。観光振興にとつて長崎空港の担う役割は大きく、国内線はもとより、国際線も新規路線の拡充を図り交流人口を増やすことが望まれている。そのためには、利用者・航空事業者両者の利便性や効率性を高める必要があるため下記の対策に努めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国内航空路線における他の24時間空港との相互連航による空港運用時間の延長 <p>なお、文案の作成及び提出の請手続については、議長に一任する。</p>
提出先	知事

種別	重功	意義
提出者	総合交通対策特別委員会	平成31年2月20日
提出年月日	見書	総合交通対策について
内容	<p>地域公共交通は、まちづくりや観光、健康、福祉など様々な分野に効果及ぼすものであり、地域の存続・活性化のためには移動手段の確保が必要不可欠である。</p> <p>しかしながら、全国的に人口減少・少子高齢化が進む中、公共交通利用者も地方部を中心に減少しており、日々の暮らしを支える鉄道やバス路線、航路、航空路などを維持することが困難な状況となっている。</p> <p>また、高齢ドライバーによる相次ぐ重大交通事故の発生や改正道路交通法の施行を背景に、運転免許返納者への地域公共交通の確保等、社会全体で高齢者の生活を支える体制の整備が求められるとともに、公共交通空白地域の住民や高齢者等交通弱者の外出の機会を増やし、生きがいや健康づくりにつなげるため、移動手段の確保は重要な課題である。</p> <p>離島を多く有する本県では、全国を上回るスピードで人口減少が進んでおり、離島住民の大切な移動手段を維持し、有人国境離島法を活用した交流人口の拡大を図るためにも、離島航路・航空路を維持・拡充する必要がある。</p> <p>併せて、半島地域における鉄道やバス路線、航路についても、住民生活や交流の活性化のため、地域と連携して支えていかなければならない。</p> <p>このようなか、昨年10月に起きた株式会社五島産業汽船の突然の全航路運休については、離島住民や観光客等の移動に多大な影響を与え、離島航路を維持する重要性について改めて認識させられたところである。</p> <p>さらに、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界文化遺産登録等による国内外からの観光客の増加や九州新幹線西九州ルートの開業を控え、主要な空港・港・駅からの2次交通を整備・改善していくことも重要である。</p> <p>よって、県に対して、下記の事項について、積極的かつ真摯に取り組まれるよう、強く要望するものである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 離島地域航路・航空路対策について (1) 国や関係航空会社で構成される「地域航空の担い手のあり方に係る実務者協議会」の検討結果などを踏まえながら、持続可能な地域航空の実現に向けて、オリエンタルエアブリッジ（ORC）と十分な連携のもと、機材の更新等を推進すること。</p>	

	<p>(2) 離島航路の維持・確保のため、船舶の円滑な更新ができるよう取り組みとともに、国・市町・事業者と連携を密にして安定的な運航を図り、利便性の向上に努めること。また、安定的な運航を図るための手法として、共同運航についても研究・検討を行うこと。</p> <p>(3) 離島地域の交流人口を増加させる観点から、未利用空港を含めた離島空港の利用促進を図ること。</p> <p>2 地域・2次交通対策について</p> <p>(1) 交通系ICカードについては、利用者にとって利便性が高まるよう交通事業者と連携して取り組むこと。</p> <p>(2) 地域公共交通の維持のため、市町の状況の把握に努め、コミュニティバスや乗り合い・デマンドタクシーなど多様な交通手段の展開を推進すること。</p> <p>(3) 路線バス事業等にかかる運転士確保が難しい中、地域交通維持に向けて、人材確保対策を推進すること。</p> <p>(4) 地域鉄道については、地域住民及び地域活性化のための大切な交通手段であることから、引き続き施設整備等に係る支援を図ること。</p> <p>(5) 県営交通事業について、地域住民の利便性が高まるよう、市町や民間交通事業者等と連携・協力しながら交通施策を推進すること。</p> <p>(6) 九州新幹線西九州ルートの整備にあたっては、県民に新幹線の整備効果に対する理解の促進を図られるよう努めること。また、新幹線駅から魅力ある資源を有する県内各地への2次交通を整備・改善し、新幹線の開業効果を高めるよう努めること。</p> <p>(7) 「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界文化遺産登録による国内外の観光客の増加に対応するため、長崎県内と天草間の交通アクセスについて、国・市町・事業者と連携した対応に努めること。</p> <p>3 医療・福祉・高齢者等交通弱者対策について</p> <p>(1) 介護サービスにおける移送対策について、市町と連携を図りながら、地域での充実が図られるよう努めること。</p> <p>(2) 高齢者や障害者等が安心して生活できるよう、市町や事業者等と連携して、バリアフリーの現状把握に努め、交通環境の整備を図ること。</p> <p>(3) 運転免許自主返納高齢者等について、各地域の特性・実情に応じ、公共交通利用等の支援策が講じられるよう努めること。</p> <p>なお、文案の作成及び提出の諸手続については、議長に一任する。</p>
提出先	知事

重功		意義	
種別	九州新幹線西九州ルート	提出者	九州新幹線西九州ルート整備特別委員会
種類	見書	提出年月日	平成31年2月20日
件名	九州新幹線西九州ルートの整備促進について		
要旨	<p>九州新幹線西九州ルートは、西九州地域の産業振興や交流人口の拡大等につながる、重要な交通基盤であり、関西圏・中国圏との連携による社会経済の発展に寄与するものである。また、沿線地域では、官民が一体となって新幹線の効果を最大限に発揮できるよう、ソフト・ハード両面から新幹線を活用した魅力あるまちづくりに懸命に取り組んでいる。</p> <p>この西九州ルートについては、フリーゲージトレイン(FGT)が山陽新幹線へ乗り入れるという前段であったが、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム「九州新幹線(西九州ルート)検討委員会」において、高速化の進む山陽新幹線への乗り入れは困難であることから、西九州ルートへの導入は断念せざるを得ないとされている。</p> <p>今後の整備のあり方について、同検討委員会において、フル規格又はミニ新幹線のいずれかを選択するとされているが、ミニ新幹線については、工事中期間中に輸送力が低下することや輸送障害の発生によりダイヤの安定性が劣ることなどの課題がある。</p> <p>一方、フル規格については、国土交通省が平成30年3月に示した試算結果で高い整備効果が示され、本県としてもこの結果を高く評価しており、フル規格により整備することこそ西九州地域の発展に最も寄与することをあらためて確認している。</p> <p>よって、県に対して、西九州ルートの全線フル規格による整備を実現するため、下記の記事について政府・与党等へ強く働きかけるよう求めるものである。</p> <p>記</p> <p>1 国の責任において早急に議論を進め、整備のあり方については、課題の残るミニ新幹線ではなく、投資効果・収支改善効果・時間短縮効果が最も高い、フル規格による整備方針を早期に決定すること。</p> <p>併せて、西九州ルートへの直通運行も視野に入れたJR佐世保線の輸送改善に向けた支援の充実を図ること。</p> <p>2 整備新幹線建設に伴う地方公共団体の建設費負担については、国が開発を進めてきたFGTの導入が困難になったという特殊事情も考慮し、国の責任において地方負担の軽減に向けて抜本的な対策を講じること。</p>		

上 程 議 案 件 名 表

議案番号	件名
第1号議案	平成31年度長崎県一般会計予算 ※質疑・討論あり
第2号議案	平成31年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
第3号議案	平成31年度長崎県農業改良資金特別会計予算
第4号議案	平成31年度長崎県林業改善資金特別会計予算
第5号議案	平成31年度長崎県営林特別会計予算
第6号議案	平成31年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算
第7号議案	平成31年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
第8号議案	平成31年度長崎県用地特別会計予算
第9号議案	平成31年度長崎県庁用管理特別会計予算
第10号議案	平成31年度長崎県長崎魚市場特別会計予算
第11号議案	平成31年度長崎県港湾施設整備特別会計予算
第12号議案	平成31年度長崎県流域下水道特別会計予算
第13号議案	平成31年度長崎県公債管理特別会計予算
第14号議案	平成31年度長崎県国民健康保険特別会計予算
第15号議案	平成31年度長崎県港湾整備事業会計予算
第16号議案	平成31年度長崎県交通事業会計予算
第17号議案	長崎県手数料条例の一部を改正する条例
第18号議案	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
第19号議案	長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例
第20号議案	警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例
第21号議案	武道館条例の一部を改正する条例
第22号議案	長崎県こども・女性・障害者支援センター設置条例の一部を改正する条例
第23号議案	長崎県地域医療再生臨時特例基金条例を廃止する条例
第24号議案	長崎県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例
第25号議案	長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
第26号議案	長崎県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

	<p>3 建設中の武雄温泉～長崎間の建設費の増額については、厳しい財政状況の中、過度の追加負担が生じないようコスト縮減や十分な財政措置を講じること。</p> <p>なお、文案の作成及び提出の諸手続については、議長に一任する。</p>
提出先	知事

第27号議案	長崎県立児童福祉施設条例の一部を改正する条例
第28号議案	長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
第29号議案	長崎県少年保護育成条例の一部を改正する条例
第30号議案	県立高等学校等条例の一部を改正する条例
第31号議案	市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の一部を改正する条例
第32号議案	学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
第33号議案	長崎県立長崎図書館の講堂の使用に関する条例を廃止する条例
第34号議案	長崎県立上五島海洋青少年の家条例を廃止する条例
第35号議案	長崎県環境保健研究センター条例の一部を改正する条例
第36号議案	雲仙公園使用条例の一部を改正する条例
第37号議案	長崎県立都市公園条例の一部を改正する条例
第38号議案	長崎県営港湾ターミナルビル条例等の一部を改正する条例
第39号議案	長崎県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例
第40号議案	長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例
第41号議案	長崎県工業技術センター条例及び長崎県農業技術センター条例の一部を改正する条例
第42号議案	長崎県ビジネス支援プラザ条例等の一部を改正する条例
第43号議案	長崎県技能会館条例の一部を改正する条例
第44号議案	長崎県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例
第45号議案	長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例の一部を改正する条例
第46号議案	長崎県漁港管理条例の一部を改正する条例
第47号議案	長崎県農林技術開発センター手数料条例の一部を改正する条例
第48号議案	長崎県畜産関係手数料条例の一部を改正する条例
第49号議案	長崎県民の森条例の一部を改正する条例
第50号議案	包摂外部監査契約の締結について
第51号議案	和解及び損害賠償の額の決定について
第52号議案	和解及び損害賠償の額の決定について
第53号議案	契約の締結について
第54号議案	契約の締結の一部変更について
第55号議案	直轄特定漁港漁場整備事業に対する県の負担について
第56号議案	県が行なう建設事業に対する市町村負担金の徴収についての一部変更について

第57号議案	平成30年度長崎県一般会計補正予算(第5号)
第58号議案	平成30年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算(第1号)
第59号議案	平成30年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)
第60号議案	平成30年度長崎県営林特別会計補正予算(第2号)
第61号議案	平成30年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)
第62号議案	平成30年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第1号)
第63号議案	平成30年度長崎県用地特別会計補正予算(第1号)
第64号議案	平成30年度長崎県庁用管理特別会計補正予算(第1号)
第65号議案	平成30年度長崎県長崎魚市場特別会計補正予算(第1号)
第66号議案	平成30年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算(第2号)
第67号議案	平成30年度長崎県流域下水道特別会計補正予算(第3号)
第68号議案	平成30年度長崎県公債管理特別会計補正予算(第1号)
第69号議案	平成30年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
第70号議案	平成30年度長崎県港湾整備事業会計補正予算(第3号)
第71号議案	平成30年度長崎県交通事業会計補正予算(第2号)
第72号議案	平成30年度長崎県一般会計補正予算(第6号) ※2/21可決
第73号議案	平成30年度長崎県営林特別会計補正予算(第3号) ※2/21可決
第74号議案	平成30年度長崎県流域下水道特別会計補正予算(第4号) ※2/21可決

請 願 付 託 表

委員会名	請願番号	件 名	提 出 者	紹介議員
総務委員会	第1号	国に対し「2109年10月からの消費税増10%への引き上げ中止を求めめる意見書」の提出を求めめる請願書	10月消費税10%ストップ！ネットワーク長崎・準備会 山下 優子	堀江ひとみ
文教厚生委員会	第2号	放課後児童クラブの質の確保を求めめる意見書提出に関する請願書	長崎県学童保育連絡協議会 会長 小山 浩	西川 京己 前田 哲也

(計 2件)

賀 詞 (案)

天皇陛下におかせられましたは
 本年 御即位三十年をお迎えになられ
 誠に慶賀にたえないところであります
 ここに長崎県議会は 県民を代表して
 天皇皇后両陛下の益々のご健勝を
 お祈りするとともに
 謹んでお祝いを申し上げます

平成三十一年二月二十八日

長 崎 県 議 会

委員 会 開 催 日 程 表

月 日	曜 日	開 会 時 刻	委 員 会 名	場 所
3月4日	月	10:00	予 算 決 算 委 員 会 (総 括 質 疑)	議 場
3月5日	火	10:00	総 務 委 員 会	委 員 会 室 1
			文 教 厚 生 委 員 会	委 員 会 室 2
			環 境 生 活 委 員 会	委 員 会 室 3
			農 水 経 済 委 員 会	委 員 会 室 4
3月6日	水	10:00	総 務 委 員 会	委 員 会 室 1
			文 教 厚 生 委 員 会	委 員 会 室 2
			環 境 生 活 委 員 会	委 員 会 室 3
			農 水 経 済 委 員 会	委 員 会 室 4
3月7日	木	10:00	総 務 委 員 会	委 員 会 室 1
			文 教 厚 生 委 員 会	委 員 会 室 2
			環 境 生 活 委 員 会	委 員 会 室 3
			農 水 経 済 委 員 会	委 員 会 室 4
3月8日	金	10:00	総 務 委 員 会	委 員 会 室 1
			文 教 厚 生 委 員 会	委 員 会 室 2
			環 境 生 活 委 員 会	委 員 会 室 3
			農 水 経 済 委 員 会	委 員 会 室 4
3月11日 (予備日)	月	10:00	総 務 委 員 会	委 員 会 室 1
			文 教 厚 生 委 員 会	委 員 会 室 2
			環 境 生 活 委 員 会	委 員 会 室 3
			農 水 経 済 委 員 会	委 員 会 室 4
3月13日	水	11:00	予 算 決 算 委 員 会 (分 科 会 長 報 告 、 採 決)	議 場

動 議 件 名 一 覧 表 (参 考)

1 委員会等提出

区 分	提 出 先	件 名	提 出 者	可 否	掲 載 ペ ー ジ
意見書	府 政 国 会	放課後児童クラブの質の確保について	文教厚生委員会	可決	付録 9ページ
意見書	府 政 国 会	食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みについて	環境生活委員会	可決	付録 9ページ

重 力		議 義
種 類	提 出 者	文 教 厚 生 委 員 会
	提 出 年 月 日	平 成 3 1 年 3 月 7 日
種 類	意 見 書	
件 名	放 課 後 児 童 ク ラ ブ の 質 の 確 保 に つ い て	
要 旨	<p>放課後児童クラブでは、就労等により保護者が昼間家庭にいない子どもを対象として、放課後等に学校の余裕教室等や専用施設等で適切な遊びや生活の場を提供することにより、安全安心な環境の下、その健全な育成を図っている。</p> <p>女性の就労拡大等に伴い、放課後児童クラブの利用児童数は年々増え続けており、子どもが安全に安心して放課後を過ごせる放課後児童クラブのニーズはますます高まっており、その目的・役割を果たすためには、放課後児童クラブの質の確保が求められ、放課後児童支援員については研修等による資質の向上が必要不可欠である。</p> <p>そのため、国が策定した「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき市町村が条例を定める際、職員の配置基準については従うべき基準とされているところである。</p> <p>今般、従うべき基準を参酌化するという閣議決定がなされたところであるが、もし職員配置基準が緩和されれば、場合によっては、資格を有しない者が1人で多くの児童を受け持つという状態が生じ、子どもの安全安心が保障されないことが懸念される。</p> <p>よって、国に対して、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の従うべき基準を参酌化しても、市町村が質の確保を担保するよう、都道府県は安全・安心が確保できない体制は認めないよう働きかけを行うことを強く求めるものである。</p> <p>なお、文案の作成及び提出の諸手続については、議長に一任する。</p>	
提 出 先	政 府 ・ 国 会	

重 力		議 義
種 類	提 出 者	環 境 生 活 委 員 会
	提 出 年 月 日	平 成 3 1 年 3 月 6 日
種 類	意 見 書	
件 名	食 品 ロ ス 削 減 に 向 け て の さ ら な る 取 り 組 み に つ い て	
要 旨	<p>まだ食べることができざる食品が、生産、製造、販売、消費の各段階で廃棄されている、いわゆる食品ロスの削減は、今や我が国において喫緊の課題と言える。国内で発生する食品ロスの量は年間646万トン（2015年度）と推計されており、これは国連の世界食糧計画（WFP）が発展途上国に食糧を援助する量の約2倍に上る。政府は、国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」に沿い、家庭での食品ロスの量を2030年度までに半減させることを目指しているが、事業者を含め国民各層の食品ロスに対する取り組みや意識啓発が必要不可欠である。</p> <p>食品ロスを削減していくためには、国民一人一人が各々の立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要である。</p> <p>また、まだ食べることが出来る食品については、廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人に提供するなど、できるだけ食品として活用していくことが重要である。</p> <p>よって国に対して、国、地方公共団体、事業者、消費者等が一体となって食品ロス削減に向けての取り組みを進めるため、下記の事項について真摯に取り組むことを強く求めるものである。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、食品ロスの削減を総合的に推進するため、法律の制定を含めたより一層の取り組みを実施すること。 2 商慣習の見直し等による食品事業者の廃棄抑制や消費者への普及啓発、学校等における食育・環境教育の実施など、食品ロス削減に向けての国民運動をこれまで以上に強化すること。 3 賞味期限内の未利用食品や備蓄品等を必要とする人に届けるフードバンクなどの取り組みをさらに支援すること。 <p>なお、文案の作成並びに提出の諸手続については、議長に一任する。</p>	
提 出 先	政 府 ・ 国 会	

平成31年2月定例会議会閉会中 委員会付託申出一覧表

No.1

委員 会 名	付 託 事 件
総務	<p>○委員会、現地調査及び要望活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理、防災、消防、危険物の規制等に関する事項について ・職員の人事、勤務条件、給与、福利厚生等に関する事項について ・行政改革、情報公開等県等の行政一般に関する事項について ・県の予算、財政、県税その他の財務に関する事項について ・政策評価に関する事項について ・公有財産に関する事項について ・秘書、広報及び広聴に関する事項について ・地域・行政情報化その他他部の主管に属しない事項について ・重要施策の企画及び総合調整に関する事項について ・離島・半島及び地域の振興に関する事項について ・スポーツ振興に関する事項について ・県内市町の行政、財政、選挙に関する事項について ・土地対策に関する事項について ・交通運輸に関する事項について ・県庁舎の跡地活用に関する事項について ・文化振興に関する事項について ・世界遺産登録の推進に関する事項について ・観光振興に関する事項について ・物産流通振興に関する事項について ・国際関連施策の推進に関する事項について ・出納及び物品調達に関する事項について ・議会事務局に関する事項について ・監査事務に関する事項について ・人事委員会に関する事項について ・労働委員会に関する事項について ・警察の組織及び運営に関する事項について ・交通安全、防犯対策の推進に関する事項について ・公安委員会に関する事項について
文教厚生	<p>○委員会、現地調査及び要望活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校及び県立大学（公立大学法人）に関する事項について ・福祉保健行政の企画及び総合調整に関する事項について ・社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査に関する事項について ・医療政策に関する事項について ・医療人材の確保等に関する事項について ・義務行政に関する事項について ・国民健康保険等に関する事項について ・高齢者施策の推進に関する事項について ・障害者施策の推進に関する事項について ・原簿被爆者対策等の推進に関する事項について ・子どもに関する総合的な施策及び調整に関する事項について ・教育委員会に関する事項について ・教職員の定数、勤務条件及び福利厚生等に関する事項について ・県立学校の施設及び設備に関する事項について ・義務教育及び高校教育に関する事項について ・特別支援教育に関する事項について ・生涯学習に関する事項について ・学芸文化に関する事項について ・保健体育に関する事項について ・競技力の向上に関する事項について

No.2

委員 会 名	付 託 事 件
環境生活	<p>○委員会、現地調査及び要望活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民生活に関する施策の企画及び総合調整に関する事項について ・県民との協働推進等に関する事項について ・人権・向和問題に関する事項について ・男女共同参画に関する事項について ・交通安全の企画、交通安全運動等に関する事項について ・統計に関する事項について ・生活衛生に関する事項について ・食の安全・安心及び消費者行政に関する事項について ・環境に関する施策の企画及び総合調整に関する事項について ・環境保全等に関する事項について ・生活排水対策及び水資源政策に関する事項について ・廃棄物対策に関する事項について ・自然環境に関する事項について ・道路及び河川に関する事項について ・まちづくりに関する事項について ・土砂災害対策に関する事項について ・住宅及び建築に関する事項について ・県土地開発公社に関する事項について ・県住宅供給公社に関する事項について ・県道路公社に関する事項について ・港灣、空港その他土木に関する事項について ・県営交通事業に関する事項について
農水経済	<p>○委員会、現地調査及び要望活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業の振興に関する事項について ・労働に関する事項について ・産業技術の振興に関する事項について ・水産業に関する事項について ・漁業取締に関する事項について ・漁港漁場に関する事項について ・農業に関する事項について ・林業に関する事項について
予算決算	<p>○委員会、要望活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般会計、特別会計及び企業会計予算等について
議会運営	<p>○委員会、現地調査及び要望活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会の運営に関する事項について ・議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について ・議長の諮問に関する事項について
離島・半島地域振興特別	<p>○委員会、現地調査及び要望活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離島・半島地域振興対策 ・有人国境離島法対策
観光振興等対策特別	<p>○委員会、現地調査及び要望活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光振興対策 ・国際戦略（東南アジア） ・IR対策 ・長崎空港対策
総合交通対策特別	<p>○委員会、現地調査及び要望活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離島地域航路・航空路対策 ・地域・2次交通対策 ・医療・福祉・高齢者等交通弱者対策
九州新幹線西九州ルート整備特別	<p>○委員会、現地調査及び要望活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・九州新幹線西九州ルート整備対策